

**第5次**  
**秋田市障がい者プラン**

**平成30年3月**  
**秋田市**

## 表記方法等について

### 1 障がいと障害

本プラン内における「障がい」または「障害」の表記については、「秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針」に基づいています。

### 2 関係法令等の名称とその略称

本プラン内における関係法令等の名称の表記については、次の略称を用いています。

- (1) **障害者基本法**：障害者基本法（昭和45年法律第84号）
- (2) **障害者自立支援法**：障害者自立支援法（平成17年法律第123号）
- (3) **障害者総合支援法**：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成25年4月1日施行）
- (4) **障害者虐待防止法**：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- (5) **障害者優先調達推進法**：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）
- (6) **障害者差別解消法**：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

## はじめに

第4次秋田市障がい者プランを策定した平成24年度からの5年間に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、さらには「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立・施行などがあり、障がいのある方の権利の擁護や地域生活の支援、多様化・複雑化するニーズへの対応等、障がい福祉施策に関連した様々な法制度の整備が進められ、障がいのある方を取り巻く状況は大きく変化してきました。

このような状況等を踏まえ、本市では、平成29年12月に「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定したところであり、市民の皆様一人ひとりが障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加することができる社会の実現に向けた施策を総合的に推進することとしております。

このたび策定した、「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」を基本理念とする「第5次秋田市障がい者プラン」（平成30年度～35年度）のもと、市民の皆様はもとより、関係機関や関係諸団体等と互いに連携・協力しながら、「権利の擁護の推進」、「情報提供と意思疎通支援の充実」、「地域生活支援の充実」、「自立と社会参加の促進」、「生活環境の充実」を柱とした具体的な取組・事業を展開し、共生する社会の実現を目指してまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係諸団体や市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

秋田市長 穂 積 志

# 第5次秋田市障がい者プラン 目次

<b>第1部</b>	<b>秋田市障がい者プランの基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1	プラン策定の趣旨および性格	2
2	計画期間等	3
3	他の計画との関係・位置づけ	5
4	計画の策定体制	6
5	国の障がい者施策の動向について	7
6	障がい者をとりまく諸情勢について	12
7	基本理念・施策の体系	15
8	重点プロジェクト等	18
<b>第2部</b>	<b>障がい者の状況および将来推計</b>	<b>20</b>
1	秋田市の人口と障がい者数の推移	21
2	秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移	24
3	第5期秋田市障がい福祉計画および第1期秋田市障がい児福祉計画策定のための障害福祉サービス等に関するアンケート報告書	26
<b>第3部</b>	<b>サービス提供の目標および見込み</b>	<b>117</b>
1	計画策定の趣旨および基本的理念	118
2	第5期秋田市障がい福祉計画	119
3	第1期秋田市障がい児福祉計画	132
4	地域生活支援事業の実施に関すること	137
5	施設整備の推進に関すること	146

## 第4部 障がい福祉施策の展開（施策体系）・・・・・・・・・・ 147

- 1 障がい福祉の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
- 2 施策の展開について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151

### 第1章 権利の擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152

- 第1節 障がいを理由とする差別の解消の推進・・・・・・・・・・ 152
  - 1 障がいの理解促進に向けた啓発活動・・・・・・・・・・ 152
  - 2 障がいを理由とする差別の解消の推進・・・・・・・・・・ 153
  - 3 障がい者差別解消支援地域協議会の設置・・・・・・・・・・ 153
  - 4 障がい者差別解消調整委員会の設置・・・・・・・・・・ 154
- 第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
  - 1 成年後見制度等による権利擁護の推進・・・・・・・・・・ 155
  - 2 虐待防止対策の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
- 第3節 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
  - 1 障がい者の自己決定の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
  - 2 意思決定支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
- 第4節 相互理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
  - 1 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
  - 2 地域での交流の機会の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159

### 第2章 情報提供と意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 161

- 第1節 障がいのある方に配慮した情報の提供・・・・・・・・・・ 161
  - 1 障がい特性に配慮した情報提供体制の確保・・・・・・・・ 161
  - 2 障がいのある方が情報を取得できる環境の充実・・・・ 162
- 第2節 意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
  - 1 意思疎通支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
  - 2 意思疎通支援者の養成と技術の向上の推進・・・・・・ 163

### 第3章 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 165

- 第1節 相談支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 165
  - 1 相談支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 165
  - 2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備・・・・・・ 166
  - 3 障がい者総合支援協議会の機能強化・・・・・・・・・・ 166

第2節	ライフステージに合わせた支援の充実	167
1	障がい児の早期発見および支援の充実	167
2	障がい者への支援の充実	169
3	高齢障がい者への支援の充実	171
4	孤立死防止への対応強化	172
第3節	障がい特性に応じた支援の充実	173
1	身体障がい者への支援の充実	173
2	知的障がい者への支援の充実	175
3	精神障がい者への支援の充実	176
4	その他の障がい者への支援の充実	177
第4節	サービス提供体制の整備	178
1	障害福祉サービスの提供体制の整備	179
2	地域生活支援事業の提供体制の整備	180
3	サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備	181
4	専門性を兼ね備えた人材の育成	182
5	ボランティアの活動支援体制の整備	183
第5節	保健・医療との連携	184
1	健康診査・健康相談の促進	184
2	医療機関への受診の支援	185
3	心の健康づくりの強化	186

#### 第4章 自立と社会参加の促進 187

第1節	移動にかかる支援体制の充実	187
1	移動にかかる支援体制の充実	187
第2節	就労支援体制の充実	188
1	障がい者の雇用の促進	188
2	就労の場の確保	190
3	多様な就労ニーズへの対応	191
4	職場実習等の受入れ体制の強化	192
第3節	スポーツ・文化芸術活動への支援	193
1	障がい者のスポーツ活動への支援強化	193
2	文化芸術活動への支援強化	194
第4節	障がい者の自発的な社会活動への支援	195
1	自発的活動の推進	195
2	社会的活動への支援強化	195

## 第5章 生活環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197

第1節	バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進	197
1	バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動	197
2	公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進	197
3	心のバリアフリーの推進	198
第2節	冬期間の対応強化	199
1	雪寄せ支援の充実	199
2	冬期間の安全な移動手段の確保	200
第3節	災害対応の強化	201
1	災害対策の推進	201
2	災害時の避難支援体制の整備	202
3	災害時の福祉・医療サービス提供体制の整備	203

## 第5部 プラン推進の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205

1	プラン推進に向けて（連携と協力の推進）	206
2	プランの点検・評価・見直し	207

## 第6部 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208

身体障害者手帳所持者数	210
療育手帳所持者数	211
精神障害者保健福祉手帳所持者数	211
病類別精神障害者数	212
難病対策について	213
市内の福祉施設等一覧	214
特別支援学校の概況	240
市の主な取組・事業の概要	241
他の主体による取組・事業例の一覧	279
意思疎通支援事業の概要	284
第5次秋田市障がい者プラン策定経過	285
秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	286
秋田市社会福祉審議会条例	291
秋田市社会福祉審議会運営要綱	293
秋田市社会福祉審議会委員名簿	295
秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会委員名簿	298



# 第1部

## 秋田市障がい者プランの基本的な考え方

- 1 プラン策定の趣旨および性格
- 2 計画期間等
- 3 他の計画との関係・位置づけ
- 4 計画の策定体制
- 5 国の障がい者施策の動向について
- 6 障がい者をとりまく諸情勢について
- 7 基本理念・施策の体系
- 8 重点プロジェクト等

## 1 プラン策定の趣旨および性格

第5次秋田市障がい者プランは、本市の障がい福祉施策の全体像を示すものです。また、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含させ、一体のものとして策定するもので、本市の障がい福祉施策を展開していく上での実施計画となるものです。

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的かつ計画的に支援し、障がいのある方の社会参加の実現、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、教育との連携および地域生活の充実を推進することを目指すものです。

本市では、平成10年2月に第1次秋田市障害者プランを策定して以来、3度の見直し改定を行ってきました。現在の第4次秋田市障がい者プランの計画期間が平成29年度までであることや、平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、さらには誰もが人格と個性を尊重し、相互に支え合い共生する社会の実現を目指し、平成30年4月から「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が施行されること等を踏まえて、新たに第5次秋田市障がい者プランを策定するものです。

## 2 計画期間等

### 1 計画期間

このプランの計画期間は、平成30年度から35年度までの6年間とします。

なお、プランに含まれる「第5期秋田市障がい福祉計画」および「第1期秋田市障がい児福祉計画」の計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間であり、平成32年度に必要な見直しを行った上で、平成33年度から35年度までを計画期間とする「第6期秋田市障がい福祉計画」および「第2期秋田市障がい児福祉計画」を策定することとしています。

第1次障害者プラン	(平成10年2月策定)	計画期間：平成10年度～17年度)
第2次障害者プラン	(平成14年3月策定)	計画期間：平成14年度～18年度)
第3次障害者プラン	(平成19年3月策定)	計画期間：平成19年度～24年度)
第4次障がい者プラン	(平成25年3月策定)	計画期間：平成25年度～29年度)
第5次障がい者プラン	(平成30年3月策定)	計画期間：平成30年度～35年度)

### 2 障がい者プランと障がい福祉計画および障がい児福祉計画との関係

平成18年度に施行された障害者自立支援法（平成25年4月1日より障害者総合支援法）において、市町村は3年を1期とする「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

本市では、平成19年3月に「第3次秋田市障害者プラン（平成19年度～24年度）」を策定する際に、「第1期秋田市障害福祉計画（平成19年度～20年度）」も包含して策定しました。その後、平成21年3月には「第2期秋田市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を、平成24年3月には「第3期秋田市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定し、「第3次秋田市障害者プラン」に包含しています。

さらに、平成25年3月に「第4次秋田市障がい者プラン（平成25年度～29年度）」を策定し、「第3期秋田市障がい福祉計画」と平成27年3月に策定した「第4期秋田市障がい福祉計画（平成27年度～29年度）」を包含しています。

「第5次秋田市障がい者プラン（平成30年度～35年度）」では、「第5期秋田市障がい福祉計画（平成30年度～32年度）」および「第1期秋田市障がい児福祉計画（平成30年度～32年度）」ならびに「第6期秋田市障がい福祉計画（平成33年度～35年度：予定）」および「第2期秋田市障がい児福祉計画（平成33年度～35年度：予定）」が包含されることとなります。

～平成26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成30～35年度
---------	------------	------------	------------	-----------

「第4次秋田市障がい者プラン」 (平成25～29年度)		「第5次秋田市障がい者プラン」 (平成30～35年度)	
第3期秋田市 障がい福祉計画 (平成24 ～26年度)	第4期秋田市 障がい福祉計画 (平成27～29年度)	第5期秋田市 障がい福祉計画 (平成30 ～32年度)	第6期秋田市 障がい福祉計画 (平成33 ～35年度予定)
		第1期秋田市 障がい児福祉計画 (平成30 ～32年度)	第2期秋田市 障がい児福祉計画 (平成33 ～35年度予定)

## 第5次秋田市障がい者プラン

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」  
(障がい者施策に関する基本的計画)  
(期間：平成30～35年度)

### 秋田市障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」  
(障害福祉サービス等の提供体制確保に関する計画)

第5期秋田市障がい福祉計画 (期間：平成30～32年度)  
第6期秋田市障がい福祉計画 (期間：平成33～35年度予定)

### 秋田市障がい児福祉計画

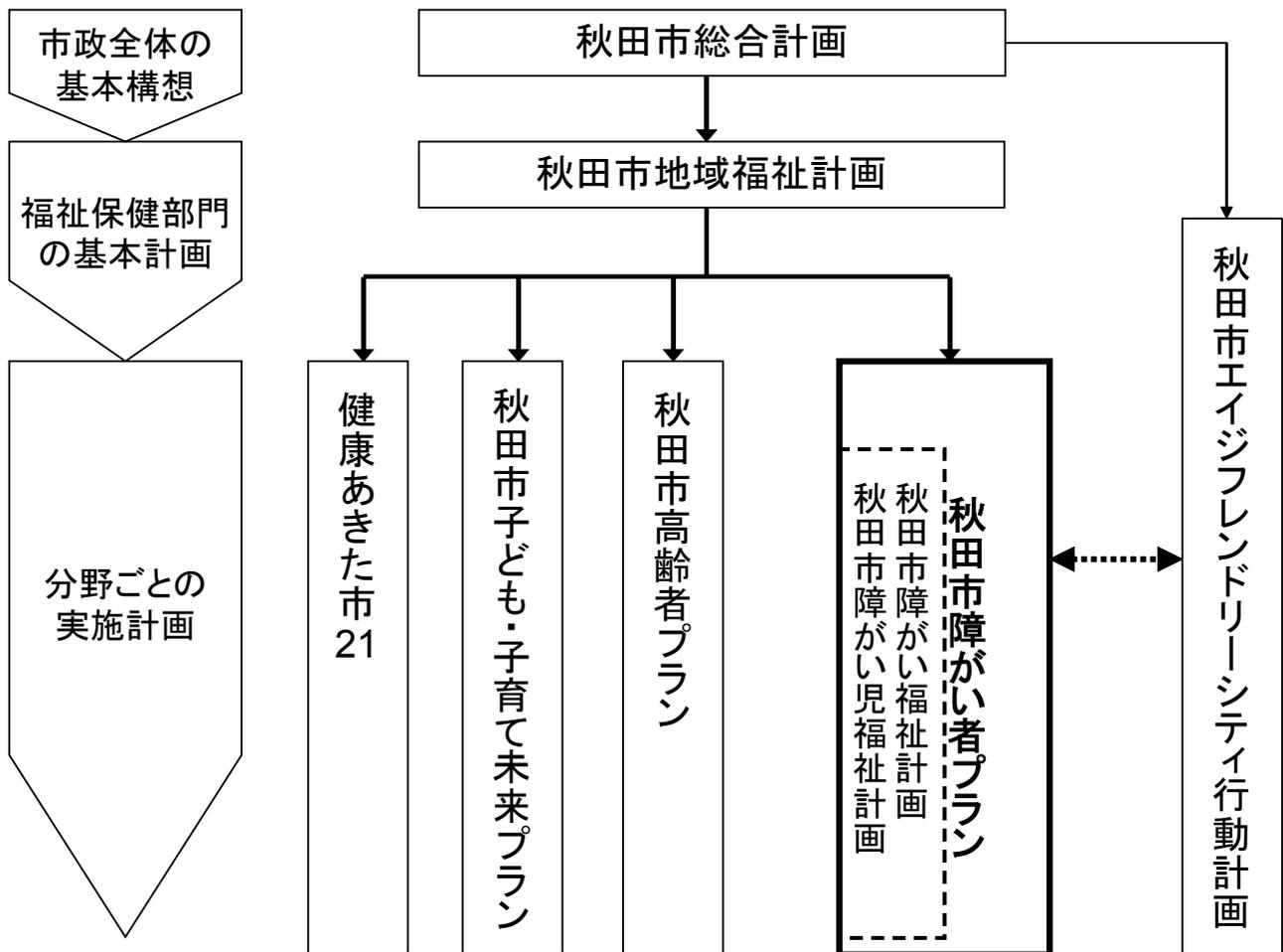
児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」  
(障害児通所支援等の提供体制確保に関する計画)

第1期秋田市障がい児福祉計画 (期間：平成30～32年度)  
第2期秋田市障がい児福祉計画 (期間：平成33～35年度予定)

参考 第1期秋田市障害福祉計画 (平成19～20年度)  
第2期秋田市障害福祉計画 (平成21～23年度)  
第3期秋田市障がい福祉計画 (平成24～26年度)  
第4期秋田市障がい福祉計画 (平成27～29年度)

### 3 他の計画との関係・位置づけ

秋田市障がい者プランは、市政全体の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、本市の福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位として、その理念を共有する他の福祉および保健に関する計画や「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」とも整合性を図るものです。



## 4 計画の策定体制

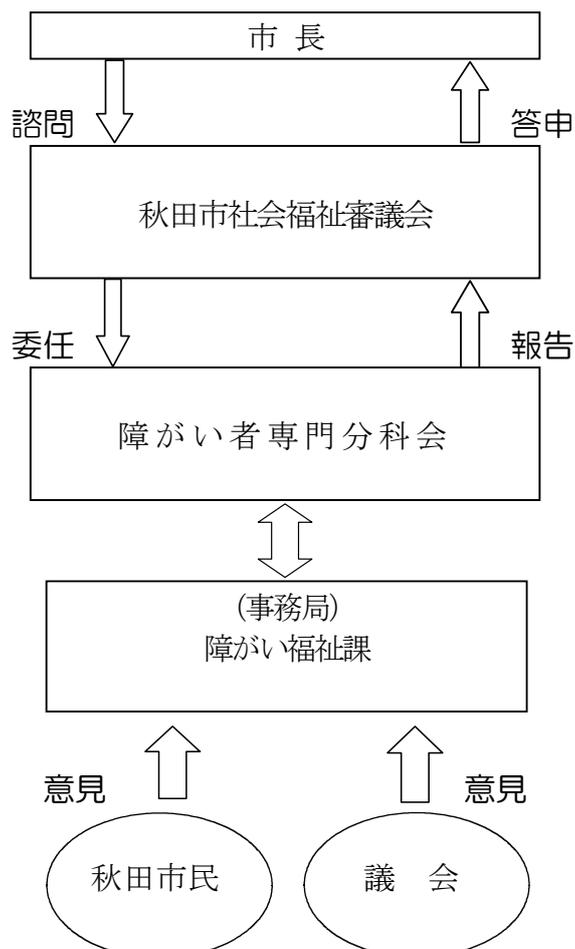
### 1 策定作業

策定作業は、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関である「秋田市社会福祉審議会」の中の障がい福祉に関する事項を調査審議する「障がい者専門分科会」を中心に障がい福祉課が事務局となり進めました。

### 2 市民の意見の反映

平成29年度に、各種アンケート調査や関係団体等からの聴き取り調査のほか、市民からの意見聴取として、プラン素案についてのパブリックコメントを実施しました。

また、前述の「秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会」に臨時委員として障がい者の当事者団体等の代表を含む11名に加わっていただきました。



## 5 国の障がい者施策の動向について

### 1 近年の障がい者関係法令等の主な動き

平成17年10月に、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から障害者自立支援法が成立（平成18年4月一部施行、同年10月完全施行）しています。この法律による改革のねらいは、以下のようなものでした。

- ① 3障がい（身体・知的・精神）の福祉サービスの一元化
- ② 就労支援の強化
- ③ 地域の社会資源を活用できるよう規制緩和
- ④ 公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化
- ⑤ 利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担
- ⑥ 国の財政責任の明確化

その後、利用者負担の見直しとして応益負担の原則を廃止するとともに、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けた検討が進められました。

その間、平成22年12月には、利用者負担を応能負担とすること等を盛り込んだ「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が、平成23年6月には、障がい者に対する虐待の防止等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護を図るための「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、それぞれ成立しています。

平成23年8月には、国の障がい者施策の柱となる「障害者基本法の一部を改正する法律」が、成立しました。

この法律の概要は、以下のとおりです。

- ① 目的規定の見直し  
全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することとしたこと
- ② 障がい者の定義の見直し  
身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により、継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしたこと
- ③ 地域社会における共生等  
ア 全ての障がい者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること  
イ 全ての障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと  
ウ 全ての障がい者は、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

④ 差別の禁止

障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと、また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこと

この他、国際的協調、国民の理解・責務、また基本的施策として、雇用の促進、公共施設や情報利用のバリアフリー化、防災・防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等が定められています。

平成24年6月には、それまでの検討を踏まえ、障がい者の日常生活・社会生活の支援が、障がい者の社会参加の確保および地域生活における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行うことを理念とした、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。

この法律の概要は、以下のとおりです。

- ① 「障害者自立支援法」という名称を改め「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」としたこと
- ② 「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えたこと
- ③ 「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めたこと
- ④ 障がい者に対する支援
  - ア 重度訪問介護の対象拡大
  - イ 共同生活介護の共同生活援助への一元化
  - ウ 地域移行支援の対象拡大
  - エ 地域生活支援事業の追加
- ⑤ サービス基盤の計画的整備
  - ア 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項および地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
  - イ 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
  - ウ 市町村が障害福祉計画を作成するにあたって、障がい者等のニーズ把握を行うことの努力義務化
  - エ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画の明確化

また、この法律の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしました。

そのため、国の社会保障審議会障害者部会において平成27年4月から検討が進められ、同年12月に部会において報告書（「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」）をとりまとめました。

## 2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立

こうした経過を経て、平成28年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「改正障害者総合支援法等」とします。）が成立しました。

この改正では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととしており、その概要は、以下のとおりです。

- ① 障がい者の望む地域生活の支援
  - ア 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
  - イ 就業定着に向けた支援を行うサービス（就労定着支援）の創設
  - ウ 重度訪問介護の訪問先の拡大
  - エ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- ② 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
  - ア 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
  - イ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
  - ウ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援
  - エ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
  - ア 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
  - イ 障害福祉サービスの情報公表制度の創設
  - ウ 自治体による調査事務・審査事務の効率化

なお、施行期日は平成30年4月1日（②のエについては平成28年6月3日）となっています。

## 3 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月1日から施行されました。

平成23年の「障害者基本法」の改正の際に、同法の基本原則として、「差別の禁止」が規定されました。障害者差別解消法は、その規定を具体化するものとして、障がい者を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的として制定されたものです。この法律の概要は、以下のとおりです。

- ① 障がいを理由とする差別の禁止
  - ア 不当な差別的取扱いの禁止
  - イ 合理的配慮の提供
- ② 対応要領、対応指針による差別の内容の具体化と実効性の担保

- ア 差別の解消の推進に関する基本指針の策定（閣議決定）
- イ 国、地方公共団体等による当該機関における取組に関する対応要領の策定
- ウ 主務大臣による事業者に対する事業分野別の対応指針の策定
- エ 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告
- ③ 国や地方公共団体による支援措置
  - ア 相談・紛争解決の体制整備
  - イ 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
  - ウ 普及・啓発活動の実施
  - エ 国内外における差別および差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理および提供

### 障がい福祉施策のこれまでの主な経緯

平成18年 4月 12月	障害者自立支援法の一部施行（同年10月完全施行） 法の円滑な運営のための特別対策 ① 利用者負担の更なる軽減 ② 事業者に対する激変緩和措置 ③ 新法移行のための経過措置
平成19年12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 ① 利用者負担の見直し ② 事業者の経営基盤の強化 ③ グループホーム等の整備促進
平成20年12月	社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
平成21年 3月	「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出 ↓ 同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
9月	連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
平成22年 1月	厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意
4月	障がい者制度改革推進会議において議論開始 低所得者の障害福祉サービスおよび補装具に係る利用者負担を無料化
6月	障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（閣議決定）
12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて

		<u>障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律</u> （議員立法）が成立
平成23年	6月	<u>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」</u> （議員立法）が成立
	7月	<u>「障害者基本法の一部を改正する法律」</u> が成立
	8月	「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ
平成24年	6月	<u>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」</u> および <u>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」</u> （議員立法）が成立
平成25年	6月	<u>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」</u> 、 <u>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」</u> および <u>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」</u> が成立
平成27年	12月	「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（社会保障審議会障害者部会報告書）とりまとめ
平成28年	3月	<u>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」</u> 閣議決定（国会提出）
	5月	<u>同法</u> および <u>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」</u> （議員立法）が成立

※出典：厚生労働省および内閣府資料

## 6 障がい者を取りまく諸情勢について

### 1 障がい概念の変容

平成13年に、WHO（世界保健機関）において、従来のICIDH（国際障害分類）を改訂した、ICF（国際生活機能分類）が採択されました。

ICFでは、ICIDHで用いていた「機能障害」という概念を改め「心身機能と身体構造」と、同じく「能力障害」を「活動」と、同じく「社会的不利」を「参加」として規定しています。そして、この「心身機能と身体構造」「活動」「参加」の3つの生活機能が低下した状態を総称して障がい（生活機能低下）としています。

また、ICIDHでは、環境が障がいに与える影響について触れていませんでしたが、ICFでは、3つの生活機能には相互関係があること、また3つの生活機能には、環境因子（物的環境、社会的環境）、個人因子（性、年齢、価値観）が影響を与えるとしています。従来の「医学モデル」（障がいは個人の問題であり、医学的側面から治療し、障がい者をより健常者に近づけようとする考え方）に対比して「社会モデル」（障がいは社会の問題であり、障がい者が健常者と均等な機会を妨げる原因を除去する必要があるという考え方（ノーマライゼーションの具現化））へ焦点が当てられました。

### 2 障害者権利条約への批准

平成18年に、国際連合において、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを謳った「障害者権利条約」が採択され、我が国も平成19年に条約に署名しました。

日本国内では、この条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障がい当事者等の意見を踏まえ、政府は、集中的に国内制度改革を進めていくこととし、障害者基本法の改正（平成23年7月）をはじめとした様々な法制度整備が行われました。

これらの法整備等により、一通りの国内の障がい者制度の充実がなされたことから平成25年11月から12月にかけての国会の衆参本会議において全会一致で障害者権利条約の締結が承認され、平成26年1月に批准書を国際連合に寄託し、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

### 3 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

平成20年、内閣府は、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する政府の基本的な方針として、障がいの有無や年齢といった個々人の属性や置かれた状況に関わらず、国民一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合うことで、自信と喜びを持って生活することができる共生社会の実現に向けた環境を整備していく

ために標記の要綱を定めました。

ここでは、障がいのある方等が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが必要です。

すなわち、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）とともに、施設や製品等については、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが謳われています。

## 4 秋田市地域福祉計画

秋田市地域福祉計画は、本市の福祉保健部門の基本計画であり、平成26年度から平成30年度を計画期間とする「第3次秋田市地域福祉計画」が平成26年3月に策定されました。この計画では「みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ」を基本理念としております。

少子高齢化による地域の担い手不足や福祉課題の複雑化が一層進む中、地域福祉を進める（推進）ため、各主体（公・共・私）のこれまで以上の連携が必要となっています。

地域福祉の推進とは、公（行政）・共（地域）・私（市民一人ひとり）の役割分担による支え合い、助け合いのもと、誰もが身近な地域で、自分の経験や能力を生かしながら、生きがいを持って健康に暮らせる地域づくりをめざすことであります。

複雑化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートの連携が必要です。各取組がバランスよく機能し、各主体の協働により市全体が一丸となって、強固な地域福祉をつくっていかうとするものです。

**公**（行政の役割—公助：行政等が行う公的制度によるサービス提供・複雑化する福祉課題への対応）

**共**（地域等の役割—共助：地域社会における相互扶助・地域内の団体や関係機関の連携・市民活動による支援・市場（民間）における商品やサービスの提供）

**私**（市民の役割—自助：個人の自立と家族での支え合い・近隣との良好な関係づくり・共助公助への参加・参画）

## 5 「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定

本市は、平成29年12月に「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（いわゆる障がい者共生条例）を制定し、平成30年4月1日から施行することとしました。

この条例は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進することを目的として制定したものであります。

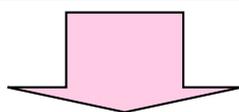
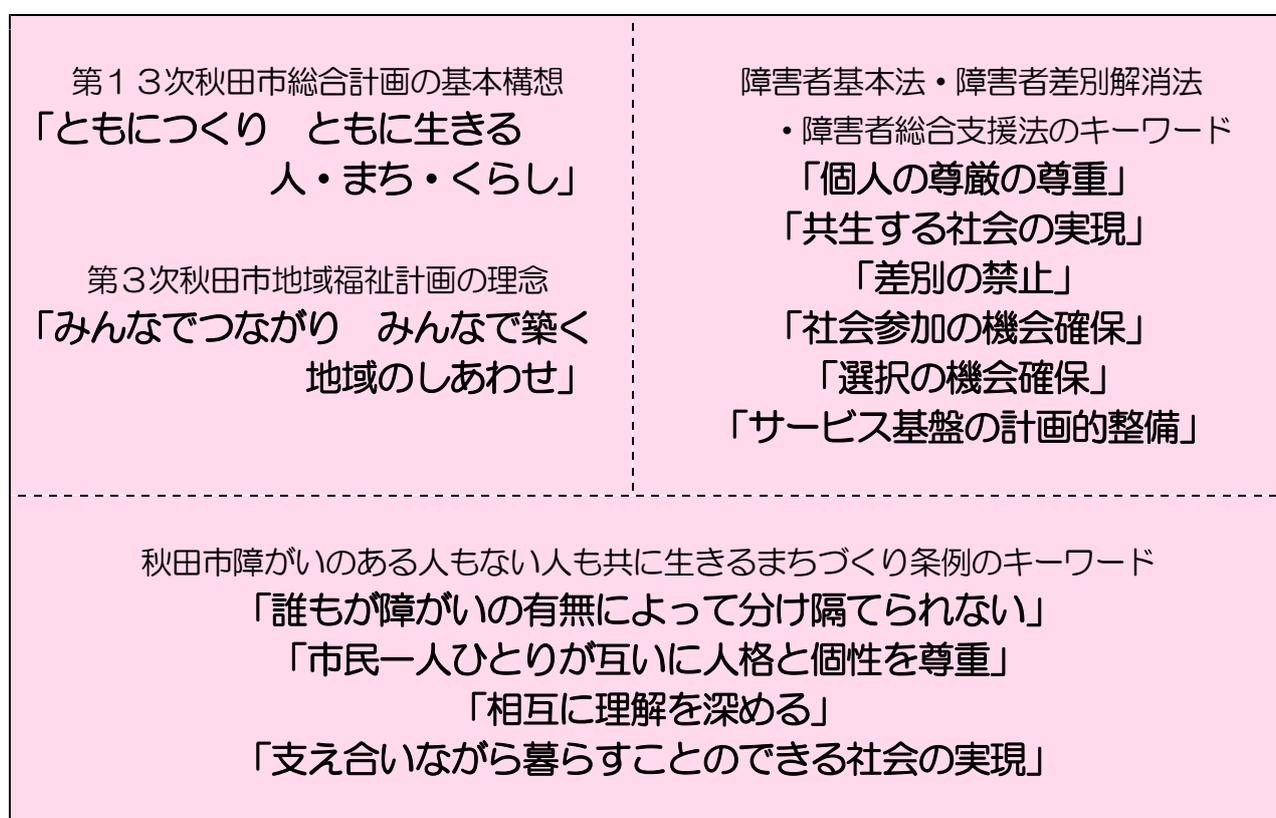
また、条例が目指す共生する社会の実現については、国の障害者基本法や障害者差別解消法の理念としてもその内容が規定されていることから、住民に身近な市の条例として設定することで、障害者基本法等の重要な内容（地域社会における共生等、差別の禁止）について共有し、事業者および市民と協力しあいながら総合的な施策の推進を目指すものです。この条例の概要は、以下のとおりです。

- ① 基本的理念を規定  
共生する社会の実現に向けた取組を行うにあたり、基本とする事項を定めた
- ② 市、事業者および市民の責務を規定
- ③ 障がいのある人に対する差別の禁止等を規定
  - ア 不当な差別的取扱いの禁止
  - イ 合理的配慮の不提供の禁止等
- ④ 障がいを理由とする差別に対する相談体制の整備  
事案解決のため、市長に対し、助言又はあっせんの申立てを行うことができること等を規定
- ⑤ 障がい者差別解消調整委員会の設置  
市長の諮問機関として、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を行う
- ⑥ 共生する社会の実現に向けた基本となる施策  
条例の目的達成に向けて総合的に推進する施策の基本となるもの（重点的に取り組むべき事項）として明記
  - ア 理解の促進  
（啓発活動の推進、交流の機会の確保等）
  - イ 障がいのある人の情報の取得および意思疎通  
（情報の取得および意思疎通における支援、障がいのある人に配慮した情報提供、意思疎通の手段の普及等）
  - ウ 障がいのある人の自立および社会参加  
（移動の手段への支援、就労および雇用への支援等）

## 7 基本理念・施策の体系

第5次障がい者プランでは、秋田市行政の基本構想である第13次秋田市総合計画（新・県都『あきた』成長プラン）や第3次秋田市地域福祉計画を踏まえた上で、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」および「障害者総合支援法」の理念に則った国の新たな障がい者施策への対応や、新たに制定した「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の目的の達成に向けて、基本理念を第4次障がい者プランから引き継ぎ「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」と決めました。

この理念の実現を目指して、次ページに示す施策体系により関連事業等を展開していくものです。



第5次秋田市障がい者プランの基本理念  
**「誰もが人格と個性を尊重し  
相互に支え合い共生する社会の実現」**

第5次障がい者プラン

「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」

1 権利の擁護の推進

1-1 障がいを理由とする差別の解消の推進

1-2 権利擁護と虐待防止対策の推進

1-3 意思決定支援の推進

1-4 相互理解の推進

2 情報提供と意思疎通支援の充実

2-1 障がいのある方に配慮した情報の提供

2-2 意思疎通支援の充実

3 地域生活支援の充実

3-1 相談支援の強化

3-2 ライフステージに合わせた支援の充実

3-3 障がい特性に応じた支援の充実

3-4 サービス提供体制の整備

3-5 保健・医療との連携

4 自立と社会参加の促進

4-1 移動にかかる支援体制の充実

4-2 就労支援体制の充実

4-3 スポーツ・文化芸術活動への支援

4-4 障がい者の自発的な社会活動への支援

5 生活環境の充実

5-1 バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進

5-2 冬期間の対応強化

5-3 災害対応の強化

## 1 権利の擁護の推進

人の個性は一人ひとり違っており、障がいもその人の個性のひとつです。生活のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めながら、地域社会を構成する一員として、障がいのある方の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、すべての市民の理解と協力のもと、権利の擁護の推進を図ります。

## 2 情報提供と意思疎通支援の充実

障がいのある方が、暮らしの中で必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、利便性に配慮した情報提供が求められます。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに意思を伝えあい、理解しあえるように、障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に対する支援の充実を目指します。

## 3 地域生活支援の充実

障がいのある方が、地域の中で共生し、その人らしい暮らしを送ることができるように、ソーシャル・インクルージョン（地域社会での支え合い）の考えに基づいた取組を推進します。また、住み慣れた地域で生活していくためには、性別・年齢・障がいの特性・生活環境等の違いを考慮しつつ、サービスを利用する本人の意向が十分に尊重され、必要としているサービスを選択できるようにする必要があります。そのため、必要性や実効性に留意しながら、ハード・ソフト両面からのサービス基盤の整備を推進し、地域生活支援体制の充実を目指します。

## 4 自立と社会参加の促進

障がいのある方への支援では、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上という視点が必要不可欠です。障がいのある方が、地域の中のさまざまな分野において、それぞれの能力を発揮し、生きがいを持って暮らすことができるよう、自立と社会参加の促進を図ります。

## 5 生活環境の充実

障がいの有無にかかわらず社会で活動するためには、道路・建物・公共交通機関等のバリアフリーの視点とユニバーサルデザインのまちづくりが求められます。

また、予知や発生を完全に防ぐことのできない自然災害に備えて、減災対策を推進し、安全に安心して暮らせるための生活環境の充実を目指します。

## 8 重点プロジェクト等

### 1 重点プロジェクト

#### 障がいの理解の促進・啓発事業の実施

～ 相互理解と障がいに関する市民意識の醸成に向けた取組の推進 ～

共生する社会の実現を目指し、次に示す6つの重点事項を含む本市の障がい福祉施策を効果的に推進していくためには、障がいのある方が、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏見により日常生活や社会生活の様々な場面において受ける制限を個人の問題としてではなく、市民一人ひとりの問題として捉え、ともに協力して取り組んでいくことが重要です。

そのため、市民および事業者が、障がいについての理解を深めるための広報その他の啓発活動の推進や、障がいの有無によらない相互理解の促進のための交流の機会の確保等を行います。

### 2 重点事項

第5次障がい者プランでは、計画期間中に特に重点的に取り組むべき事項として以下の6つを「重点事項」と位置づけ取り組んでいくこととします。

結果の出やすい事項もありますが、中には、結果が出にくく時間をかけてじっくりと取り組んでいかなければならない事項や、国の施策や社会情勢の変化等にも留意しながら進めていかなければならない事項もあります。

#### (1) 心のバリアフリーの推進

##### 施策体系【第1章第2節、第5章第1節－3】

- ・障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが、互いを尊重し、支え合うために意識を醸成していくための取組を進めます。
- ・虐待防止や成年後見制度の活用等、個人の尊厳を守る取組を進めます。

#### (2) 障がいを理由とする差別解消の推進

##### 施策体系【第1章第1節】

- ・障がいのある方に対する障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

### (3) 相談支援と意思疎通支援の充実

#### 施策体系【第2章第2節、第3章第1節】

- ・障がいのある方やその保護者の多様化・複雑化する相談に対応するため、相談支援の充実を図ります。
- ・共生する社会の実現に向けて不可欠な情報伝達・共有、意思疎通の手段の充実を図ります。

### (4) 医療的ケアが必要な障がい児(者)および重症心身障がい児(者)対策の推進

#### 施策体系【第3章第2節-1、第3章第4節-1】

- ・医療的ニーズの高い障がい児(者)やいわゆる重症心身障がい児(者)に対する支援体制づくりを進めます。

### (5) スポーツ・文化芸術活動への支援

#### 施策体系【第4章第3節】

- ・生涯にわたりスポーツを通じて健全な心身を育み、健康で明るく活力あるまちづくりを目指し、障がいのある方が安心してスポーツに取り組めるよう必要な支援体制づくりを進めます。
- ・心を揺さぶる感動やときめきに出会えるまちの創出と障がいのある方の自立と社会参加の促進に向けて、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことができるよう支援体制づくりを進めます。

### (6) 災害対応の強化

#### 施策体系【第5章第3節】

- ・自助・共助・公助の役割分担のもとに災害時における支援体制づくりを進めます。

## 第2部

# 障がい者の状況および将来推計

- 1 秋田市の人口と障がい者数の推移
- 2 秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移
- 3 第5期秋田市障がい福祉計画および第1期秋田市障がい児福祉計画策定のための障害福祉サービス等に関するアンケート報告書

## 1 秋田市の人口と障がい者数の推移(資料1)

秋田市の人口は、平成23年度から平成28年度にかけて、年々減少し、平成25年度末には、32万人を下回りました。そのような中で、障がい者数は年々増加しており、障がい者比率を見ると、平成24年度以降、7%台後半で推移し、平成28年度では7.9%に至っています。

中でも、平成23年度以降、精神障がい者数の増加率が約2%～8%台の割合で、続いて、知的障がい者数の増加率が約1%～5%台の割合で推移しています。身体障がい者数については、平成24年度からは減少傾向に推移している傾向となっております。

資料1

### 秋田市の人口と障がい者数の推移

#### ◎秋田市の人口の推移

各年度末現在 単位:人

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
人口	320,904	320,681	319,497	317,651	315,770	313,444

※数値は、住民基本台帳月報データベースから

#### ◎障がい者数の推移

各年度末現在 単位:人

区分\年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体障がい者	13,984	14,258	14,196	14,250	13,946	13,782
知的障がい者	1,900	1,950	2,050	2,124	2,217	2,232
精神障がい者	7,273	7,888	8,155	8,261	8,471	8,745
計(三障がい合計)	23,157	24,096	24,401	24,635	24,634	24,759
秋田市の人口に対する障がい者比率(%)	7.22	7.51	7.64	7.76	7.80	7.90

#### ◎障がい者手帳所持者数の推移

各年度末現在 単位:人

区分\年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体障害者手帳	13,984	14,258	14,196	14,250	13,946	13,782
療育手帳	1,900	1,950	2,050	2,124	2,217	2,232
精神障害者 保健福祉手帳	1,479	1,577	1,697	1,850	1,985	2,124
計(手帳所持者)	17,363	17,785	17,943	18,224	18,148	18,138
秋田市の人口に対する手帳所持者比率(%)	5.41	5.55	5.62	5.74	5.75	5.79

#### ◎身体障がい者の等級別の推移

各年度末現在 単位:人

等級\年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1級	4,710	4,804	4,743	4,773	4,697	4,692
2級	2,234	2,207	2,182	2,163	2,112	2,072
3級	2,660	2,741	2,798	2,763	2,656	2,590
4級	2,870	2,983	3,001	3,016	2,958	2,893
5級	792	784	753	782	787	797
6級	718	739	719	753	736	738
計	13,984	14,258	14,196	14,250	13,946	13,782
重度比率(%) (1～3級者の占める率)	68.68	68.40	68.49	68.06	67.87	67.87

◎身体障がい者の年齢別の推移 各年度末現在 単位:人

年齢階層 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
65歳以上	10,060	10,404	10,331	10,252	10,425	10,359
18～64歳	3,697	3,627	3,640	3,782	3,300	3,203
15～17歳	44	53	41	45	49	51
6～14歳	138	132	138	123	122	120
0～5歳	45	42	46	48	50	49
計	13,984	14,258	14,196	14,250	13,946	13,782
65歳以上の 高齢者比率(%)	71.94	72.97	72.77	71.94	74.75	75.16

◎知的障がい者の程度別の推移 各年度末現在 単位:人

程度 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
最重度	475	484	494	504	516	512
重度	595	598	593	606	617	612
中度	409	424	449	465	469	460
軽度	421	444	514	549	615	648
計	1,900	1,950	2,050	2,124	2,217	2,232

◎知的障がい者の年齢別の推移 各年度末現在 単位:人

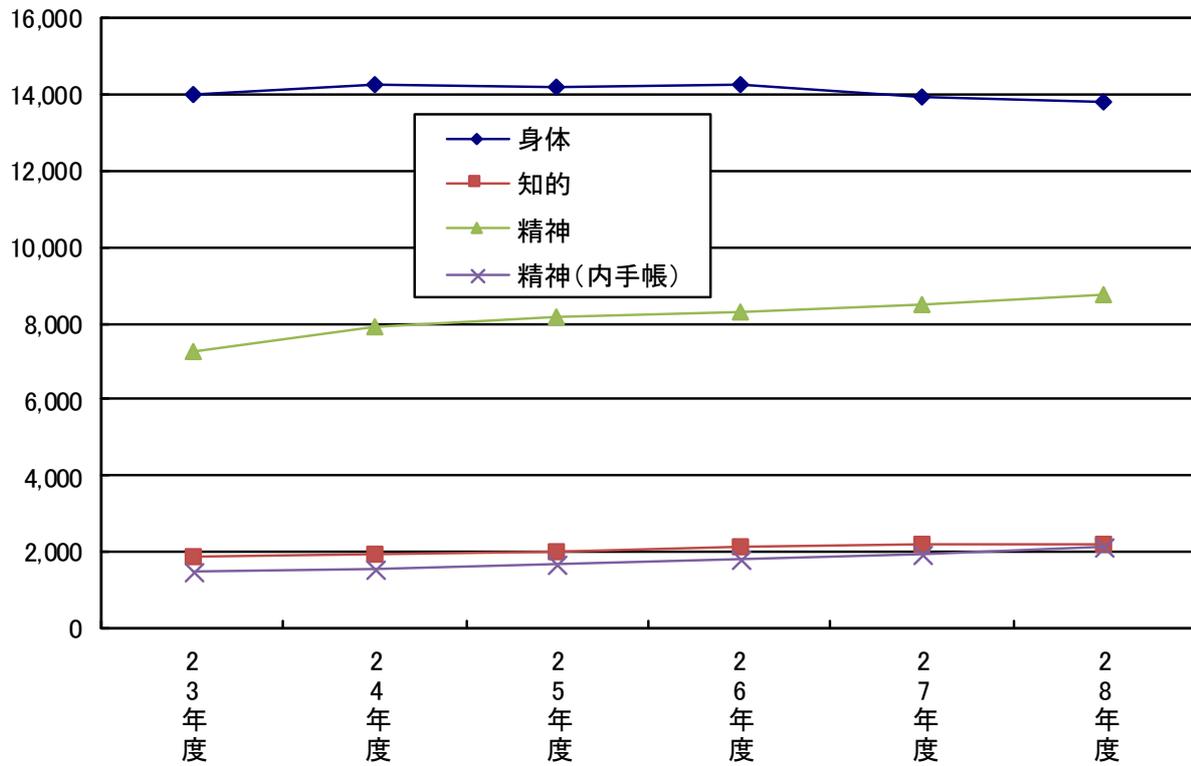
年齢階層 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
65歳以上	162	168	181	190	217	225
18～64歳	1,341	1,382	1,431	1,490	1,534	1,559
13～17歳	215	215	233	235	251	238
7～12歳	142	140	146	145	151	147
0～6歳	40	45	59	64	64	63
計	1,900	1,950	2,050	2,124	2,217	2,232
65歳以上の 高齢者比率(%)	8.53	8.62	8.83	8.95	9.79	10.08

◎精神障がい者の等級別の推移 各年度末現在 単位:人

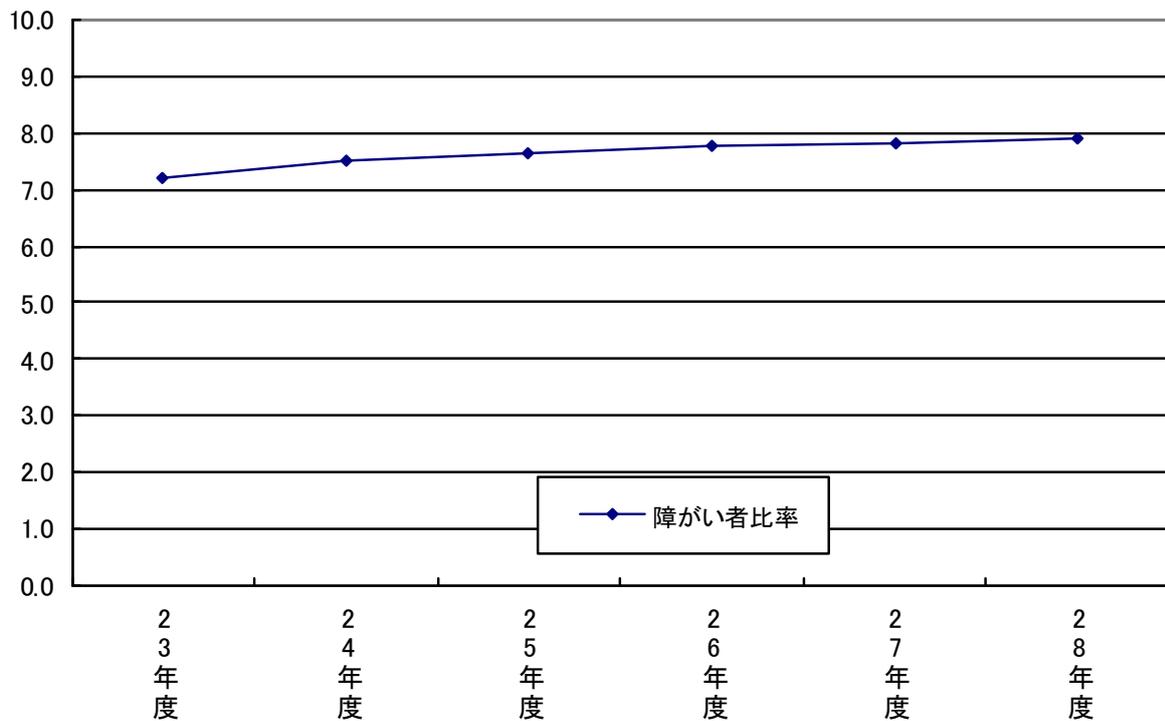
等級 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1級	348	392	445	496	527	559
2級	865	907	956	1,031	1,096	1,170
3級	266	278	296	323	362	395
計	1,479	1,577	1,697	1,850	1,985	2,124

◎精神障がい者の年齢別の推移に関する統計はありません。

障がい者数の推移(人)



障がい者の対人口比率(%)



## 2 秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移(資料2)

「1 秋田市の人口と障がい者数の推移」の影響により、秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移は、一般会計に占める割合が年々増加し、29年度（当初予算額ベース）では、6.43%を占めるまでに至っています。

障がい者数の増加および国の新たな障害福祉サービス等の創設などが見込まれる中で、秋田市の障がい福祉関係決算額等は、今後も増加するものと考えられます。

### 資料2

### 秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移

表1：秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移

単位：千円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (当初予算額)
歳出決算額 ※	5,883,529	6,418,614	6,636,362	7,134,391	7,436,751	7,846,453	8,085,831
対前年 増減額		535,085	217,748	498,029	302,360	409,702	239,378
対前年 増減率		% 9.09	% 3.39	% 7.50	% 4.24	% 5.51	% 3.05

※歳出決算額は、障害者福祉費 + 福祉医療費(子どもに係る分を除く。)

グラフ1：秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移

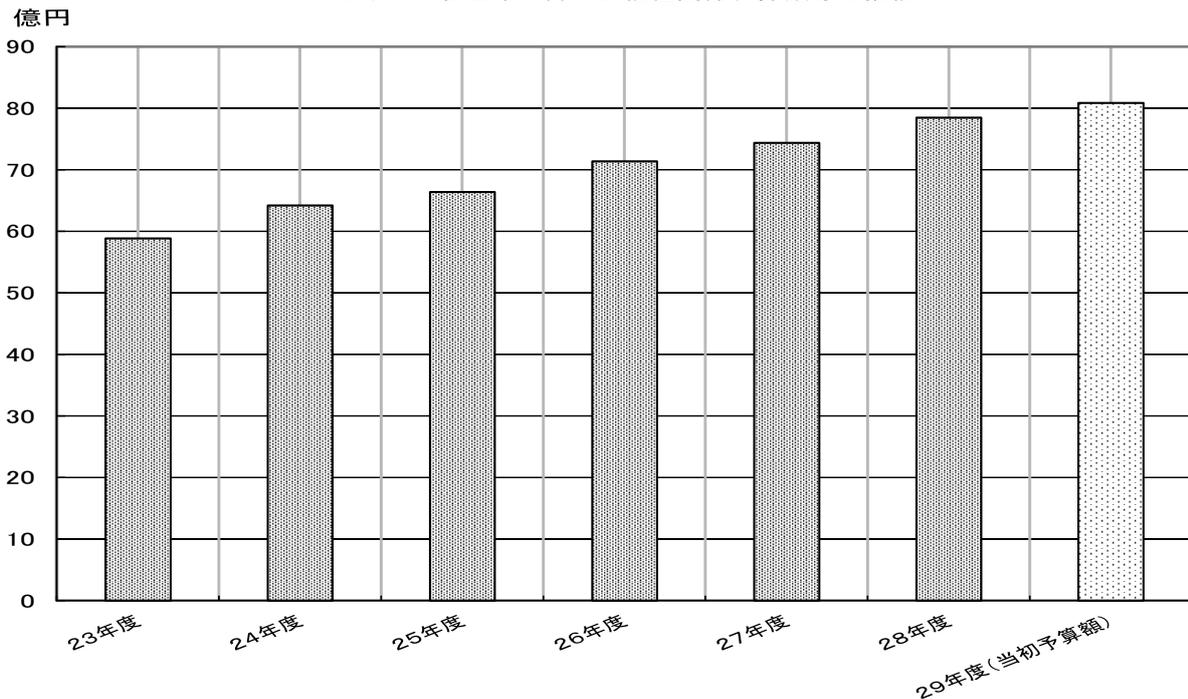
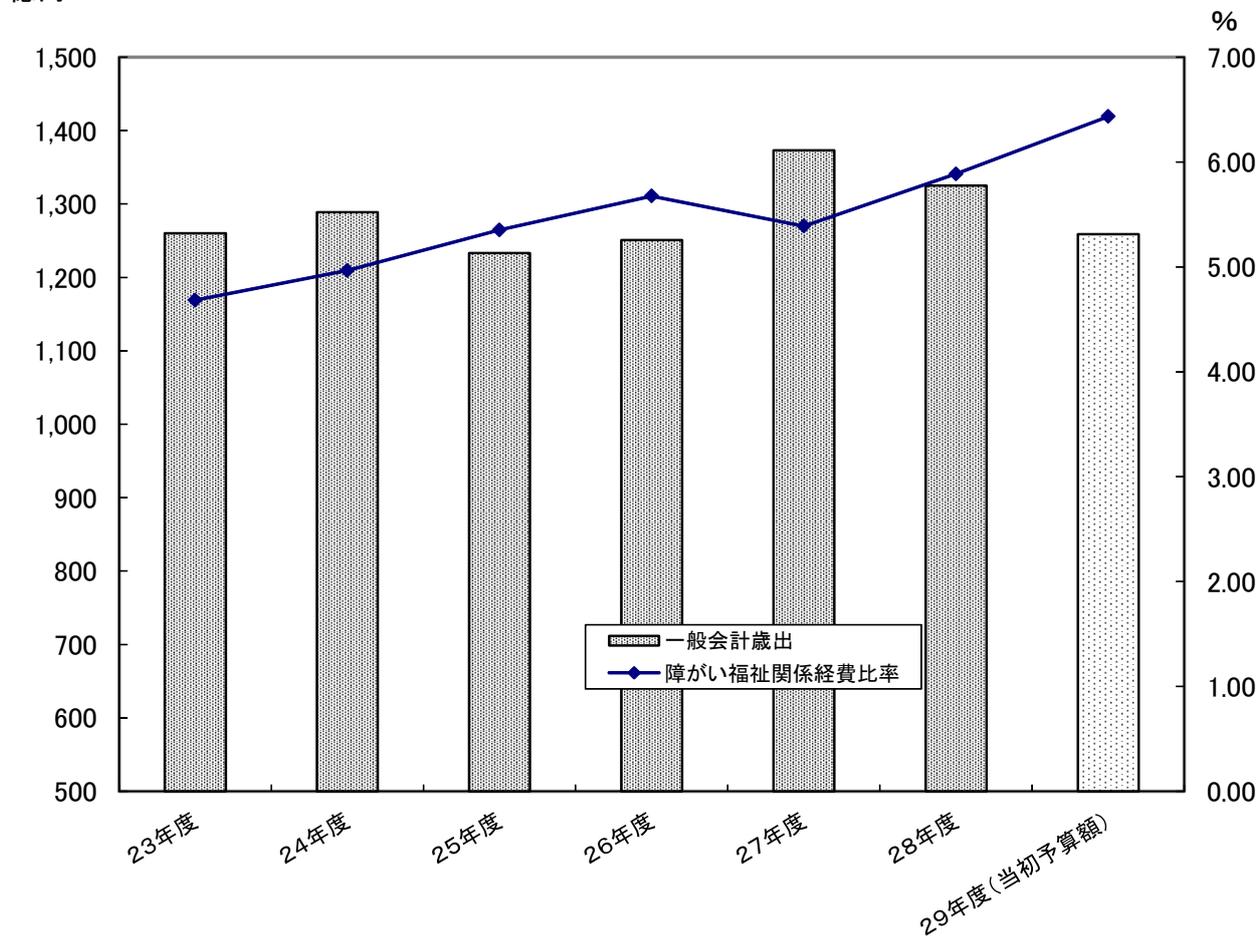


表2：秋田市の一般会計の歳出総額の推移

単位：億円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (当初予算額)
一般会計 歳出総額	1,260	1,289	1,233	1,251	1,373	1,325	1,259
障がい福祉 関係歳出	59	64	66	71	74	78	81
一般会計に 占める割合 (%)	4.68	4.97	5.35	5.68	5.39	5.89	6.43

グラフ2：秋田市の一般会計歳出総額と障がい福祉関係経費が占める比率の推移



### 3 第5期秋田市障がい福祉計画および第1期秋田市障がい児福祉計画策定のための障害福祉サービス等に関するアンケート報告書(資料3)(資料4)

第5期秋田市障がい福祉計画および第1期秋田市障がい児福祉計画策定にあたり、今後の障害福祉サービス等の提供体制確保のための基礎資料とするため、手帳所持者（無作為抽出）と特別支援学校高等部の在校生を対象にアンケート調査を行いました。

その調査結果の報告書を掲載します。

#### 資料3

### 第5期秋田市障がい福祉計画等策定のための 障害福祉サービス等に関するアンケート報告書

#### 秋田市の障がい福祉に関するアンケート概要

##### 1 目的

第5期秋田市障がい福祉計画および第1期秋田市障がい児福祉計画策定にあたり、今後の障害福祉サービス等の提供体制確保のための基礎資料とする。

##### 2 対象者

身体障害者手帳所持者	無作為抽出880名
療育手帳所持者	無作為抽出540名
精神障害者保健福祉手帳所持者	無作為抽出380名

(いずれも市内在住の平成29年10月26日現在0歳から64歳)

##### 3 実施方法

郵送（返信用封筒同封）

※発送日 平成29年11月10日（金）

返送締切り 平成29年11月22日（水）

なお、締切り後に提出された調査票については、12月11日までに到着したのものについては集計に加えています。

##### 4 調査票の回収状況

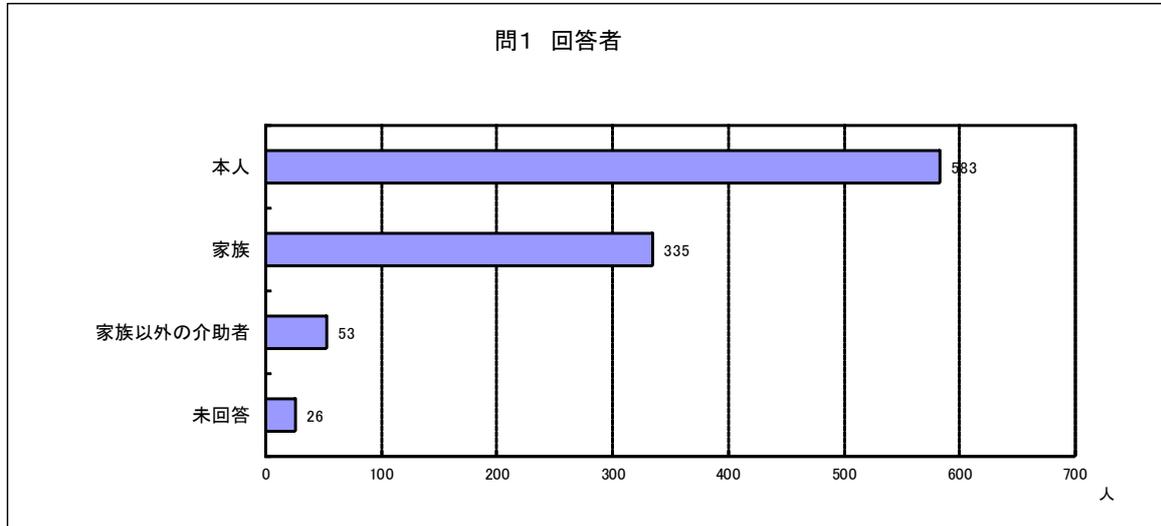
配布数：1,800 回収数：997 回収率：55.4%

# 第5次秋田市障がい者プラン

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(〇は1つだけ)

(単位:人)

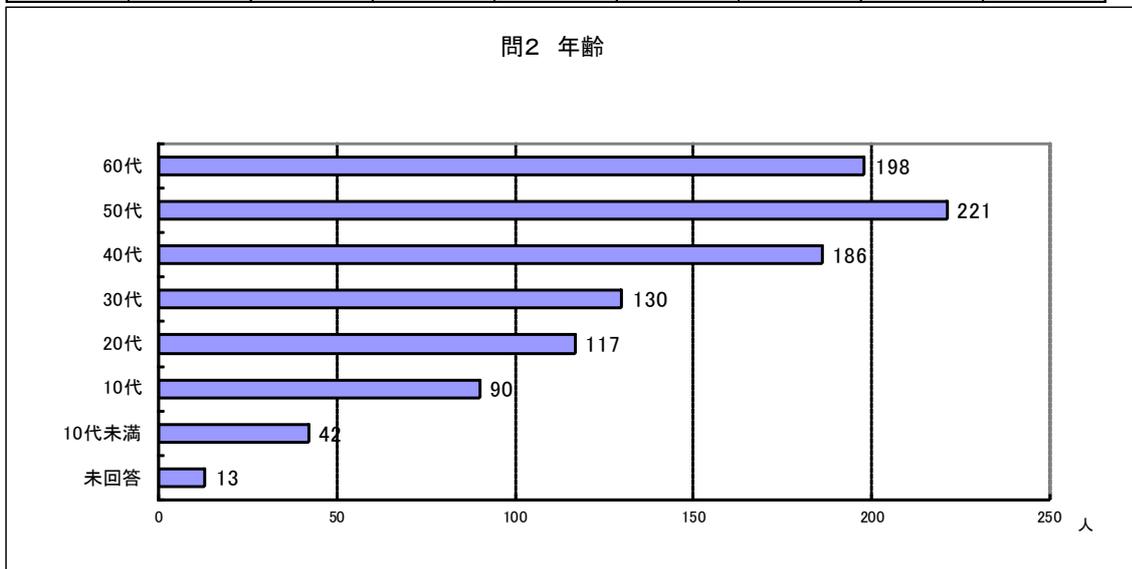
本人	家族	家族以外の介助者	未回答	計
583	335	53	26	997



問2 あなたの年齢をお答えください。

(単位:人)

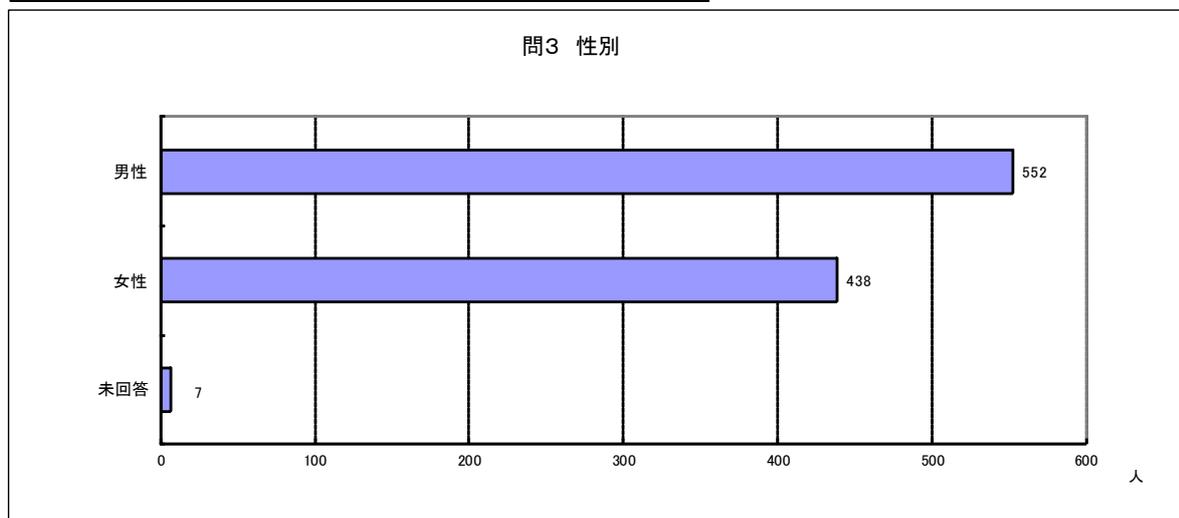
10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	未回答	計
42	90	117	130	186	221	198	13	997



問3 あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

(単位:人)

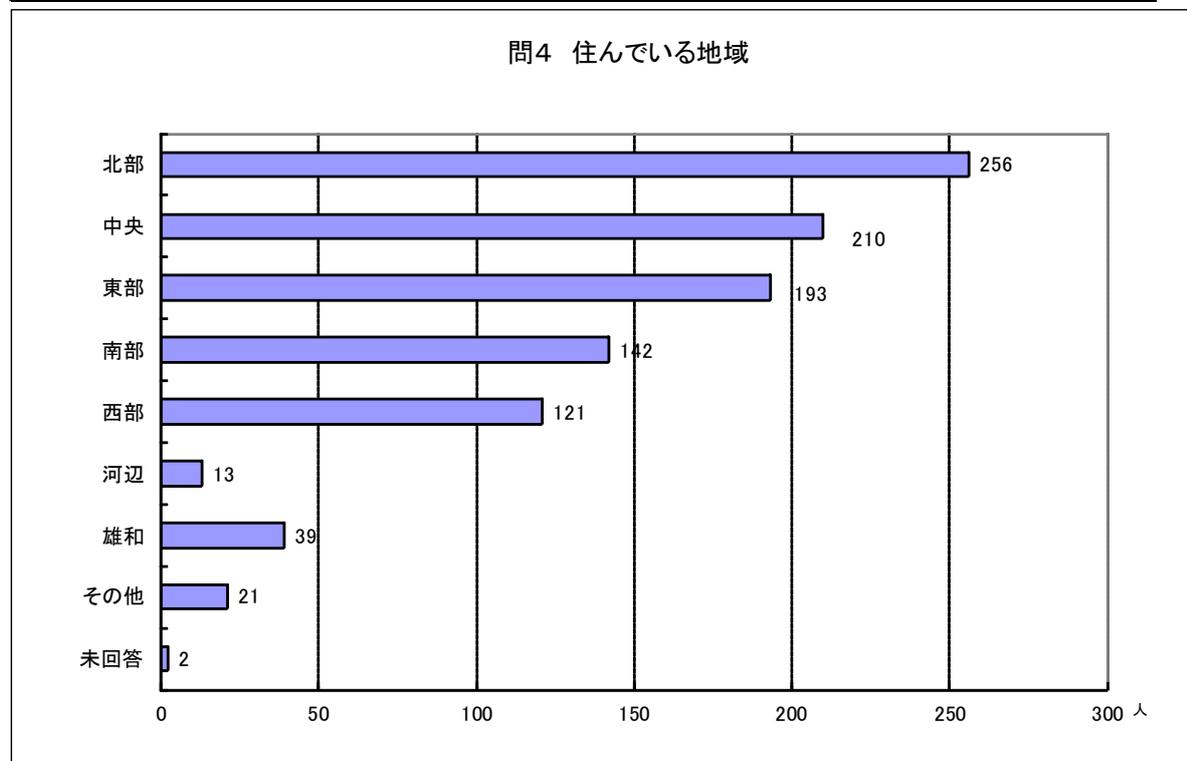
男性	女性	未回答	計
552	438	7	997



問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。(〇は1つだけ)

(単位:人)

中央	東部	西部	南部	北部	河辺	雄和	その他	未回答	計
210	193	121	142	256	13	39	21	2	997

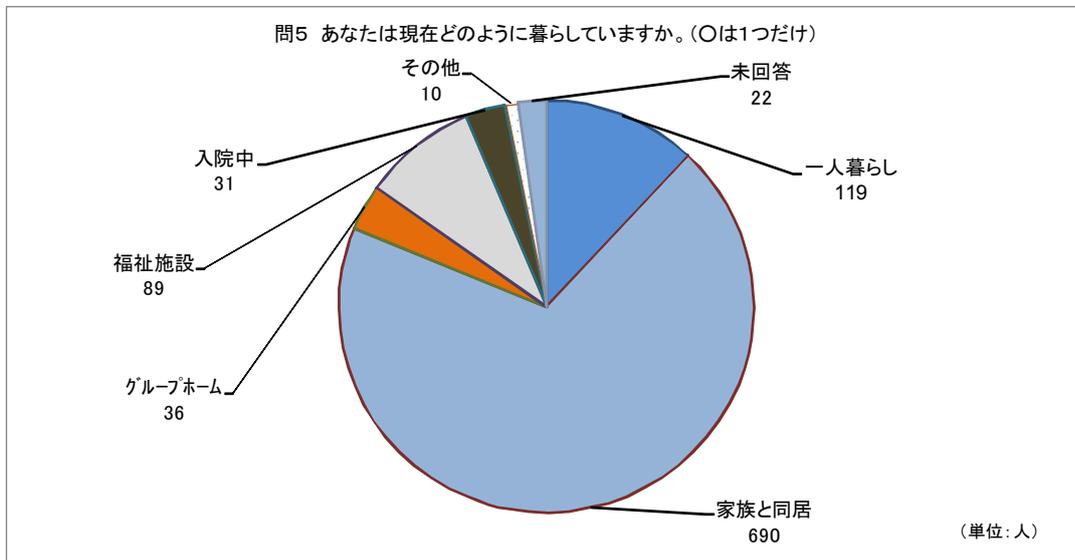


# 第5次秋田市障がい者プラン

問5 あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

(単位:人)

一人暮らし	家族と同居	グループホーム	福祉施設	入院中	その他	未回答	計
119	690	36	89	31	10	22	997



問5のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	一人暮らし	家族と同居	グループホーム	福祉施設	入院中	その他	未回答	計
身体1級	22	161	3	22	16	2	5	231
身体2級	21	95	8	9	1	2	2	138
身体3級	13	63	0	4	3	0	4	87
身体4級	15	52	0	1	2	0	2	72
身体5級	6	27	0	3	0	0	2	38
身体6級	4	13	0	2	0	0	0	19
身体不明	20	139	10	23	9	2	2	205
身体合計	101	550	21	64	31	6	17	790
療育A	3	120	9	55	8	0	0	195
療育B	10	146	13	10	1	4	5	189
療育不明	45	184	10	12	14	2	10	277
療育合計	58	450	32	77	23	6	15	661
精神1級	7	26	3	10	11	0	1	58
精神2級	29	80	11	2	2	0	2	126
精神3級	6	26	0	1	0	1	1	35
精神不明	33	242	8	28	5	5	9	330
精神合計	75	374	22	41	18	6	13	549

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

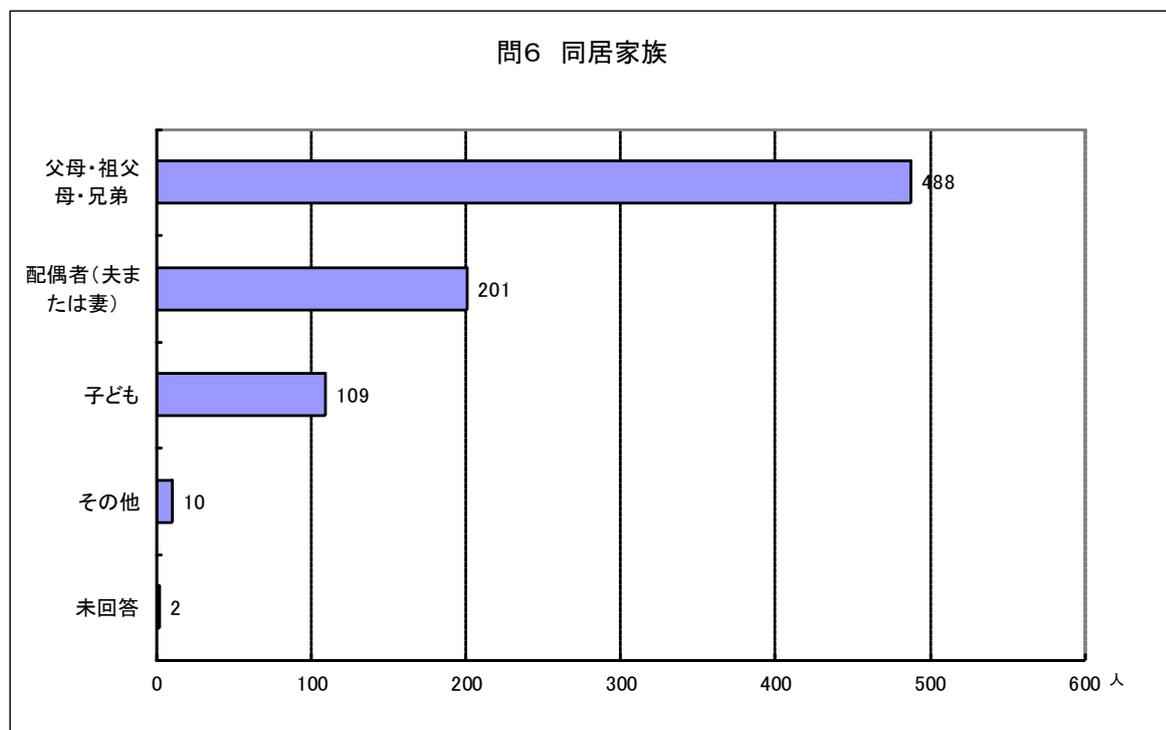
※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

【問5で、「2 家族と暮らしている」と答えた方にお聞きます】

問6 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

(単位:人)

父母・祖父母・兄弟	配偶者(夫または妻)	子ども	その他	未回答	計
488	201	109	10	2	810



第5次秋田市障がい者プラン

問6のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	父母・兄弟	配偶者	子ども	その他	未回答	計
身体1級	85	76	42	2	0	205
身体2級	71	22	16	1	1	111
身体3級	35	28	19	2	0	84
身体4級	24	31	9	1	0	65
身体5級	15	13	6	0	0	34
身体6級	8	4	1	0	0	13
身体不明	124	15	7	2	0	148
<b>身体合計</b>	<b>362</b>	<b>189</b>	<b>100</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>660</b>
療育A	116	3	2	1	0	122
療育B	140	8	5	2	1	156
療育不明	104	77	40	2	0	223
<b>療育合計</b>	<b>360</b>	<b>88</b>	<b>47</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>501</b>
精神1級	23	3	1	0	0	27
精神2級	71	7	5	1	0	84
精神3級	16	9	5	0	0	30
精神不明	167	76	39	3	0	285
<b>精神合計</b>	<b>277</b>	<b>95</b>	<b>50</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>426</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

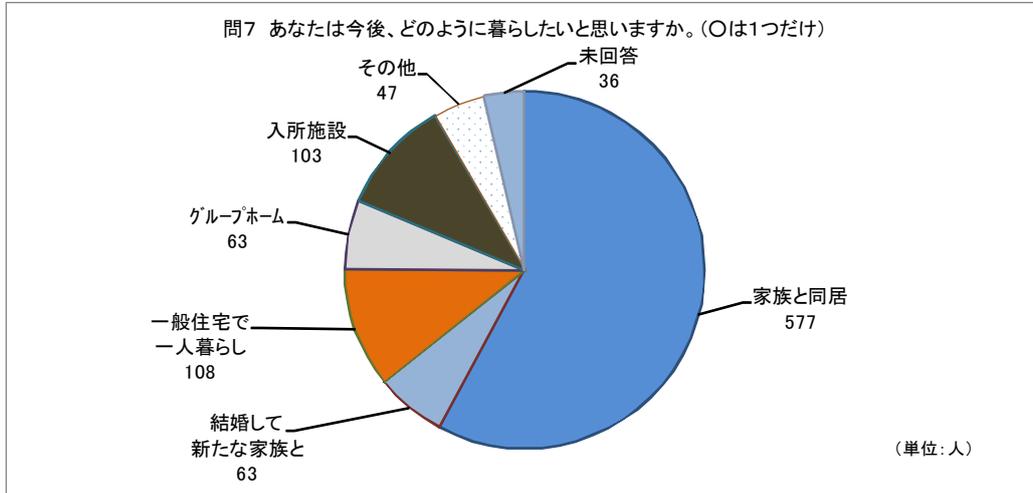
※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

## 第2部 障がい者の状況および将来推計

問7 あなたは今後、どのように暮らしたいと思いますか。(〇は1つだけ)

(単位:人)

家族と同居	結婚して新たな家族と一緒に	一般住宅で一人暮らし	グループホーム	入所施設	その他	未回答	計
577	63	108	63	103	47	36	997



問7のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	家族と同居	結婚して新たな家族と一緒に	一人暮らし	グループホーム	入所施設	その他	未回答	計
身体1級	154	7	22	4	23	13	8	231
身体2級	78	10	20	8	11	7	4	138
身体3級	55	4	7	4	6	7	4	87
身体4級	43	4	17	1	3	1	3	72
身体5級	22	3	5	1	3	1	3	38
身体6級	12	1	2	0	3	1	0	19
身体不明	106	17	18	22	26	9	7	205
身体合計	470	46	91	40	75	39	29	790
療育A	103	2	4	16	55	11	4	195
療育B	104	13	12	30	12	9	9	189
療育不明	161	20	42	13	12	17	12	277
療育合計	368	35	58	59	79	37	25	661
精神1級	22	5	5	7	14	3	2	58
精神2級	54	18	29	10	4	6	5	126
精神3級	22	2	3	2	1	4	1	35
精神不明	209	17	28	15	32	17	12	330
精神合計	307	42	65	34	51	30	20	549

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

## 第5次秋田市障がい者プラン

---

問5と問7の比較

(単位:人)

「問5」 現在の暮らし の状況	一人 暮らし	家族と同居	グループ ホーム	福祉 施設	入院中	その他	未回答	計
	119	690	36	89	31	10	22	997

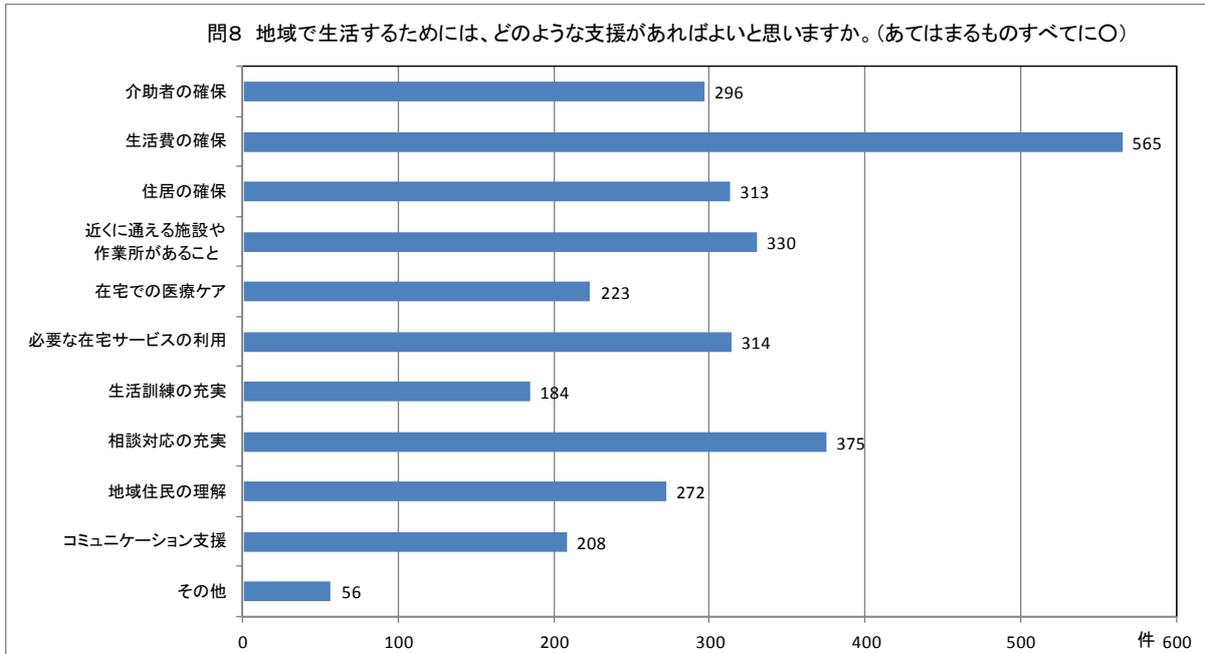
(単位:人)

「問7」 今後の暮らし	一人 暮らし	家族と同居	結婚して新た な家族と	グループ ホーム	入所施設	その他	未回答	計
	108	577	63	63	103	47	36	997

問8 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

(単位:件)

介助者の確保	生活費の確保	住居の確保	近くに通える施設等があること	在宅での医療ケア	在宅サービスの利用
296	565	313	330	223	314
生活訓練の充実	相談対応の充実	地域住民の理解	コミュニケーション支援	その他	
184	375	272	208	56	



【その他】

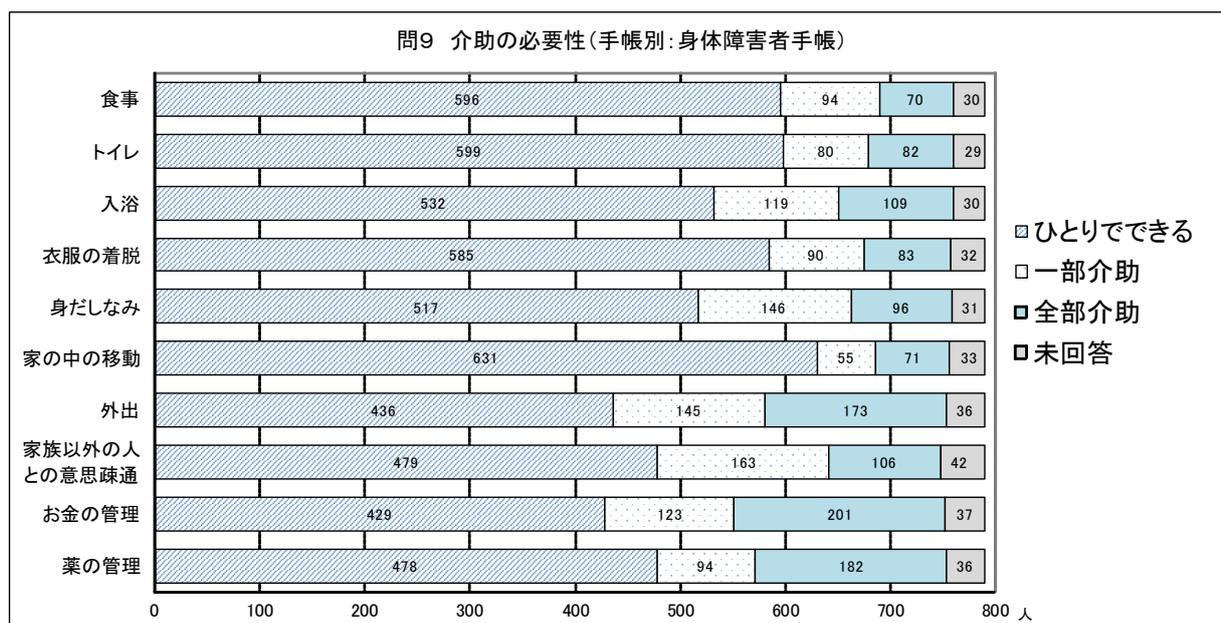
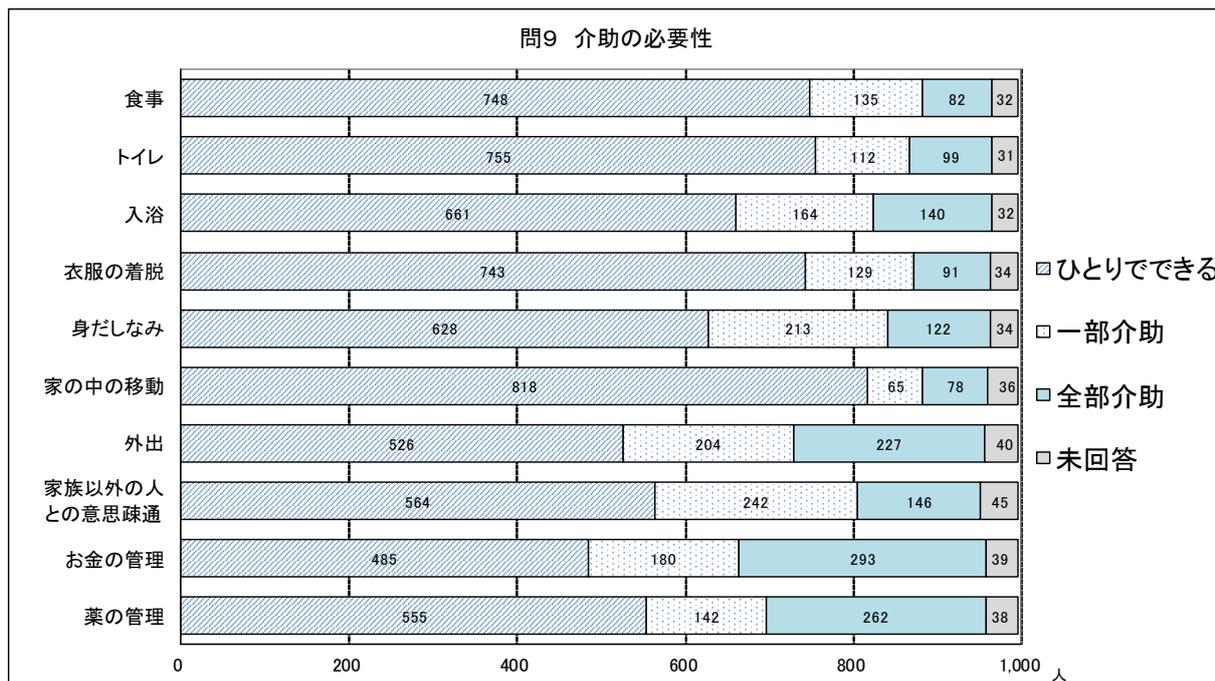
医療ケアができる、ショートステイができる場所が近くにあること
仕事の確保
職場での理解、障がい者の保護
就労のサポート
公共交通機関の充実
親なきあとの入所施設
自宅周辺の除排雪

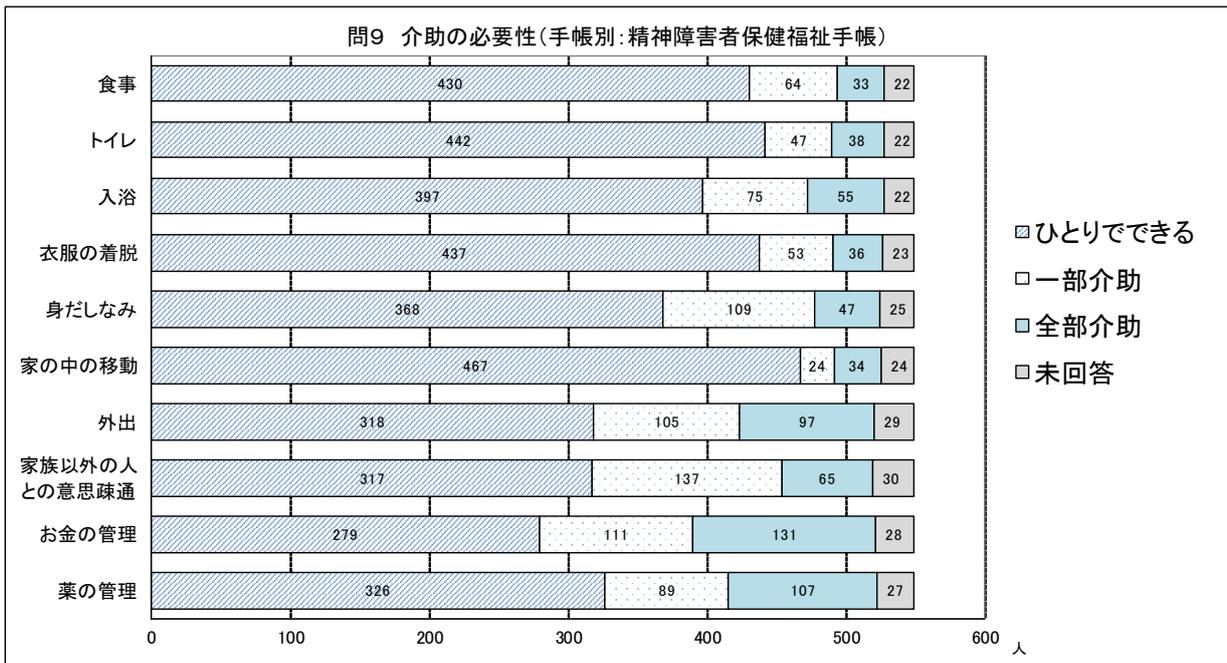
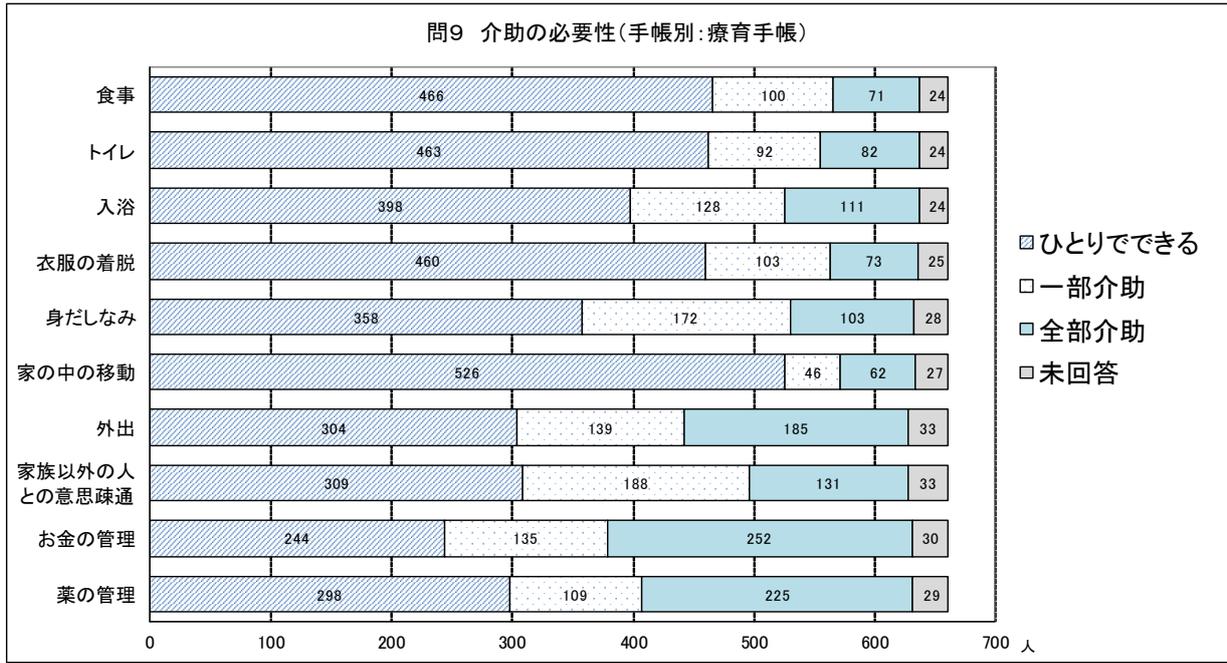
# 第5次秋田市障がい者プラン

問9 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。

(単位:人)

	①食事	②トイレ	③入浴	④衣服の着脱	⑤身だしなみ	⑥家の中の移動	⑦外出	⑧家族以外との意思疎通	⑨お金の管理	⑩薬の管理
ひとりでできる	748	755	661	743	628	818	526	564	485	555
一部介助	135	112	164	129	213	65	204	242	180	142
全部介助	82	99	140	91	122	78	227	146	293	262
未回答	32	31	32	34	34	36	40	45	39	38





第5次秋田市障がい者プラン

問9のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

			① 食事	② トイレ	③ 入浴	④ 衣服の着脱	⑤ 身だしなみ	⑥ 家の中の移動	⑦ 外出	⑧ 家族以外の 人との意思疎通	⑨ お金の管理	⑩ 薬の管理
身体障害者手帳	1級	ひとり	142	141	121	136	129	149	96	132	114	124
		一部介助	33	27	31	25	31	22	39	35	27	17
		全部介助	50	57	71	60	63	53	88	54	81	82
		未回答	6	6	8	10	8	7	8	10	9	8
	2級	ひとり	104	99	85	97	86	104	78	76	74	86
		一部介助	18	18	29	23	30	17	25	37	23	17
		全部介助	8	13	17	11	14	8	27	15	31	26
		未回答	8	8	7	7	8	9	8	10	10	9
	3級	ひとり	76	78	71	76	74	81	66	73	66	67
		一部介助	7	4	10	7	9	1	8	8	9	8
		全部介助	2	3	4	2	2	3	11	4	10	10
		未回答	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	4級	ひとり	65	65	63	64	61	66	59	57	60	62
		一部介助	3	2	4	4	6	2	6	10	3	1
		全部介助	1	2	2	1	2	1	4	1	6	6
		未回答	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3
	5級	ひとり	35	34	31	33	30	37	27	31	28	31
		一部介助	2	2	4	2	6	0	6	2	4	2
		全部介助	0	1	2	2	2	0	4	4	5	4
		未回答	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
	6級	ひとり	14	14	14	15	15	14	9	10	11	13
		一部介助	3	3	1	2	1	3	5	3	2	1
		全部介助	2	2	4	2	3	1	5	6	6	5
		未回答	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	不明	ひとり	160	168	147	164	122	180	101	100	76	95
		一部介助	28	24	40	27	63	10	56	68	55	48
		全部介助	7	4	9	5	10	5	34	22	62	49
		未回答	10	9	9	9	10	10	14	15	12	13
合計	ひとり	596	599	532	585	517	631	436	479	429	478	
	一部介助	94	80	119	90	146	55	145	163	123	94	
	全部介助	70	82	109	83	96	71	173	106	201	182	
	未回答	30	29	30	32	31	33	36	42	37	36	

※手帳を重複して所有している方がいるため、身体+療育+精神=合計とはなりません。

第2部 障がい者の状況および将来推計

(単位:人)

		① 食事	② トイレ	③ 入浴	④ 衣服の着脱	⑤ 身だしなみ	⑥ 家の中の移動	⑦ 外出	⑧ 家族以外の通人	⑨ お金の管理	⑩ 薬の管理	
療育手帳	A	ひとり	82	64	30	72	21	111	14	17	8	11
		一部介助	55	62	72	63	90	35	48	74	13	21
		全部介助	58	69	92	59	83	48	131	101	173	162
		未回答	0	0	1	1	1	1	2	3	1	1
	B	ひとり	155	159	142	153	111	176	94	82	42	75
		一部介助	25	20	34	26	61	3	56	82	80	59
		全部介助	1	2	5	2	7	1	27	15	56	43
		未回答	8	8	8	8	10	9	12	10	11	12
	不明	ひとり	229	240	226	235	226	239	196	210	194	212
		一部介助	20	10	22	14	21	8	35	32	42	29
		全部介助	12	11	14	12	13	13	27	15	23	20
		未回答	16	16	15	16	17	17	19	20	18	16
	合計	ひとり	466	463	398	460	358	526	304	309	244	298
		一部介助	100	92	128	103	172	46	139	188	135	109
		全部介助	71	82	111	73	103	62	185	131	252	225
		未回答	24	24	24	25	28	27	33	33	30	29
精神障害者保健福祉手帳	1級	ひとり	38	40	36	40	29	41	23	21	16	24
		一部介助	11	6	7	5	17	5	12	22	12	10
		全部介助	6	9	11	8	8	8	18	11	26	21
		未回答	3	3	4	5	4	4	5	4	4	3
	2級	ひとり	107	121	113	119	108	117	97	91	83	92
		一部介助	13	1	8	3	12	5	16	25	29	22
		全部介助	1	0	1	0	1	0	8	4	8	8
		未回答	5	4	4	4	5	4	5	6	6	4
	3級	ひとり	31	34	31	33	30	34	26	29	24	29
		一部介助	1	0	2	1	4	0	8	5	9	5
		全部介助	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0
		未回答	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	不明	ひとり	254	247	217	245	201	275	172	176	156	181
		一部介助	39	40	58	44	76	14	69	85	61	52
		全部介助	24	29	42	28	38	26	71	50	96	78
		未回答	13	14	13	13	15	15	18	19	17	19
	合計	ひとり	430	442	397	437	368	467	318	317	279	326
		一部介助	64	47	75	53	109	24	105	137	111	89
		全部介助	33	38	55	36	47	34	97	65	131	107
		未回答	22	22	22	23	25	24	29	30	28	27

※手帳を重複して所有している方がいるため、身体+療育+精神=合計とはなりません。

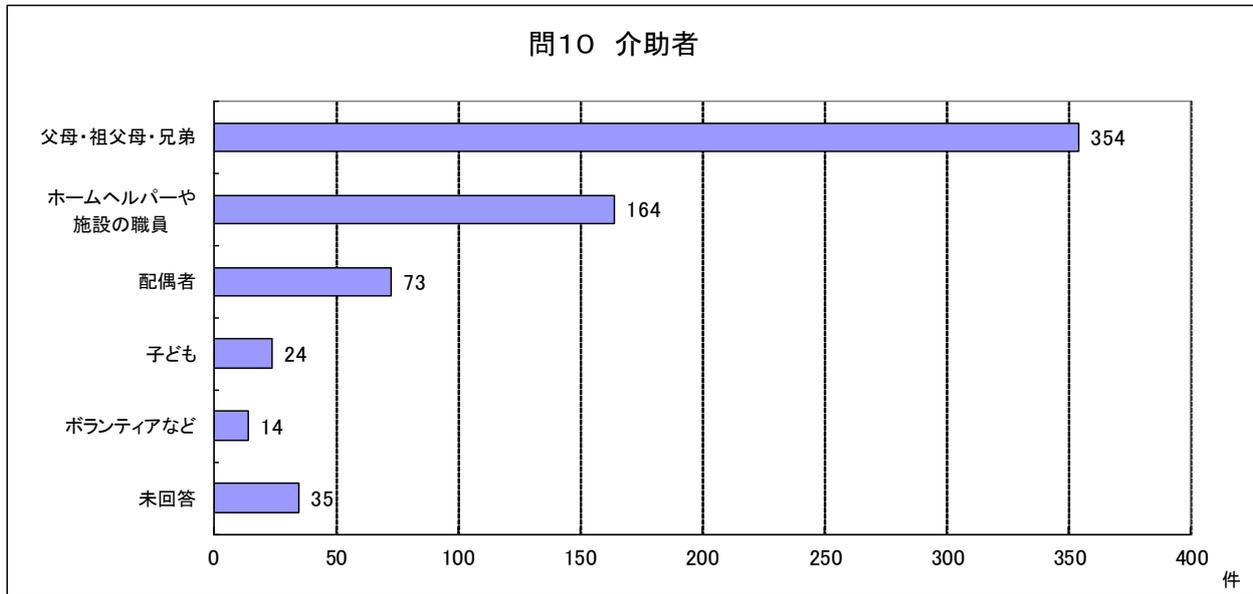
## 第5次秋田市障がい者プラン

【問9で、「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えたかたにお聞きします】

問10 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

(単位:件)

父母・ 祖父母・ 兄弟	配偶者	子ども	ホーム ヘルパーや 施設の職員	ボランティア など	未回答	計
354	73	24	164	14	35	664



## 問10のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	・ 父 兄 弟 ・ 母 ・ 祖 父 母	配 偶 者	子 ど も	施 設 職 員	ヘル パー や	ボ ラ ン テ ィ ア な ど	未 回 答	計
身体1級	60	28	9	49	4	12	162	
身体2級	47	12	5	21	5	2	92	
身体3級	16	8	3	9	0	1	37	
身体4級	8	4	1	3	0	1	17	
身体5級	7	2	2	4	0	1	16	
身体6級	7	2	1	2	0	0	12	
身体不明	93	8	2	37	4	8	152	
<b>身体合計</b>	<b>238</b>	<b>64</b>	<b>23</b>	<b>125</b>	<b>13</b>	<b>25</b>	<b>488</b>	
療育A	115	1	0	77	2	11	206	
療育B	116	5	3	22	3	8	157	
療育不明	45	22	7	30	5	13	122	
<b>療育合計</b>	<b>276</b>	<b>28</b>	<b>10</b>	<b>129</b>	<b>10</b>	<b>32</b>	<b>485</b>	
精神1級	31	0	0	16	2	4	53	
精神2級	40	5	0	16	2	3	66	
精神3級	7	7	1	1	2	2	20	
精神不明	114	23	8	43	3	17	208	
<b>精神合計</b>	<b>192</b>	<b>35</b>	<b>9</b>	<b>76</b>	<b>9</b>	<b>26</b>	<b>347</b>	

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

# 第5次秋田市障がい者プラン

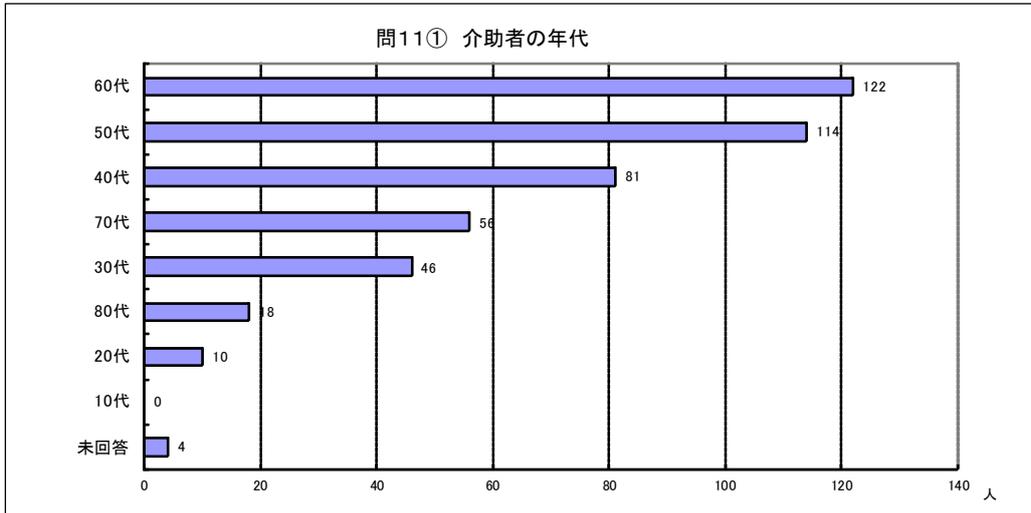
【問10で1から3と答えた方にお聞きします】

問11 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年代

(単位:人)

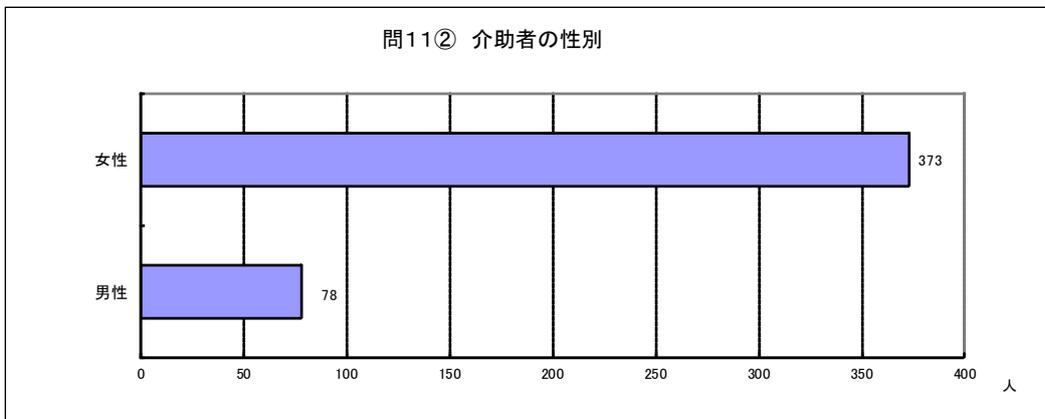
10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	未回答	計
0	10	46	81	114	122	56	18	4	451



②性別

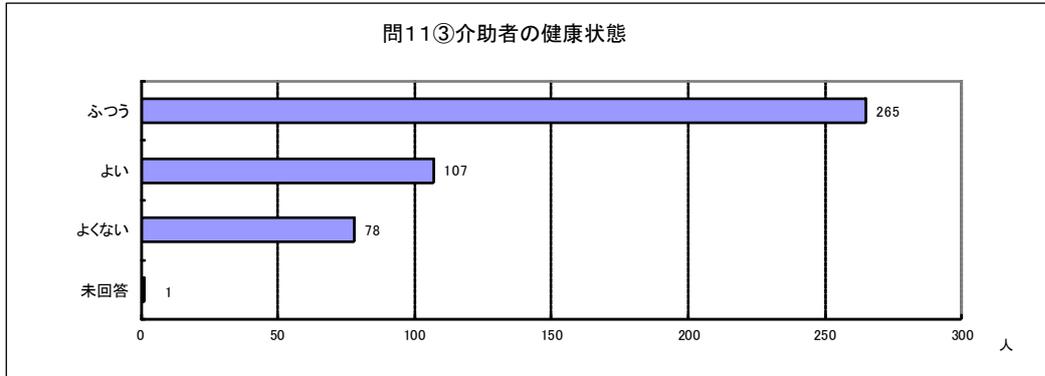
(単位:人)

男性	女性	計
78	373	451



③健康状態 (単位:人)

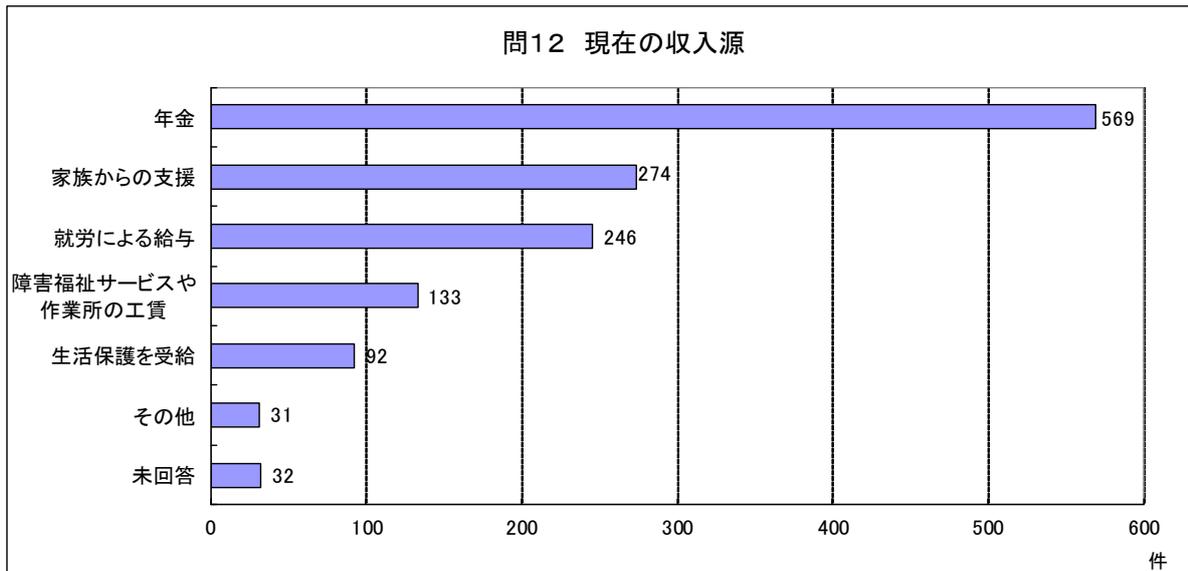
よい	ふつう	よくない	未回答	計
107	265	78	1	451



問12 現在、あなたはどこから収入を得ていますか。(あてはまるものすべてに○)

(単位:件)

就労による給与	障害福祉サービスや作業所の工賃	年金	家族からの支援	生活保護を受給	その他	未回答	計
246	133	569	274	92	31	32	1,377



問12のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	就労による給与	障害福祉サービスの工賃	年金	家族からの支援	生活保護を受給	その他	未回答	計
身体1級	64	11	150	61	14	5	4	309
身体2級	31	12	81	34	17	6	3	184
身体3級	29	4	42	25	10	4	2	116
身体4級	35	3	31	20	7	1	0	97
身体5級	18	3	15	7	3	2	1	49
身体6級	6	1	9	7	1	0	0	24
身体不明	37	49	137	43	22	6	10	304
身体合計	220	83	465	197	74	24	20	1,083
療育A	6	38	139	61	3	3	9	259
療育B	44	56	93	85	8	7	11	304
療育不明	72	21	164	64	40	3	11	375
療育合計	122	115	396	210	51	13	31	938
精神1級	8	6	42	10	8	3	2	79
精神2級	14	23	83	31	34	0	2	187
精神3級	10	5	15	7	7	1	1	46
精神不明	88	53	205	82	25	6	18	477
精神合計	120	87	345	130	74	10	23	789

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

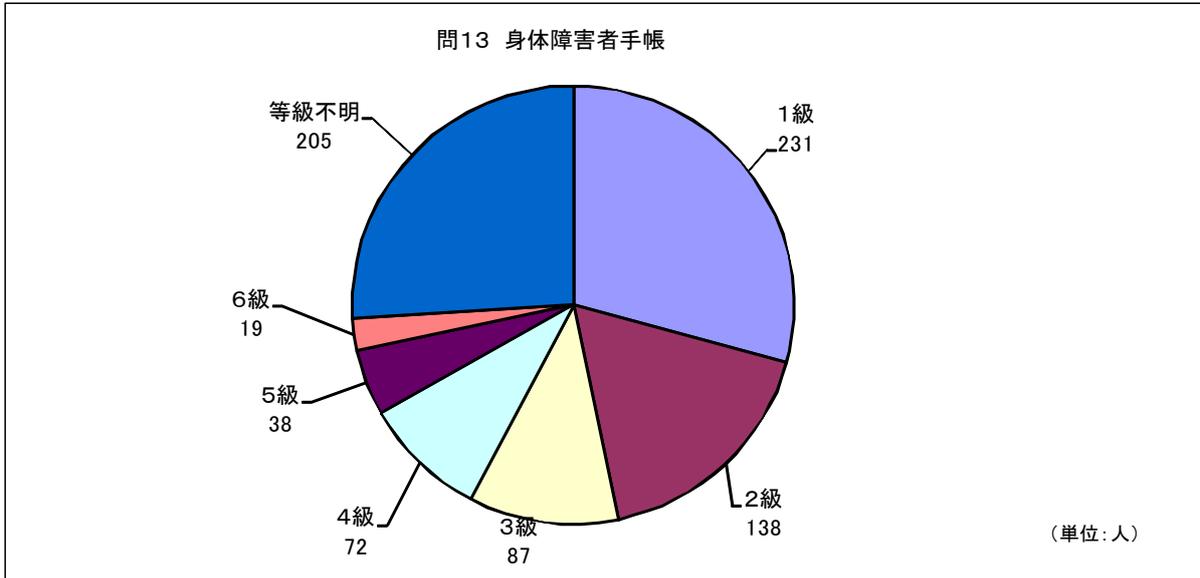
不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

問13 身体障害者手帳をお持ちの場合、等級をお答えください。(○は1つだけ)

(単位:人)

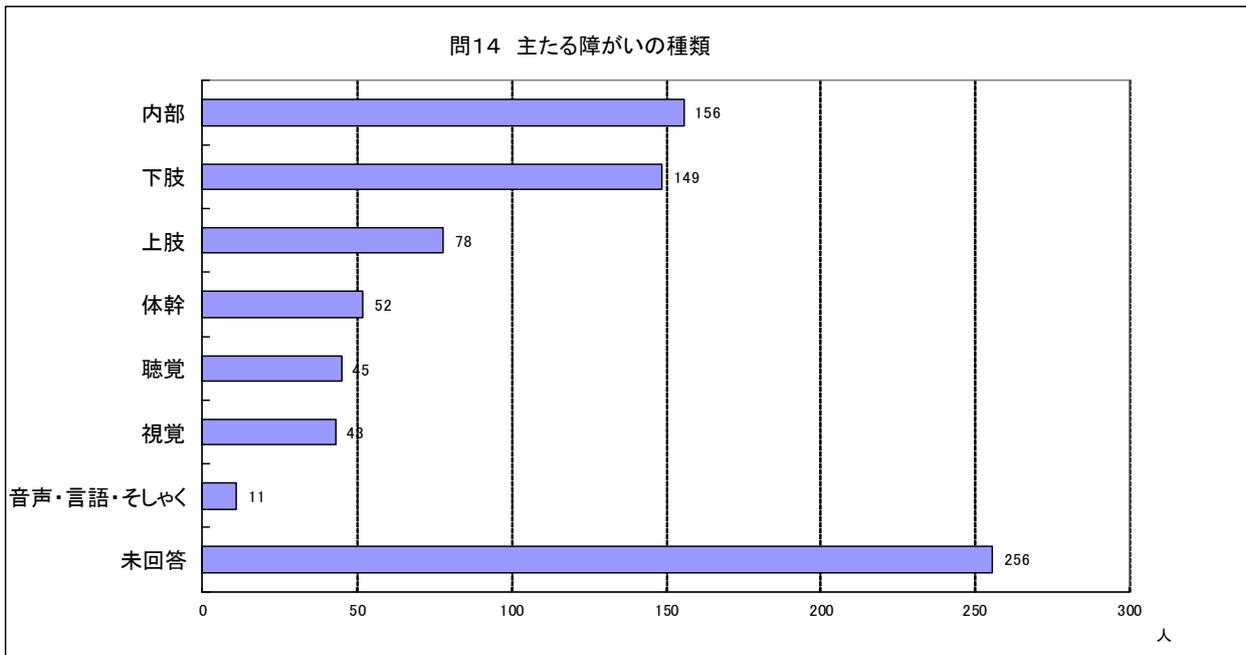
身体障害者手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級	等級不明	計
	231	138	87	72	38	19	205	790



問14 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。(○は1つだけ)

(単位:人)

視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	上肢	下肢	体幹	内部	未回答	計
43	45	11	78	149	52	156	256	790

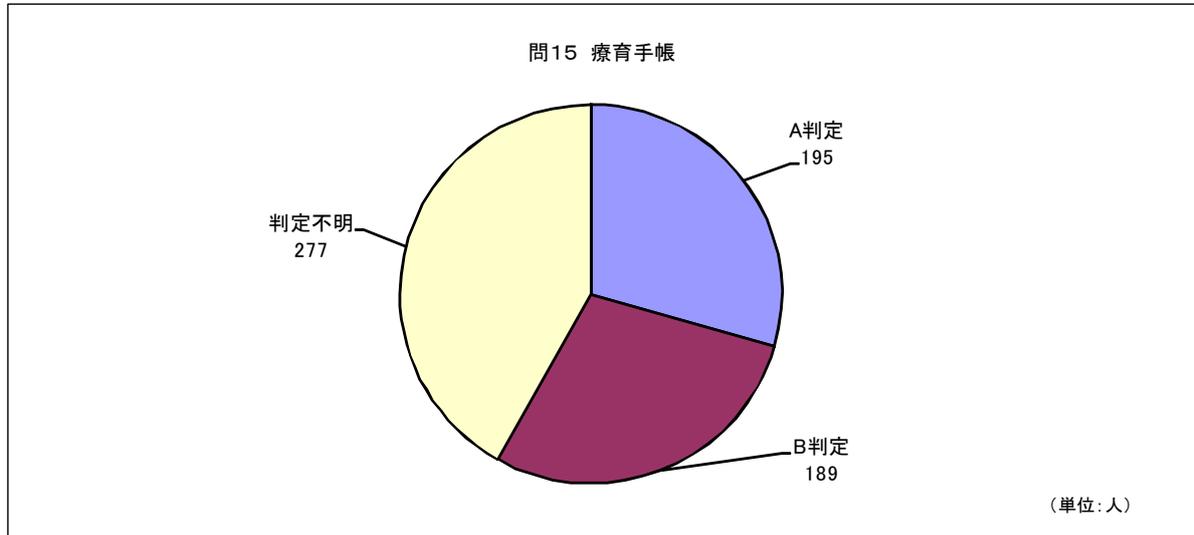


# 第5次秋田市障がい者プラン

問15 療育手帳をお持ちの場合、判定結果をお答えください。(〇は1つだけ)

(単位:人)

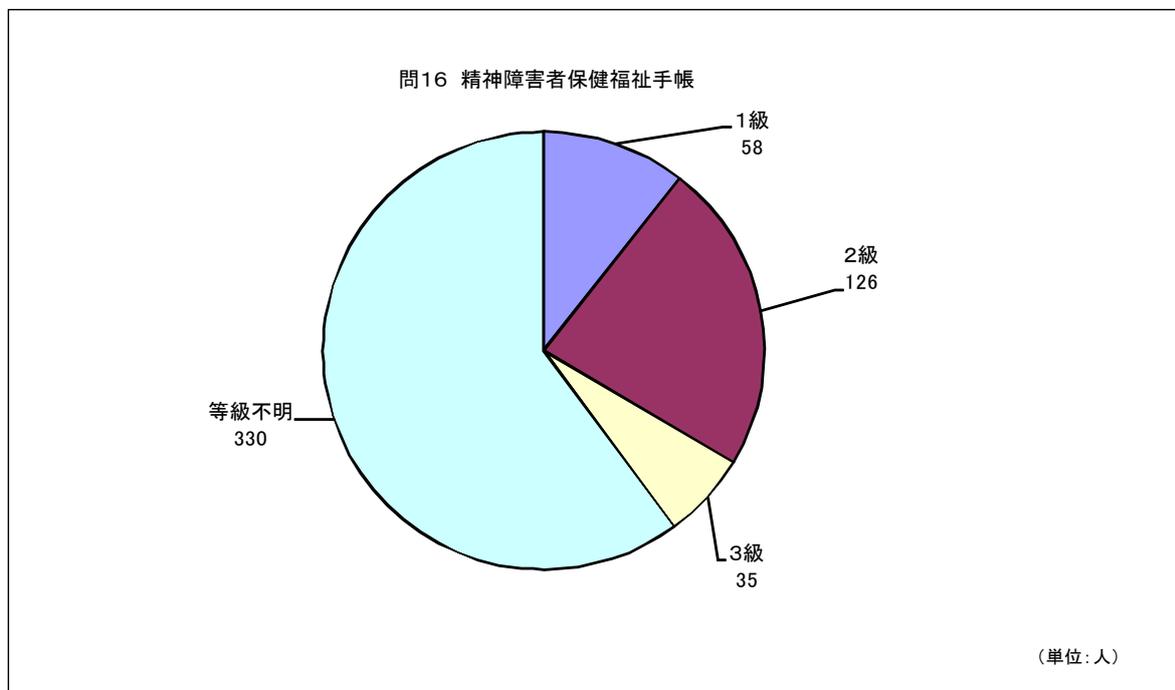
療育手帳	A	B	不明	計
	195	189	277	661



問16 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、等級をお答えください。(〇は1つだけ)

(単位:人)

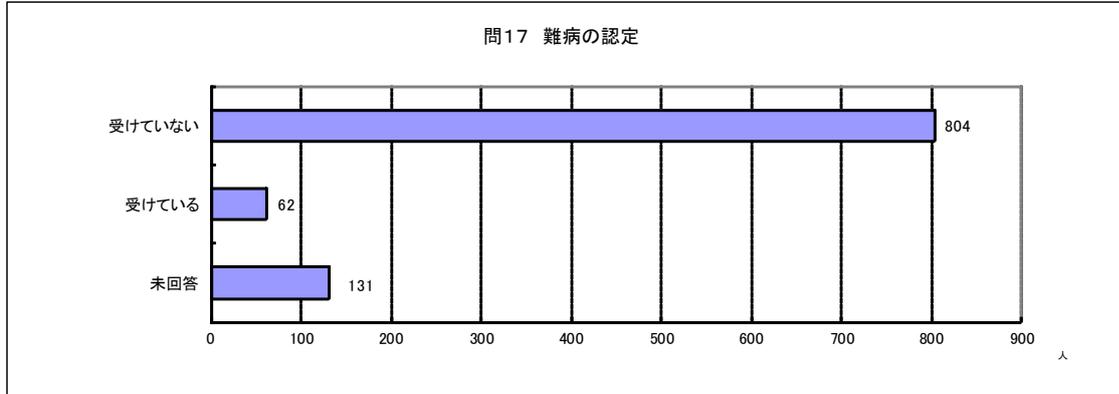
精神障害者保健福祉手帳	1級	2級	3級	不明	計
	58	126	35	330	549



問17 あなたは指定難病の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

受けている	受けていない	未回答	計
62	804	131	997



問17のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	受けている	受けていない	未回答	計
身体1級	24	172	35	231
身体2級	12	109	17	138
身体3級	7	69	11	87
身体4級	6	60	6	72
身体5級	3	32	3	38
身体6級	0	19	0	19
身体不明	7	148	50	205
<b>身体合計</b>	<b>59</b>	<b>609</b>	<b>122</b>	<b>790</b>
療育A	9	170	16	195
療育B	9	148	32	189
療育不明	19	186	72	277
<b>療育合計</b>	<b>37</b>	<b>504</b>	<b>120</b>	<b>661</b>
精神1級	4	48	6	58
精神2級	5	107	14	126
精神3級	0	35	0	35
精神不明	21	214	95	330
<b>精神合計</b>	<b>30</b>	<b>404</b>	<b>115</b>	<b>549</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

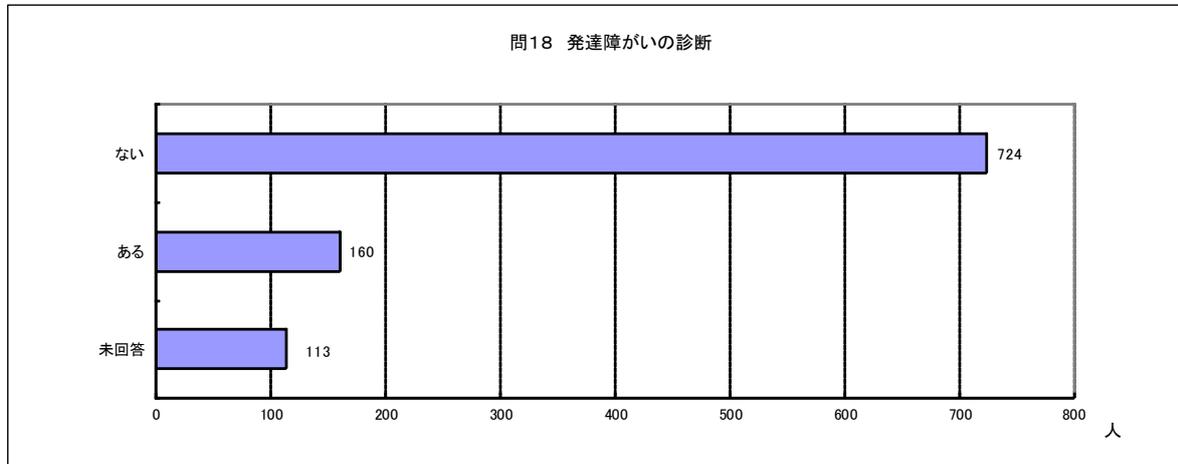
※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

## 第5次秋田市障がい者プラン

問18 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

ある	ない	未回答	計
160	724	113	997



問18のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	ある	ない	未回答	計
身体1級	15	185	31	231
身体2級	13	109	16	138
身体3級	3	71	13	87
身体4級	3	64	5	72
身体5級	1	33	4	38
身体6級	2	16	1	19
身体不明	49	118	38	205
<b>身体合計</b>	<b>86</b>	<b>596</b>	<b>108</b>	<b>790</b>
療育A	57	124	14	195
療育B	74	98	17	189
療育不明	13	194	70	277
<b>療育合計</b>	<b>144</b>	<b>416</b>	<b>101</b>	<b>661</b>
精神1級	12	39	7	58
精神2級	19	99	8	126
精神3級	4	31	0	35
精神不明	54	196	80	330
<b>精神合計</b>	<b>89</b>	<b>365</b>	<b>95</b>	<b>549</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

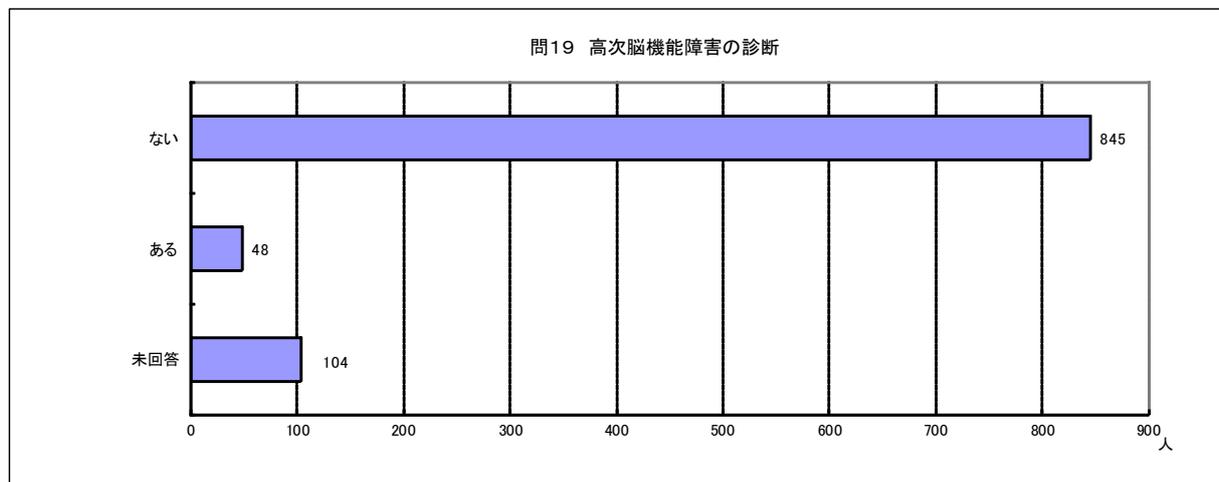
不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

問19 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

ある	ない	未回答	計
48	845	104	997



問19のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	ある	ない	未回答	計
身体1級	18	191	22	231
身体2級	14	104	20	138
身体3級	3	72	12	87
身体4級	3	64	5	72
身体5級	1	35	2	38
身体6級	0	17	2	19
身体不明	7	162	36	205
<b>身体合計</b>	<b>46</b>	<b>645</b>	<b>99</b>	<b>790</b>
療育A	9	178	8	195
療育B	3	165	21	189
療育不明	14	214	49	277
<b>療育合計</b>	<b>26</b>	<b>557</b>	<b>78</b>	<b>661</b>
精神1級	3	50	5	58
精神2級	7	106	13	126
精神3級	0	30	5	35
精神不明	13	266	51	330
<b>精神合計</b>	<b>23</b>	<b>452</b>	<b>74</b>	<b>549</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

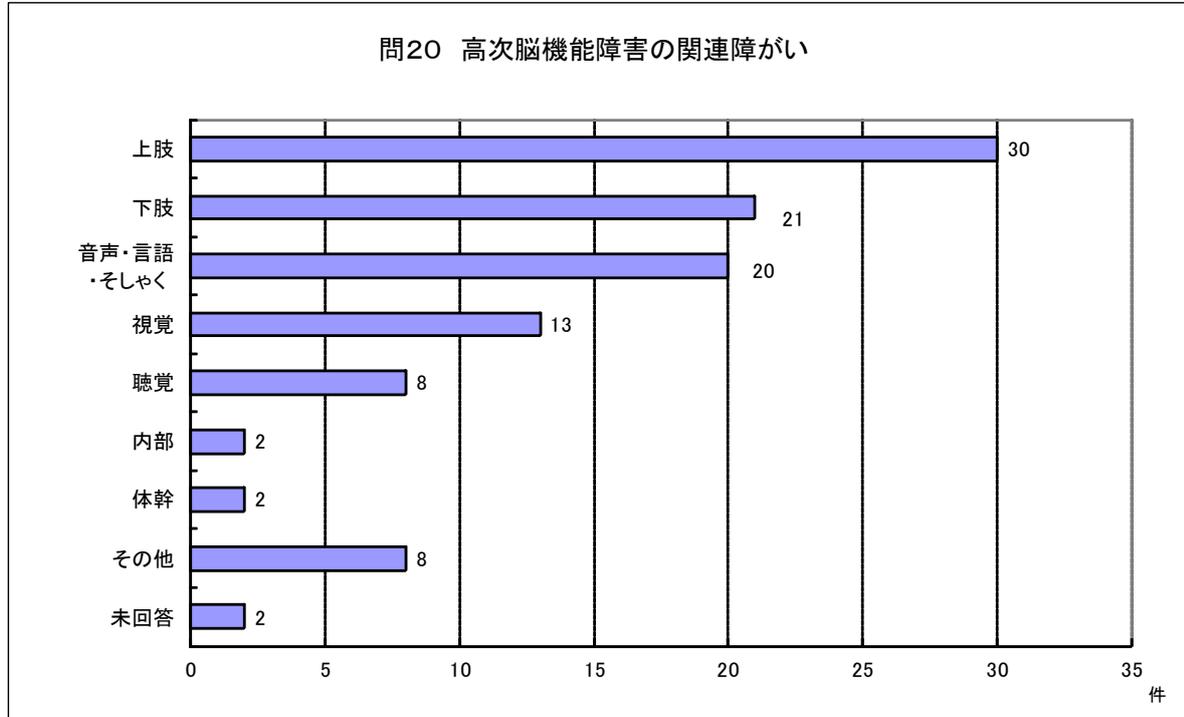
※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

## 第5次秋田市障がい者プラン

問20 問19で「1 ある」を選択した場合、その関連障がいをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

(単位:件)

視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	上肢	下肢	体幹	内部	その他	未回答
13	8	20	30	21	2	2	8	2



問20のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	視覚	聴覚	・音声・言語 そしゃく	上肢	下肢	体幹	内部	その他	未回答	計
身体1級	8	3	9	14	8	1	0	3	8	54
身体2級	3	4	3	10	7	1	0	2	12	42
身体3級	0	0	3	3	3	0	0	0	0	9
身体4級	0	0	0	1	2	1	0	0	4	8
身体5級	0	0	1	1	1	0	0	1	0	4
身体6級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身体不明	2	1	3	0	1	0	1	2	11	21
<b>身体合計</b>	<b>13</b>	<b>8</b>	<b>19</b>	<b>29</b>	<b>22</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>8</b>	<b>35</b>	<b>138</b>
療育A	0	0	6	6	6	0	0	1	0	19
療育B	2	2	1	1	0	0	1	0	0	7
療育不明	4	3	5	10	6	0	1	4	0	33
<b>療育合計</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>12</b>	<b>17</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>59</b>
精神1級	0	0	2	1	2	0	1	8	2	16
精神2級	3	2	0	2	1	0	0	2	11	21
精神3級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神不明	4	3	5	8	4	0	1	2	12	39
<b>精神合計</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>12</b>	<b>25</b>	<b>76</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

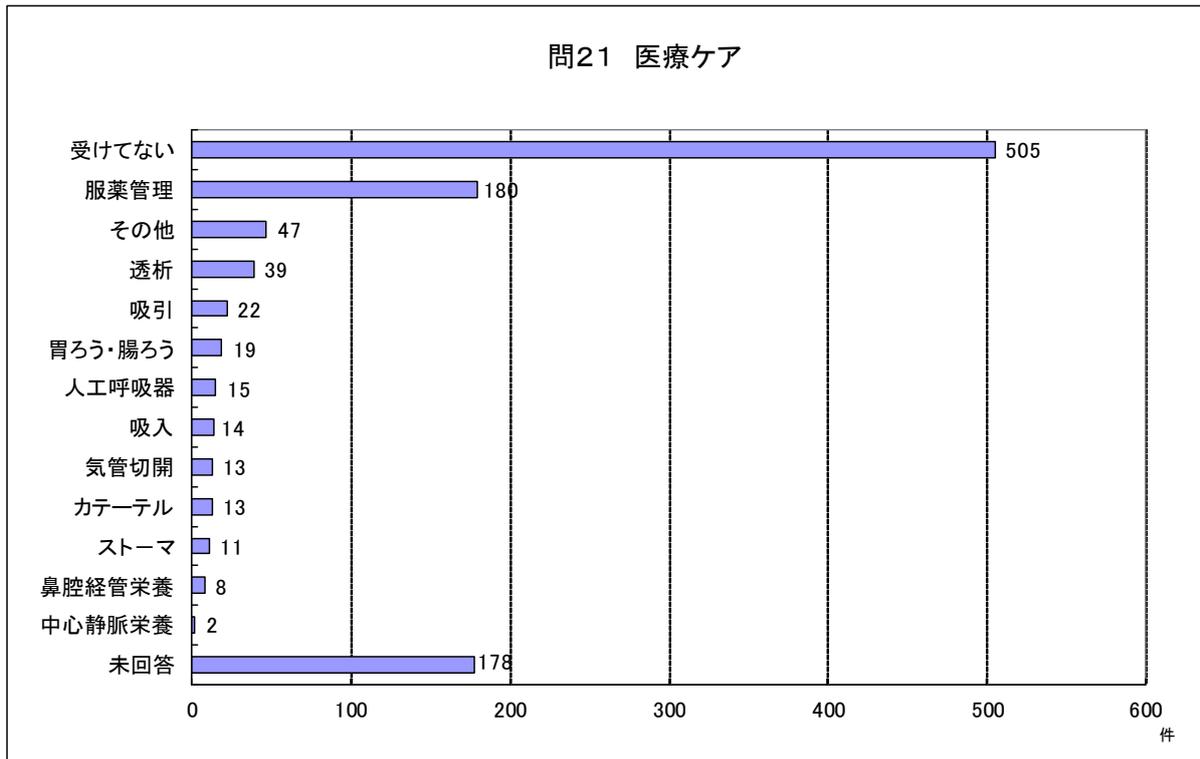
※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

## 第5次秋田市障がい者プラン

問21 現在、医療ケアを必要としている場合、必要な内容をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

(単位:件)

気管切開	人工呼吸器	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	鼻腔経管栄養	中心静脈栄養
13	15	14	22	19	8	2
透析	カテーテル	ストーマ	服薬管理	その他	未回答	受けていない
39	13	11	180	47	178	505



問21のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	気管切開	人工呼吸器	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	鼻腔経管栄養	中心静脈栄養	透析	カテーテル	ストーマ	服薬管理	その他	未回答	受けていない	計
身体1級	13	14	21	9	18	8	1	38	7	3	58	10	32	80	312
身体2級	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1	20	13	31	70	139
身体3級	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	9	4	19	45	81
身体4級	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	4	2	6	51	71
身体5級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	6	26	38
身体6級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	1	11	20
身体不明	0	0	1	2	1	0	0	1	0	0	28	9	57	101	200
身体合計	13	15	22	13	19	8	2	39	12	11	131	40	152	384	861
療育A	9	8	8	14	10	6	0	0	3	2	70	14	23	80	247
療育B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	4	48	111	186
療育不明	3	4	2	4	4	1	1	16	2	4	35	12	76	128	292
療育合計	12	12	10	18	14	7	1	16	5	6	128	30	147	319	725
精神1級	0	0	1	0	0	0	0	3	2	0	14	4	13	21	58
精神2級	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	20	7	26	68	124
精神3級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	12	14	30
精神不明	4	6	5	9	6	2	1	14	2	4	46	14	85	158	356
精神合計	4	6	6	9	6	2	1	17	5	6	82	27	136	261	568

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

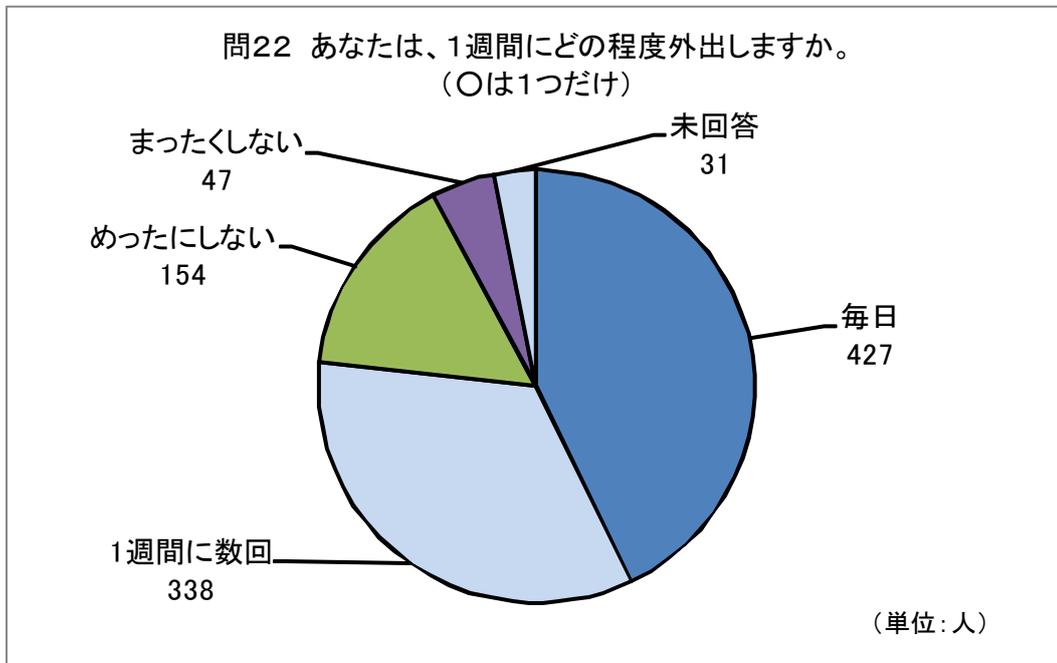
不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

問22 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

毎日	1週間に数回	めったにしない	まったくしない	未回答	計
427	338	154	47	31	997



## 問22のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	毎日	1週間に数回	めったにしない	まったくしない	未回答	計
身体1級	88	79	40	19	5	231
身体2級	55	49	25	5	4	138
身体3級	38	30	10	4	5	87
身体4級	39	26	4	2	1	72
身体5級	20	14	3	0	1	38
身体6級	8	6	4	1	0	19
身体不明	83	64	38	8	12	205
身体合計	331	268	124	39	28	790
療育A	68	66	42	18	1	195
療育B	109	53	17	1	9	189
療育不明	101	110	43	12	11	277
療育合計	278	229	102	31	21	661
精神1級	8	20	17	8	5	58
精神2級	40	54	27	2	3	126
精神3級	13	14	5	1	2	35
精神不明	145	116	44	12	13	330
精神合計	206	204	93	23	23	549

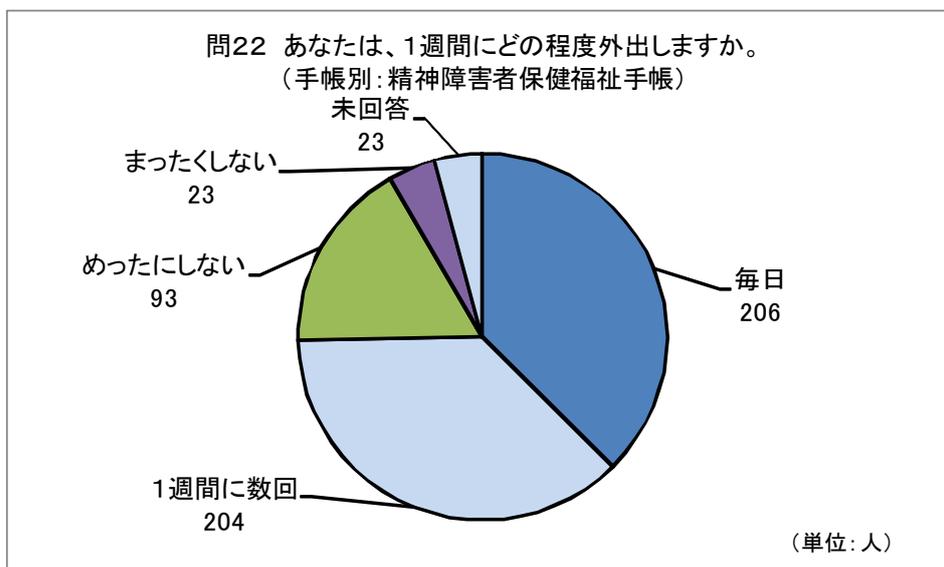
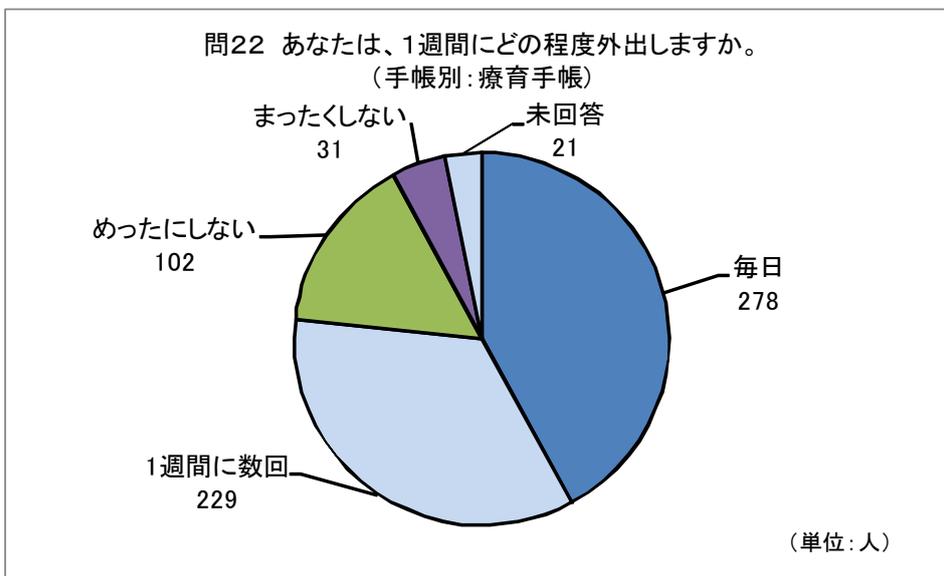
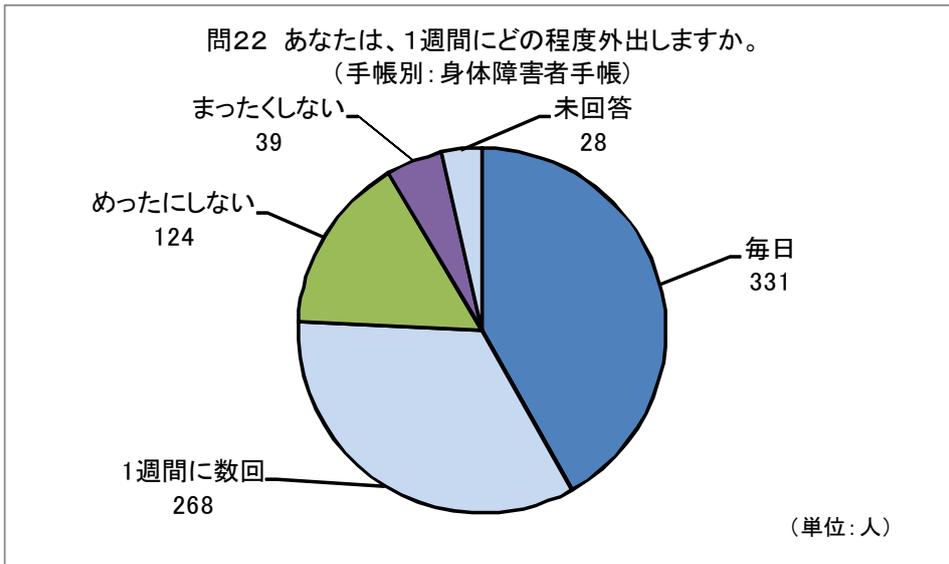
身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

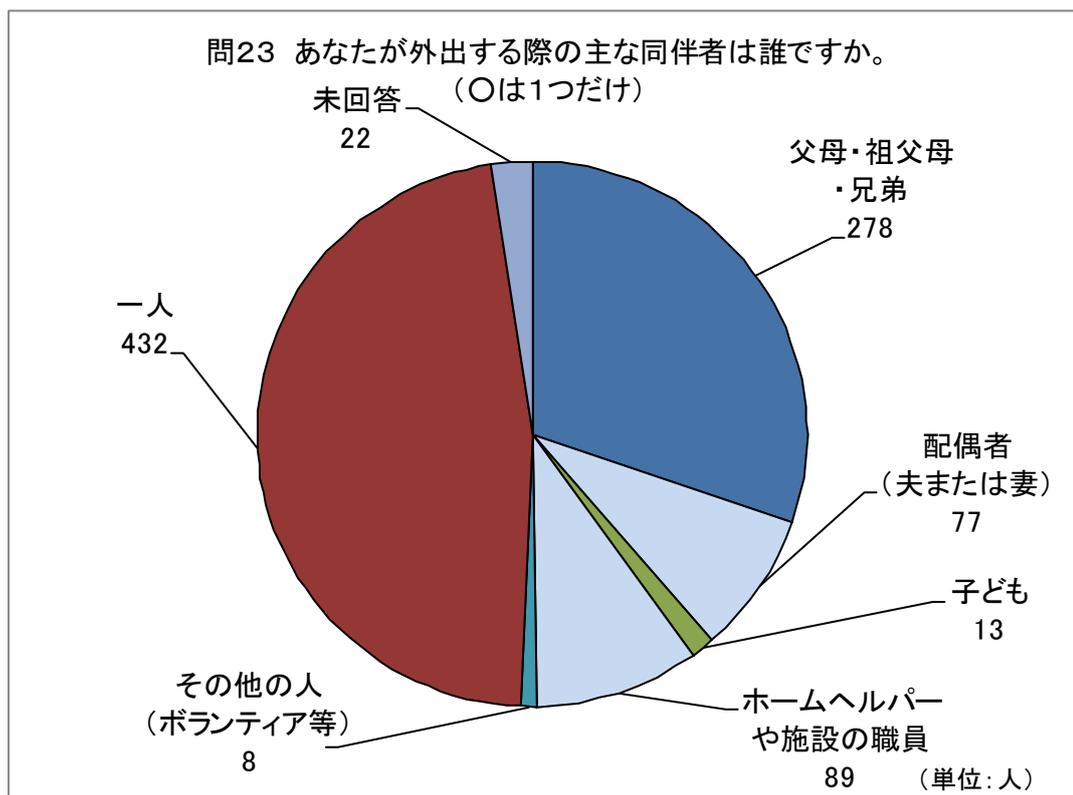


【問23から問25は、問22で、「1」から「3」を選択した場合にお答えください。】

問23 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

(単位:人)

父母 祖父母 兄弟	配偶者	子ども	ホーム ヘルパー 等	その他 の人	一人	未回答	計
278	77	13	89	8	432	22	919



第5次秋田市障がい者プラン

問23のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	父母・祖父母・兄弟	配偶者(夫または妻)	子ども	ホームヘルパーや施設の職員	その他の人(ボランティア等)	一人で外出する	未回答	計
身体1級	56	35	2	26	5	76	7	207
身体2級	33	11	3	10	2	66	4	129
身体3級	13	6	2	0	0	53	4	78
身体4級	7	8	2	1	0	51	0	69
身体5級	4	2	1	3	0	26	1	37
身体6級	7	3	0	1	0	7	0	18
身体不明	68	7	0	18	1	88	3	185
<b>身体合計</b>	<b>188</b>	<b>72</b>	<b>10</b>	<b>59</b>	<b>8</b>	<b>367</b>	<b>19</b>	<b>723</b>
療育A	100	0	0	57	0	17	2	176
療育B	85	2	0	9	2	80	1	179
療育不明	42	29	5	11	2	152	13	254
<b>療育合計</b>	<b>227</b>	<b>31</b>	<b>5</b>	<b>77</b>	<b>4</b>	<b>249</b>	<b>16</b>	<b>609</b>
精神1級	25	0	0	5	0	14	1	45
精神2級	31	3	1	4	0	77	5	121
精神3級	3	7	2	0	1	19	0	32
精神不明	84	27	4	31	2	148	9	305
<b>精神合計</b>	<b>143</b>	<b>37</b>	<b>7</b>	<b>40</b>	<b>3</b>	<b>258</b>	<b>15</b>	<b>503</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

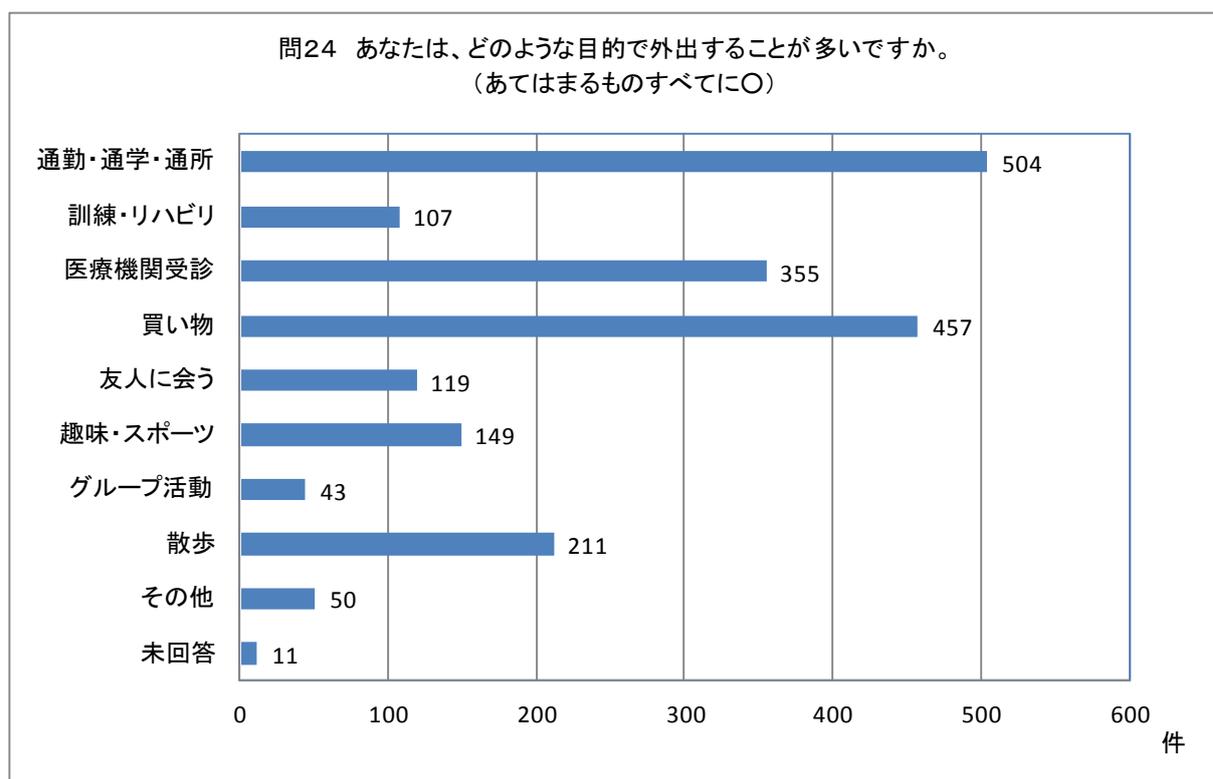
不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

問24 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

（単位：件）

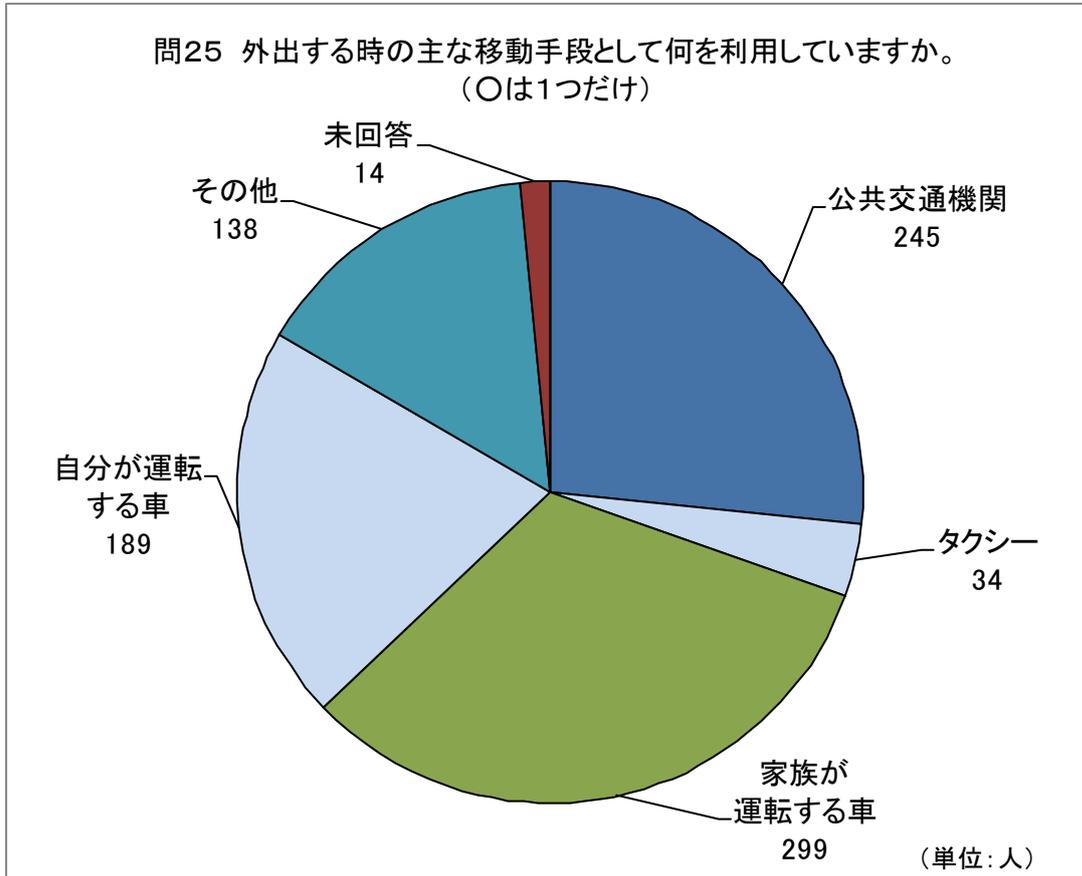
通勤・通学・通所	訓練 リハビリ	医療機関 受診	買い物	友人に会う
504	107	355	457	119
趣味・スポーツ	グループ 活動	散歩	その他	未回答
149	43	211	50	11



問25 あなたは、外出する時の主な移動手段として何を利用していますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

公共交通機関	タクシー	家族が運転する車	自分が運転する車	その他	未回答	計
245	34	299	189	138	14	919



## 問25のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	公共交通機関	タクシー	家族運転の車	自分で運転	その他	未回答	計
身体1級	26	14	76	61	25	5	207
身体2級	41	8	36	30	14	0	129
身体3級	22	0	17	30	7	2	78
身体4級	21	1	12	28	6	1	69
身体5級	9	3	7	13	5	0	37
身体6級	4	1	9	3	1	0	18
身体不明	61	3	61	15	40	5	185
<b>身体合計</b>	<b>184</b>	<b>30</b>	<b>218</b>	<b>180</b>	<b>98</b>	<b>13</b>	<b>723</b>
療育A	19	5	99	1	51	1	176
療育B	76	1	73	3	24	2	179
療育不明	79	12	55	76	25	7	254
<b>療育合計</b>	<b>174</b>	<b>18</b>	<b>227</b>	<b>80</b>	<b>100</b>	<b>10</b>	<b>609</b>
精神1級	15	1	19	2	8	0	45
精神2級	51	6	24	16	22	2	121
精神3級	8	1	5	10	8	0	32
精神不明	90	8	101	61	38	7	305
<b>精神合計</b>	<b>164</b>	<b>16</b>	<b>149</b>	<b>89</b>	<b>76</b>	<b>9</b>	<b>503</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

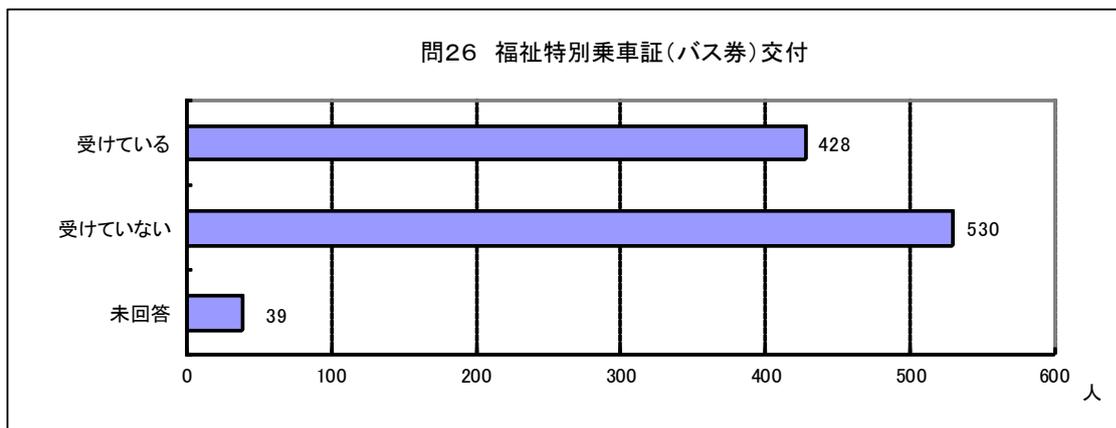
不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません

問26 あなたは福祉特別乗車証(バス券)の交付を受けていますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

受けている	受けていない	未回答	計
428	530	39	997



問26のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	受けている	受けていない	未回答	計
身体1級	68	152	11	231
身体2級	58	71	9	138
身体3級	32	51	4	87
身体4級	40	32	0	72
身体5級	15	21	2	38
身体6級	9	10	0	19
身体不明	95	99	11	205
<b>身体合計</b>	<b>317</b>	<b>436</b>	<b>37</b>	<b>790</b>
療育A	60	134	1	195
療育B	138	43	8	189
療育不明	117	140	20	277
<b>療育合計</b>	<b>315</b>	<b>317</b>	<b>29</b>	<b>661</b>
精神1級	16	34	8	58
精神2級	50	72	4	126
精神3級	11	23	1	35
精神不明	163	148	19	330
<b>精神合計</b>	<b>240</b>	<b>277</b>	<b>32</b>	<b>549</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

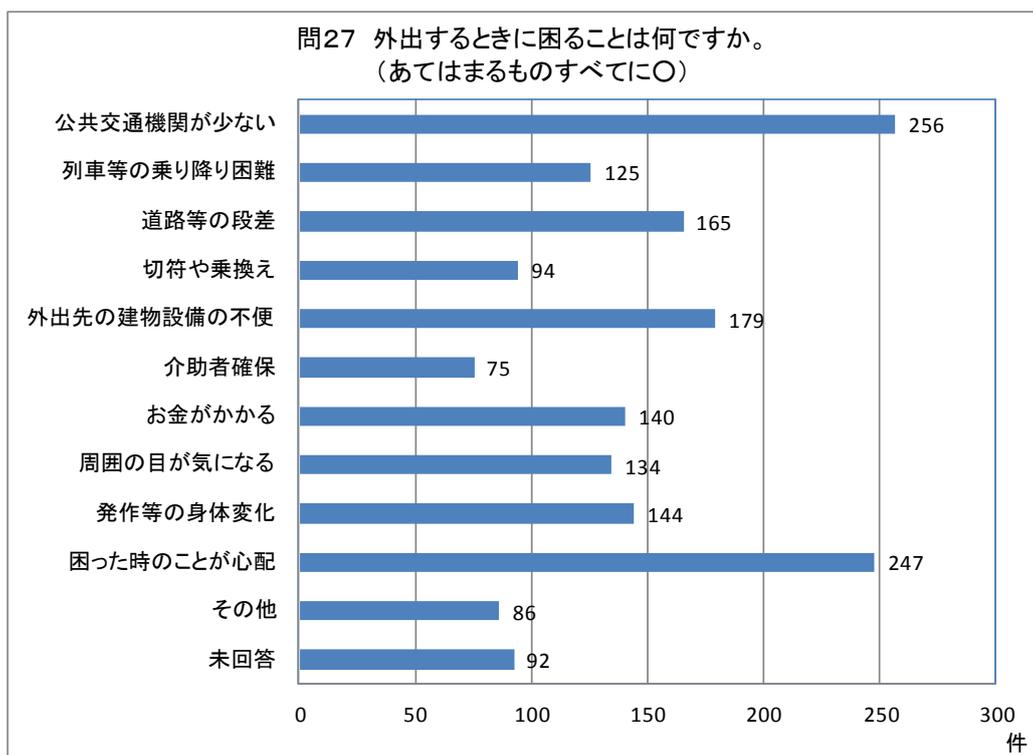
不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

問27 外出するときに困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(単位:件)

公共交通機関が少ない	列車等の乗り降り困難	道路等の段差	切符や乗換え	外出先の建物設備の不便	介助者確保
256	125	165	94	179	75
お金がかかる	周囲の目が気になる	発作等の身体変化	困った時のことが心配	その他	未回答
140	134	144	247	86	92



【その他】

自宅からバス停まで遠い
バスの利用で運転手さんにいやな顔をされる事がある
冬期間に、バス停前の道路を除雪するので、バス乗る時に雪の壁に阻まれてバスに乗ることができない(たまにある)
道路の整備不備、でこぼこ、縁石が高い、歩道が斜めで車いす操作が難しい
照明の少なさ 明るい所と暗い所、うす暗い所の差が激しい(夜は仕方ないが)
アナウンスが聞こえない 何を言っているのかわからない
ヘルプカードを導入してもいいのでは
重度知的障害で交通手段を一人で利用できない、危険物の認識ができない
問題行動が多い 病院と施設しかほぼ行かない
毎日同じパターンは大丈夫ですが、何かあると(ちがうこと)パニックになる
車に気をつけて歩行できない 目的地へつくことのみ考えてしまう
信号の意味が良く分からない
慣れないところだと迷子になる
突発的行動
人が怖い、近づけない
知ってる人に会いたくない
弱視なので段差がほとんどわからず、危なかったときが何百回もあります
視覚障がいがありますが、施設に入所し、外出時はボランティアや職員の介助で移動しています 目の見えない方の照明のような白い杖を持たないので、周囲から疑念の目で見られることがあり、ぶつかってもこちらが謝っても、何も言ってもらえないこともあります

問27のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	公共交通機関が少ない	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗り換えの方法	外出先の建物の設備が不便	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困ったときにどうすればいいの心配	その他	未回答	計
身体1級	29	25	44	10	45	16	22	8	36	29	23	0	287
身体2級	22	19	28	3	32	4	18	14	14	19	18	0	191
身体3級	12	8	21	5	15	1	10	9	9	17	11	0	118
身体4級	14	11	14	4	13	2	7	5	6	19	8	7	110
身体5級	3	3	6	1	3	1	2	2	2	3	2	0	28
身体6級	1	2	4	0	2	0	2	2	3	5	5	0	26
身体不明	4	2	2	2	3	0	2	1	0	6	1	1	24
<b>身体合計</b>	<b>85</b>	<b>70</b>	<b>119</b>	<b>25</b>	<b>113</b>	<b>24</b>	<b>63</b>	<b>41</b>	<b>70</b>	<b>98</b>	<b>68</b>	<b>8</b>	<b>784</b>
療育A	0	0	0	0	27	0	0	21	0	42	0	0	90
療育B	0	36	29	0	49	0	20	0	14	0	0	20	168
療育不明	168	24	65	24	44	23	50	87	44	109	27	1	666
<b>療育合計</b>	<b>168</b>	<b>60</b>	<b>94</b>	<b>24</b>	<b>120</b>	<b>23</b>	<b>70</b>	<b>108</b>	<b>58</b>	<b>151</b>	<b>27</b>	<b>21</b>	<b>924</b>
精神1級	0	0	0	0	20	0	20	0	0	0	0	20	60
精神2級	129	0	17	39	32	34	47	32	29	23	37	1	420
精神3級	0	22	33	55	30	29	14	9	81	43	23	7	346
精神不明	35	60	105	0	74	0	12	45	12	99	0	0	442
<b>精神合計</b>	<b>164</b>	<b>82</b>	<b>155</b>	<b>94</b>	<b>156</b>	<b>63</b>	<b>93</b>	<b>86</b>	<b>122</b>	<b>165</b>	<b>60</b>	<b>28</b>	<b>1,268</b>

身体＝身体障害者手帳

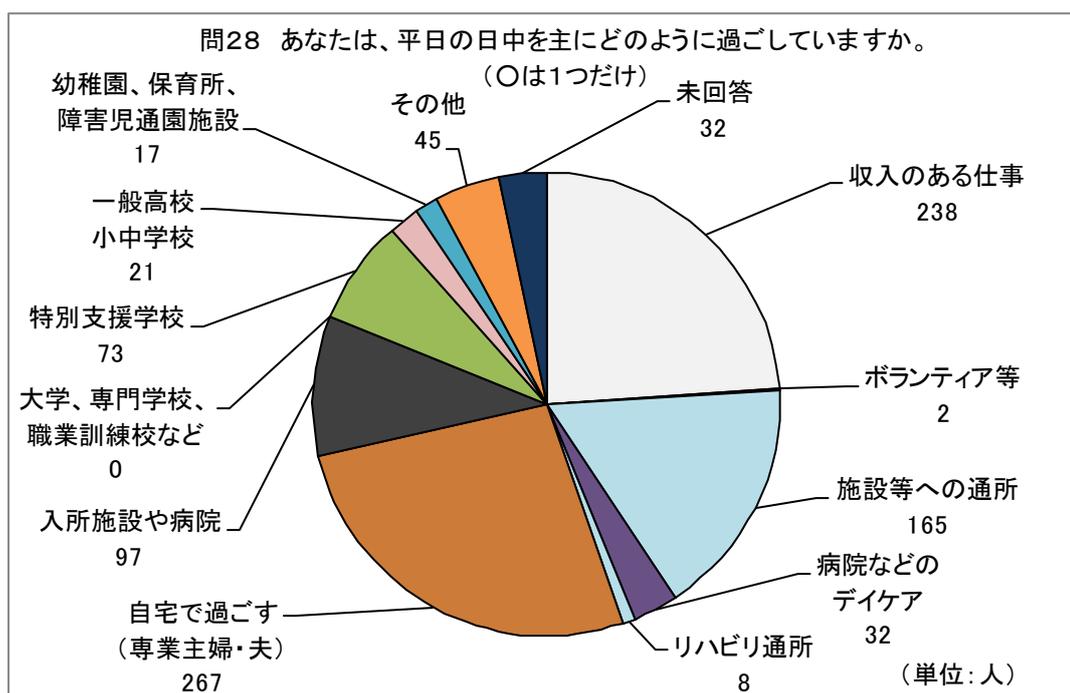
療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

問28 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(〇は1つだけ)



	項目	人数	割合
1	収入のある仕事	238	23.87%
2	ボランティア等	2	0.20%
3	施設等への通所	165	16.55%
4	病院などのデイケア	32	3.21%
5	リハビリ通所	8	0.80%
6	自宅で過ごす(専業主婦・夫)	267	26.78%
7	入所施設や病院	97	9.73%
8	大学、専門学校、職業訓練校など	0	0.00%
9	特別支援学校	73	7.32%
10	一般高校、小中学校	21	2.11%
11	幼稚園、保育所、障害児通園施設	17	1.71%
12	その他	45	4.51%
13	未回答	32	3.21%
	合計	997	100.00%

第5次秋田市障がい者プラン

問28のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	収入のある仕事	ボランティア等	福祉施設、作業所など	病院などのデイケア	リハビリ通所	自宅で過ごす(専業主婦(夫))	施設や病院に入所している	大学、専門学校、職業訓練校など	特別支援学校(小中高等部)	一般の小中学校	幼稚園、保育所、障害児通園施設	その他	未回答	計
身体1級	61	1	16	11	3	64	33	0	8	3	3	19	9	231
身体2級	32	0	21	5	1	44	7	0	13	4	2	6	3	138
身体3級	29	0	5	1	3	31	5	0	1	3	1	5	3	87
身体4級	35	0	4	0	0	26	3	0	0	1	1	2	0	72
身体5級	18	0	4	1	1	10	2	0	2	0	0	0	0	38
身体6級	6	0	1	0	0	6	2	0	2	0	1	1	0	19
身体不明	26	1	62	10	0	48	23	0	10	1	2	8	14	205
<b>身体合計</b>	<b>207</b>	<b>2</b>	<b>113</b>	<b>28</b>	<b>8</b>	<b>229</b>	<b>75</b>	<b>0</b>	<b>36</b>	<b>12</b>	<b>10</b>	<b>41</b>	<b>29</b>	<b>790</b>
療育A	4	0	75	2	0	18	48	0	27	0	5	11	5	195
療育B	39	1	55	0	0	20	7	0	38	10	8	2	9	189
療育不明	70	1	22	17	1	122	19	0	2	0	1	10	12	277
<b>療育合計</b>	<b>113</b>	<b>2</b>	<b>152</b>	<b>19</b>	<b>1</b>	<b>160</b>	<b>74</b>	<b>0</b>	<b>67</b>	<b>10</b>	<b>14</b>	<b>23</b>	<b>26</b>	<b>661</b>
精神1級	5	0	8	3	1	14	15	0	1	0	0	5	6	58
精神2級	14	0	19	14	1	64	5	0	1	1	0	4	3	126
精神3級	10	0	5	1	0	13	0	0	1	1	0	2	2	35
精神不明	77	1	75	7	2	89	25	0	21	2	6	14	11	330
<b>精神合計</b>	<b>106</b>	<b>1</b>	<b>107</b>	<b>25</b>	<b>4</b>	<b>180</b>	<b>45</b>	<b>0</b>	<b>24</b>	<b>4</b>	<b>6</b>	<b>25</b>	<b>22</b>	<b>549</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

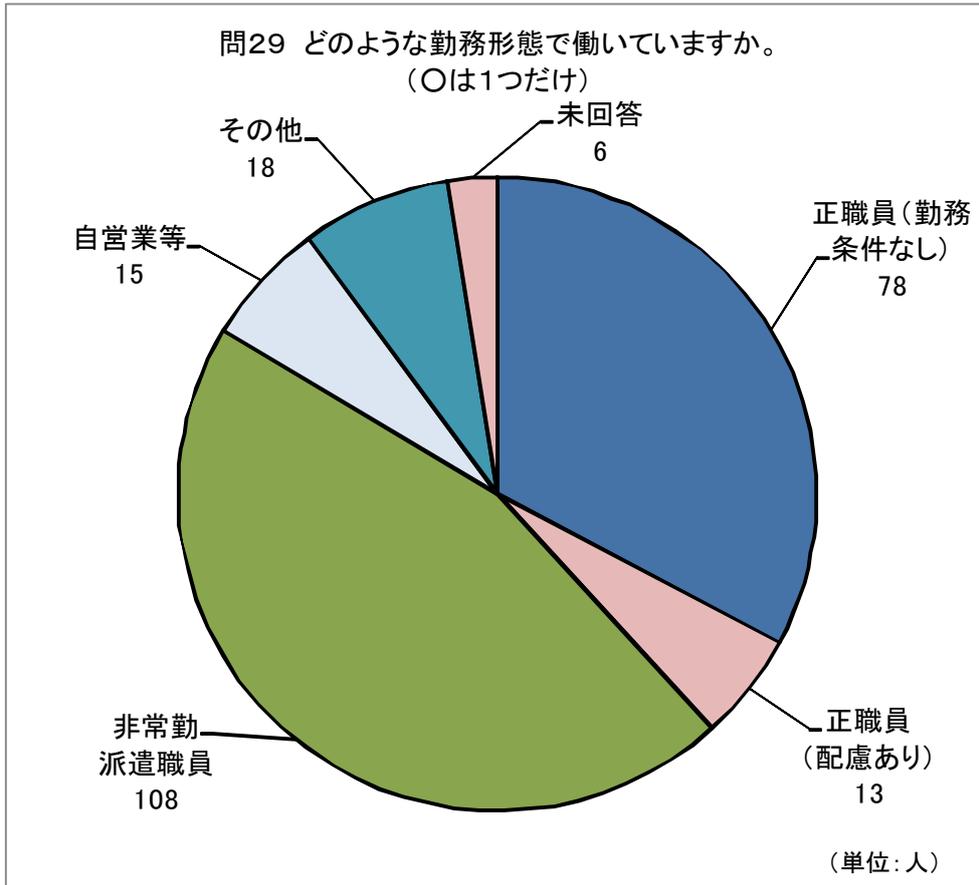
不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

【問28で「1 仕事をしている」を選択した方にお聞きします。】  
 問29 どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つだけ)

(単位:人)

正職員 (条件なし)	正職員 (配慮あり)	非常勤 派遣職員	自営業等	その他	未回答	計
78	13	108	15	18	6	238



第5次秋田市障がい者プラン

問29のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	正職員 (勤務条件なし)	正職員 (配慮あり)	非常勤、 派遣職員	自営業等	その他	未回答	計
身体1級	24	5	22	6	4	0	61
身体2級	12	2	14	1	2	1	32
身体3級	11	1	14	0	3	0	29
身体4級	17	1	13	4	0	0	35
身体5級	9	0	5	2	2	0	18
身体6級	1	0	4	1	0	0	6
身体不明	3	2	16	0	4	1	26
身体合計	77	11	88	14	15	2	207
療育A	0	1	2	0	1	0	4
療育B	1	3	26	0	5	4	39
療育不明	28	6	25	7	4	0	70
療育合計	29	10	53	7	10	4	113
精神1級	0	1	2	0	1	1	5
精神2級	0	1	11	0	1	1	14
精神3級	2	0	5	2	1	0	10
精神不明	28	5	32	5	5	2	77
精神合計	30	7	50	7	8	4	106

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

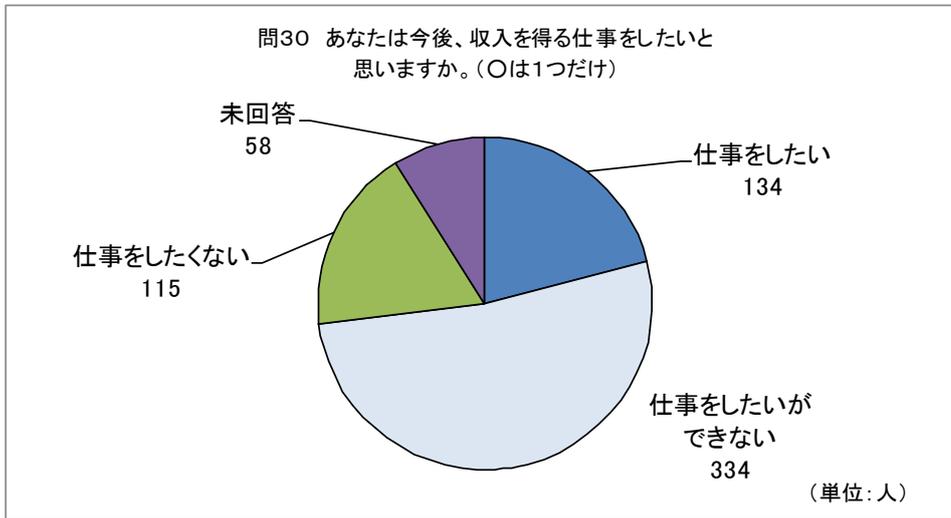
※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

【問28で「2」から「13」を選択した18歳から64歳の方にお聞きします。】

問30 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。(○は1つだけ)

(単位:人)

仕事をしたい	仕事をしたいが できない	仕事をしたくない	未回答	計
134	334	115	58	641



問30のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	仕事をしたい	したいができない	したくない	未回答	計
身体1級	19	90	30	15	154
身体2級	24	48	11	6	89
身体3級	14	24	11	0	49
身体4級	7	18	10	0	35
身体5級	2	13	4	0	19
身体6級	3	4	3	1	11
身体不明	32	91	24	12	159
<b>身体合計</b>	<b>101</b>	<b>288</b>	<b>93</b>	<b>34</b>	<b>516</b>
療育A	23	81	48	9	161
療育B	45	41	11	9	106
療育不明	47	102	30	15	194
<b>療育合計</b>	<b>115</b>	<b>224</b>	<b>89</b>	<b>33</b>	<b>461</b>
精神1級	8	25	13	3	49
精神2級	22	65	17	2	106
精神3級	8	9	5	0	22
精神不明	54	114	36	21	225
<b>精神合計</b>	<b>92</b>	<b>213</b>	<b>71</b>	<b>26</b>	<b>402</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

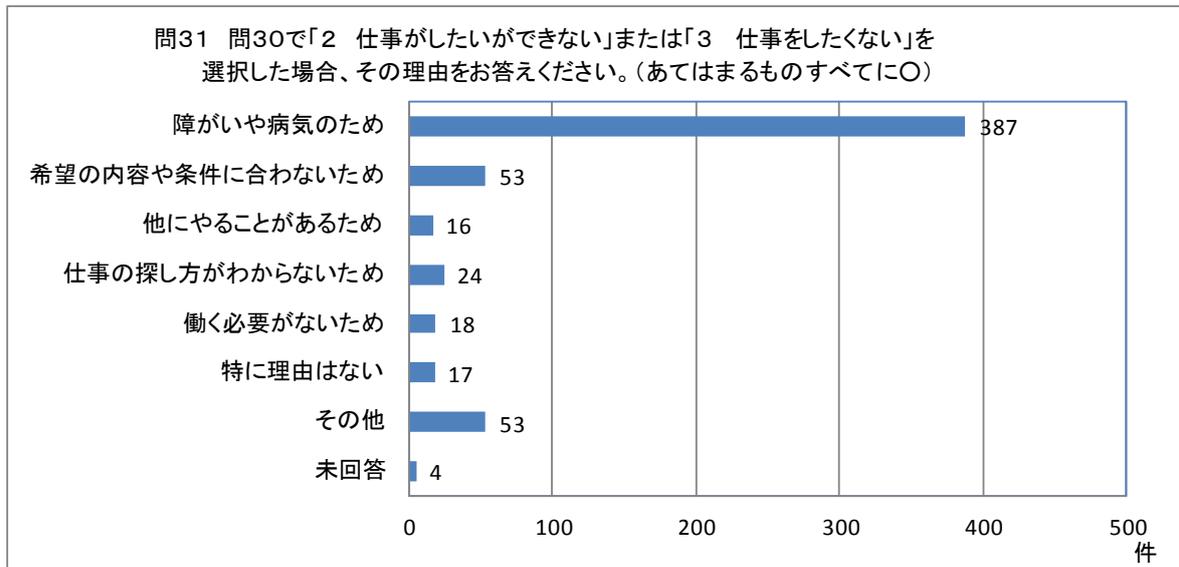
※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

第5次秋田市障がい者プラン

問31 問30で「2 仕事がしたいができない」または「3 仕事をしたくない」を選択した場合、その理由をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

（単位：件）

障がいや病気のため	希望の内容や条件に合わないため	他にやることがあるため	仕事の探し方がわからないため
387	53	16	24
働く必要がないため	特に理由はない	その他	未回答
18	17	53	4



## 問31のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	障がいや病気の ため	条件が 合わない ため	他にやる ことがある ため	探しが わからない ため	働く必要 がないため	特に理由 はない	その他	未 回 答	計
身体1級	109	2	3	1	0	3	3	0	121
身体2級	50	6	0	0	0	1	1	1	59
身体3級	24	2	0	0	1	2	5	1	35
身体4級	16	2	4	0	3	1	2	0	28
身体5級	14	0	1	0	0	1	0	1	17
身体6級	7	0	0	0	0	0	0	0	7
身体不明	97	5	0	2	1	1	8	1	115
身体合計	317	17	8	3	5	9	19	4	382
療育A	114	3	0	1	1	3	7	0	129
療育B	37	5	1	2	0	2	4	1	52
療育不明	108	8	2	1	5	3	5	1	133
療育合計	259	16	3	4	6	8	16	2	314
精神1級	34	0	0	0	0	2	2	0	38
精神2級	72	2	0	1	3	0	3	1	82
精神3級	9	0	0	0	0	1	4	0	14
精神不明	119	12	3	2	2	3	8	2	151
精神合計	234	14	3	3	5	6	17	3	285

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

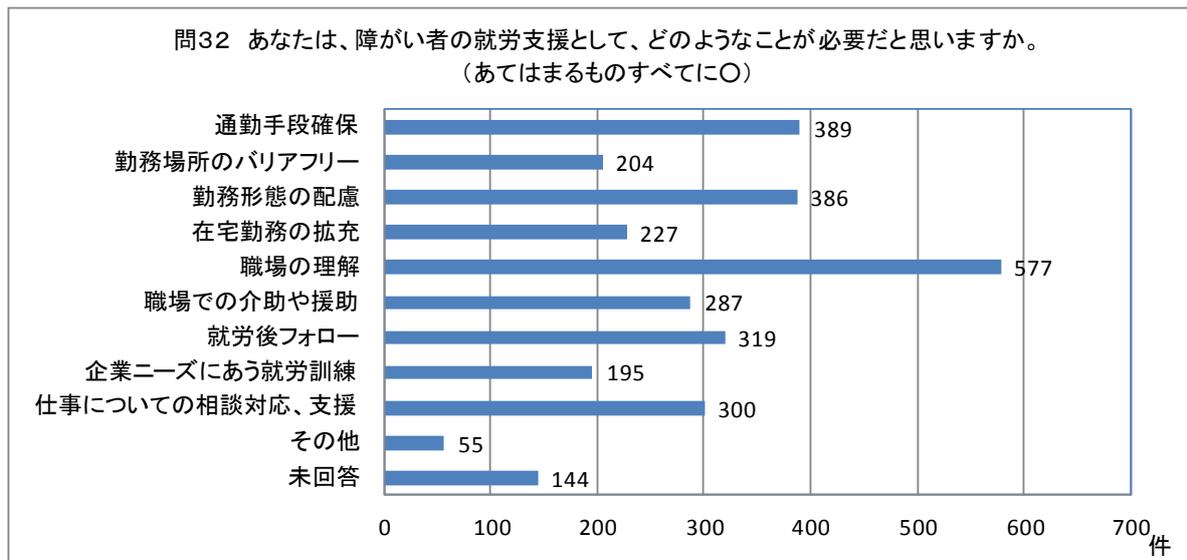
※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

第5次秋田市障がい者プラン

問32 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
 (あてはまるものすべてに○)

(単位:件)

通勤手段確保	勤務場所のバリアフリー	勤務形態の配慮	在宅勤務の拡充	職場の理解	職場での介助や援助
389	204	386	227	577	287
就労後のフォロー	就労訓練	相談対応、支援	その他	未回答	
319	195	300	55	144	



問32のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	通 勤 手 段 確 保	勤 務 場 所 の バ リ ア フ リ ー	勤 務 形 態 の 配 慮	在 宅 勤 務 の 拡 充	職 場 の 理 解	職 場 で の 介 助 や 援 助	就 労 後 フ ォ ロ ー	就 労 訓 練	相 談 対 応 等	そ の 他	未 回 答	計
身体1級	79	60	101	60	127	65	60	33	60	16	37	698
身体2級	54	47	51	44	73	43	41	29	38	7	21	448
身体3級	32	23	30	22	41	15	24	18	24	3	16	248
身体4級	30	14	28	23	41	12	11	12	13	3	9	196
身体5級	15	12	15	8	22	8	13	7	11	0	7	118
身体6級	7	5	8	3	13	5	8	5	7	0	0	61
身体不明	87	23	68	31	112	55	72	42	70	12	38	610
身体合計	304	184	301	191	429	203	229	146	223	41	128	2,379
療育A	83	45	57	23	103	105	67	34	54	18	26	615
療育B	75	13	60	22	127	56	79	47	74	4	26	583
療育不明	95	59	109	78	142	52	73	47	71	16	56	798
療育合計	253	117	226	123	372	213	219	128	199	38	108	1,996
精神1級	21	8	25	7	31	20	17	10	17	6	10	172
精神2級	60	19	61	44	78	32	53	37	54	9	12	459
精神3級	9	2	15	11	21	4	11	7	9	4	5	98
精神不明	128	68	116	64	177	87	94	59	83	15	70	961
精神合計	218	97	217	126	307	143	175	113	163	34	97	1,690

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

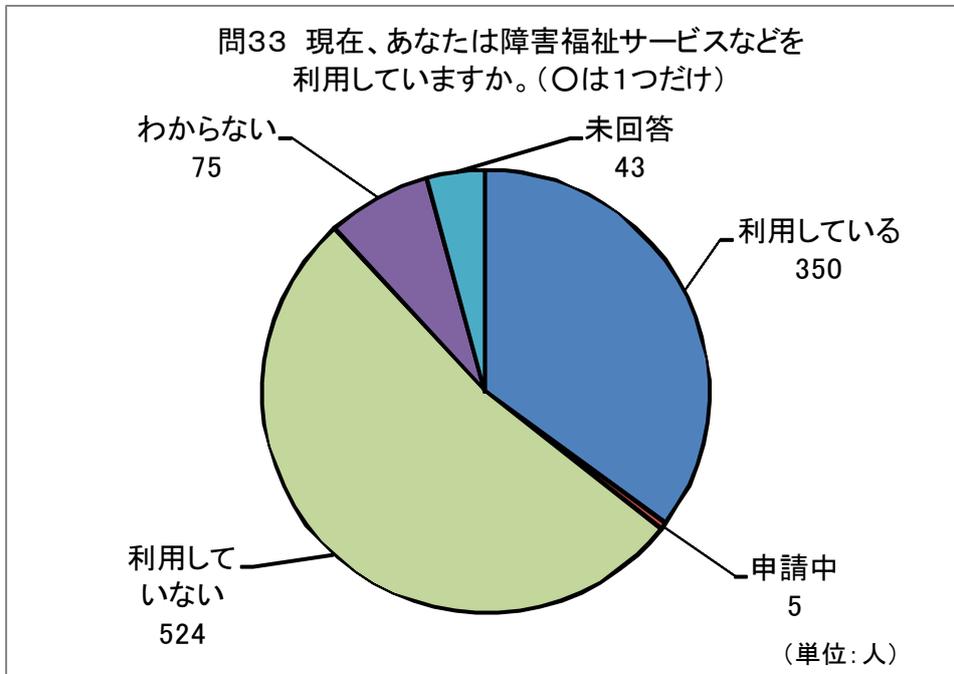
不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

問33 現在、あなたは障害福祉サービスなどを利用していますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

利用している	申請中	利用していない	わからない	未回答	計
350	5	524	75	43	997



## 問33のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	利用 している	申 請 中	利 用 し て い な い	わ か ら な い	未 回 答	計
身体1級	78	2	125	15	11	231
身体2級	46	2	69	14	7	138
身体3級	9	0	65	9	4	87
身体4級	9	0	58	4	1	72
身体5級	8	0	29	1	0	38
身体6級	4	0	14	1	0	19
身体不明	89	1	80	17	18	205
<b>身体合計</b>	<b>243</b>	<b>5</b>	<b>440</b>	<b>61</b>	<b>41</b>	<b>790</b>
療育A	159	0	28	4	4	195
療育B	85	1	78	13	12	189
療育不明	55	1	179	23	19	277
<b>療育合計</b>	<b>299</b>	<b>2</b>	<b>285</b>	<b>40</b>	<b>35</b>	<b>661</b>
精神1級	23	0	29	4	2	58
精神2級	32	1	68	18	7	126
精神3級	4	0	26	4	1	35
精神不明	116	1	172	19	22	330
<b>精神合計</b>	<b>175</b>	<b>2</b>	<b>295</b>	<b>45</b>	<b>32</b>	<b>549</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

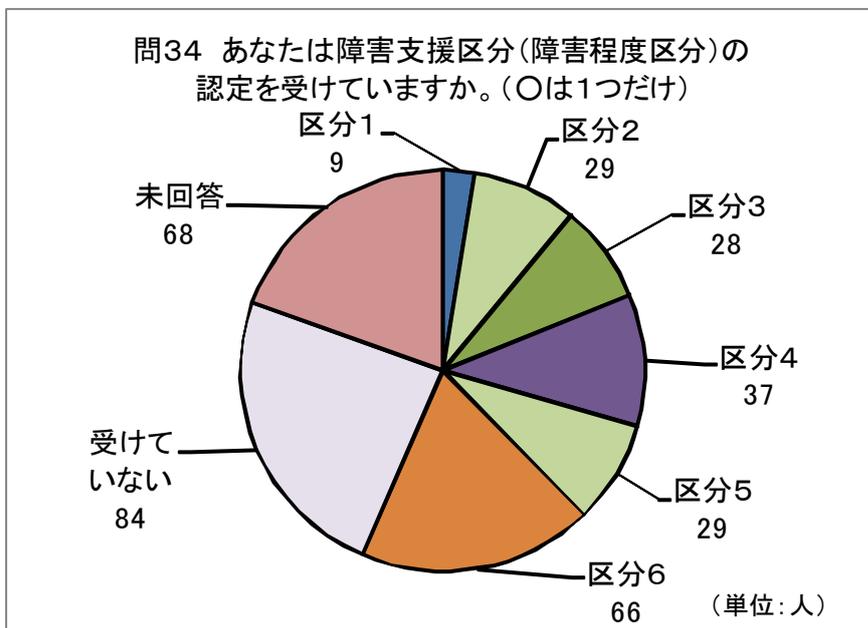
※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

【問34は、問33で、「1 利用している」を選択した場合にお答えください。】

問34 あなたは障害支援区分(障害程度区分)の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

区分1	区分2	区分3	区分4	
9	29	28	37	
区分5	区分6	受けていない	未回答	計
29	66	84	68	350



問34のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	受けて いない	未回 答	計
身体1級	2	4	5	4	8	30	15	10	78
身体2級	1	5	5	7	1	4	11	12	46
身体3級	0	0	3	2	0	1	2	1	9
身体4級	0	0	0	1	2	1	3	2	9
身体5級	0	2	1	0	2	2	1	0	8
身体6級	0	0	2	0	0	1	1	0	4
身体不明	3	9	11	9	8	10	18	21	89
身体合計	6	20	27	23	21	49	51	46	243
療育A	0	4	10	25	22	57	20	21	159
療育B	4	9	6	8	3	1	36	18	85
療育不明	2	8	6	2	1	3	15	18	55
療育合計	6	21	22	35	26	61	71	57	299
精神1級	0	2	2	2	2	6	5	4	23
精神2級	1	7	4	1	1	0	7	11	32
精神3級	0	1	1	0	0	0	1	1	4
精神不明	3	12	7	17	9	21	25	22	116
精神合計	4	22	14	20	12	27	38	38	175

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

【問33で、「1 利用している」、「2 申請中」または「3 利用していない」を選択した方にお聞きします。】  
 問35 次の表中(1)から(34)の障害福祉サービスなどについて、あなたはサービスを利用していますか。  
 また今後利用したいと考えていますか。

- ①現在の利用状況 (利用している方のみ)
- ②現在利用している場合の利用量 (利用している方のみ)
- ③今後の利用意向 (全員)

①～③について、それぞれ該当する項目に○をつけてください。

●障害福祉サービス (単位:人・件)

障害福祉サービスなどの内容	現在								今後の利用意向
	実利用人数	障がい種別利用者数			利用量				
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	1 少ない	2 ちよ うど 良い	3 多い		
1 居宅介護	50	34	25	23	8	41	1	98	
2 重度訪問介護	16	9	9	8	7	9	0	50	
3 同行援護	6	5	5	7	2	4	0	48	
4 生活介護	141	77	93	43	32	97	11	137	
5 自立訓練(機能訓練)	28	18	13	11	8	20	0	73	
6 自立訓練(生活訓練)	29	12	21	12	3	25	1	107	
7 就労移行支援	3	1	1	3	0	2	1	110	
8 就労継続支援A	7	6	5	3	1	6	0	85	
9 就労継続支援B	87	51	72	55	6	77	4	136	
10 就労定着支援								167	
11 療養介護	8	5	5	2	0	8	0	52	
12 短期入所(ショートステイ)	88	52	55	30	39	48	0	163	
13 自立生活援助								148	
14 共同生活援助(グループホーム)	27	14	21	13	1	23	3	94	
15 施設入所支援	67	38	46	21	8	50	9	95	
16 地域移行支援	1	1	1	0	1	0	0	36	
17 地域定着支援	1	1	1	1	0	1	0	86	
18 行動援護								55	
19 重度障害者等包括支援								21	

※手帳を重複して所有している方がいるため、身体+療育+精神=合計とはなりません。

●障がい児支援 (単位:人・件)

障害福祉サービスなどの内容	実利用人数	現在			利用量			今後の利用意向
		障がい種別利用者数			1 少ない	2 ちょうど良い	3 多い	
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳				
20 児童発達支援	22	9	16	6	8	14	0	28
21 医療型児童発達支援	12	5	7	2	4	8	0	17
22 放課後等デイサービス	53	16	41	12	3	46	4	44
23 保育所等訪問支援	2	1	2	1	0	2	0	6
24 (福祉型)児童入所支援	0	0	0	0	0	0	0	11
25 (医療型)児童入所支援	0	0	0	0	0	0	0	1
26 居宅訪問型児童発達支援								3
27 日中一時支援(放課後支援型)	12	5	7	0	2	10	0	22

●その他のサービス (単位:人・件)

障害福祉サービスなどの内容	実利用人数	現在			利用量			今後の利用意向
		障がい種別利用者数			1 少ない	2 ちょうど良い	3 多い	
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳				
28 移動支援	2	2	0	1	0	2	0	49
29 地域活動支援センター	0	0	0	0	0	0	0	49
30 日中一時支援(短期入所型)	59	27	40	20	23	36	0	91
31 訪問入浴サービス	5	4	4	2	3	2	0	27
32 日常生活用具給付等	41	28	21	12	0	41	0	109
33 手話通訳者派遣	1	1	0	0	0	1	0	12
34 要約筆記者派遣	1	1	1	1	1	0	0	14

【障がい児支援およびその他のサービスの表について】

※手帳を重複して所有している方がいるため、身体+療育+精神=合計とはなりません。

第5次秋田市障がい者プラン

問35のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A	就労継続支援B	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	地域移行支援	地域定着支援	行動援護	重度障害者等包括支援	
身体障害者手帳	1級	利用状況	15	6	3	35	7	4	0	0	6		3	27		2	14	0	0		
		少ない	4	2	0	12	2	1	0	0	0		0	12		0	4	0	0		
		良い	11	4	3	20	5	3	0	0	6		3	15		2	7	0	0		
		多い	0	0	0	3	0	0	0	0	0		0	0		0	3	0	0		
	2級	利用状況	8	2	0	12	6	2	1	2	4		1	8		5	4	0	0		
		少ない	1	1	0	1	3	0	0	0	0		0	4		1	0	0	0		
		良い	7	1	0	11	3	2	1	2	4		1	4		4	4	0	0		
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		
	3級	利用状況	2	0	0	3	0	0	0	0	2		0	0		0	3	0	0		
		少ない	0	0	0	1	0	0	0	0	1		0	0		0	1	0	0		
		良い	1	0	0	2	0	0	0	0	0		0	0		0	2	0	0		
		多い	1	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0		0	0	0	0		
	4級	利用状況	0	0	0	2	0	1	0	0	0		0	1		0	1	0	0		
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		
		良い	0	0	0	2	0	1	0	0	0		0	1		0	1	0	0		
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		
	5級	利用状況	2	0	0	4	1	0	0	1	0		0	2		0	2	0	0		
		少ない	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2		0	0	0	0		
		良い	1	0	0	4	1	0	0	1	0		0	0		0	1	0	0		
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	1	0	0		
	6級	利用状況	0	0	0	1	0	0	0	0	1		0	0		0	1	0	0		
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		
		良い	0	0	0	1	0	0	0	0	1		0	0		0	0	0	0		
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	1	0	0		
不明	利用状況	7	1	2	20	4	5	0	3	38		1	14		7	13	1	1			
	少ない	0	0	1	2	0	0	0	1	3		0	4		0	2	1	0			
	良い	7	1	1	15	4	4	0	2	33		1	10		5	9	0	1			
	多い	0	0	0	3	0	1	0	0	2		0	0		2	2	0	0			
合計	利用状況	34	9	5	77	18	12	1	6	51		5	52		14	38	1	1			
	少ない	6	3	1	16	5	1	0	1	4		0	22		1	7	1	0			
	良い	27	6	4	55	13	10	1	5	44		5	30		11	24	0	1			
	多い	1	0	0	6	0	1	0	0	3		0	0		2	7	0	0			

第2部 障がい者の状況および将来推計

(単位:件)

		(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)
		児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	(福祉型)児童入所支援	(医療型)児童入所支援	居宅訪問型児童発達支援	日中一時支援(放課後支援型)	移動支援	地域活動支援センター	日中一時支援(短期入所型)	訪問入浴サービス	日常生活用具給付等	手話通訳者派遣	要約筆記者派遣
身体障害者手帳	1級	利用状況	4	1	5	0	0	0	4	2	0	11	3	16	1	0
		少ない	1	0	1	0	0	0	1	0	0	3	2	0	0	0
		良い	3	1	4	0	0	0	3	2	0	8	1	16	1	0
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2級	利用状況	2	3	4	0	0	0	1	0	0	7	0	4	0	1
		少ない	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1
		良い	0	3	4	0	0	0	1	0	0	4	0	4	0	0
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3級	利用状況	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		良い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4級	利用状況	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0
		少ない	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		良い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5級	利用状況	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		良い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6級	利用状況	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		良い	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	利用状況	3	0	5	1	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
		良い	3	0	4	1	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0
		多い	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	利用状況	9	5	16	1	0	0	5	2	0	27	4	28	1	1	
	少ない	3	1	1	0	0	0	1	0	0	10	2	0	0	1	
	良い	6	4	14	1	0	0	4	2	0	17	2	28	1	0	
	多い	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

第5次秋田市障がい者プラン

(単位:件)

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A	就労継続支援B	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	地域移行支援	地域定着支援	行動援護	重度障害者等包括支援	
療育手帳	A	利用状況	14	7	3	80	6	11	0	1	21		4	45		6	38	1	0		
		少ない	2	4	2	17	3	2	0	1	2		0	20		0	3	1	0		
		良い	12	3	1	56	3	9	0	0	18		4	25		5	31	0	0		
		多い	0	0	0	6	0	0	0	0	1		0	0		1	4	0	0		
	B	利用状況	2	1	0	6	3	6	0	3	34		0	6		9	4	0	0		
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	1		0	2		0	0	0	0		
		良い	2	1	0	6	3	6	0	3	32		0	4		8	4	0	0		
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0		1	0	0	0		
	不明	利用状況	9	1	2	7	4	4	1	1	17		1	4		6	4	0	1		
		少ない	1	0	0	1	1	0	0	0	2		0	2		1	1	0	0		
		良い	7	1	2	4	3	3	1	1	14		1	2		4	1	0	1		
		多い	1	0	0	2	0	1	0	0	1		0	0		1	2	0	0		
合計	利用状況	25	9	5	93	13	21	1	5	72		5	55		21	46	1	1			
	少ない	3	4	2	18	4	2	0	1	5		0	24		1	4	1	0			
	良い	21	5	3	66	9	18	1	4	64		5	31		17	36	0	1			
	多い	1	0	0	8	0	1	0	0	3		0	0		3	6	0	0			
精神障害者保健福祉手帳	1級	利用状況	4	2	1	10	2	4	0	0	4		0	3		2	8	0	0		
		少ない	1	0	1	4	0	0	0	0	0		0	0		0	2	0	0		
		良い	3	2	0	6	2	4	0	0	4		0	3		2	5	0	0		
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	1	0	0		
	2級	利用状況	11	0	3	0	1	4	2	0	17		1	1		6	1	0	1		
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	3		0	1		1	0	0	0		
		良い	10	0	3	0	1	3	1	0	13		1	0		4	1	0	1		
		多い	1	0	0	0	0	1	1	0	1		0	0		1	0	0	0		
	3級	利用状況	1	0	0	0	0	0	0	0	2		0	0		0	0	0	0		
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		
		良い	1	0	0	0	0	0	0	0	2		0	0		0	0	0	0		
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0		
	不明	利用状況	7	6	3	33	8	4	1	3	32		1	26		5	12	0	0		
		少ない	1	2	0	2	1	0	0	1	1		0	13		0	0	0	0		
		良い	6	4	3	27	7	4	1	2	29		1	13		4	9	0	0		
		多い	0	0	0	4	0	0	0	0	2		0	0		1	3	0	0		
合計	利用状況	23	8	7	43	11	12	3	3	55		2	30		13	21	0	1			
	少ない	2	2	1	6	1	0	0	1	4		0	14		1	2	0	0			
	良い	20	6	6	33	10	11	2	2	48		2	16		10	15	0	1			
	多い	1	0	0	4	0	1	1	0	3		0	0		2	4	0	0			

第2部 障がい者の状況および将来推計

(単位:件)

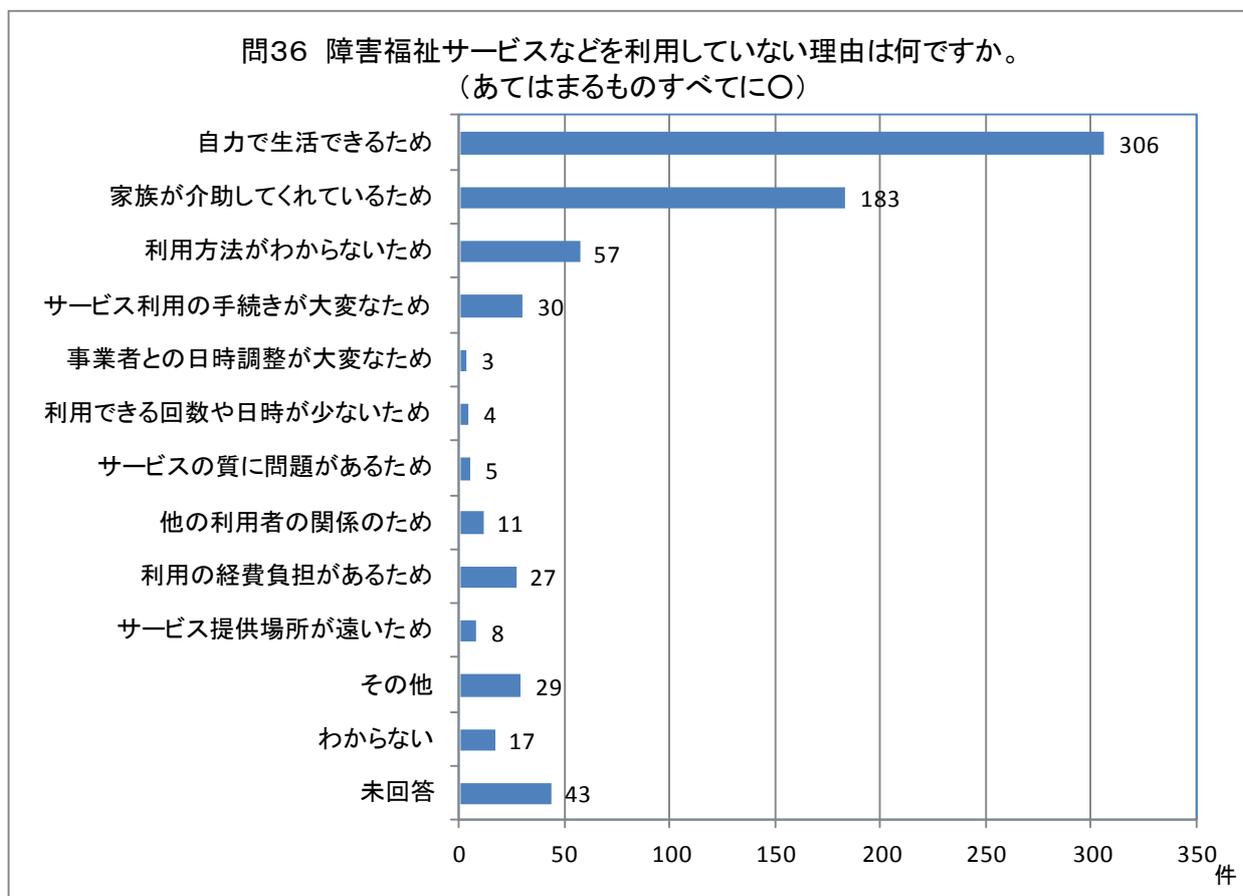
		(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)
		児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	(福祉型)児童入所支援	(医療型)児童入所支援	居宅訪問型児童発達支援	日中一時支援(放課後支援型)	移動支援	地域活動支援センター	日中一時支援(短期入所型)	訪問入浴サービス	日常生活用具給付等	手話通訳者派遣	要約筆記者派遣
療育手帳	A	利用状況	9	4	22	1	0	0	6	0	0	30	2	13	0	0
		少ない	3	1	1	0	0	0	1	0	0	13	1	0	0	0
		良い	6	3	21	1	0		5	0	0	17	1	13	0	0
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	利用状況	7	3	18	1	0	0	1	0	0	10	0	1	0	0
		少ない	2	2	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
		良い	5	1	14	1	0	0	1	0	0	7	0	1	0	0
		多い	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	利用状況	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	1
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		良い	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	利用状況	16	7	41	2	0	0	7	0	0	40	4	21	0	1
		少ない	5	3	2	0	0	0	1	0	0	16	2	0	0	1
		良い	11	4	36	2	0	0	6	0	0	24	2	21	0	0
		多い	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神障害者保健福祉手帳	1級	利用状況	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		良い	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		多い	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2級	利用状況	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		良い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3級	利用状況	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		少ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		良い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		多い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	利用状況	6	2	11	1	0	0	0	0	0	19	2	12	0	1
		少ない	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	1
		良い	5	1	10	1	0	0	0	0	0	11	1	12	0	0
		多い	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	利用状況	6	2	12	1	0	0	0	1	0	20	2	12	0	1	
	少ない	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	1	
	良い	5	1	10	1	0	0	0	1	0	11	1	12	0	0	
	多い	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【問33で、「3 利用していない」を選択した方にお聞きします。】

問36 障害福祉サービスなどを利用していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

（単位：件）

自力で生活	家族が介助	利用方法がわからない	手続きが大変	事業者との日時調整が大変	利用回数や日時が少ない	サービスの質に問題
306	183	57	30	3	4	5
他の利用者との関係	経費負担がある	サービス提供場所が遠い	その他	わからない	未回答	
11	27	8	29	17	43	



問36のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	自力で生活できるため	家族が介助してくれているため	利用方法がわからないため	サービス利用の手続きが大変なため	事業者との日時調整が大変なため	利用できる回数や日時が少ないため	サービスの質に問題があるため	他の利用者の関係のため	利用の経費負担があるため	サービスの提供場所が遠いため	その他	わからない	未回答	計
身体1級	84	45	10	5	0	0	0	2	7	0	7	0	5	165
身体2級	33	29	9	7	1	1	2	2	7	0	4	1	7	103
身体3級	45	20	4	4	0	0	0	0	3	1	3	2	3	85
身体4級	49	9	5	2	0	0	0	0	3	0	1	1	5	75
身体5級	22	8	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	37
身体6級	8	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
身体不明	32	24	10	5	0	1	2	5	4	4	6	7	13	113
身体合計	273	140	40	23	1	2	4	9	25	5	21	11	39	593
療育A	3	10	3	2	0	1	0	1	1	2	2	3	6	34
療育B	28	48	11	8	1	0	2	2	5	3	2	3	9	122
療育不明	120	51	17	11	0	1	1	4	11	0	9	5	18	248
療育合計	151	109	31	21	1	2	3	7	17	5	13	11	33	404
精神1級	5	11	4	0	1	0	0	1	1	0	6	3	4	36
精神2級	27	23	11	8	1	1	2	4	4	1	9	3	6	100
精神3級	16	7	5	1	0	1	0	0	1	1	3	1	2	38
精神不明	113	59	17	11	1	0	1	3	11	4	1	4	19	244
精神合計	161	100	37	20	3	2	3	8	17	6	19	11	31	418

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

【その他】

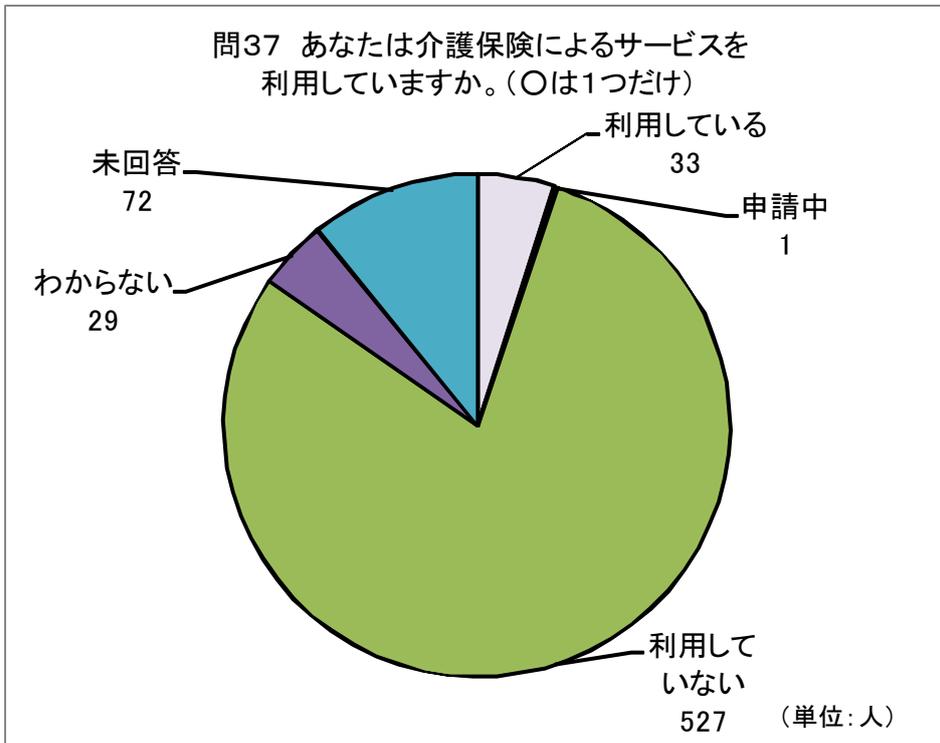
体調が良くない日がある
外出が困難なため人の目が気になる。他人との関わり方がわからない。
家族以外とコミュニケーションをとれない
まだそこまでいってない
行く気にならない
区分とは何かがわからない？何を言っているのか？
2年間B型入所し訓練し、達成感あった為
就労支援A・Bを検討したこともあるが、世間一般から見てまともな仕事ができるようになるとは思えなかった
よくわからない。自分に合ったものがないため
何があるか知らない

問37 40歳以上の方におたずねします。

あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

利用している	申請中	利用していない	わからない	未回答	計
33	1	527	29	72	662

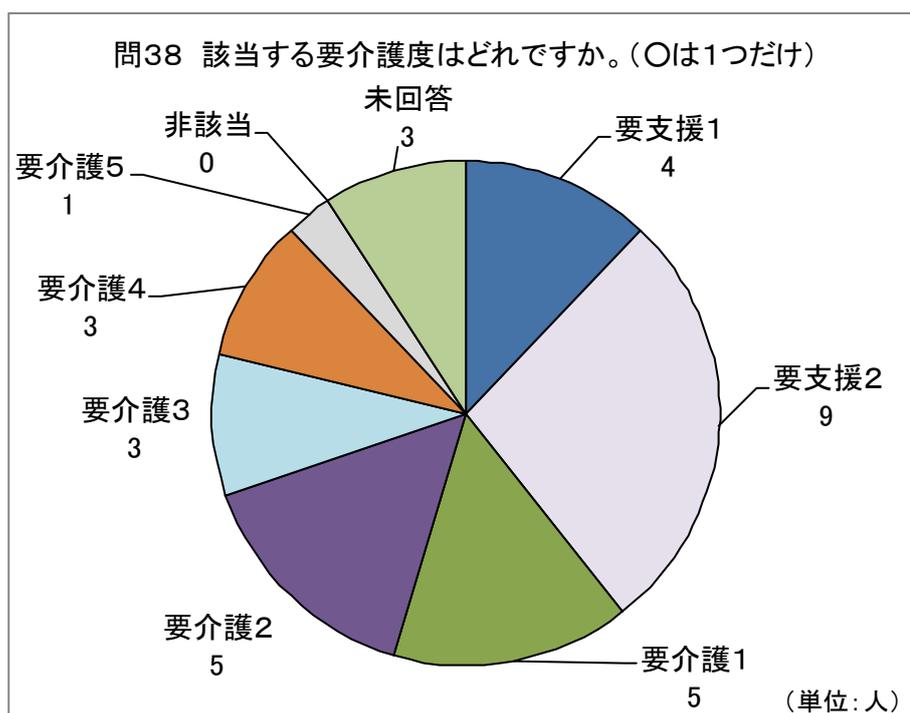


【問37で、「1 利用している」を選択した場合にお答えください。】

問38 該当する要介護度はどれですか。(○は1つだけ)

(単位:人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3
4	9	5	5	3
要介護4	要介護5	非該当	未回答	計
3	1	0	3	33

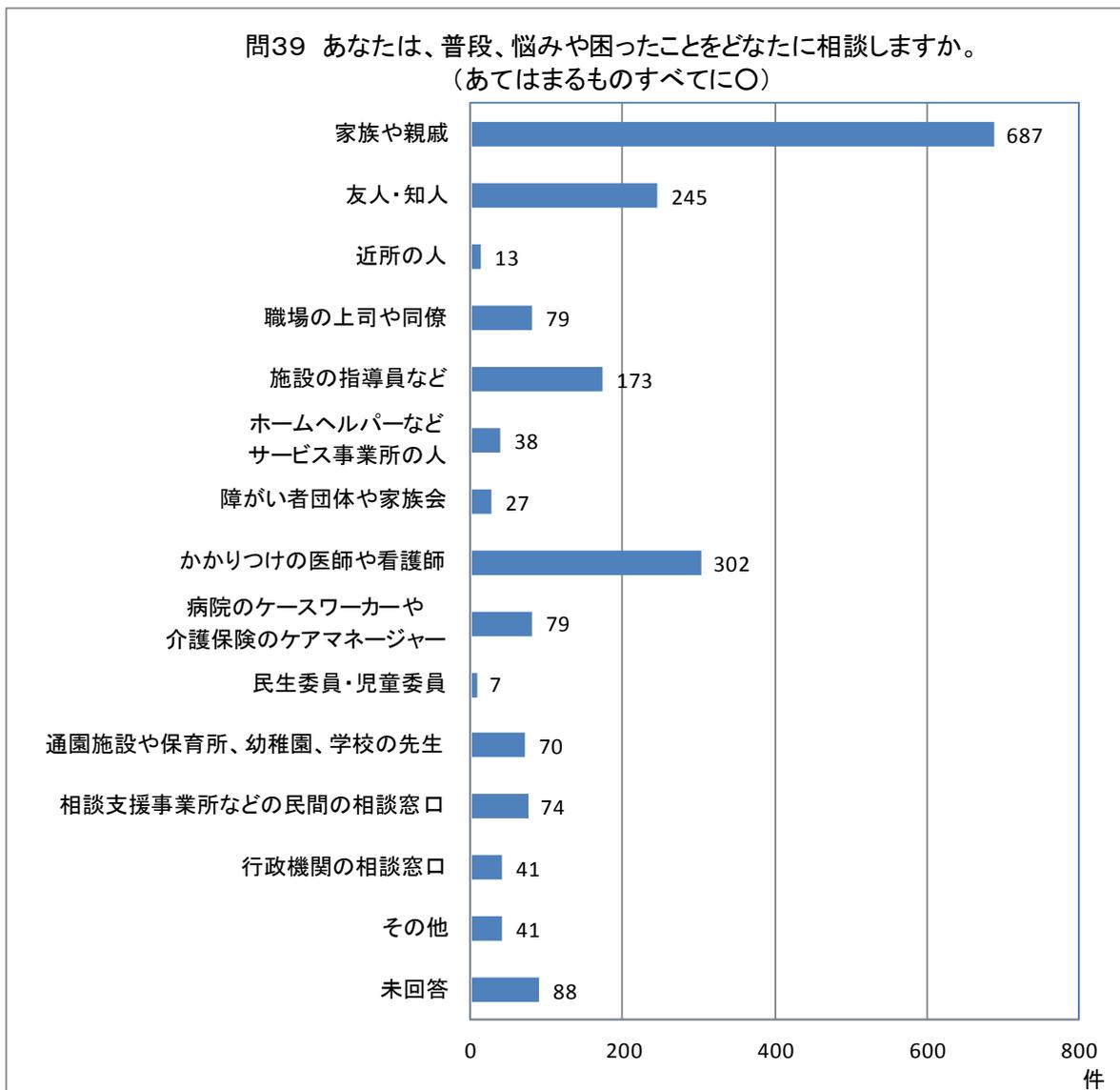


第5次秋田市障がい者プラン

問39 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

（単位：件）

家族や親族	友人知人	近所の人	職場の上司等	施設の指導員など	事業所の人	障がい者団体 家族会	医師や 看護師
687	245	13	79	173	38	27	302
病院の ケース ワーカー等	民生委員 児童委員	通園施設 や保育所 等の先生	民間相談 窓口	行政機関 相談窓口	その他	未回答	
79	7	70	74	41	41	88	



問39のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	家族や親戚	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	サービス事業所の人	障がい者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	介護保険のケアマネジャー	病院のケースワーカーや 介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	学校の先生	通園施設や保育所、幼稚園	民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	未回答	計
身体1級	156	59	3	20	25	16	9	91	35	2	10	9	9	10	20	474		
身体2級	96	30	0	8	23	5	5	35	11	2	10	10	7	4	14	260		
身体3級	64	35	2	15	8	1	0	24	4	0	3	2	2	2	7	169		
身体4級	54	26	2	4	1	0	1	17	1	1	2	3	1	3	4	120		
身体5級	31	17	2	5	5	0	0	8	1	0	0	3	1	2	1	76		
身体6級	15	4	0	1	4	0	0	4	1	0	4	2	0	1	2	38		
身体不明	130	42	3	17	54	7	7	70	20	2	10	25	12	8	25	432		
<b>身体合計</b>	<b>546</b>	<b>213</b>	<b>12</b>	<b>70</b>	<b>120</b>	<b>29</b>	<b>22</b>	<b>249</b>	<b>73</b>	<b>7</b>	<b>39</b>	<b>54</b>	<b>32</b>	<b>30</b>	<b>73</b>	<b>1,569</b>		
療育A	109	20	0	2	83	11	9	52	17	1	19	24	5	8	27	387		
療育B	143	23	1	16	40	2	3	27	2	0	36	23	6	5	20	347		
療育不明	192	89	9	22	24	10	9	107	27	3	3	8	12	14	27	556		
<b>療育合計</b>	<b>444</b>	<b>132</b>	<b>10</b>	<b>40</b>	<b>147</b>	<b>23</b>	<b>21</b>	<b>186</b>	<b>46</b>	<b>4</b>	<b>58</b>	<b>55</b>	<b>23</b>	<b>27</b>	<b>74</b>	<b>1,290</b>		
精神1級	34	8	0	3	13	3	2	20	7	0	1	2	0	2	8	103		
精神2級	76	34	1	8	18	9	3	68	24	3	1	13	14	9	7	288		
精神3級	22	12	2	3	3	0	2	18	1	0	0	3	2	2	4	74		
精神不明	236	71	9	25	62	8	11	78	15	4	18	17	14	10	43	621		
<b>精神合計</b>	<b>368</b>	<b>125</b>	<b>12</b>	<b>39</b>	<b>96</b>	<b>20</b>	<b>18</b>	<b>184</b>	<b>47</b>	<b>7</b>	<b>20</b>	<b>35</b>	<b>30</b>	<b>23</b>	<b>62</b>	<b>1,086</b>		

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

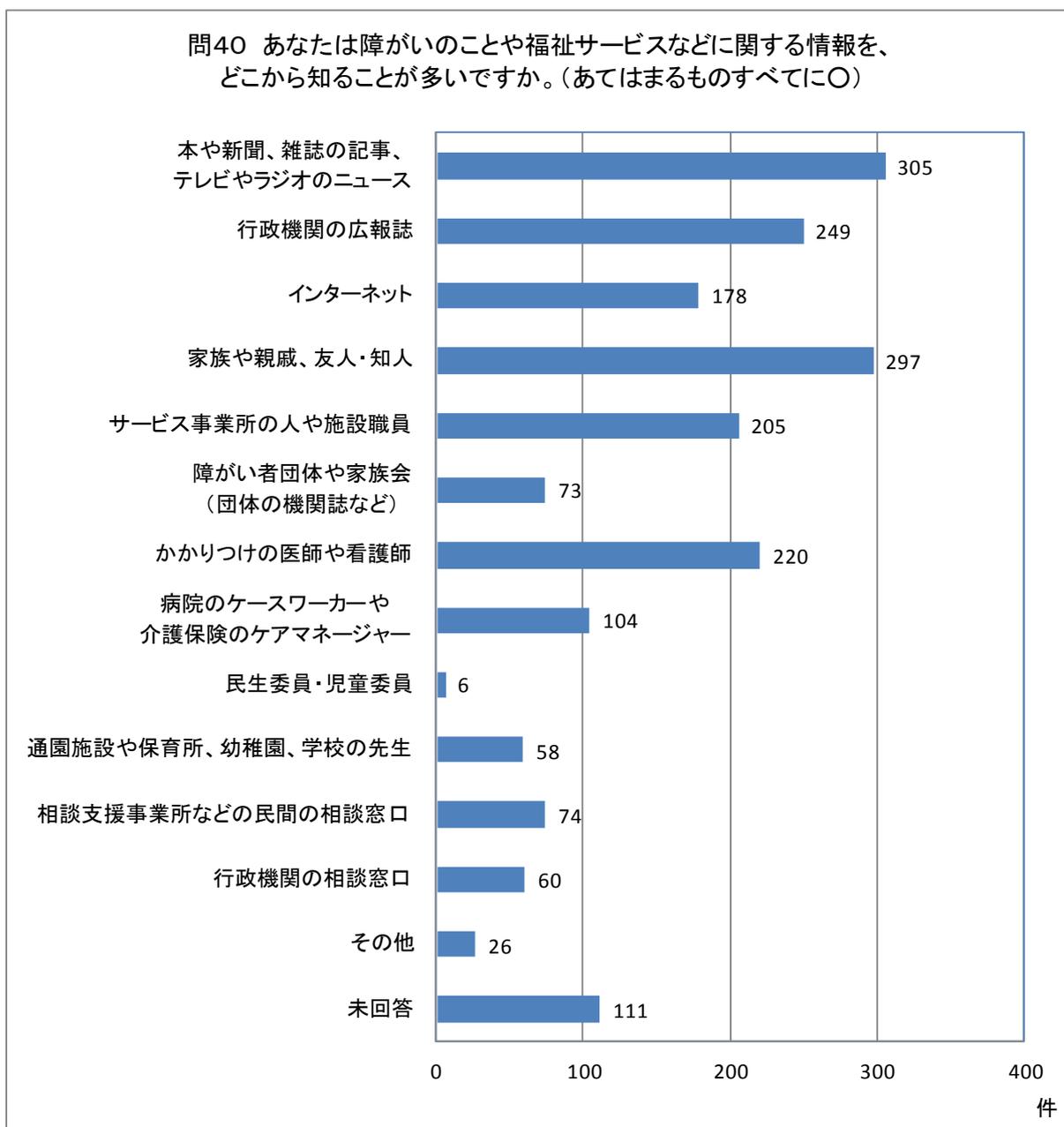
【その他】

自己解決
友だちも両親も誰も相談する人がいない 悩みや困った事は自分の中でためこむ
学校の担任、以前利用していたところの指導員など
薬局職員
就労生活支援センター
医師
ハローワークの精神保健福祉士の方
グループホームの世話人
インターネット
会話ができないので相談できない

問40 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。  
 (あてはまるものすべてに○)

(単位:件)

本等の記事 ニュース	広報誌	インターネット	家族や親戚 友人・知人	事業所の人 施設職員	障がい者団体 や家族会	医師や 看護師
305	249	178	297	205	73	220
病院の ケースワーカー等	民生委員 児童委員	通園施設や保 育所等の先生	民間の 相談窓口	行政機関の 相談窓口	その他	未回答
104	6	58	74	60	26	111



問40のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	行政機関の広報誌	インターネット	家族や親戚、友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障がい者団体や家族会(団体の機関誌など)	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	学校の先生	通園施設や保育所、幼稚園	民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	未回答	計
身体1級	75	68	55	62	42	23	64	44	2	6	10	16	8	24	499	
身体2級	32	31	29	42	25	9	25	12	2	11	14	7	4	18	261	
身体3級	34	35	14	19	9	2	18	8	0	1	1	4	0	11	156	
身体4級	37	29	15	14	4	3	13	2	0	0	0	4	2	3	126	
身体5級	17	13	11	8	6	1	6	2	0	0	4	2	0	3	73	
身体6級	8	8	1	4	3	0	8	1	0	3	2	1	0	1	40	
身体不明	57	33	26	76	53	18	48	25	2	8	23	14	4	34	421	
<b>身体合計</b>	<b>260</b>	<b>217</b>	<b>151</b>	<b>225</b>	<b>142</b>	<b>56</b>	<b>182</b>	<b>94</b>	<b>6</b>	<b>29</b>	<b>54</b>	<b>48</b>	<b>18</b>	<b>94</b>	<b>1,576</b>	
療育A	27	29	8	66	94	21	31	18	2	17	30	10	13	26	392	
療育B	43	27	15	87	46	14	19	4	0	31	24	8	4	26	348	
療育不明	113	88	64	63	33	21	87	33	1	3	7	19	4	37	573	
<b>療育合計</b>	<b>183</b>	<b>144</b>	<b>87</b>	<b>216</b>	<b>173</b>	<b>56</b>	<b>137</b>	<b>55</b>	<b>3</b>	<b>51</b>	<b>61</b>	<b>37</b>	<b>21</b>	<b>89</b>	<b>1,313</b>	
精神1級	12	12	8	18	11	5	14	11	0	1	4	3	2	12	113	
精神2級	36	24	33	37	24	9	53	24	1	2	11	14	5	9	282	
精神3級	14	8	8	10	1	0	11	4	0	0	2	2	1	3	64	
精神不明	111	94	50	99	66	36	53	20	2	15	19	17	4	54	640	
<b>精神合計</b>	<b>173</b>	<b>138</b>	<b>99</b>	<b>164</b>	<b>102</b>	<b>50</b>	<b>131</b>	<b>59</b>	<b>3</b>	<b>18</b>	<b>36</b>	<b>36</b>	<b>12</b>	<b>78</b>	<b>1,099</b>	

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

【その他】

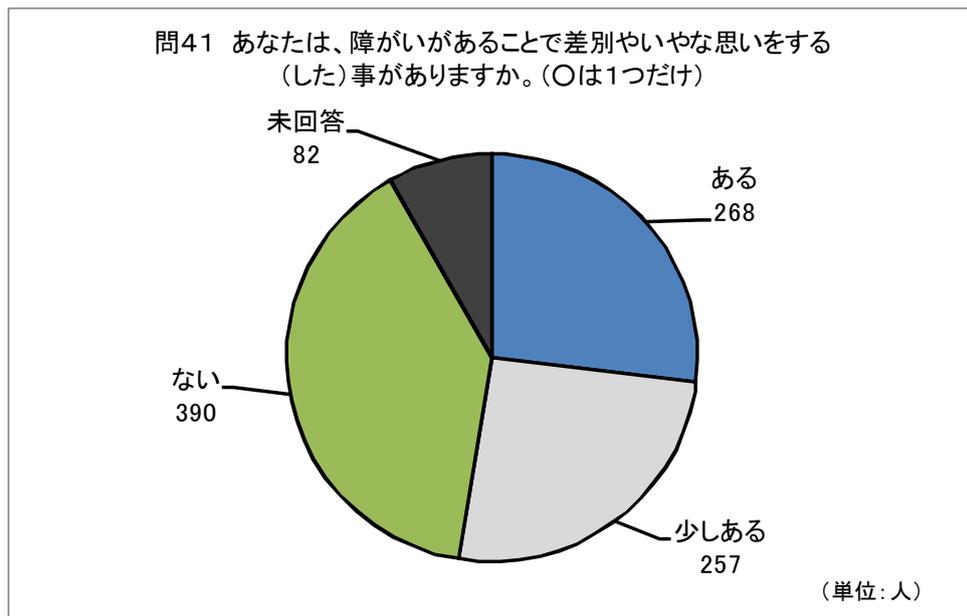
学校
就労生活支援センター
母の介護関係者
親が調べる
パンフレットから
情報の内容を理解できない
特に知らない

## 第5次秋田市障がい者プラン

問41 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)事がありますか。  
(○は1つだけ)

(単位:人)

ある	少しある	ない	未回答	計
268	257	390	82	997

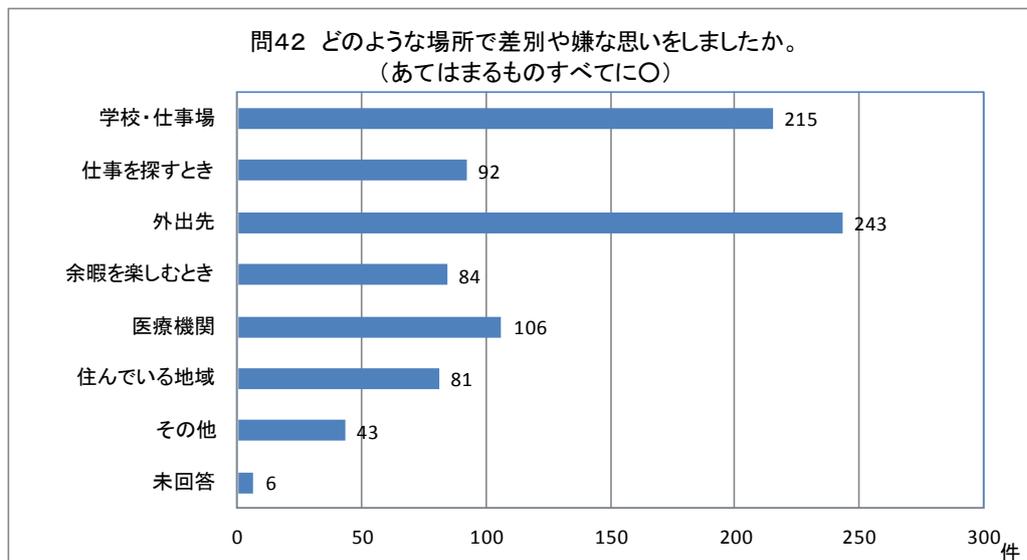


【問41で、「1 ある」または「2 少しある」を選択した方にお聞きします。】

問42 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

(単位:件)

学校・仕事場	仕事を探すとき	外出先	余暇を楽しむとき
215	92	243	84
医療機関	住んでいる地域	その他	未回答
106	81	43	6



問42のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	学校・仕事場	仕事を探すとき	外出先	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	住んでいる地域	その他	未回答	計
身体1級	31	13	49	17	30	15	9	0	164
身体2級	30	19	38	13	12	8	7	3	130
身体3級	18	7	16	6	9	4	1	0	61
身体4級	18	8	9	3	4	1	4	0	47
身体5級	12	7	12	3	3	3	1	0	41
身体6級	5	3	3	0	1	1	0	0	13
身体不明	49	24	54	22	26	25	9	3	212
身体合計	163	81	181	64	85	57	31	6	668
療育A	18	4	69	19	29	22	11	1	173
療育B	68	7	56	17	6	17	4	1	176
療育不明	52	37	49	21	33	25	13	4	234
療育合計	138	48	174	57	68	64	28	6	583
精神1級	12	5	12	3	12	8	0	1	53
精神2級	29	28	31	14	20	20	11	4	157
精神3級	3	5	3	2	2	1	1	0	17
精神不明	80	26	77	24	29	23	16	1	276
精神合計	124	64	123	43	63	52	28	6	503

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

## 【その他】

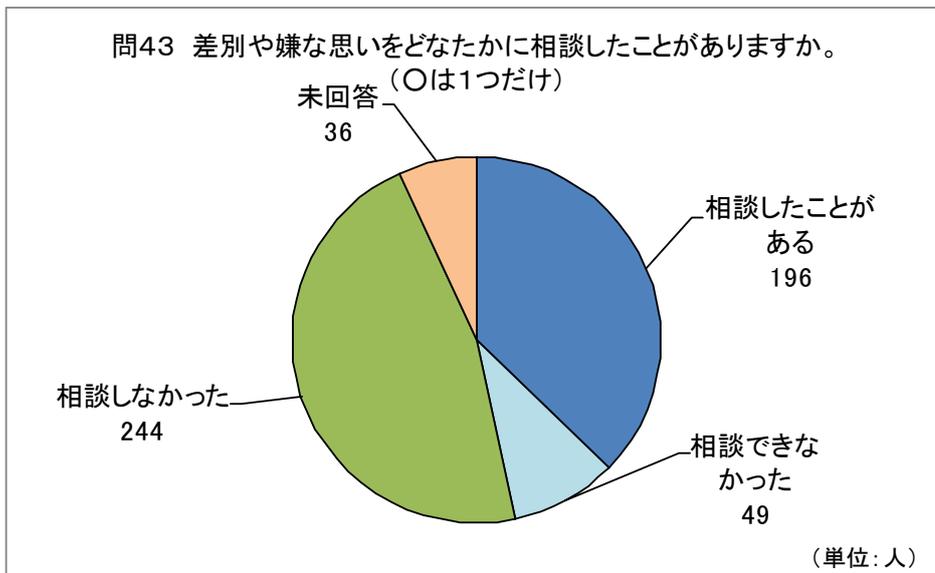
自宅
親戚があつまったとき
姉妹の友人
学校の行き帰り
バスの乗車中
公的機関
温泉施設等の際入浴中
コンビニで万引きを疑われ謝罪もなかったこと
買い物中
通勤するとき
インターネット等の掲示板サイト等の書き込みなどで
特に決まった場所はないが色々な場面で

【問41で、「1 ある」または「2 少しある」を選択した方にお聞きします。】

問43 差別や嫌な思いをしたことをどなたかに相談したことはありますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

相談したことがある	相談できなかつた	相談しなかつた	未回答	計
196	49	244	36	525



【相談したことがある場合の相手】

家族、友人
会社の上司
学校の先生
施設職員
相談支援専門員

【相談できなかつた理由】

うまく伝えられない
コミュニケーションが困難な所があるため
する人がいなかった
家族に心配をかけたくない
我慢したらいいと思った為
相談してもどうなるわけでない
理解してもらえないまでがんばろうと思った

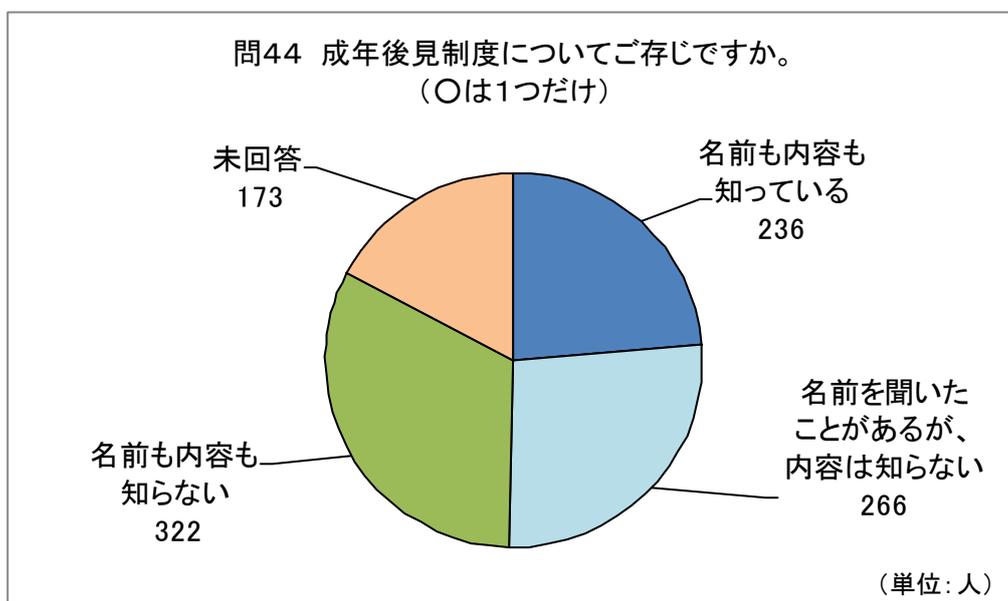
【相談しなかつた理由】

「こんなものだろう」とあきらめました
あまり大した問題ではないと思ったから
いろいろな考え方の人がいるので。仕方がないと思ったので
さわぎをおこしたくないから
しても仕方がない、変わらないから
家族がいっしょにいたので
言っても分かってもらえないから
差別や偏見は必ずあるからがまんするしかない
自分で気にしないようにするしかない
障害も箇所(場所)が違えばさまざま 健常者には理解はむずかしいと思うから
相談しても解決できないから
相談できる人がいなかった

問44 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

(単位:人)

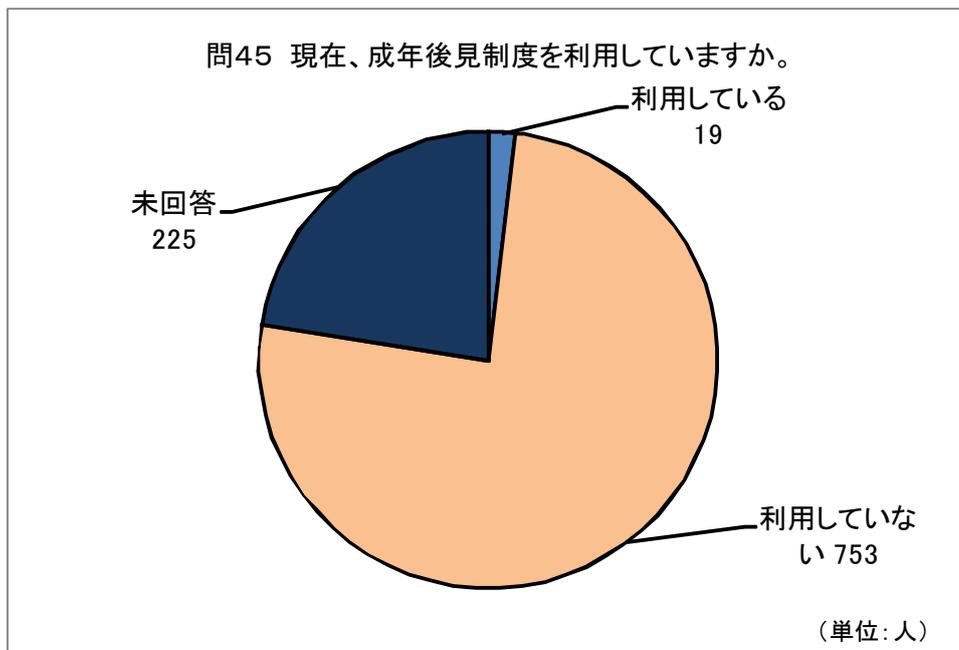
名前も内容も知っている	内容は知らない	名前も内容も知らない	未回答	計
236	266	322	173	997



問45 現在、成年後見制度を利用していますか。また、今後利用したいと思われませんか。  
「現在」と「今後」の両方にお答えください。(該当する番号に○)

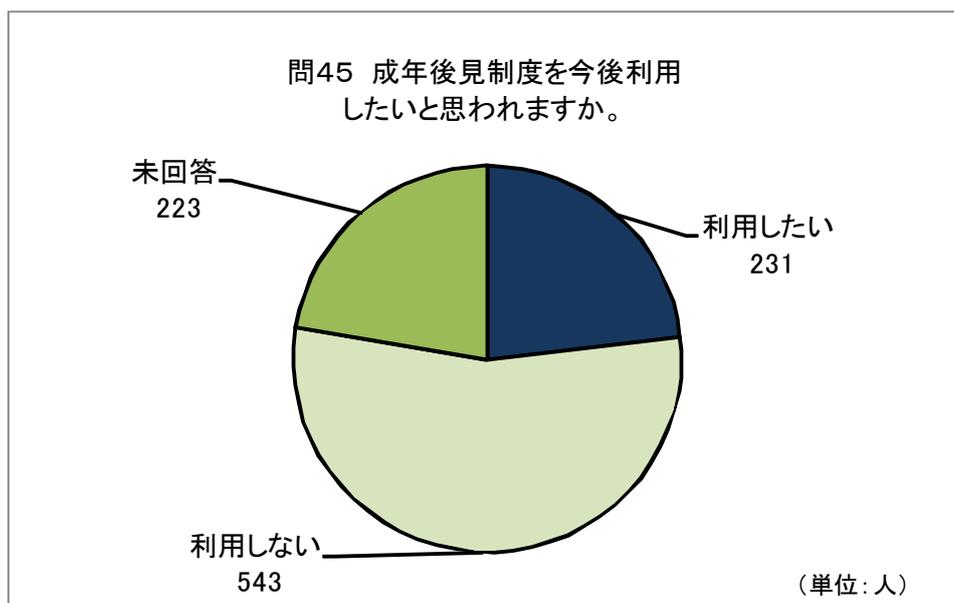
【現在】 (単位:人)

利用している	利用していない	未回答	計
19	753	225	997



【今後】 (単位:人)

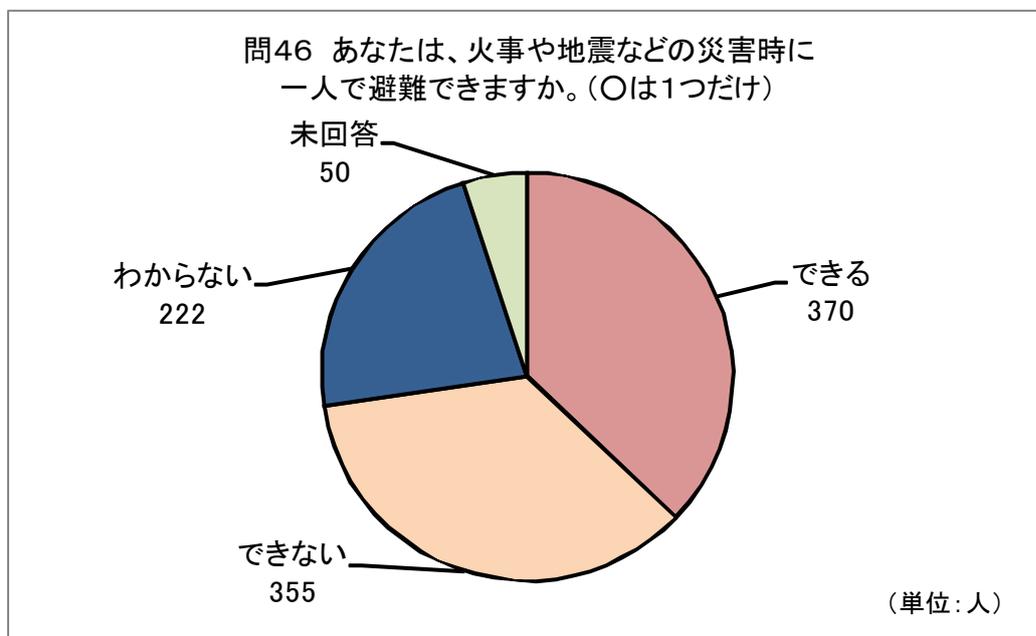
利用したい	利用しない	未回答	計
231	543	223	997



問46 あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

できる	できない	わからない	未回答	計
370	355	222	50	997



第5次秋田市障がい者プラン

問46のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	できる	できない	わからない	未回答	計
身体1級	83	109	30	9	231
身体2級	48	54	28	8	138
身体3級	39	19	25	4	87
身体4級	40	13	16	3	72
身体5級	22	7	8	1	38
身体6級	9	4	6	0	19
身体不明	71	67	50	17	205
<b>身体合計</b>	<b>312</b>	<b>273</b>	<b>163</b>	<b>42</b>	<b>790</b>
療育A	10	160	18	7	195
療育B	56	59	57	17	189
療育不明	143	59	59	16	277
<b>療育合計</b>	<b>209</b>	<b>278</b>	<b>134</b>	<b>40</b>	<b>661</b>
精神1級	16	19	17	6	58
精神2級	63	18	42	3	126
精神3級	20	2	12	1	35
精神不明	120	121	67	20	328
<b>精神合計</b>	<b>219</b>	<b>160</b>	<b>138</b>	<b>30</b>	<b>547</b>

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

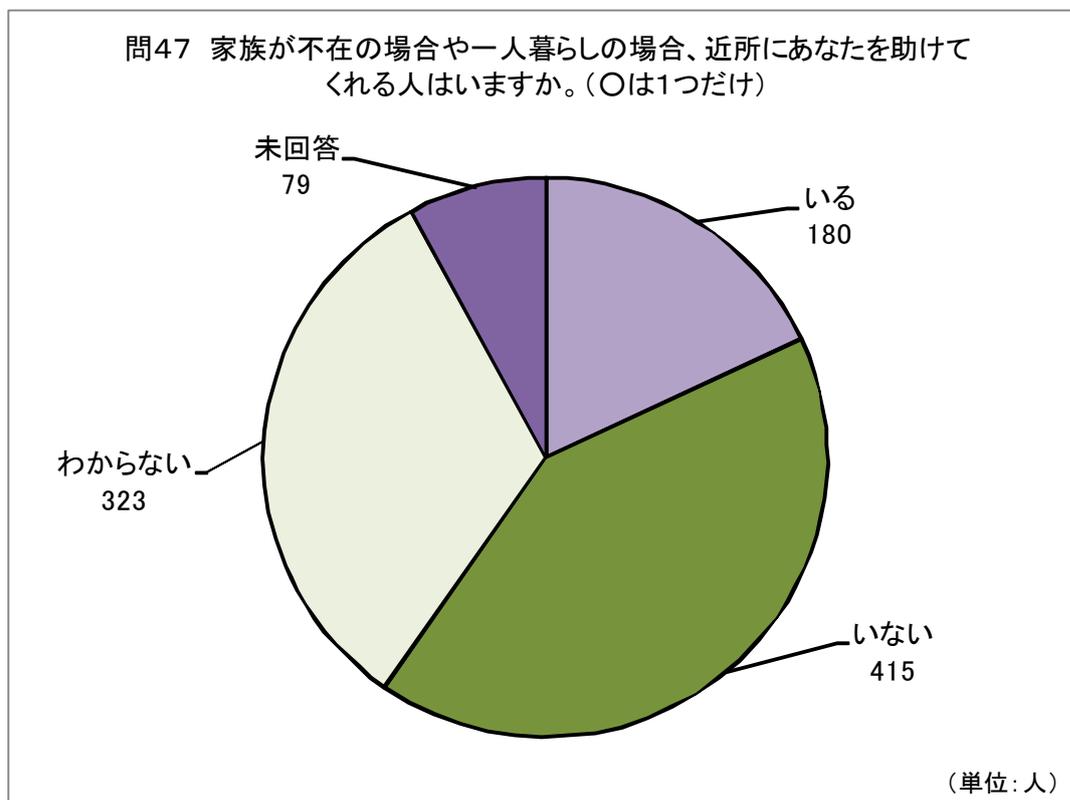
不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

問47 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。  
 (○は1つだけ)

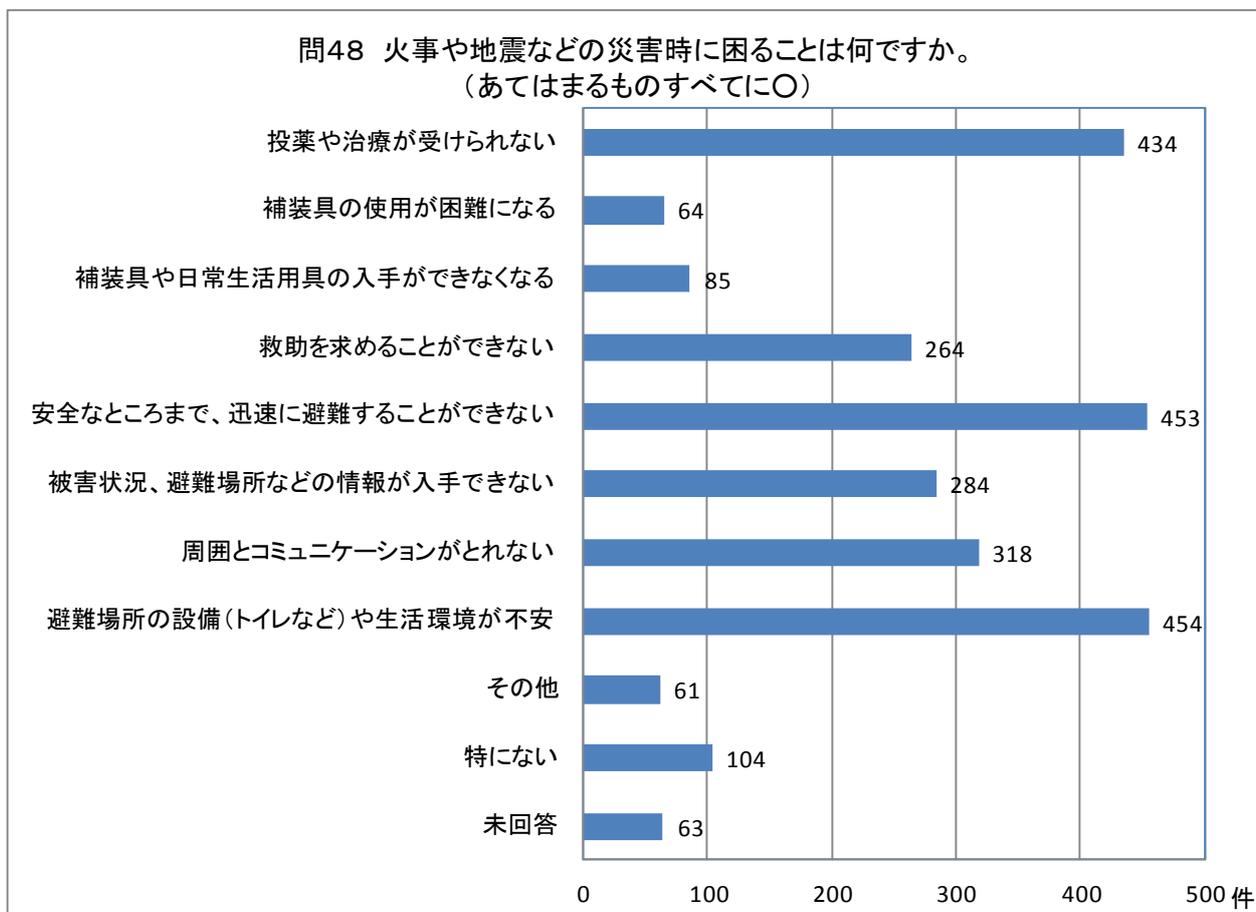
(単位:人)

いる	いない	わからない	未回答	計
180	415	323	79	997



問48 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)  
(単位:件)

投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難	補装具等の入手ができなくなる	救助を求めることができない	迅速に避難することができない	避難場所等の情報が入手できない
434	64	85	264	453	284
周囲とのコミュニケーション	避難場所の設備等が不安	その他	特になし	未回答	
318	454	61	104	63	



## 問48のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	投薬や治療が受けられない	補装具の仕様が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	その他	特になし	未回答	計
身体1級	133	26	32	71	122	55	65	101	19	19	13	656
身体2級	55	14	14	28	69	36	35	72	8	12	11	354
身体3級	38	5	8	13	31	9	12	30	3	15	7	171
身体4級	19	7	12	9	29	10	9	32	1	14	1	143
身体5級	18	2	3	8	13	7	3	17	2	6	2	81
身体6級	8	1	3	4	9	9	8	10	0	1	0	53
身体不明	82	6	7	60	83	72	81	97	11	21	23	543
身体合計	353	61	79	193	356	198	213	359	44	88	57	2,001
療育A	84	15	28	115	136	86	120	110	13	14	12	733
療育B	43	3	7	47	77	76	81	76	11	20	18	459
療育不明	136	17	19	37	101	55	53	122	16	34	21	611
療育合計	263	35	54	199	314	217	254	308	40	68	51	1,803
精神1級	26	3	3	16	24	20	22	23	6	7	5	155
精神2級	73	5	4	19	37	35	42	62	11	17	6	311
精神3級	25	0	2	6	10	7	8	20	3	1	2	84
精神不明	131	22	34	90	159	98	104	150	16	34	27	865
精神合計	255	30	43	131	230	160	176	255	36	59	40	1,415

身体＝身体障害者手帳

療育＝療育手帳

精神＝精神障害者保健福祉手帳

不明＝等級等未記載

※なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体＋療育＋精神＝合計とはなりません。

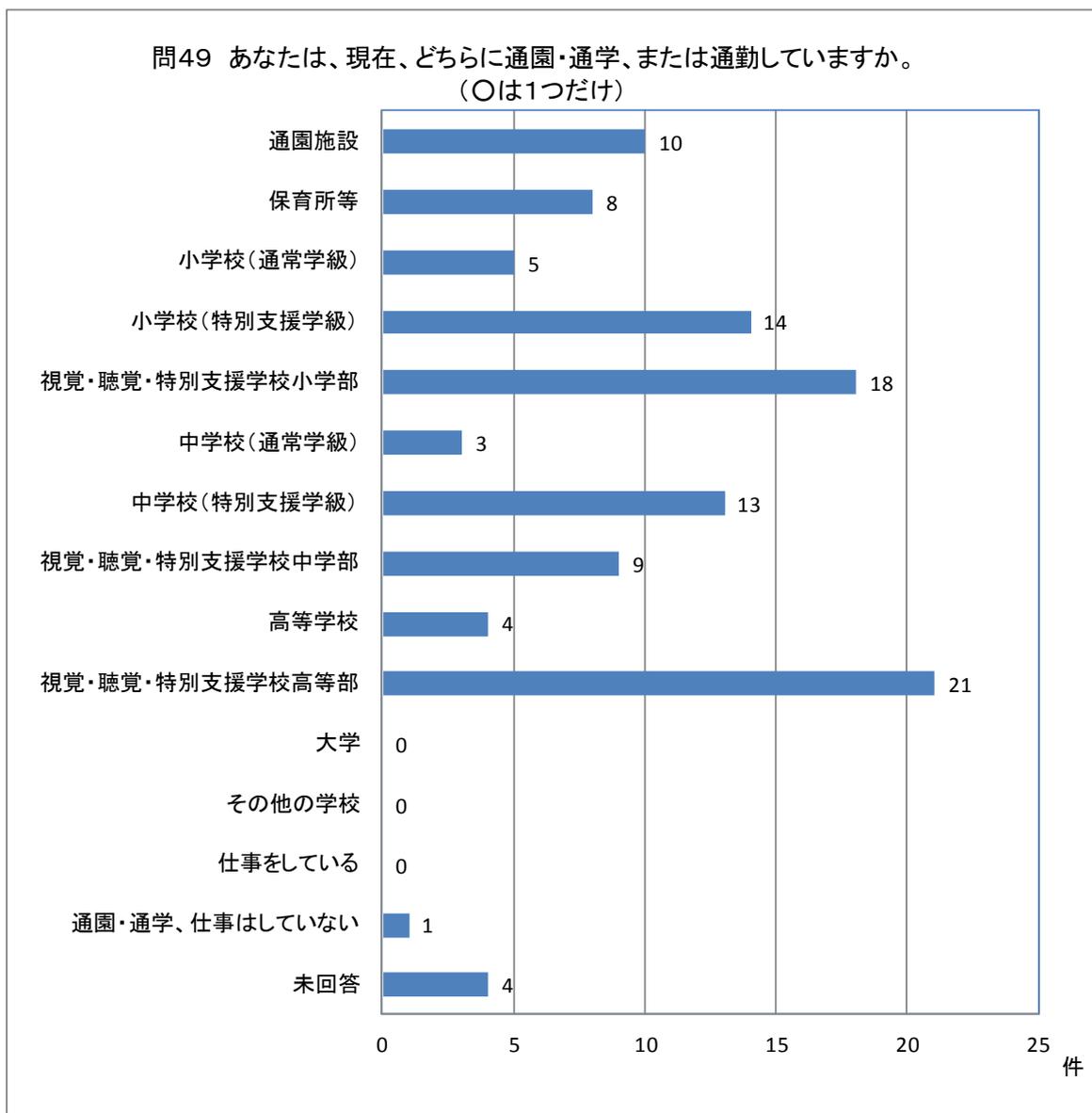
第5次秋田市障がい者プラン

【18歳未満の方は、以下の問49～問52にもお答えください。】

問49 あなたは、現在、どちらに通園・通学、または通勤していますか。（○は1つだけ）

（単位：件）

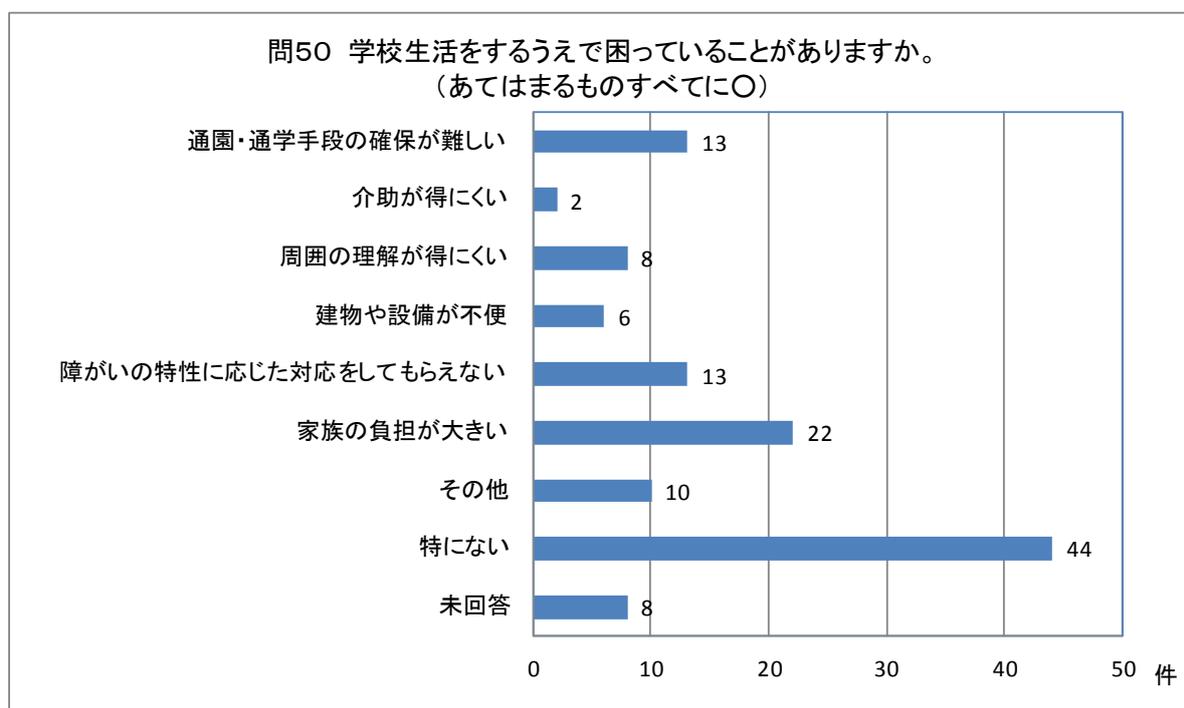
通園施設	保育所等	小学校 通常学級	小学校 特別 支援学級	特別 支援学校 小学部	中学校 通常学級	中学校 特別 支援学級	特別 支援学校 中学部
10	8	5	14	18	3	13	9
高等学校	特別 支援学校 高等部	大学	その他 の学校	仕事をし ている	通園・通 学・仕事 をしてい ない	未回答	計
4	21	0	0	0	1	4	110



【問49で、「仕事をしている」、「通園、通学、仕事はしていない」以外を選択した方にお聞きします。】  
 問50 学校生活をするうえで困っていることがありますか。（あてはまるものすべてに○）

（単位：件）

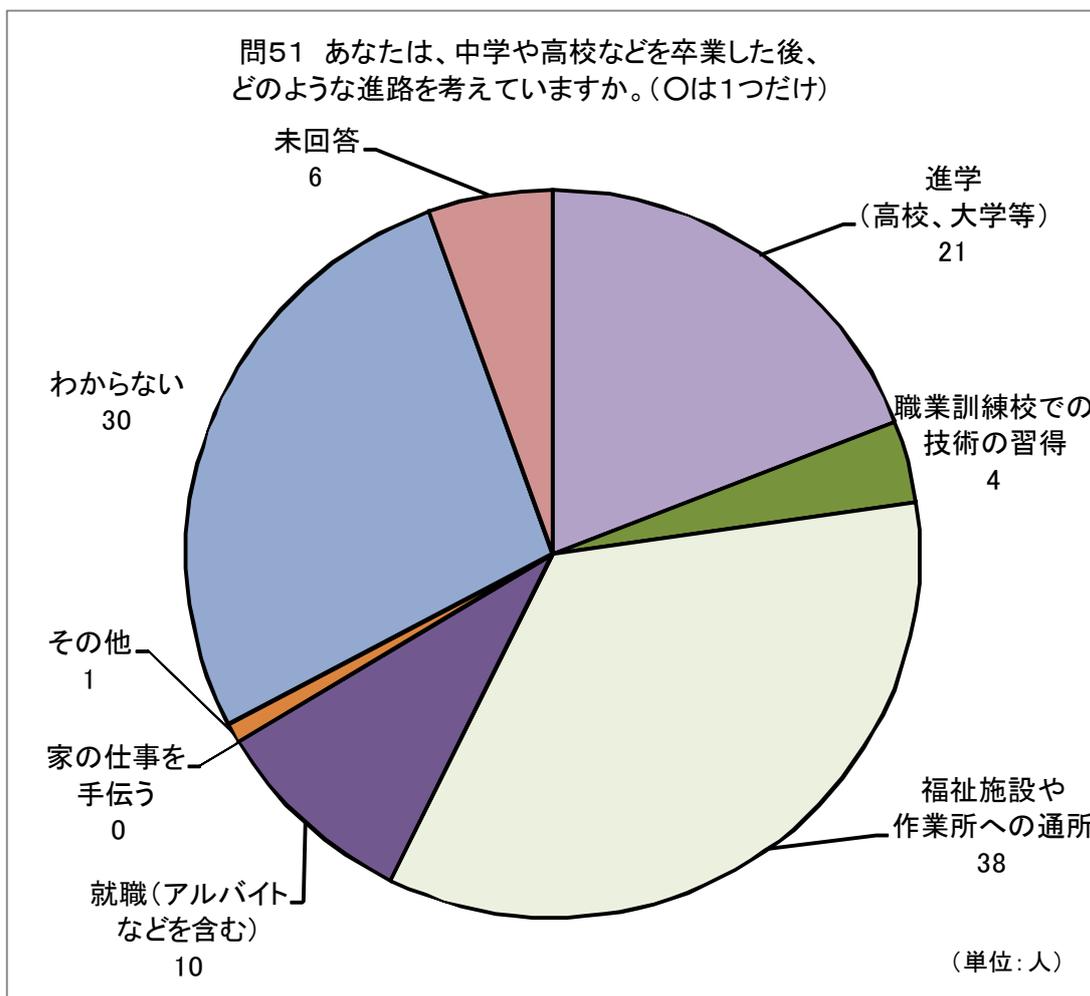
通園・通学手段の確保が難しい	介助が得にくい	周囲の理解が得にくい	建物や設備が不便	障がい特性に応じた対応がしてもらえない
13	2	8	6	13
家族の負担が大きい	その他	特にない	未回答	
22	10	44	8	



問51 あなたは、中学や高校などを卒業した後、どのような進路を考えていますか。(〇は1つだけ)

(単位:人)

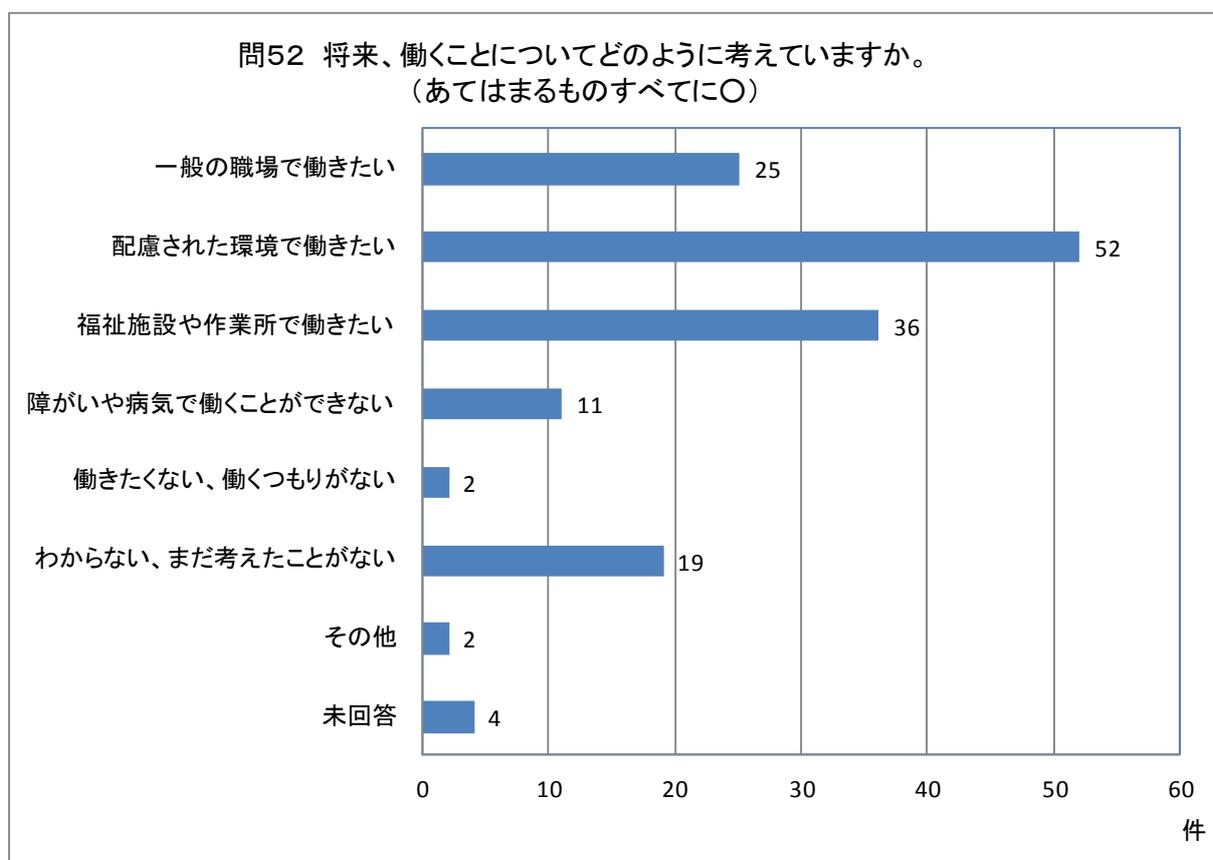
進学 (高校、大学等)	職業訓練校での 技術の習得	福祉施設や 作業所への通所	就職(アルバイト などを含む)	家の仕事 を手伝う
21	4	38	10	0
その他	わからない	未回答	計	
1	30	6	110	



問52 将来、働くことについてどのように考えていますか。(あてはまるものすべてに○)

(単位:件)

一般の職場で働きたい	配慮された環境で働きたい	福祉施設や作業所で働きたい	障がいや病気で働くことができない
25	52	36	11
働きたくない 働くつもりがない	わからない まだ考えたことがない	その他	未回答
2	19	2	4



## 第5期秋田市障がい福祉計画等策定のための 障害福祉サービス等に関するアンケート報告書 (特別支援学校生徒編)

### 秋田市の障がい福祉に関するアンケート概要 (特別支援学校生徒編)

#### 1 目的

第5期秋田市障がい福祉計画および第1期秋田市障がい児福祉計画策定にあたり、今後の障害福祉サービス等の提供体制確保のための基礎資料とする。

#### 2 対象者

秋田県中央地区の特別支援学校高等部の在校生・保護者

- 国立大学法人秋田大学教育文化学部附属特別支援学校
- 秋田県立秋田きらり支援学校
- 秋田県立視覚支援学校（専攻科を含む）
- 秋田県立聴覚支援学校（専攻科を含む）
- 秋田県立栗田支援学校
- 秋田県立支援学校天王みどり学園

#### 3 実施方法

学校経由で保護者へ配布（返信用封筒同封）

※依頼日 平成29年11月14日（火）

提出締切り 平成29年11月27日（月）

提出については、学校経由または郵送としたもの。

なお、提出締切り後に提出された調査票については、12月11日までに到着したのものについては集計に加えています。

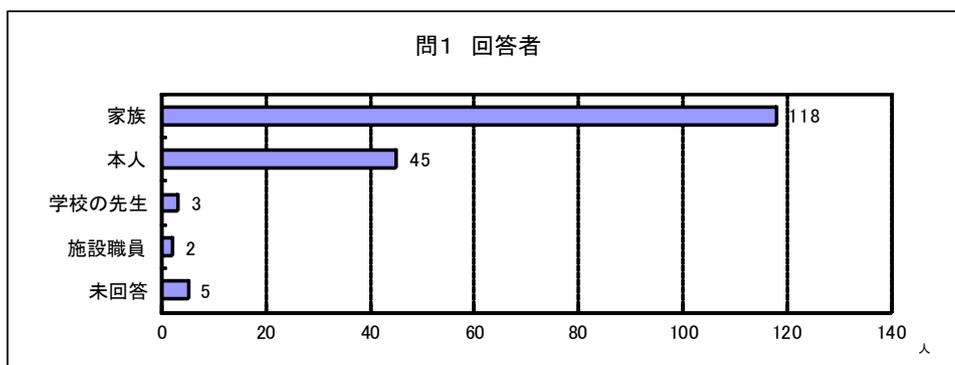
#### 4 調査票の回収状況

配布数：260 回収数：173 回収率：66.5%

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ)

(単位:人)

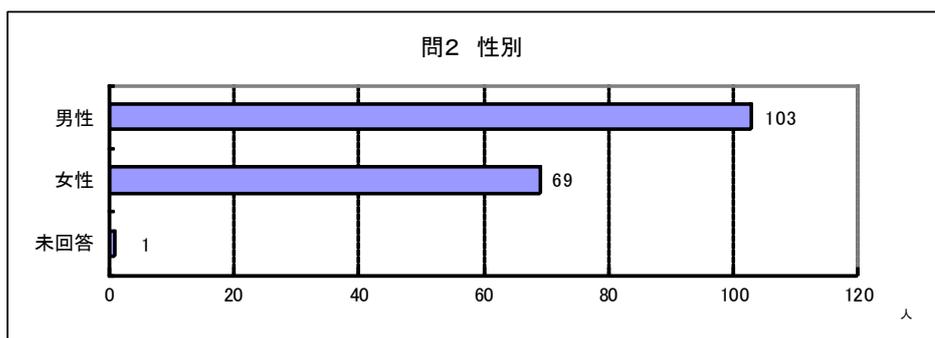
本人	家族	学校の先生	施設職員	未回答	計
45	118	3	2	5	173



問2 あなたの性別は、次のうちどれですか。(○は1つだけ)

(単位:人)

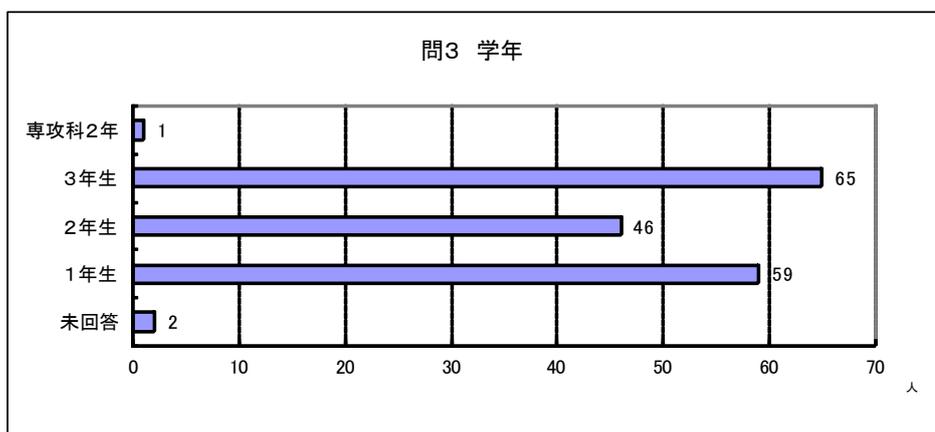
男性	女性	未回答	計
103	69	1	173



問3 あなたの学年を記入してください。

(単位:人)

専攻科2年	3年生	2年生	1年生	未回答	計
1	65	46	59	2	173

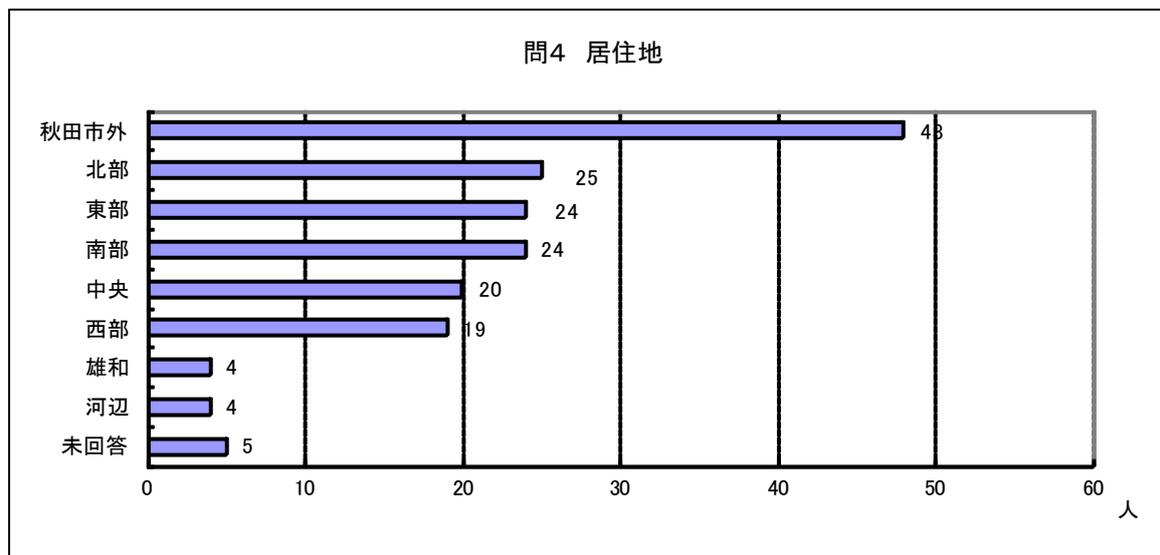


問4 あなたのお住まいの地域は、次のうちどれですか。

(寄宿舍・施設入所者の場合は、あなたの住民登録地を選択してください。)

(単位:人)

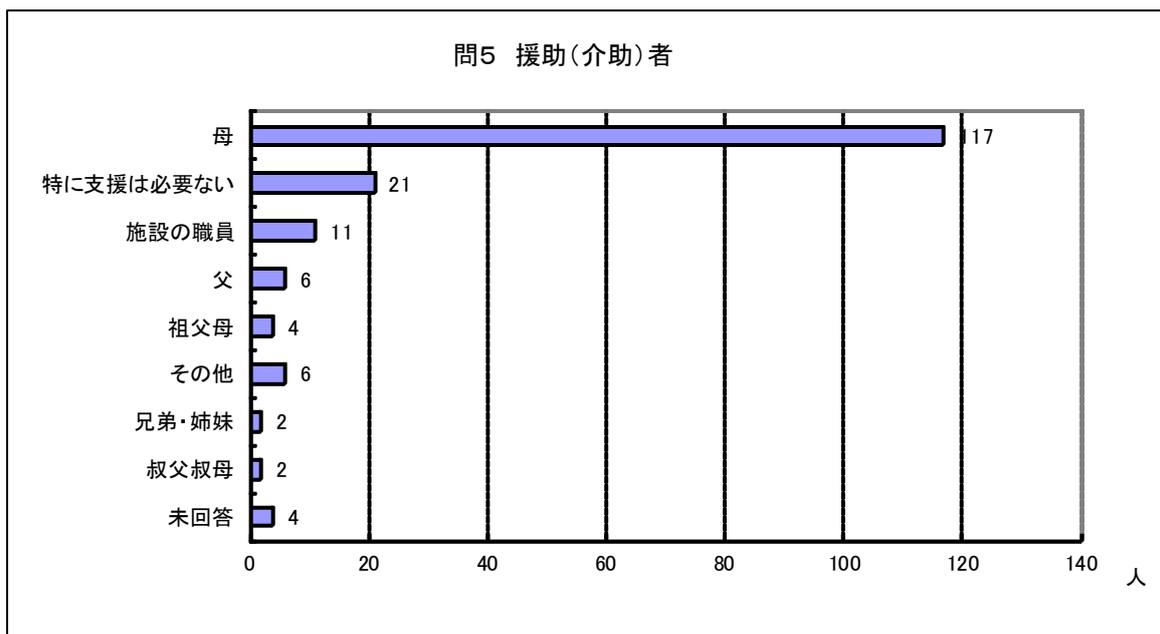
中央	東部	西部	南部	北部	河辺	雄和	秋田市外	未回答	計
20	24	19	24	25	4	4	48	5	173



問5 日頃、生活で支援が必要な場合、あなたを援助(声がけやうながし)・介助をしてくれる方は主に誰ですか。(○は1つだけ)

(単位:人)

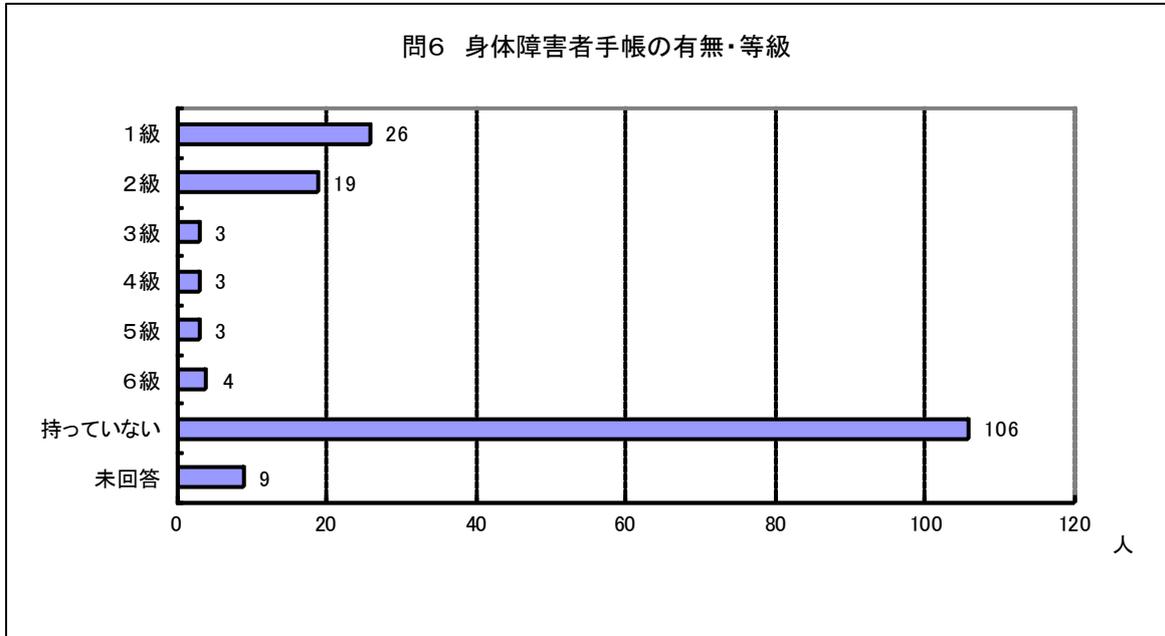
母	父	兄弟・姉妹	祖父母	叔父・叔母	施設の職員	その他	特に支援は必要ない	未回答	計
117	6	2	4	2	11	6	21	4	173



問6 あなたは、身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

(単位:人)

持っている						持っていない	未回答	計
1級	2級	3級	4級	5級	6級			
26	19	3	3	3	4	106	9	173

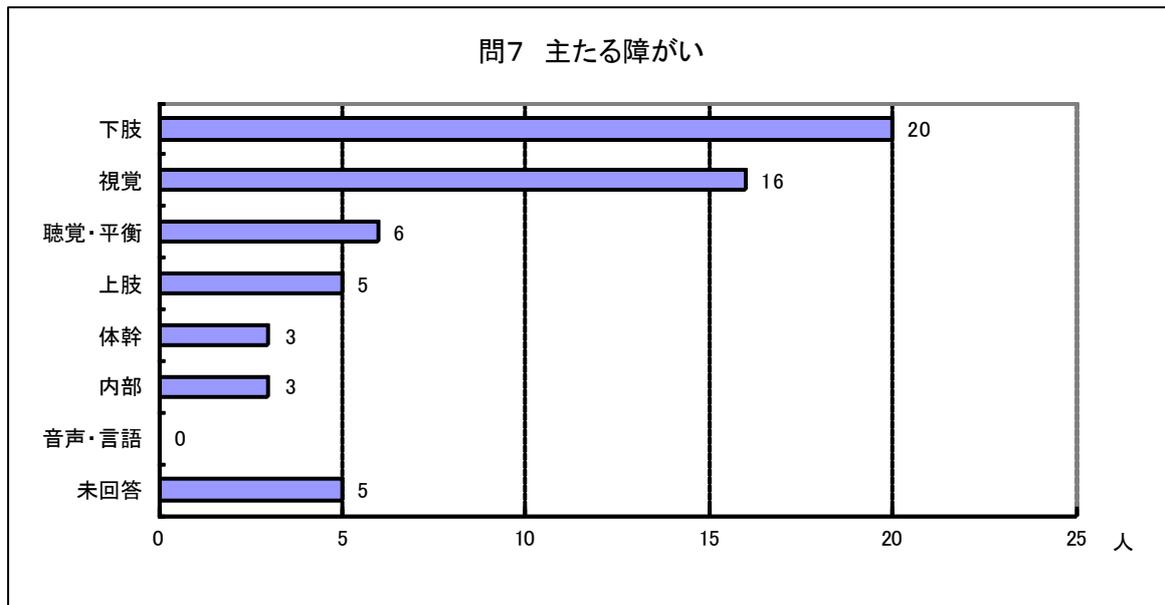


問7 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。

(○は1つだけ)

(単位:人)

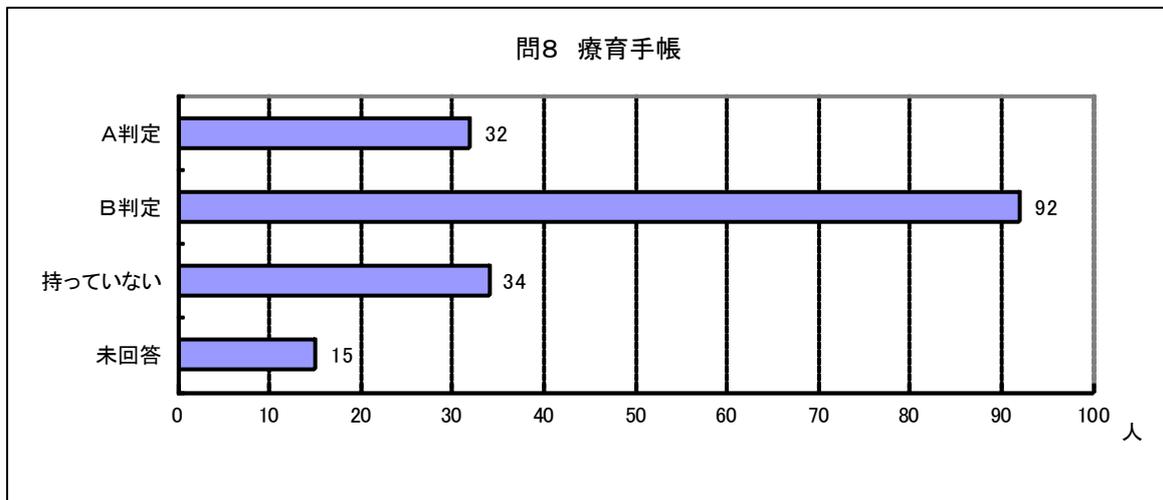
視覚	聴覚・平衡	音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部	未回答	計
16	6	0	5	20	3	3	5	58



問8 療育手帳をお持ちの場合、判定結果をお答えください。(○は1つだけ)

(単位:人)

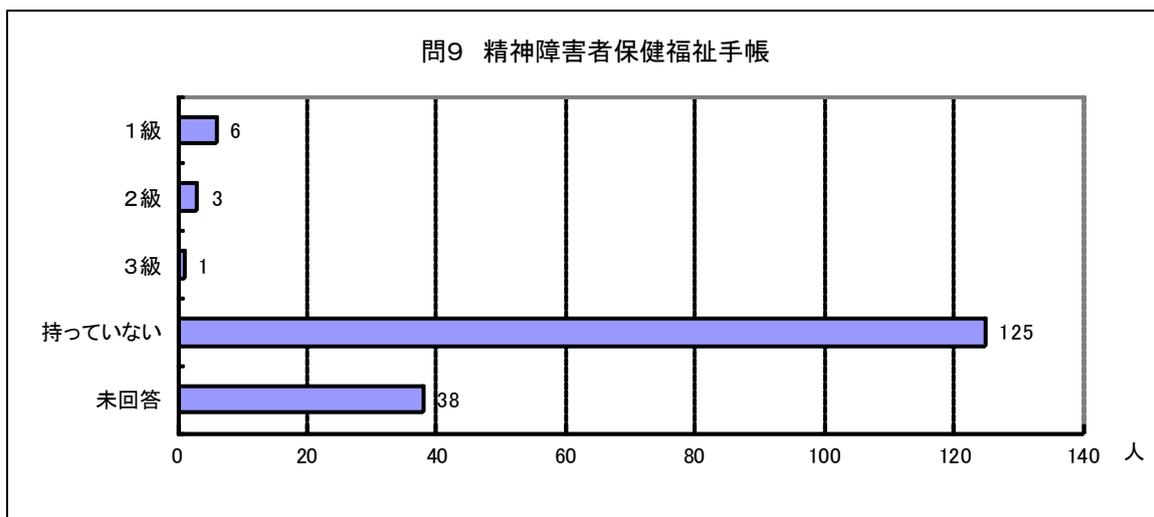
持っている		持っていない	未回答	計
A判定	B判定			
32	92	34	15	173



問9 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、等級をお答えください。

(単位:人)

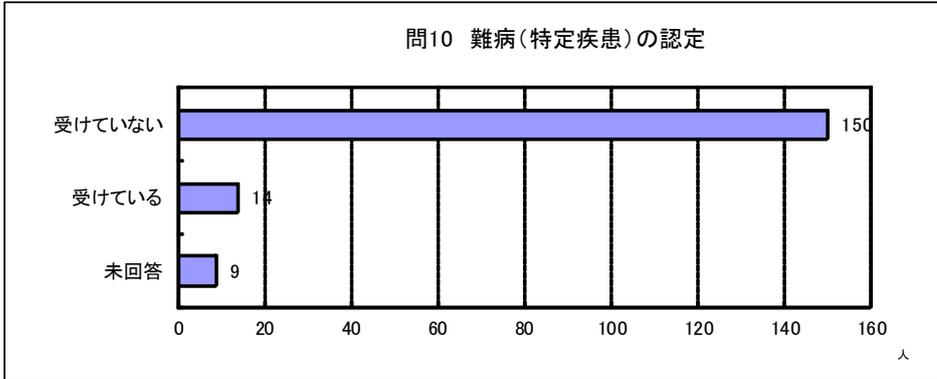
持っている			持っていない	未回答	計
1級	2級	3級			
6	3	1	125	38	173



問10 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

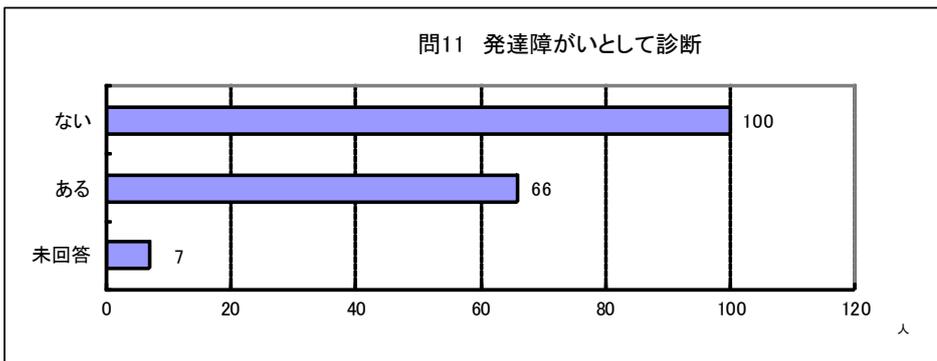
受けている	受けていない	未回答	計
14	150	9	173



問11 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

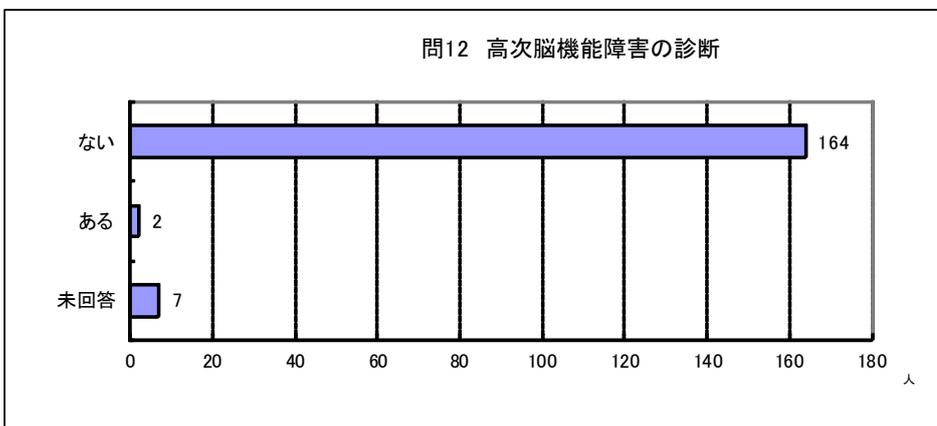
ある	ない	未回答	計
66	100	7	173



問12 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

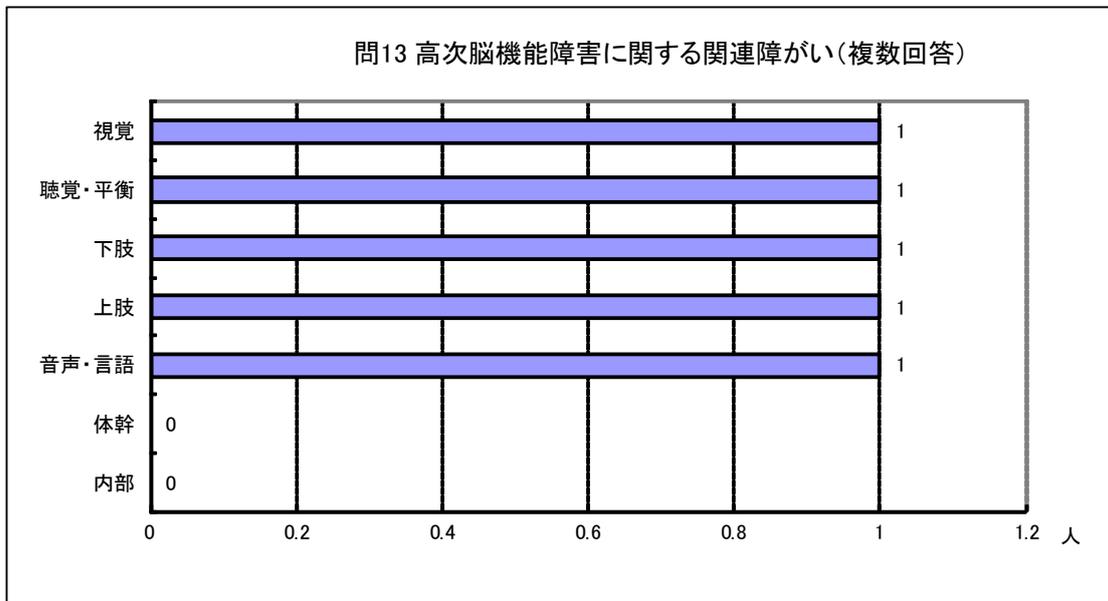
ある	ない	未回答	計
2	164	7	173



問13 問12で「ある」を選択した場合、その関連障がいをお答えください。

(単位:人)

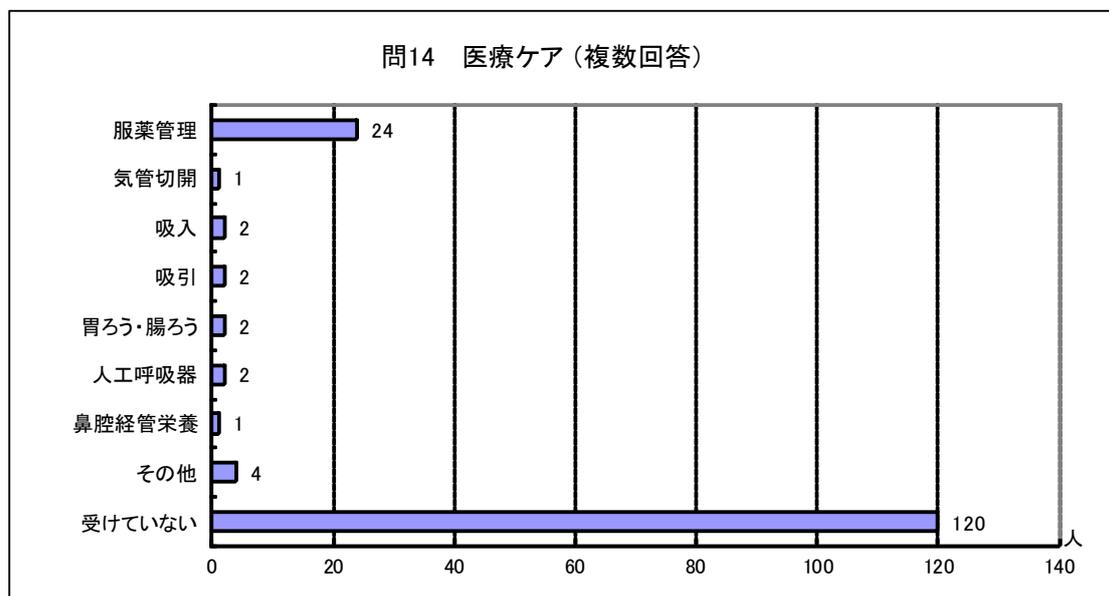
視覚	聴覚・平衡	音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部	計
1	1	1	1	1	0	0	5



問14 あなたが現在受けている医療ケアをお答えください。

(単位:人)

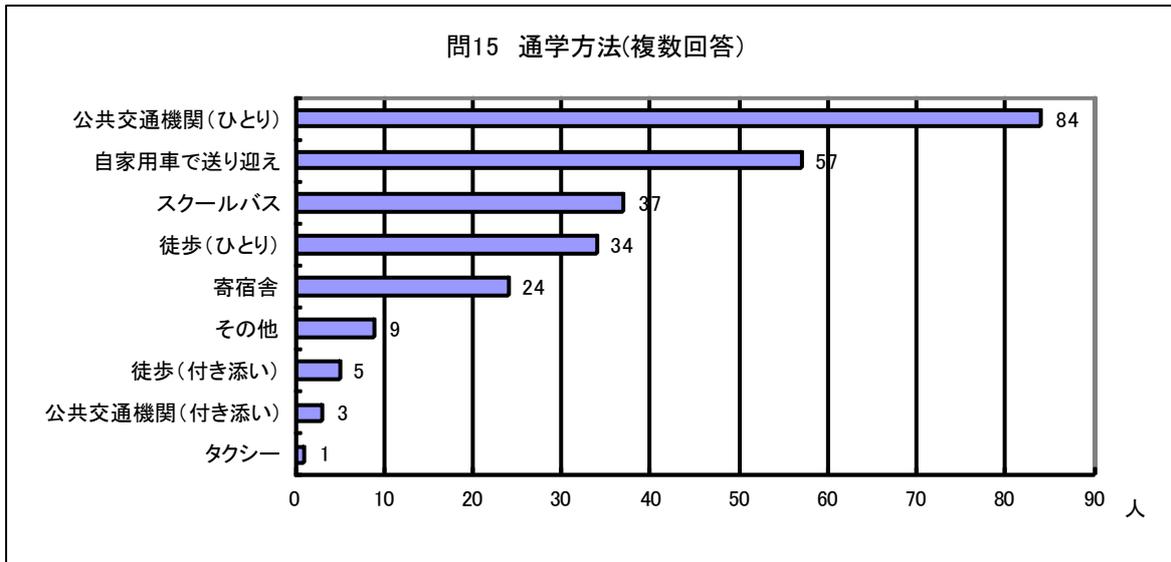
気管切開	人工呼吸器	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう
1	2	2	2	2
鼻腔経管栄養	服薬管理	その他	受けていない	計
1	24	4	120	158



問15 あなたは、どのような手段で通学していますか。  
 (行きと帰りで違う場合などは、あてはまるものすべてに○)

(単位:人)

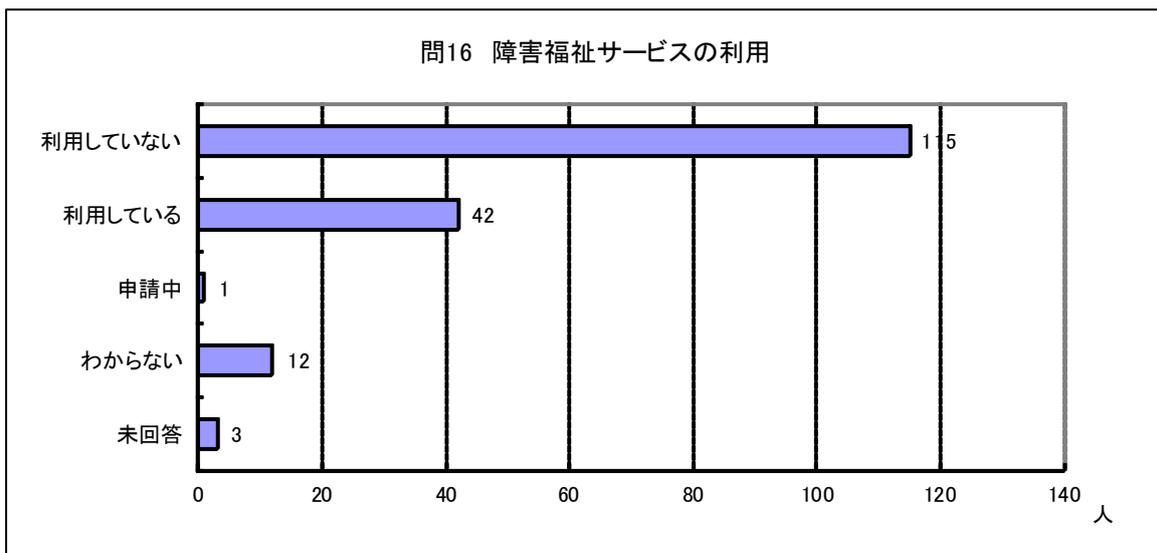
徒歩 (ひとり)	徒歩 (付き添いあり)	スクール バス	公共交通 機関 (ひとり)	公共交通 機関(付 き添いあ り)	自家用車 で送り迎 え	タクシー	寄宿舎	その他	計
34	5	37	84	3	57	1	24	9	254



問16 あなたは、障害福祉サービスなどを利用していますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

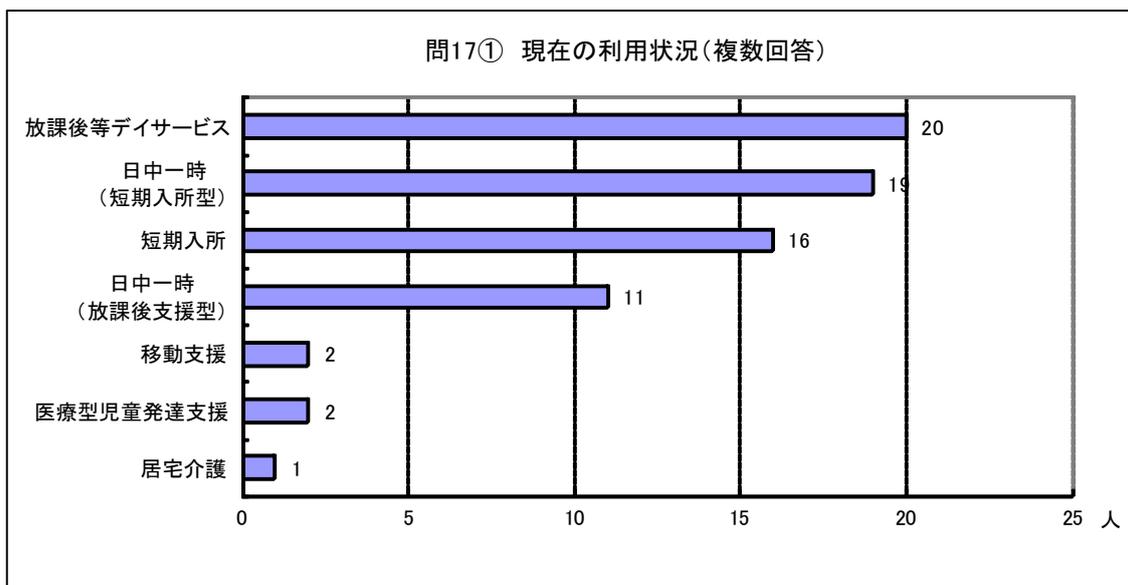
利用している	申請中	利用していない	わからない	未回答	計
42	1	115	12	3	173



【問16で障害福祉サービスなどを「利用している」、「申請中」を選択した方にお聞きします】  
 問17① 現在の利用状況(複数回答あり)

(単位:人)

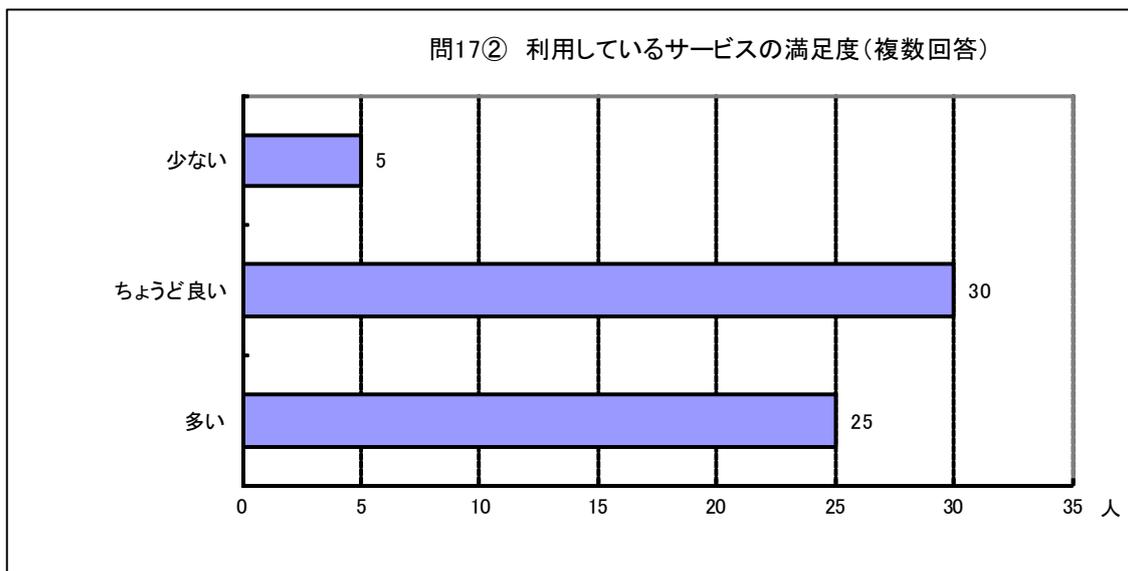
居宅介護	短期入所	日中一時 (短期入所型)	日中一時 (放課後支援型)	放課後等 デイサー ビス	移動支援	医療型 児童発達 支援	計
1	16	19	11	20	2	2	71



【問16で障害福祉サービスなどを「利用している」、「申請中」を選択した方にお聞きします】  
 問17② 現在利用している場合の利用量の満足度(複数回答あり)

(単位:人)

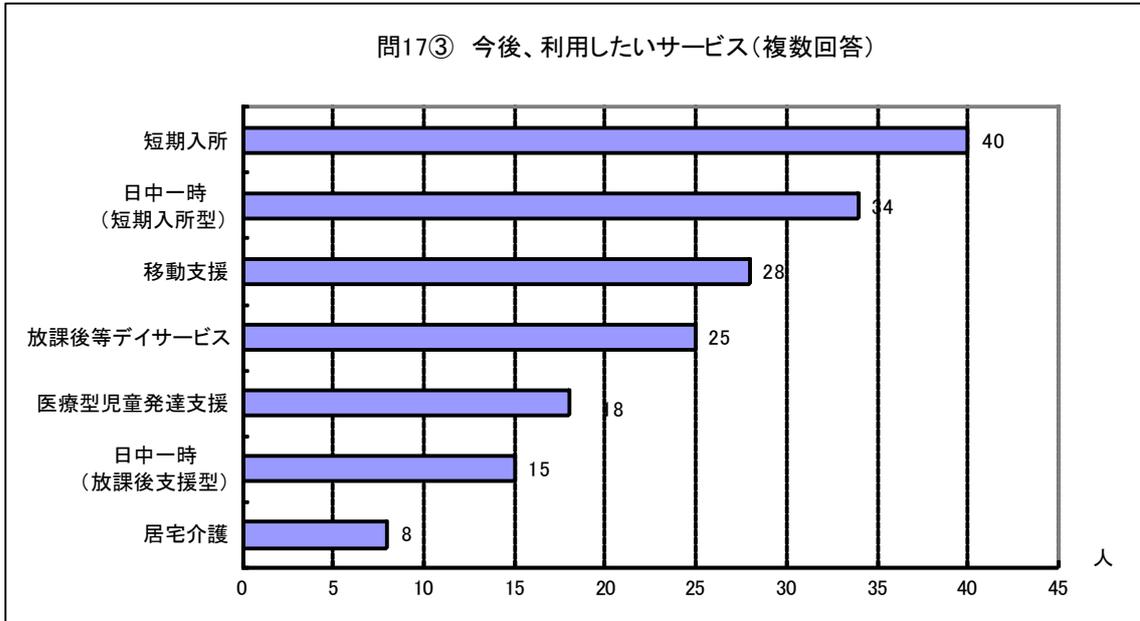
多い	ちょうど良い	少ない	計
25	30	5	60



問17③ 今後の利用意向(複数回答あり)

(単位:人)

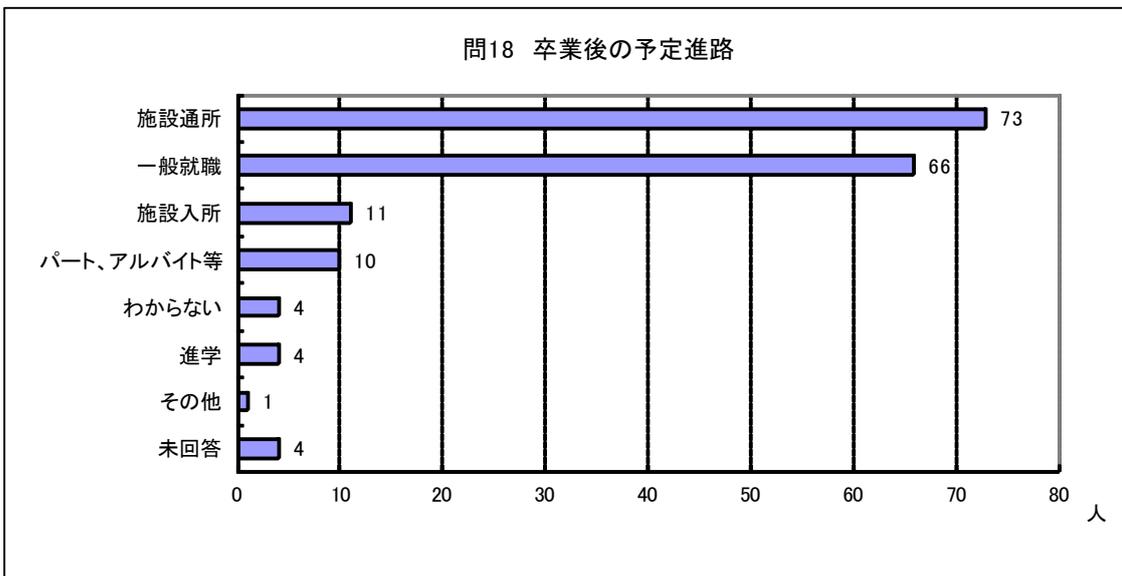
居宅介護	短期入所	日中一時 (短期入所型)	日中一時 (放課後支援型)	放課後等 デイサー ビス	移動支援	医療型児 童発達支 援	計
8	40	34	15	25	28	18	168



問18 あなたは、高等部を卒業した後、どのような進路を考えていますか。(○は1つだけ)

(単位:人)

就職(一般就職)	就職 (パート、 アルバイト)	進学(大 学、専門 学校等)	施設通所	施設入所 (継続入 所含)	その他	わから ない	未回答	計
66	10	4	73	11	1	4	4	173

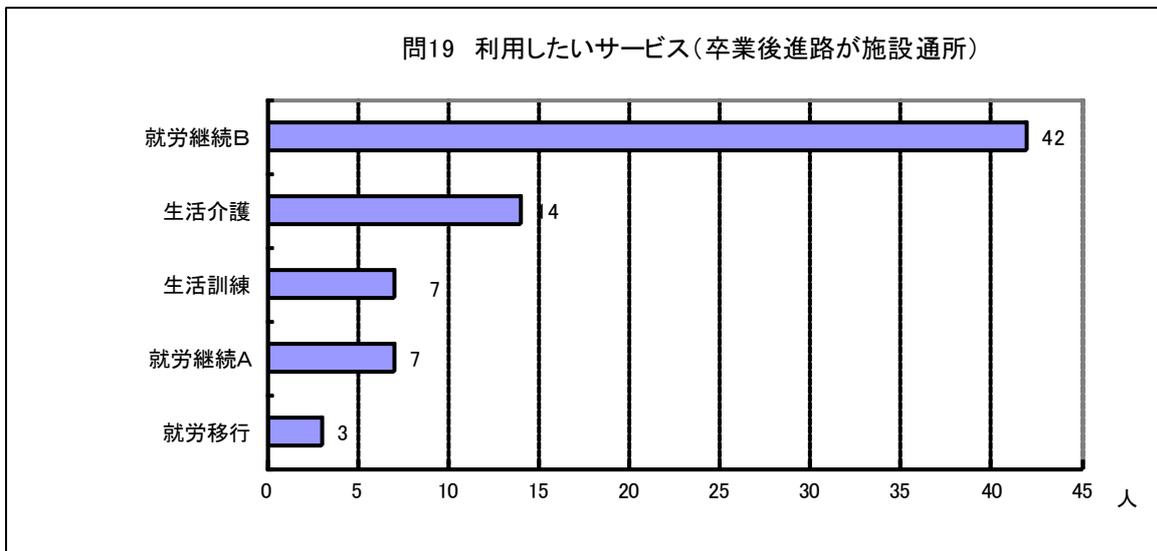


【問18で「施設通所」を選択した方にお聞きします】

問19 利用したいサービスはどれですか。(○は1つだけ)

(単位:人)

生活介護	生活訓練	就労移行	就労継続支援A	就労継続支援B	計
14	7	3	7	42	73

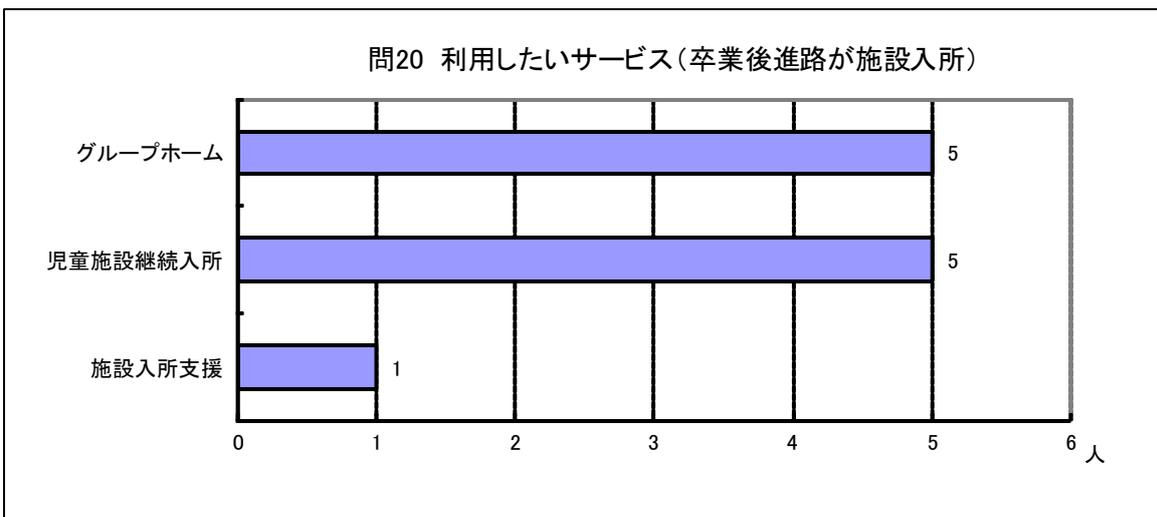


【問18で「施設入所」を選択した方にお聞きします】

問20 利用したいサービスはどれですか。(○は1つだけ)

(単位:人)

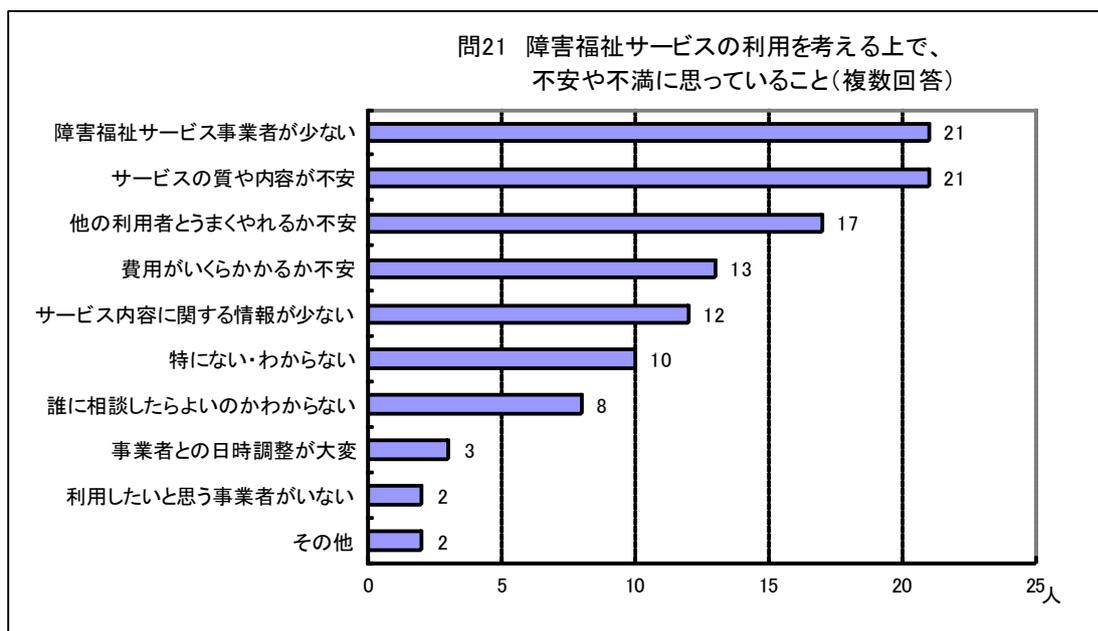
グループホーム	施設入所支援	児童施設 継続入所	計
5	1	5	11



問21 障害福祉サービスの利用を考える上で、不安や不満に思っていることは何ですか。(複数回答あり)

(単位:人)

サービス内容に関する情報が少ない	12
障害福祉サービス事業者が少ない	21
利用したいと思う事業者がない	2
事業者との日時調整が大変	3
誰に相談したらよいかわからない	8
サービスの質や内容が不安	21
他の利用者とうまくやれるか不安	17
費用がいくらかかるか不安	13
その他	2
特になし・わからない	10



## 第3部

# サービス提供の目標および見込み

### 第5期秋田市障がい福祉計画および 第1期秋田市障がい児福祉計画

- 1 計画策定の趣旨および基本的理念
- 2 第5期秋田市障がい福祉計画
- 3 第1期秋田市障がい児福祉計画
- 4 地域生活支援事業の実施に関すること
- 5 施設整備の推進に関すること

## 1 計画策定の趣旨および基本的理念

「第5期秋田市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、「第1期秋田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、それぞれ国が示した基本指針を踏まえ、以下に記載する基本的な考え方に基づいて、見込量等を定めたものであり、「第5次秋田市障がい者プラン」の基本理念である「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」を目指すための施策体系となる「権利の擁護の推進」、「情報提供と意思疎通支援の充実」、「地域生活支援の充実」、「自立と社会参加の促進」、「生活環境の充実」を目指す上での障害福祉サービス等に関する実施計画として位置づけられるものです。

### 【秋田市障がい福祉計画および秋田市障がい児福祉計画における基本的な考え方】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

※本計画では、必要なサービス基盤の整備を具体的に進めるように「第4期秋田市障がい福祉計画」を継承しながら新たな考え方を加えております。

## 2 第5期秋田市障がい福祉計画

### (1) 平成32年度の数値目標(成果目標)

#### ① 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、平成32年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

#### 【国の基本指針】

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。また、当該目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

#### 【本市の目標】

平成28年度末時点の施設入所者数から59人(12.11%)が地域生活に移行するとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から10人(2.05%)削減することを目標とします。

#### 【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
平成28年度末時点の入所者数(A)	487人	平成28年度末の数値です。
目標年度入所者数(B)		
平成32年度見込み	477人	平成32年度末時点の入所人員見込数です。 ※国の基本指針に基づき、現在児童福祉法の対象となっている18歳以上の継続入所者数は含んでいません。
削減見込み(A)-(B)		
平成32年度【目標値】	10人 (2.05%)	第5期障がい福祉計画における目標値です。
地域生活移行者数		
平成32年度【目標値】	59人 (12.11%)	平成28年度末から平成32年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の目標値です。

## ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。

### 【本市の目標】

平成32年度末までに協議の場の設置を目指します。

## ③ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、その拠点整備の目標を定めます。

### 【国の基本指針】

平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

### 【本市の目標】

地域生活支援拠点等の整備については、第4期秋田市障がい福祉計画において、「平成29年度末までに市内に少なくとも一つを整備すること」を目標として整備を進めてきました。拠点等の運用については、平成30年4月から開始しますが、目標の設定については、拠点等が発揮する機能や課題等について検証を行い、協議・検討を進めることとします。

## ④ 福祉施設からの一般就労への移行等

### ア 就労移行支援事業を通じての一般就労への移行者数等

福祉施設利用者(※1)のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に、一般就労(※2)へ移行する者の人数について目標値を定めます。

### 【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

### 【本市の目標】

平成32年度中に福祉施設の利用から一般就労への移行者が、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍、39人以上となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数 値	説 明
平成28年度の 一般就労移行者数	26人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した方的人数です。
平成29年度の年間 一般就労者数目標値	22人 (2倍)	第4期障がい福祉計画策定時の目標値です。 ( )は平成24年度の一般就労移行者数(11人)からの倍率
平成29年度の年間 一般就労者数実績 (見込み)	22人 (2倍)	平成29年度において施設を退所し、一般就労する方の実績(見込)数です。 ( )は平成24年度の一般就労移行者数(11人)からの倍率
平成32年度の年間 一般就労者数 【目標値】	39人 (1.5倍)	平成32年度において施設を退所し、一般就労する方の目標値です。

※1 福祉施設利用者とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者をいいます。

※2 一般就労とは、一般企業等に就職すること(就労継続支援(A型)および福祉工場の利用は除く)、在宅就労および自ら起業することをいいます。

**イ 就労移行支援事業の利用者数等**

平成32年度における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者について、目標値を定めます。

(7) 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

就労移行支援事業の利用者については、平成32年度末における利用者が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとする。また、当該目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定する。

【本市の目標】

平成32年度末に就労移行支援事業の利用者数が、39人以上となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
就労移行支援事業利用者		
平成28年度実績	17人	平成28年度末時点の実績数です
平成29年度実績 (見込み)	19人	平成29年度末時点の就労移行支援事業利用者 の実績(見込)数です。
平成32年度 【目標値】	39人	平成32年度末に就労移行支援事業所を利用す る方の目標値です。

(1) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【国の基本指針】  
事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が**3割以上**の事業所を全体の**5割以上**とすることを目指すものとする。

【本市の目標】  
平成32年度末に就労移行支援事業所のうち、事業所ごとの就労移行率が**3割以上**の事業所を全体の**5割以上**とすることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
就労移行支援事業所		
平成28年度末実績	17%	平成28年度末時点で就労移行率30%を達成し た事業所の割合です。
平成29年度実績 (見込み)	50%	平成29年度末時点での就労移行率が30%とな る(見込み)事業所の割合です。
平成32年度 【目標値】	50%	平成32年度末時点での就労移行率が30%とな る事業所の割合の目標値です。

ウ 就労定着支援による職場定着率

就労定着支援事業による職場定着率の目標値を定めます。

【国の基本指針】  
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

【本市の目標】  
各年度において、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率が80%となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
職場定着率		
平成30年度 【目標値】	—	事業開始年度です。
平成31年度 【目標値】	75%	平成31年度末時点での職場定着率の目標値です。
平成32年度 【目標値】	80%	平成32年度末時点での職場定着率の目標値です。

(2) 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)と見込量確保のための方策

① 訪問系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護	障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行います。	障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）の方 なお、身体介護を伴う通院等介助にあっては、障害支援区分2以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する方の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。	障害支援区分4以上の方で、 ア) 二肢以上に麻痺等があり、 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定された方
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。	視覚障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、かつ国の定める基準に該当する方（身体介護を伴う場合は区分2以上）
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行います。	障害支援区分3以上の方で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が10点以上の方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護その他複数の幅広い障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。	障害支援区分6の方で、意思疎通に著しい困難を有する方で、次のいずれかに該当する方 ア) 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある方のうち人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の方

**イ 見込量の推計方法**

居宅介護、重度訪問介護および同行援護については、現在の各サービス利用者数に伸び率を勘案して実利用者の見込み、サービス量を算出しました。

行動援護および重度障害者等包括支援については、実施事業者がないことから、30年度以降も見込量は0としています。

**ウ 訪問系サービスの見込み**

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/ 月	第4期計画期間の実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	時間	8,584	8,855	8,795	8,865	8,935	9,006
	人	334	363	401	404	407	410

**エ サービス量確保のための方策**

訪問系サービスは、障がいのある方が身近な場所で生活する上で、必要不可欠な支援であり、地域移行を目指す上でも、今後ますます需要が増えるものと見込まれることから、不足なくサービス提供ができるよう、サービス提供事業者への的確な情報提供等により、安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

なお、これまで実績のない行動援護、重度障害者等包括支援については、潜在的な利用者ニーズを把握し、サービス事業者の確保に努めます。

**② 日中活動系サービス**

**ア 事業内容および対象者**

サービス名	事業内容	対象者
生活介護	障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、障害支援区分3以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上）の方 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上）の方 障害者支援施設に入所する方で、障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要を認められた方

サービス名	事業内容	対象者
<p>自立訓練 (機能訓練)</p>	<p>身体障がい者又は難病等対象者に対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションや生活等に関する相談や助言等の支援を行います。(標準利用期間は18か月)</p>	<p>身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者で、 ア) 入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 イ) 特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能維持・回復などの支援が必要な方</p>
<p>自立訓練 (生活訓練)</p>	<p>知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。(標準利用期間は24か月)</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者</p>
<p>就労移行支援</p>	<p>一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。(標準利用期間は24か月)</p>	<p>就労を希望する方で、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方</p>
<p>就労継続支援 (A型)</p>	<p>一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p>	<p>雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方</p>
<p>就労継続支援 (B型)</p>	<p>一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p>	<p>就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方</p>

サービス名	事業内容	対象者
療養介護	医療と常時介護を要する方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を行います。	ア) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害支援区分が6の方 イ) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害支援区分が5以上の方
短期入所（福祉型）	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	障害支援区分1以上（障がい児の場合は短期入所の単価区分1以上）の方
短期入所（医療型）	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 イ) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方もしくは区分5以上に該当する重症心身障がい者（障がい児の場合は重症心身障がい児）
就労定着支援（新規）	就労の定着に向けて、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、事業所や医療機関等の関係機関との連絡調整や本人に対する指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

### イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等も勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込み、実利用者数を推計し、その数値に平成29年度における各サービスの月平均利用日数を乗じて見込量を算出しました。

なお、生活介護、就労継続支援（B型）については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の継続入所者数は含んでいません。

ウ 日中活動系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第4期計画期間の実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日	15,385	15,560	16,529	16,859	17,196	17,539
	人	787	804	856	873	890	907
自立訓練 (機能訓練)	人日	276	171	93	93	93	93
	人	20	19	9	9	9	9
自立訓練 (生活訓練)	人日	872	853	679	679	679	679
	人	54	55	48	48	48	48
就労移行支援	人日	394	221	262	359	455	538
	人	24	17	19	26	33	39
就労継続支援A型	人日	1,358	1,845	1,919	1,919	1,919	1,919
	人	68	92	96	96	96	96
就労継続支援B型	人日	10,987	11,579	12,786	13,166	13,560	13,961
	人	640	678	726	747	769	792
療養介護	人	66	69	72	73	74	75
短期入所	人日	392	407	459	486	508	531
	人	87	88	107	113	118	123
就労定着支援 (新規)	人	—	—	—	2	2	3

エ サービス量確保のための方策

サービス利用者のニーズを把握し、身近な場所で生活する上で希望するサービスが利用できる提供体制の整備に努めてまいります。

なお、就労移行支援および就労継続支援については、より多くの就職希望者が一般就労につながるよう、各就労支援機関と一体となった取組を進めていきます。

## ③ 居住系サービス

## ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	障がい者 (ただし、身体障がい者にあつては、65歳未満の方又は65歳に到達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。)
施設入所支援	施設において、主として夜間において入浴、排せつおよび食事の介護等、その他必要な日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4以上(50歳以上の場合は3以上)の方 生活介護を受けている方で、障害支援区分4(50歳以上の場合は区分3)より低い方、又は就労継続支援B型を受けている方で、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた方
自立生活援助 (新規)	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、生活力等を補う観点から、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。	障害者支援施設やグループホームを利用していた知的障がいや精神障がいのある方で、一人暮らしを希望する方

## イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを考慮して見込みました。

なお、施設入所支援については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の継続入所者数は含んでいません。

ウ 居住系サービスの見込み

区分	単位/月	第4期計画期間実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	人	217	218	229	240	250	262
施設入所支援	人	492	483	490	483	475	467
自立生活援助(新規)	人	-	-	-	5	10	10

エ サービス量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を進めるため、共同生活援助事業所（グループホーム）利用者のニーズを図りながら、必要なサービス提供量の確保に努めていきます。

また、安定したサービスの提供体制を確保するため、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます。

④ 相談支援

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	ア) 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 イ) 精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	居宅における単身等の障がい者を対象とした、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	居宅において単身であるか、又は家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援を受けられない方

## イ 見込量の推計方法

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する方すべてに対して、提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、入院中の精神障がい者や福祉施設入所者、更生施設退所者数を考慮して見込みました。

## ウ 相談支援の見込み

区 分	単位/月	第4期計画期間実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	275	311	349	383	413	437
地域移行支援	人	0	0	0	2	5	5
地域定着支援	人	0	0	0	2	5	5

## エ サービス量確保のための方策

障害福祉サービス利用者個々のニーズにあった計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談事業所との連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

### 3 第1期秋田市障がい児福祉計画

#### (1) 平成32年度の数値目標(成果目標)

##### ① 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の確保に関する成果目標を定めます。

#### ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 および保育所等訪問支援の充実

##### (ア) 児童発達支援センターの設置

###### 【国の基本指針】

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

###### 【本市の目標】

本市においては、すでに児童発達支援センターがあることから、これを活用し、引き続き障がい児支援を推進し、必要なサービスの提供に努めてまいります。

##### (イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

###### 【国の基本指針】

平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

###### 【本市の目標】

本市においては、すでに保育所等訪問支援のサービス提供を行っており、引き続き必要な提供量の確保に努めていきます。

(ウ) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等  
デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所  
および放課後等デイサービス事業を各市町村に少なくとも1か所以上確保するこ  
とを基本とする。

【本市の目標】

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所はすでにあります。  
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所について、平成  
31年度の設置を目指します。

(イ) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、  
医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け  
ることを基本とする。

【本市の目標】

平成30年度末までに協議の場の設置を目指します。

## (2) 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)と見込量確保のための方策

### ① 障害児通所支援等

障がい児を対象とした支援については、児童福祉法において、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」に区分しております。

なお、「障害児入所支援」については、その実施主体が都道府県となることから、この計画には盛り込まれておりません。

#### ア 障害児通所支援等の事業内容および対象児童

事業名	事業内容	対象児童
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）  ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童を、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援および治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学している障がい児を、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。	
居宅訪問型児童発達支援（新規）	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な場合に障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障がい児に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	

事業名	事業内容	対象児童
医療的ケア児 コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を行います。	前項に同じ

※ 障害児入所支援は都道府県が実施主体となります。

### イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを考慮して見込みました。

また障害児相談支援については、障害児通所支援等を利用する障がい児全てに対して提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

### ウ 障害児通所支援の見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第4期秋田市障がい 福祉計画期間の実績値			第1期秋田市障がい児 福祉計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人日	758	793	1,060	1,144	1,212	1,260
	人	138	137	153	165	174	180
医療型児童 発達支援	人日	50	56	65	70	70	70
	人	9	11	12	13	13	13
放課後等 デイサービス	人日	2,069	2,861	3,705	4,075	4,360	4,534
	人	204	257	314	345	369	383
保育所等訪問支援	人日	5	6	3	3	3	3
	人	5	6	3	3	3	3

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第4期秋田市障がい 福祉計画期間の実績値			第1期秋田市障がい児 福祉計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
居宅訪問型児童 発達支援（新規）	人日	—	—	—	0	13	13
	人	—	—	—	0	2	2
障害児相談支援	人	59	62	65	67	69	71

## エ サービス量確保のための方策

乳幼児期から学校卒業まで住み慣れた地域で一貫した支援が受けられる体制の整備と、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう学校や障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所、障害福祉サービス提供事業所など関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

なお、障害児入所支援については、サービス利用者の利便性の観点からも、障害児通所支援とあわせ障害児支援として一体的な支援が必要であることから、都道府県と連携を図っていきます。

また、障害児相談支援については、障害児通所支援等の利用者個々のニーズに沿った計画的な支援が提供可能となるよう、指定障害児相談事業所と連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

## 4 地域生活支援事業の実施に関すること

地域生活支援事業は、障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

### (1) 実施する事業の内容

事業名	事業内容
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい児（者）や難病患者等（以下障がい者等）等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。
(2) 自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対して支援します。
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業を行います。
② 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討します。

事業名	事業内容
(6) 意思疎通支援事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
② 手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を設置します。
(7) 日常生活用具給付等事業	
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台や、特殊マットなどの、障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
② 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がい者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ用装具などの障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を開催します。
(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。
(10) 地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。

事業名	事業内容
(11) 障害児等療育支援事業	在宅療育等に関する相談・各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)の地域生活を支援します。
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、要約筆記者を養成します。
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	視覚や聴覚に障がいのある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援並びに外出する際の移動介助を行う方を養成します。
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、広域的な派遣などの対応が必要となる場合に手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚や聴覚に障がいのある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援および外出する際の移動介助を行います。
(14) 任意事業	
① 【日常生活支援】福祉ホーム事業	住宅を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。
② 【日常生活支援】訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
③ 【日常生活支援】日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	特別支援学校に通学する小中高生が、放課後および夏休み等の長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ保護者の就労を支援します。
イ 短期入所型	障がい者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障がい者等の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行います。

事業名	事業内容
④ 【社会参加支援】	
ア レクリエーション活動等支援	レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流等に資することや、スポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会を開催します。
イ 文化芸術活動振興	障がいのある方の文化芸術活動を振興するため、制作した芸術作品が、より多くの方の目に触れるような機会を設けます。
ウ 点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市の広報紙の点字版、音声版を発行します。

**(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み**

本市では、これまで実施してきた実績や、障がいのある方のニーズ等も踏まえながら、事業内容等について検討し、身近できめ細かなサービスを行えるようさらなる体制の整備に努めていきます。

なお、第5期計画期間の事業量については、第4期計画期間の実績をもとに、事業内容に応じて、今後の利用者数の伸び等を勘案して以下のとおり見込んでいます。

事業名		第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置の有無	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
② 市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	7人	8人	9人	9人	10人	10人

第3部 サービス提供の目標および見込み

事業名		第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
(5) 成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	—	—	—	—	—	有
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用件数	288件	274件	300件	306件	312件	318件
② 手話通訳者設置事業	実設置者数	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	実利用件数	2,179件	2,248件	2,384件	2,407件	2,431件	2,455件
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	給付件数	9件	15件	20件	22件	25件	27件
② 自立生活支援用具	給付件数	75件	42件	51件	51件	51件	51件
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	37件	56件	55件	55件	55件	55件
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	60件	48件	52件	53件	53件	53件
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	7,330件	7,604件	7,872件	8,108件	8,270件	8,435件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	15件	3件	3件	3件	3件	3件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	14人	11人	29人	30人	30人	30人
(9) 移動支援事業	実利用者数	36人	41人	46人	49人	52人	55人
	延べ利用 時間数	897 時間	923 時間	1,192 時間	1,225 時間	1,300 時間	1,375 時間
(10) 地域活動支援センター  ※下段の数値は他市町村に所 在する地域活動支援センタ ーの利用分	実施箇所数	6か所	6か所	5か所	6か所	6か所	6か所
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	159人	177人	114人	125人	126人	127人
		2人	2人	2人	2人	2人	2人
(11) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
① 手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	実利用件数	—	9人	7人	8人	8人	8人

第5次秋田市障がい者プラン

事業名		第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
② 盲ろう者向け通訳・介助 員養成研修事業	実設置者数	—	—	—	—	—	2人
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用件数	13人	7人	7人	7人	7人	7人
② 盲ろう者向け通訳・介助 員派遣事業	実設置者数	—	—	—	—	—	—
(14) 任意事業							
① 【日常生活支援】 福祉ホーム事業	実施箇所数	—	—	—	—	—	—
	実利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
② 【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	実利用者数	6人	7人	7人	8人	9人	10人
③ 【日常生活支援】日中一時支援事業							
ア 放課後支援型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実利用者数	18人	19人	19人	19人	19人	19人
イ 短期入所型	実施箇所数	14か所	14か所	14か所	15か所	15か所	15か所
	実利用者数	136人	134人	147人	147人	147人	147人
④ 【社会参加支援】							
ア レクリエーション活動 支援 上段：スポーツ教室 下段：スポーツ大会	開催数	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室
		1大会	1大会	1大会	1大会	1大会	1大会
	実参加者数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
		42人	43人	36人	40人	40人	40人
イ 文化芸術活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

事業名		第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
ウ 点字・声の広報等発行事業 上段：点字広報 下段：声の広報	対象者数	42人	41人	44人	44人	44人	44人
		58人	57人	59人	59人	59人	59人
エ 自動車運転免許取得助成事業	助成件数	4件	8件	8件	秋田市単独事業に移行		
オ 自動車改造助成事業	助成件数	7件	5件	6件	秋田市単独事業に移行		

(3) 各事業の見込量確保のための方策

事業名	見込量確保のための方策
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者週間などの機会や公共媒体を活用し、理解促進・啓発に努めます。
(2) 自発的活動支援事業	事業の周知・PR活動を行うとともに、「障がい者に対する理解の深化」「社会的障壁の除去」「地域の居場所づくり」等に向けた自発的な活動の普及・啓発を行います。
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの設置を目指します。
② 市町村相談支援機能強化事業	複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
③ 住宅入居等支援事業	相談支援事業と一体的に対応していきます。
(4) 成年後見制度利用支援事業	制度の周知に引き続き努めるとともに、制度利用が必要なケースには、すみやかに対応します。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	高齢者福祉部門と連携を図り、事業のあり方について検討を進めていきます。

事業名	見込量確保のための方策
(6) 意思疎通支援事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	登録の手話通訳者・要約筆記者の増員に努め、利用者のニーズに対応できるようにします。
② 手話通訳者設置事業	関係機関との連携を図り、継続した手話通訳者の確保に努めます。
(7) 日常生活用具給付等事業	現在の実施体制を継続し、利用者から申請があった際には、円滑な給付に努めます。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	研修指導員の養成に努め、質の高い研修の実施を継続します。
(9) 移動支援事業	既存のサービス提供事業所により対応していきます。また、利用者のニーズ等の把握に努め、支援体制の充実に努めます。
(10) 地域活動支援センター	現在の実施体制を基本として、事業の充実に努めます。なお、安定した運営のために機能強化事業の対象となるよう支援していきます。また、他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する秋田市出身の障がい者*がいる場合、支援をしていきます。 ※本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
(11) 障害児等療育支援事業	現在の実施体制を継続していきます。
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	研修開催の周知を図るとともに、実効性のある知識・能力を習得するために、秋田県と連携しながら研修内容の充実に努めます。
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修のあり方について、今後、県も交えて検討していきます。
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	養成研修を実施し、通訳者等の派遣体制の確保に努めます。
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修のあり方について、今後、県も交えて検討していきます。

事業名	見込量確保のための方策
(14) 任意事業	
① 【日常生活支援】 福祉ホーム事業	現在市内には実施事業所はありませんが、本市出身の入居者が、他市で福祉ホームを利用する場合※には、運営費補助を実施してまいります。 ※本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
② 【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	現在の実施体制を継続していきます。
③ 【日常生活支援】日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	希望者全員が利用することができるよう事業所および実施場所の確保に努めます。
イ 短期入所型	現行の実施事業所を確保していくとともに、利用者のニーズに応じた柔軟な対応に努めます。
④ 【社会参加支援】	
ア レクリエーション活動等支援	幅広い世代の参加者増加のために、開催内容を検討するとともに、周知に努めます。
イ 文化芸術活動振興	障がいのある方の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある方が制作した作品の展覧会を開催するなど、より多くの方の目に触れる機会を確保し、障がい者の社会参加の機運を高めるなどの必要な支援を行います。
ウ 点字・声の広報等発行事業	対象者の固定化が見られるため、適切な情報提供の方法を検討します。

## 5 施設整備の推進に関すること

### (1) 求められる施設整備

- ・障がいのある方が日常生活や社会生活を営む上で必要な各種の福祉サービスは、各サービス種別に応じた施設や事業所により提供されており、計画的な整備が必要となります。
- ・障がいのある方自身や保護者の高齢化に伴う「親亡き後」などさまざまな課題に対応していく必要もあることから、障がいのある方の程度や状況、地域の状況等に十分に配慮した施設や事業所の整備が求められています。
- ・現在、本市においては、重症心身障がい児者や医療的ニーズの高い障がい児者を支援する事業所が不足している状況であることから、その整備が求められています。なお、国では、障がいのある方が施設入所から地域生活へ移行するための施策を推進しているほか、重症心身障がい児を支援する事業所をすみやかに確保することを基本としています。

### (2) 施設整備の推進に関する留意点

- ・各種サービスを提供する施設や事業所の整備にあたっては、各種サービスのニーズと供給量の把握に努めながら、将来的な動向予測等を踏まえて、特定のサービスへの偏りの防止や地域間での立地バランスの確保、地域社会での共生等に留意するものとしします。
- ・民間事業者による独力での整備が見込まれるサービス種別のものについては、民間主体での整備を優先し、地域に必要とされながら民間単独での整備が難しいものについては、市が秋田市障がい福祉計画等に基づき、計画的な施設や事業所の整備を図っていく必要があります。

### (3) 施設整備の方向性

- ・障がいのある方の地域における自立と社会参加を促進していくために必要な施設について、地域社会での共生等に留意しながら、計画的に整備を図っていきます。
- ・重症心身障がい児者や医療的ニーズの高い障がい児者が身近な地域で継続して支援を受けられるよう、必要な事業所の整備を図っていきます。

## 第4部

# 障がい福祉施策の展開（施策体系）

- 1 障がい福祉の施策体系
- 2 施策の展開について
  - 第1章 権利の擁護の推進
  - 第2章 情報提供と意思疎通支援の充実
  - 第3章 地域生活支援の充実
  - 第4章 自立と社会参加の促進
  - 第5章 生活環境の充実

# 1 障がい福祉の施策体系

## 第1章 権利の擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・152

第1節	障がいを理由とする差別の解消の推進・・・・・・・・・・	152
1	障がいの理解促進に向けた啓発活動・・・・・・・・・・	152
2	障がいを理由とする差別の解消の推進・・・・・・・・・・	153
3	障がい者差別解消支援地域協議会の設置・・・・・・・・・・	153
4	障がい者差別解消調整委員会の設置・・・・・・・・・・	154
第2節	権利擁護と虐待防止対策の推進・・・・・・・・・・	155
1	成年後見制度等による権利擁護の推進・・・・・・・・・・	155
2	虐待防止対策の体制整備・・・・・・・・・・	156
第3節	意思決定支援の推進・・・・・・・・・・	157
1	障がい者の自己決定の尊重・・・・・・・・・・	157
2	意思決定支援の充実・・・・・・・・・・	157
第4節	相互理解の促進・・・・・・・・・・	158
1	広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・	158
2	地域での交流の機会の確保・・・・・・・・・・	159

## 第2章 情報提供と意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・161

第1節	障がいのある方に配慮した情報の提供・・・・・・・・・・	161
1	障がい特性に配慮した情報提供体制の確保・・・・・・・・・・	161
2	障がいのある方が情報を取得できる環境の充実・・・・・・・・・・	162
第2節	意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・	162
1	意思疎通支援体制の充実・・・・・・・・・・	162
2	意思疎通支援者の養成と技術の向上の推進・・・・・・・・・・	163

## 第3章 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・165

第1節	相談支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
1	相談支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
2	多様化・複雑化する相談支援への体制整備・・・・・・・・・・	166
3	障がい者総合支援協議会の機能強化・・・・・・・・・・	166
第2節	ライフステージに合わせた支援の充実・・・・・・・・・・	167
1	障がい児の早期発見および支援の充実・・・・・・・・・・	167
2	障がい者への支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
3	高齢障がい者への支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・	171

4	孤立死防止への対応強化	172
第3節	障がい特性に応じた支援の充実	173
1	身体障がい者への支援の充実	173
2	知的障がい者への支援の充実	175
3	精神障がい者への支援の充実	176
4	その他の障がい者への支援の充実	177
第4節	サービス提供体制の整備	178
1	障害福祉サービスの提供体制の整備	179
2	地域生活支援事業の提供体制の整備	180
3	サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備	181
4	専門性を兼ね備えた人材の育成	182
5	ボランティアの活動支援体制の整備	183
第5節	保健・医療との連携	184
1	健康診査・健康相談の促進	184
2	医療機関への受診の支援	185
3	心の健康づくりの強化	186

**第4章 自立と社会参加の促進** 187

第1節	移動にかかる支援体制の充実	187
1	移動にかかる支援体制の充実	187
第2節	就労支援体制の充実	188
1	障がい者の雇用の促進	188
2	就労の場の確保	190
3	多様な就労ニーズへの対応	191
4	職場実習等の受入れ体制の強化	192
第3節	スポーツ・文化芸術活動への支援	193
1	障がい者のスポーツ活動への支援強化	193
2	文化芸術活動への支援強化	194
第4節	障がい者の自発的な社会活動への支援	195
1	自発的活動の推進	195
2	社会的活動への支援強化	195

**第5章 生活環境の充実** 197

第1節	バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進	197
1	バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動	197
2	公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進	197
3	心のバリアフリーの推進	198
第2節	冬期間の対応強化	199

1	雪寄せ支援の充実	199
2	冬期間の安全な移動手段の確保	200
第3節	災害対応の強化	201
1	災害対策の推進	201
2	災害時の避難支援体制の整備	202
3	災害時の福祉・医療サービス提供体制の整備	203

## 2 施策の展開について

第4部では、基本理念の実現に向けた本市における障がい福祉の取組を示します。障がい福祉施策や関連事業は多岐にわたることから、その性質に着目し、5つの章と18の節、50の項目に区分し、項目ごとに【現状と課題】【施策の方向】【取組の目標】【市の主な取組・事業】【他の主体による取組・事業例】を次の記述方法により、簡潔に示します。

今後、プランの進行管理のため定期的に検証と見直しを行うことから、記載の個々の取組や事業等について、内容が変わったり新規事業が加わったりすることがあります。

### 【現状と課題】

各項目における本市の現状を踏まえての取り組むべき課題とその必要性等について記しています。

### 【施策の方向】

課題解決に向けた、本市における障がい福祉施策の進むべき方向性について記しています。

### 【取組の目標】

上記で示した方向性にしたがって具体的な取組を進めていく上での目標とする指標や数値、新たに取り組む事業等を記しています。

### 【市の主な取組・事業】

現在、本市が既に行っている主な取組や事業を記しています。

※取組・事業の一覧および概要等については、「第6部 参考資料」の「市の主な取組・事業の概要」（241ページ～278ページ）に記しています。

なお、事業名の前に付した番号は、第4部と第6部において一致しています。

### 【他の主体による取組・事業例】

本市以外の機関や企業・団体等が実施している取組や事業を記しています。

※取組・事業の一覧については、「第6部 参考資料」の「他の主体による取組・事業例の一覧」（279ページ～283ページ）に掲載しています。

## 第1章 権利の擁護の推進

### 第1節 障がいを理由とする差別の解消の推進

#### 1 障がいの理解促進に向けた啓発活動

##### 【現状と課題】

本市では、市民一人ひとりが障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指しています。

この理念を実現するためには、障がいや障がいのある方に対する理解を深めるための啓発活動を推進する必要があります。

##### 【施策の方向】

■広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用し、障がいのある方の活動や取組を広く紹介するなど、障がいや障がいのある方に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

##### 【取組の目標】

■障がい者団体と協力し、広報あきたやインターネット等へ掲載する障がい福祉関連記事の内容の充実を図ります。

■障がい者団体自らが行う集会や講演会等の開催について広く周知します。

##### 【市の主な取組・事業】

- 1 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の周知・啓発（障がい福祉課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）

##### 【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者差別解消の普及啓発活動（秋田県）
- ・障害の有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重し合う教育の充実（秋田県）

## 2 障がいを理由とする差別の解消の推進

### 【現状と課題】

障がいのある方は、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏見により障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために、日常生活や社会生活の様々な場面において制限を受けることがあります。

障がいのある方が受ける制限を市民一人ひとりの問題として捉え、市、事業者および市民が協力して問題解決に取り組んでいく必要があります。

### 【施策の方向】

■障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現を目指し、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進します。

■「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領」に沿って、障がいのある方に対して適切に行動するよう市職員への周知啓発に努めます。

### 【取組の目標】

■「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進します。

■市職員に対して「不当な差別的取扱いの禁止」および「合理的配慮の提供」等、障がいを理由とする差別の解消について周知啓発を図ります。

### 【市の主な取組・事業】

4 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領の庁内周知（障がい福祉課）

1 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の周知・啓発（障がい福祉課）【再掲】

2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】

3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

・障害者差別解消に係る職員対応要領の策定及びその周知（秋田県）

## 3 障がい者差別解消支援地域協議会の設置

### 【現状と課題】

障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するには、身近な地域において、障がい者差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとしての機能が必要です。

#### 【施策の方向】

■地域における様々な関係機関によって、障がいを理由とする差別に関する相談事例の情報等を共有するネットワークを組織し、障がいを理由とする差別の解消の推進に資する体制を整備します。

#### 【取組の目標】

■障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、「秋田市障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がいのある方の相談および当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行います。

#### 【市の主な取組・事業】

5 障がい者差別解消支援地域協議会（障がい福祉課）

#### 【他の主体による取組・事業例】

・相談・紛争解決の体制整備（秋田県）

## 4 障がい者差別解消調整委員会の設置

#### 【現状と課題】

障がいのある方や当該障がいのある方の家族その他の関係者又は事業者から障がいを理由とする差別に関する相談を受け、相談解決に必要な支援等を行っても相談事案が解決されないときは、市長に対し、当該相談事案を解決するために必要な助言又はあっせんについての申立てをすることができます。

ただし、当該相談事案が障がいを理由とする差別的取扱いに該当するかの判断が困難な場合には、助言又はあっせんを行うことの適否についての審議を行う場が必要となります。

#### 【施策の方向】

■市長が助言又はあっせんを行うにあたっては、専門家等から申立てに対して助言又はあっせんを行うことの適否について意見を聴く体制を整備する必要があります。

**【取組の目標】**

- 市長の諮問機関として、学識経験を有する者等により構成する「秋田市障がい者差別解消調整委員会」を設置し、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を行います。

**【市の主な取組・事業】**

- 6 障がい者差別解消調整委員会（障がい福祉課）

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・相談・紛争解決の体制整備（秋田県）【再掲】

**第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進**

**1 成年後見制度等による権利擁護の推進**

**【現状と課題】**

財産の管理や契約締結等の法律的な行為が困難な障がい者の権利を守るため、成年後見制度をより身近なものとして活用しやすくしていく必要があります。

**【施策の方向】**

- 成年後見制度が適切に利用されるようにするため利用方法等の周知を図ります。
- 秋田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、制度の利用に対する助言や手続きに対する支援の充実を進めます。

**【取組の目標】**

- 成年後見制度や関連する事業について、秋田市ホームページへの掲載やパンフレットの配布による広報活動を継続します。
- 市長申立が必要なケースについてはすみやかに対応します。

**【市の主な取組・事業】**

- 7 地域福祉権利擁護事業（福祉総務課）
- 8 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）
- 9 地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）
- 10 権利擁護体制の充実（長寿福祉課）
- 11 成年後見制度利用支援事業（長寿福祉課）

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・日常生活自立支援事業の実施（秋田県）
- ・成年後見制度に関する相談（日本司法支援センター「法テラス」）、（秋田弁護士会）、（秋田県司法書士会）、（秋田県社会福祉士会）、（秋田県行政書士会）

## 2 虐待防止対策の体制整備

### 【現状と課題】

障がい者虐待は人権を著しく侵害し、障がいのある方の尊厳を侵すものであり、あってはならない行為です。

障がい者虐待防止に関する普及啓発を進めるとともに、虐待の早期発見・早期対応を図るため、相談支援事業所等の関係機関との連携体制の整備や支援体制の強化が必要です。

### 【施策の方向】

- 障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援等の相談を受付ける「秋田市障がい者虐待防止センター」を効果的に運営できるよう対応体制の整備等を進めていきます。
- 個々の障がい者虐待事案に対してすみやかに対応できるようにするため、相談支援事業所等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、障がい者虐待防止のための普及啓発に努めます。

### 【取組の目標】

- 障がい者虐待通報に対して迅速かつ効率的に対応できる秋田市障がい者虐待防止センター通報受付体制を整備します。
- 秋田市障がい者総合支援協議会において、障がい者虐待の早期発見につながる取組について検討します。
- 障がい者に対する経済的虐待を防止するための有効な手段である「成年後見制度」を掲載したパンフレットを、障がい福祉関係の事業所に配布します。
- 民生委員・児童委員を対象とする研修や地区社会福祉協議会が開催する研修会等で障がい者虐待に関する制度の説明を行います。

### 【市の主な取組・事業】

- 1 2 障がい者虐待防止事業（障がい者虐待防止センター）（障がい福祉課）
- 1 3 児童虐待防止推進事業（子ども未来センター）

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者虐待防止対策支援事業の実施（秋田県）

- ・高齢者虐待防止対策（各地域包括支援センター）

### 第3節 意思決定支援の推進

## 1 障がい者の自己決定の尊重

#### 【現状と課題】

障がいのある方を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会参加する主体として捉え、障害福祉サービスやその他の支援を利用するにあたっては、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援する必要があります。

ただし、自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、家族や関係者が集まって、本人に関する情報を把握し、根拠を明確にしながら本人の意思を推定する必要があります。

#### 【施策の方向】

■障がいのある方自らの意思に基づき日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を推進します。

#### 【取組の目標】

■障がいのある方本人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある方が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施などによる意思決定の支援に努めます。

#### 【市の主な取組・事業】

- 14 郵便等による不在者投票（選挙管理委員会事務局）
- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）
- 17 相談支援等事業（障がい福祉課）
- 8 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・相談支援事業の促進（秋田県）

## 2 意思決定支援の充実

### 【現状と課題】

日常生活や社会生活等において、障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービス事業所等が障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるよう体制を整備する必要があります。

### 【施策の方向】

- 自立した日常生活および社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう関係機関と調整を図る等、体制の整備に努めます。
- 障がいのある方が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### 【取組の目標】

- 在宅で生活している意思疎通が困難な重度障がい者が入院する際、本人の意思を医療従事者に伝えることができるよう意思疎通支援者の派遣について支援を行います。

### 【市の主な取組・事業】

- 18 重度障がい者等入院時意思疎通支援事業（障がい福祉課）
- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・意思疎通支援事業の促進（秋田県）

## 第4節 相互理解の促進

### 1 広報・啓発活動の推進

#### 【現状と課題】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会の実現に向けて、障がいや障がいのある方に関する情報が、広く市民に正確かつ迅速に伝わる必要があります。

そのためには、様々な手法によって、障がいに対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発活動を行っていく必要があります。

**【施策の方向】**

- 広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用し、障がいのある方の活動や取組を広く紹介するなどし、障がいに対する正しい知識と理解の普及に努めます。

**【取組の目標】**

- 広報あきたへの障がい福祉関連記事を掲載する件数を増やします（28年度の実績で58件でしたが、35年度では70件以上の掲載とします）。
- 障がいおよび障がいのある方に対する理解を深めるための説明会を行います。

**【市の主な取組・事業】**

- 19 広報あきた等の発行（広報広聴課）
- 20 精神障がいについての正しい知識の普及（健康管理課）
- 21 障害者週間（障がい福祉課）
- 22 障がいのある方が製作した作品、製品の周知促進（障がい福祉課）
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・障害者に関する正しい知識の啓発普及事業、視覚障害者に関する啓発普及事業の実施（秋田県）

## 2 地域での交流の機会の確保

**【現状と課題】**

市民の間に広く障がい福祉についての理解と関心を深め、障がいのある方が社会参加しやすい環境を整えるとともに、障がいのある方が、社会、経済、文化等、あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める必要があります。

また、子どもたちが、福祉施設での体験活動や障がいのある方との交流を通して、福祉の現状を理解するなど、障がい福祉に対する理解と関心を深める福祉教育を進める必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がい者団体および福祉施設が行う地域活動をはじめ、各種事業の充実を図り、参加を支援します。
- 障がいのある方の社会参加の促進に向けて、市民と関係団体との交流の場を提供するよう努めます。
- 地域の福祉施設等を活用しながら、子どもたちが障がいのある方と積極的に関わら

うとする意欲や態度を育む福祉教育の推進に努めます。

**【取組の目標】**

- 障がい者団体が主催する講演会やイベント等の自主的な運営を支援します。
- 福祉教育の推進のため、特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒の交流を実施します。

**【市の主な取組・事業】**

23 男女共生社会の推進（生活総務課）

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・障害の有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重し合う教育の充実（秋田県）【再掲】
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との計画的・組織的な交流及び共同学習の推進（秋田県）

## 第2章 情報提供と意思疎通支援の充実

### 第1節 障がいのある方に配慮した情報の提供

#### 1 障がい特性に配慮した情報提供体制の確保

##### 【現状と課題】

障がいのある方に対する情報提供については、これまでも必要な情報を分かりやすく整理しながら、様々な手法を用いて行われてきましたが、障がい特性に配慮した伝達手段を用いる等の工夫を凝らし、障がいのある方にとって必要な情報が正確かつ迅速に伝わるよう、情報提供手段の一層の充実を図っていく必要があります。

##### 【施策の方向】

- 障がいのある方に関係する制度やサービスの利用方法等の有益な情報を、広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用して提供します。
- 広報あきたの点字版・音訳版である「点字広報」、「声の広報」の発行や、市政テレビ番組に手話通訳者を付けて放送するなど、障がい特性に配慮した情報提供に努めます。
- ICT機器の活用等による様々な情報提供体制の確保について研究していきます。

##### 【取組の目標】

- 「声の広報」や「点字広報」については、これまで年間24回発行しており、この発行回数を継続します。
- 障がいにより情報の取得や伝達に困難を生じる方に、ICT機器の活用等により情報提供方法の充実を図ります。

##### 【市の主な取組・事業】

- 24 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）
- 25 点字広報の配布（障がい福祉課）
- 26 声の広報の配布（広報広聴課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】

##### 【他の主体による取組・事業例】

- ・声の広報、点字広報の発行（秋田県）
- ・テレビ広報番組における手話通訳の導入（秋田県）

- ・点字等による情報の提供（秋田県）
- ・あきたバリアフリーマップの提供（秋田県）

## 2 障がいのある方が情報を取得できる環境の充実

### 【現状と課題】

音声や文字をそのままでは受け取りにくい障がいのある方の多くは、必要な情報の取得を思うようにできないために不安を抱えて生活しているのが現状です。

障がいのある方が安心して生活を送るためには、障がいのある方が容易に情報を取得することができるよう環境を整備する必要があります。

### 【施策の方向】

■障がいのある方が情報をすみやかに取得できるよう、手話を含む言語、文字の表示筆記、点字、平易な表現その他の障がい特性に配慮した手段等による情報の提供を行うよう努めます。

### 【取組の目標】

■障がいのある方の利用しやすさに配慮した行政情報の提供を研究します。

### 【市の主な取組・事業】

- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 24 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 25 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 26 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・日常生活用具給付等事業によるトーキングエイド、人工咽頭及び点字器等の給付（秋田県）

## 第2節 意思疎通支援の充実

### 1 意思疎通支援体制の充実

#### 【現状と課題】

音声や文字をそのままでは受け取りにくい障がいのある方は、意思疎通や情報の収集に支障があることから、手話を含む言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他障がいの特性に配慮した手段による支援を行う必要があります。

### 【施策の方向】

- 障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、情報保障に努めるとともに、障がい者関係団体による情報支援活動を促進する等により、意思疎通支援の充実に努めます。

### 【取組の目標】

- 障がいにより情報の伝達が困難な方に対してICT機器を活用する等、意思疎通支援体制の充実に努めます。
- 手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣体制の整備等を進めます。
- 市の職員が簡単な手話でのあいさつ等を身につけることができるよう、動画等を利用した研修を実施します。
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発に努めます。

### 【市の主な取組・事業】

- 27 難聴児補聴器購入費助成事業（障がい福祉課）
- 28 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）
- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】
- 18 重度障がい者等入院時意思疎通支援事業（障がい福祉課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・意思疎通支援事業の促進（秋田県）【再掲】
- ・無料番号案内（NTT東日本）
- ・電話お願い手帳の発行（NTT東日本）
- ・点字電話帳の発行（NTT東日本）
- ・携帯電話利用料等の割引制度（各電話会社）
- ・手話通訳者設置事業（秋田市社会福祉協議会）

## 2 意思疎通支援者の養成と技術の向上の推進

### 【現状と課題】

視覚や聴覚などに障がいのある方が、地域で安心して生活できるよう意思疎通支援

を行う人材の育成および技術の向上のため必要な支援に努めていく必要があります。

**【施策の方向】**

■手話通訳その他の方法により障がいのある方の意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のため、必要な支援に努めます。

**【取組の目標】**

■手話奉仕員および要約筆記者の養成や意思疎通支援者のスキルアップ方法等の改善  
・充実について、当事者関係団体等を交えて検討する場を作ります。

■要約筆記者の登録者数の増加を図るため、要約筆記者養成研修の充実に努めます。

**【市の主な取組・事業】**

16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施（秋田県）
- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成研修の実施（秋田県）
- ・盲ろう者向け通訳、介助者の養成研修事業の実施（秋田県）

## 第3章 地域生活支援の充実

### 第1節 相談支援の強化

#### 1 相談支援体制の強化

##### 【現状と課題】

障がい福祉のサービスについての相談は、市や市が委託している相談支援事業者（身体・知的・精神ごとに1か所）が主に行っています。委託相談支援事業者には、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的知識や技術を持った方が常勤で配置されており、様々な障がい福祉のサービスについての情報提供をはじめ、利用相談や関係機関との調整、障害福祉サービス利用時の代行業務等を行っています。

障がい者を取り巻く最近の状況を見ますと、障がいのある方自身や家族の高齢化、障がいの重度化・重複化や地域移行に向けた動きの活発化等、多様化する課題やニーズに対応するため、相談支援体制を強化する必要があります。

##### 【施策の方向】

- 障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、虐待防止のため関係機関との調整等を的確に行える体制を整備するとともに、専門的知識と技術を兼ね備えた人材の育成に努めます。
- 障がいのある方の誰もが平等なサービスを受けられることができるように、指定相談支援事業者の平準化を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援といった地域相談支援体制の強化に努めます。

##### 【取組の目標】

- 障がいのある方の生活を支援するため、適切な相談支援が実施できる体制整備を図り、障がいのある方のニーズに対応した支援を強化します。
- 計画期間内にサービス等利用計画が作成され、適正に運用していけるような指定特定相談支援事業者の体制を整備します。

##### 【市の主な取組・事業】

#### 17 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】

##### 【他の主体による取組・事業例】

- ・相談支援事業の促進（秋田県）【再掲】
- ・コミュニティソーシャルワーカーを活用した相談体制等に関するモデル事業の実施

(秋田県)

## 2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備

### 【現状と課題】

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、子ども未来センター等の各相談機関は、障がいのある方やその家族等からの多様化・複雑化する相談に関係機関と連携しながら、適切に対応していく必要があります。

### 【施策の方向】

- 地域包括支援センターの体制を充実するほか、民生委員・児童委員の活動を支援し、各相談機関等との連携を図ることで、障がいのある方の福祉サービスの水準が維持・向上されるような体制を整備します。

### 【取組の目標】

- ピアカウンセリングの質的向上を図るため、障がい者相談員を対象とした研修を年1回以上行います。
- 地域住民の身近な相談支援者である民生委員・児童委員を対象に、相談支援窓口の充実を図るための研修を年1回以上開催します。

### 【市の主な取組・事業】

- 29 消費生活相談事業（市民相談センター）
- 30 民生委員活動推進事業（福祉総務課）
- 31 ふれあい福祉相談センター事業（福祉総務課）
- 32 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）
- 33 子ども未来センター相談事業（子ども未来センター）

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・発達障害者支援センターの運営支援（秋田県）
- ・難病相談支援センター事業の促進（秋田県）

## 3 障がい者総合支援協議会の機能強化

### 【現状と課題】

地域における障がいのある方の支援体制については、相談支援事業者だけでは解決できない問題もあることから、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関が連携し、協議

を行う場として秋田市障がい者総合支援協議会を設置しています。

また、秋田市障がい者総合支援協議会においては、委託相談支援事業者の運営評価として、毎年の業務報告と年間計画の内容についての協議も行っています。

### 【施策の方向】

- 障がいのある方が、その生活実態に沿って有効な障害福祉サービス等の支援を受けられるよう、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関のさらなる連携体制の強化を図ります。
- 障がいのある方の地域生活を支援するため、相談支援事業を効果的に運営し、地域の課題解決に向けた役割を果たす秋田市障がい者総合支援協議会の活動の機能強化を図ります。

### 【取組の目標】

- 秋田市障がい者総合支援協議会において、個別・緊急な地域課題に柔軟に対応できるような体制の整備を図ります。
- 秋田市障がい者総合支援協議会と地域の関係機関との情報共有が円滑に進むよう、インターネット等を活用した情報共有システム体制を整備します。

### 【市の主な取組・事業】

34 障がい者総合支援協議会（障がい福祉課）

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・県障がい者総合支援協議会の運営及び地域協議会の支援（秋田県）

## 第2節 ライフステージに合わせた支援の充実

### 1 障がい児の早期発見および支援の充実

#### 【現状と課題】

子どもの障がいの複雑化や保護者の生活様式の多様化等の現状を踏まえ、障がい児一人ひとりの実情に合わせた支援を行う必要があります。

また、放課後や長期休みにおける居場所の確保等を行うことにより、障がい児の生活の充実や保護者の就労を支援することも大切です。

発達障がい等精神行動発達面の問題を疑われる児童は年々増加傾向にあり、障がいの疑いのある児童に対しては、乳幼児期に適切な治療や養育を行うことが障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

このため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携による障がいの早期発見と継続的な支援を行う必要があります。

### 【施策の方向】

- 障がい児やその保護者のニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導や必要な支援に努めます。
- 将来の障がい児の自立や社会参加に備え、障がい児の生活力や社会性を養い、健全な育成を図るための支援に努めます。
- 障がい児が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。
- 医療的ケア児を支援するため、関係機関で連携し、支援体制の強化を図ります。

### 【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。  
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。
- 障がい児やその保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域における支援機能の充実を図るほか、障がい児やその保護者が気軽に利用できる場所を整備し、家族同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行います。
- 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るよう協議の場を設置します。

### 【市の主な取組・事業】

- 障害児通所支援の提供
  - 40 障害児通所支援（障がい福祉課）
- 地域生活支援事業の提供
  - 41 日中一時支援事業（短期入所型）（障がい福祉課）
  - 42 日中一時支援事業（放課後支援型）（障がい福祉課）
- 自立支援医療の提供
  - 37 育成医療給付事業（障がい福祉課）
- その他のサービスの提供
  - 35 障がい児通所施設利用料無償化事業（障がい福祉課）
  - 36 第2子以降障がい児通所施設利用料無償化事業（障がい福祉課）
  - 38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）

- 39 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）
- 43 特別児童扶養手当申請の受付（障がい福祉課）
- 44 障害児福祉手当の支給（障がい福祉課）
- 45 児童扶養手当の支給（子ども総務課）
- 46 放課後児童健全育成事業（子ども育成課）
- 47 幼児発達支援事業（子ども健康課）
- 48 乳幼児健康診査事業（子ども健康課）
- 49 経過観察クリニック（子ども健康課）
- 50 未熟児養育医療給付事業（子ども健康課）
- 51 小児慢性特定疾病支援事業（子ども健康課）
- 52 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（子ども健康課）
- 53 特別支援教育就学奨励費（学事課）
- 54 就学児健康診断（学事課）

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・障害児等療育支援事業の推進（秋田県）
- ・県立医療療育センターの運営支援（秋田県）
- ・地域療育医療拠点施設の運営支援（秋田県）
- ・発達障害者支援センターの運営支援（秋田県）【再掲】
- ・すこやか療育支援事業の実施（秋田県）
- ・難聴児補聴器購入費助成事業の実施（秋田県）
- ・「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画」に基づく特別支援教育の推進（秋田県）
- ・校内支援体制機能強化と関係機関等との連携による特別支援教育の充実（秋田県）
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との計画的・組織的な交流及び共同学習の推進（秋田県）
- ・特別支援教育就学奨励費（県立の特別支援学校）

## 2 障がい者への支援の充実

#### 【現状と課題】

障がいのある方が自立した生活を営むために、国、他の地方公共団体および関係機関と連携して障がいのある方を支援する体制づくりが必要となります。

障がいのある方は、心身の状態により、食事、排泄、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、生活を支える方の高齢化等の問題もあり、地域全体で障がいのある方や、その家族を支援する体制の整備が課題になっています。

### 【施策の方向】

- 国、他の地方公共団体および関係機関と連携しながら、それぞれの機能に応じた役割を分担し、地域で障がいのある方の生活を支えることができる体制の充実に努めます。
- 障がいのある方が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

### 【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。  
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

### 【市の主な取組・事業】

#### ■障害福祉サービスの提供

- 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）
- 57 重度訪問介護（障がい福祉課）
- 58 同行援護（障がい福祉課）
- 59 行動援護（障がい福祉課）
- 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）
- 61 生活介護（障がい福祉課）
- 62 療養介護（障がい福祉課）
- 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）
- 64 就労移行支援（障がい福祉課）
- 65 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）
- 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）
- 67 就労定着支援（障がい福祉課）

#### ■地域生活支援事業の提供

- 68 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）
- 69 移動支援事業（障がい福祉課）
- 41 日中一時支援事業（短期入所型）（障がい福祉課）【再掲】

#### ■自立支援医療の提供

- 70 更生医療給付事業（障がい福祉課）

#### ■その他のサービスの提供

- 55 特別障害者手当の支給（障がい福祉課）
- 71 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）

72 民間の患者等搬送事業者の認定と乗務員に対する適任証の交付（消防本部救急課）

18 重度障がい者等入院時意思疎通支援事業（障がい福祉課）【再掲】

28 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】

39 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・生活介護事業・自立訓練事業等の促進（秋田県）
- ・障害者短期入所事業（ショートステイ）の促進（秋田県）
- ・居宅事業、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括等支援の各訪問系サービス事業の促進（秋田県）
- ・NHK放送受信料の免除（NHK）
- ・ふれあいさんの派遣（秋田市社会福祉協議会）
- ・移送車の貸出（秋田市社会福祉協議会）

### 3 高齢障がい者への支援の充実

#### 【現状と課題】

超高齢社会の到来により、本市の障がい者に占める高齢者の割合も着実に高くなってきています。

加齢に伴う日常的な支援を必要とする方も含め、支援を必要とする方は今後も増大していくものと考えられ、介護保険制度との連携も含めたサービス提供体制を整備していく必要があります。

#### 【施策の方向】

- 地域で暮らす高齢障がい者を介護、福祉、保健、医療等、様々な面から総合的に支え、一人ひとりが生きがいを持って生き生きと住み慣れた地域の中で暮らせるよう、高齢障がい者の尊厳を守るとともに、地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 進展する超高齢社会や社会情勢にも対応した施策を推進するよう努めます。
- 高齢障がい者が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 介護保険サービスに加えて、障害福祉サービス等の利用が必要な場合には、関係機関で連携し、必要なサービスが受けられるよう体制の強化を図ります。

#### 【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」に定められた数値目標を達成します。  
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

#### 【市の主な取組・事業】

- 73 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）
- 74 介護保険の訪問看護（介護保険課）
- 75 介護保険のリハビリテーション（介護保険課）
- 9 地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）【再掲】
- 28 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 39 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 55 特別障害者手当の支給（障がい福祉課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・生活介護事業、自立訓練事業等の促進（秋田県）【再掲】
- ・障害者短期入所事業（ショートステイ）の促進（秋田県）【再掲】
- ・居宅事業、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括等支援の各訪問系サービス事業の促進（秋田県）【再掲】
- ・NHK放送受信料の免除（NHK）【再掲】
- ・安心探知機設置への補助（秋田市社会福祉協議会）
- ・救急医療情報キット（安心キット）の普及（秋田市社会福祉協議会）
- ・ふれあいさんの派遣（秋田市社会福祉協議会）【再掲】
- ・移送車の貸出（秋田市社会福祉協議会）【再掲】

## 4 孤立死防止への対応強化

#### 【現状と課題】

核家族化や高齢化、周囲との人間関係の希薄化等により、孤立死するケースが社会問題となっております。

特に障がいのある方は日常生活において孤立しがちであることから、対応策を講じていく必要があります。

#### 【施策の方向】

- 一人暮らし等の障がいのある方が、地域で孤立しないよう、「自助」「共助」「公助」の協働により、町内会等による地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 障がいのある方の孤立死をゼロにするため、様々な機会を捉えて、その防止策を探っていきます。

**【取組の目標】**

- 一人暮らし等の障がいのある方に対し、関係機関や地域住民等との連携により、月1回以上の声かけ活動や安否確認を行います。

**【市の主な取組・事業】**

- 76 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）
- 77 緊急通報システム（長寿福祉課）
- 30 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 73 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・安心探知機設置への補助（秋田市社会福祉協議会）【再掲】
- ・救急医療情報キット（安心キット）の普及（秋田市社会福祉協議会）【再掲】

**第3節 障がい特性に応じた支援の充実**

**1 身体障がい者への支援の充実**

**【現状と課題】**

身体障がいには、肢体不自由や内臓疾患等、様々な種類があり、それぞれ異なった内容の支援を行う必要があります。

また、加齢によるものも含め身体障がい者の人数は増加し、障がいのある方の高齢化、障がいの重度化も進展していることなどもあり、これまで以上に支援体制の充実が必要です。

**【施策の方向】**

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

**【取組の目標】**

- 身体障がい者が、それぞれの障がいの種類に応じて必要とするサービスを適切に受けることができるよう支援します。

**【市の主な取組・事業】**

■視覚障がい者への支援

- 83 音声コードの普及（障がい福祉課）
- 90 視覚障がい者への図書館サービスの充実（中央図書館明德館、土崎図書館）
- 25 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 39 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 58 同行援護（障がい福祉課）【再掲】

■聴覚障がい者への支援

- 84 手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業（障がい福祉課）
- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】
- 28 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

■住まいの確保の支援関係

- 78 共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）
- 79 施設入所支援（障がい福祉課）

■在宅生活への支援関係

- 81 訪問入浴サービス（障がい福祉課）
- 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
- 57 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
- 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）【再掲】

■外出への支援関係

- 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

■経済的な支援関係

- 85 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）
- 55 特別障害者手当の支給（障がい福祉課）【再掲】

■その他の支援

- 80 身体障害者手帳の交付（障がい福祉課）
- 82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）
- 86 障がい者関係等団体への支援（障がい福祉課）
- 87 緊急通報システム事業（障がい福祉課）
- 88 食の自立支援事業（障がい福祉課）
- 89 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）
- 18 重度障がい者等入院時意思疎通支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 61 生活介護（障がい福祉課）【再掲】
- 62 療養介護（障がい福祉課）【再掲】
- 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
- 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・聴覚障害者（児）日常生活支援事業の推進（秋田県）
- ・盲青年社会生活教室開催事業の推進（秋田県）
- ・盲婦人家庭生活訓練事業の推進（秋田県）
- ・途中失明者緊急生活訓練事業の推進（秋田県）
- ・オストメイト社会適応訓練事業の推進（秋田県）
- ・点字郵便物の料金制度（日本郵便株式会社）

**2 知的障がい者への支援の充実**

**【現状と課題】**

国では、障がいのある方が施設入所から地域生活へ移行するための施策を推進しておりますが、実際に地域生活への移行に至るケースは多いとはいえ、入所者の高齢化と重度化が進んでおります。

加えて、障がいのある方自身や保護者の高齢化に伴う「親亡き後」の課題等、様々な課題を抱えていることから、十分な検討を行い必要な施策を進める必要があります。

**【施策の方向】**

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

**【取組の目標】**

- 知的障がい者が、安心して日々の生活を送ることができるよう、グループホーム等の住まいの場の整備を促進します。
- 「親亡き後」の課題に対処できるよう、必要な施策の調査・研究を進めます。

**【市の主な取組・事業】**

- 住まいの確保の支援関係
  - 78 共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
  - 79 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 在宅生活への支援関係
  - 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
  - 57 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
  - 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）【再掲】

■外出への支援関係

- 59 行動援護（障がい福祉課）【再掲】
- 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

■経済的な支援関係

- 85 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）【再掲】

■その他の支援

- 91 自立生活援助（障がい福祉課）
- 92 療育手帳の交付申請の受付（障がい福祉課）
- 93 緊急通報体制の普及啓発（消防本部指令課）
- 61 生活介護（障がい福祉課）【再掲】
- 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
- 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】
- 82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】
- 86 障がい者関係等団体への支援（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・知的障害者スポーツイベント及びレクリエーションイベントの開催（秋田県）

### 3 精神障がい者への支援の充実

【現状と課題】

社会・経済情勢の変容等もあいまって、精神障がい者の人数は増加の一途をたどり、複雑化・多様化しています。

怪我や病気により脳に損傷を負った方も含め、精神障がいの方については、障がいの程度が一見して捉えにくかったり、状態がその時々で変化したりすることから、個々の状況を見極めた、きめ細かな対応が求められます。

また、個人の尊厳の尊重、自殺防止等、様々な課題について十分な検討を行い、必要な施策を行う必要があります。

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

【取組の目標】

- 精神障がい者の地域移行や地域定着を推進します。

- 精神疾患に対する理解を促進するための啓発活動を推進します。
- 当事者や保健・医療・福祉等の様々な関係者が情報共有や連携体制を構築します。

#### 【市の主な取組・事業】

- 住まいの確保の支援関係
  - 78 共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
  - 79 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 在宅生活への支援関係
  - 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
  - 57 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
  - 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）【再掲】
  - 91 自立生活援助（障がい福祉課）【再掲】
- 外出への支援関係
  - 95 精神障がい者交通費補助事業（健康管理課）
  - 59 行動援護（障がい福祉課）【再掲】
  - 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 経済的な支援関係
  - 55 特別障害者手当の支給（障がい福祉課）【再掲】
  - 85 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）【再掲】
- その他の支援
  - 94 心の健康相談（健康管理課）
  - 96 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請の受付（健康管理課）
  - 97 精神障害者保健福祉手帳交付申請の受付（健康管理課）
  - 61 生活介護（障がい福祉課）【再掲】
  - 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
  - 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】
  - 82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施（秋田県）

## 4 その他の障がい者への支援の充実

#### 【現状と課題】

難病患者等については症状や状態は様々であり、その症状や特性に十分に配慮する

必要があります。

#### 【施策の方向】

- 各関係機関と連携を図りながら、必要な情報提供を行うとともに、必要性や実効性を十分に配慮した上で施策を推進します。

#### 【取組の目標】

- 難病患者等の安定した療養生活の確保のため適切な支援を行います。

#### 【市の主な取組・事業】

- 住まいの確保の支援関係
  - 78 共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
  - 79 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 在宅生活への支援関係
  - 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
  - 57 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
  - 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）【再掲】
- 外出への支援関係
  - 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- その他の支援
  - 98 特定医療費(指定難病)支給認定申請（健康管理課）
  - 99 特定疾患治療研究事業申請（健康管理課）
  - 100 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請（健康管理課）
  - 101 医療相談事業（健康管理課）
  - 102 訪問相談・指導事業（健康管理課）
  - 38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
  - 62 療養介護（障がい福祉課）【再掲】
  - 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
  - 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】
  - 82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・難病患者支援ネットワーク事業（秋田県）
- ・難病相談支援センター事業の促進（秋田県）【再掲】

### 第4節 サービス提供体制の整備

## 1 障害福祉サービスの提供体制の整備

### 【現状と課題】

障がいのある方とその家族の高齢化が進んでいくなか、障がいのある方が住み慣れた地域においてできる限り自立した暮らしを持続させるためには、在宅での生活や日中の活動を支援する障害福祉サービスを適切に提供していく必要があります。

また、重度かつ重複障がい児（者）や医療的ケアが求められる障がい児（者）に対応できる障害福祉サービス事業所は限られており、在宅で介護を担う家族の負担が大きいため、医療的ケアに対応できる障害福祉サービスの提供体制を整備していく必要があります。

### 【施策の方向】

- 障がいのある方とその家族が必要とする訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備等を支援します。
- 医療的ケアに対応可能な障害福祉サービス事業所の充実を図るため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との情報交換を行い、連携体制を構築するよう推進します。

### 【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。  
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。
- 生活介護やグループホーム等、日中活動の場や住まいの場の整備を促進します。
- 「秋田市障がい者総合支援協議会」等の場を活用し、相談支援機関と連携して具体的な情報収集等を行い、医療的ケアに対応できる障害福祉サービスの提供体制を整備します。

### 【市の主な取組・事業】

- 103 施設整備の推進（障がい福祉課）
- 38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 40 障害児通所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
- 57 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
- 58 同行援護（障がい福祉課）【再掲】
- 59 行動援護（障がい福祉課）【再掲】
- 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）【再掲】

- 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
- 64 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】
- 65 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】
- 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】
- 67 就労定着支援（障がい福祉課）【再掲】
- 78 共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
- 79 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 91 自立生活援助（障がい福祉課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・生活介護事業、自立訓練事業等の促進（秋田県）【再掲】
- ・障害者短期入所事業（ショートステイ）の促進（秋田県）【再掲】
- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括等支援の各訪問系サービス事業の促進（秋田県）【再掲】

## 2 地域生活支援事業の提供体制の整備

#### 【現状と課題】

障がいのある方が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障がいの特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に事業を実施するほか、障がいのある方の地域生活を包括的に支援する必要があります。

#### 【施策の方向】

- 障がいのある方が生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、日常生活における意思疎通や社会活動の促進を支援するほか、地域における生活を包括的に支援する地域生活支援拠点等の活用など、地域生活を支援する体制の充実に努めます。

#### 【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。  
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

#### 【市の主な取組・事業】

- 104 福祉ホーム（障がい福祉課）
- 105 障がい者アート活動支援事業（障がい福祉課）

- 106 障がい者等自発的活動支援事業（障がい福祉課）
- 8 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】
- 17 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 25 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 41 日中一時支援事業（短期入所型）（障がい福祉課）【再掲】
- 42 日中一時支援事業（放課後支援型）（障がい福祉課）【再掲】
- 68 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）【再掲】
- 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 71 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）【再掲】
- 81 訪問入浴サービス（障がい福祉課）【再掲】
- 82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】
- 84 手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業（障がい福祉課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者に関する正しい知識の啓発普及事業、視覚障害者に関する啓発普及事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・聴覚障害者（児）日常生活支援事業の推進（秋田県）【再掲】
- ・盲青年社会生活教室開催事業の推進（秋田県）【再掲】
- ・盲婦人家庭生活訓練事業の推進（秋田県）【再掲】
- ・途中失明者緊急生活訓練事業の推進（秋田県）【再掲】
- ・知的障害者スポーツイベント及びレクリエーションイベントの開催（秋田県）【再掲】
- ・点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成研修の実施（秋田県）【再掲】
- ・盲ろう者向け通訳・介助者の養成研修事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・障害者のための軽スポーツレクリエーション大会の開催（秋田県）
- ・車いす使用者のためのレクリエーションの開催（秋田県）

### 3 サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備

#### 【現状と課題】

本市では、指定障害福祉サービスの事業者等の指定等について、各サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定めているところですが、その基準が適正なものか随時検証を行う必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への適切な指導を行うとともに、基準が適正なものか必要に応じ検証を行い、障がいのある方の立場を考慮したサービスの提供に努めます。

**【取組の目標】**

- 事業者自らが提供するサービス内容の公表を促進します。
- サービス事業の基準が適切なものであるかを必要に応じて検証し、見直します。
- 第三者による評価方法について研究します。
- 定期的な指導監査を実施し、その結果を公表します。

**【市の主な取組・事業】**

103 施設整備の推進（障がい福祉課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・障害児・者施設整備補助事業の実施（秋田県）
- ・福祉施設経営指導事業の実施（秋田県）

## 4 専門性を兼ね備えた人材の育成

**【現状と課題】**

障がいの特性に応じた多様な支援が求められるなか、意思疎通支援や障害福祉サービスを適切に提供する相談支援体制を充実させる必要があることから、地域生活支援事業や障害福祉サービス等の利用を支える人材の養成と確保を行う必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方が地域での生活を送るうえで必要とする支援が充足されるよう、関係機関等との連携によって、障害福祉サービスの各事業や地域生活支援事業を支える様々な人材の養成と確保に努めます。

**【取組の目標】**

- 聴覚障がい者に対する手話奉仕員や要約筆記者の養成を行うとともに、派遣体制を整備します。
- 秋田市障がい者総合支援協議会の下部組織である相談支援部会等を活用しながら、相談支援専門員の質の向上を図ります。
- 適宜、障害福祉サービスの各事業や地域生活支援事業を支える人材の養成を推進する環境を整えていきます。

**【市の主な取組・事業】**

- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】
- 17 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 32 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）【再掲】
- 34 障がい者総合支援協議会（障がい福祉課）【再掲】
- 84 手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業（障がい福祉課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・発達障害者支援センターの運営支援（秋田県）【再掲】
- ・秋田県相援アドバイザーの設置・派遣（秋田県）
- ・難病相談支援センター事業の促進（秋田県）【再掲】
- ・コミュニティソーシャルワーカーを活用した相談体制等に関するモデル事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・福祉保健人材・研修センターの運営（秋田県）
- ・障害者社会参加推進センター運営事業の実施（秋田県）
- ・点訳、朗読、手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳等の人材養成（秋田県）
- ・ガイドヘルパー養成研修の実施（秋田県）
- ・点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成研修の実施（秋田県）【再掲】
- ・盲ろう者向け通訳・介助者の養成研修事業の実施（秋田県）【再掲】

## 5 ボランティアの活動支援体制の整備

**【現状と課題】**

ボランティア活動は地域福祉の担い手として期待されており、障がい福祉施策の分野では、手話通訳、要約筆記、点訳・音訳奉仕、移送サービス等におけるボランティア活動が重要な役割を占めています。

本市においては、秋田市社会福祉協議会等と協力してボランティアの養成を図るとともに、情報の提供、講習会・研修会等のボランティア活動の活性化・安定化等について検討する必要があります。

**【施策の方向】**

- 地域住民、さらには障がいのある方自身やその家族もボランティア活動に気軽に参加できるよう、秋田市社会福祉協議会等と支援策について検討します。
- ボランティアやNPOが活発な活動を行える環境整備に努めます。

### 【取組の目標】

- ボランティアの活動を支援するため、必要な情報提供を行います。
- ボランティアの活動成果を可能な限り把握し、各種の表彰制度に対して推薦して、その功労に報います。

### 【市の主な取組・事業】

- 107 秋田市ボランティアセンター運営事業（福祉総務課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 32 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）【再掲】
- 84 手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業（障がい福祉課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・多世代協働による地域活動の促進（秋田県）
- ・多様な社会貢献活動と協働モデルの普及（秋田県）
- ・NPO等への情報発信の強化（秋田県）

## 第5節 保健・医療との連携

### 1 健康診査・健康相談の促進

#### 【現状と課題】

食生活やライフスタイルの変化に伴い、健康に関する知識の普及啓発および疾病や障がいのある児童等および保護者に対する健康相談に対応する必要があります。

発達障がい等精神行動発達面の問題については、幼児期における早期発見および保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携による継続的な支援が必要となります。

#### 【施策の方向】

- 疾病や障がいのある児童等および保護者に対しては、主治医との連携のもと、健康管理に役立つ指導や助言を行います。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。

**【取組の目標】**

- 精神行動発達面の問題を早期に発見できるよう、乳幼児健康診査および事後指導事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を促します。

**【市の主な取組・事業】**

108 一般健康相談（保健予防課）

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・先天性代謝異常検査事業の実施及び新生児聴覚検査事業の普及啓発（秋田県）
- ・妊娠中毒症等療養援護費の支給（秋田県）
- ・母子保健従事者研修会の開催（秋田県）
- ・特定医療費（指定難病）助成事業及び小児慢性特定疾病医療費助成事業等の実施（秋田県）

## 2 医療機関への受診の支援

**【現状と課題】**

自立支援医療には、障がいの種別ごとに、更生医療・育成医療・精神通院の三つの医療制度があり、対象となる疾患や年齢、指定医療機関等が異なります。

福祉医療費給付事業としては、重度心身障がい児（者）や高齢身体障がい者を受給対象者としており、医療費の自己負担分を助成しています。

福祉医療費給付事業に関しては、高齢化の進展や医療の高度化等により受給者数や事業費が年々増加傾向にあるなか、医療費の自己負担割合が引き上げられることが予想されており、将来における財源の確保や制度維持の方向性を確立していく必要があります。

難病患者等に関しても、医療の進歩や高齢化等が要因となり、また、対象疾患が拡大されていることもあり、特定医療費（指定難病）の受給者数が年々増加しています。

**【施策の方向】**

- それぞれの制度において、対象となる方が適正な医療を受けられるよう、広報あきたやインターネット等を活用し、継続的な制度の周知に努めます。
- 福祉医療費給付事業に関しては、受給対象者への迅速かつ適切な助成を進めるとともに、将来に向け、財源確保に努めます。

**【取組の目標】**

- 障がいのある方の生活の安定を図るため、医療費助成の施策を継続します。

**【市の主な取組・事業】**

- 109 福祉医療費給付事業（障がい福祉課）
- 110 インフルエンザの定期予防接種費用助成（健康管理課）
- 111 肺炎球菌感染症（高齢者）の定期予防接種費用助成（健康管理課）
- 37 育成医療給付事業（障がい福祉課）【再掲】
- 70 更生医療給付事業（障がい福祉課）【再掲】
- 96 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請の受付（健康管理課）【再掲】
- 98 特定医療費（指定難病）支給認定申請（健康管理課）【再掲】
- 99 特定疾患治療研究事業申請（健康管理課）【再掲】
- 100 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請（健康管理課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・福祉医療費等助成事業の実施（秋田県）
- ・自立支援医療（精神病院医療・更生医療・育成医療）及び補装具の給付（秋田県）
- ・精神科救急医療体制整備事業の実施（秋田県）
- ・訪問歯科診療（秋田市歯科医師会）

### 3 心の健康づくりの強化

**【現状と課題】**

社会の複雑化に伴い、思春期からの引きこもり、うつ病患者の増加が社会問題化しており、その背景にある要因の把握に努めながら、関係機関と連携した個別の対応が求められています。

**【施策の方向】**

■悩みや不安を抱え込まず、気軽に相談し、解決の糸口を見つけられるよう、こころの健康に関する問題について、相談しやすい体制づくりと人材育成を進めます。

**【取組の目標】**

■こころの健康についての正しい知識の普及を進めるとともに、関係機関が連携し、相談に対するきめ細かな対応を継続します。

**【市の主な取組・事業】**

- 94 心の健康相談（健康管理課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・心はればれ県民運動推進事業の実施（秋田県）

## 第4章 自立と社会参加の促進

### 第1節 移動にかかる支援体制の充実

#### 1 移動にかかる支援体制の充実

##### 【現状と課題】

障がいのある方は、様々な要因のために外出することに困難が伴い、外出が制限されることがあります。

こうした障がいのある方の外出にあたっての困難な面を解消し、気軽に外出できるように移動交通手段を確保するとともに、障がいの特性に応じた人的支援を行う必要があります。

##### 【施策の方向】

- 障がいのある方が外出するために必要とする人的支援等の施策を推進します。
- 障がいのある方が移動の手段を確保し、安全で快適に利用することができるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解および協力を得るよう努めます。

##### 【取組の目標】

- 徒歩、バス等の公共交通機関の利用又は自家用車の利用等様々な外出の手段に対応した施策を引き続き推進します。
- 必要に応じ、見直し等を行いながら、「障がい者バス無料化事業」および「通院移送費給付事業」を継続していきます。
- 移動支援および同行援護の福祉サービスについて、障がいのある方のニーズに的確に対応します。
- 盲導犬等を活用しやすい環境に整えます。

##### 【市の主な取組・事業】

- 1 1 2 障がい者バス無料化事業（障がい福祉課）
- 1 1 3 障がい者交通費補助事業（通院時タクシー料金一部助成）（障がい福祉課）
- 1 1 4 福祉有償運送（障がい福祉課）
- 1 1 5 食の自立支援事業（長寿福祉課）
- 5 8 同行援護（障がい福祉課）【再掲】
- 5 9 行動援護（障がい福祉課）【再掲】
- 6 9 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 8 8 食の自立支援事業（障がい福祉課）【再掲】

## 89 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・歩道の段差、急勾配の解消（秋田県）
- ・視覚に障害のある人のための点字ブロックの敷設（秋田県）
- ・歩行者案内標識の整備（秋田県）
- ・低床小型バスの導入支援（秋田県）
- ・障害者等用駐車場の適正な利用の促進（秋田県）
- ・JR運賃の割引（JR東日本）
- ・国内航空旅客運賃の割引（各航空会社）
- ・有料道路通行料金の割引（東日本高速道路株式会社）
- ・タクシー運賃の割引（各タクシー会社）
- ・車いすの貸出（秋田市社会福祉協議会）
- ・車いすのまま乗車できる軽自動車の貸出（秋田市社会福祉協議会）
- ・駐車禁止除外指定車標章の交付（警察署）

## 第2節 就労支援体制の充実

### 1 障がい者の雇用の促進

#### 【現状と課題】

障がいのある方がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として生活できる社会を実現するためには、就労による自立を進めることが重要となります。

「障害者の雇用の促進に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障がいのある方の割合が法定雇用率以上になるように義務づけています。

障がいのある方の就労支援や雇用支援の拡充は、障がい福祉施策において非常に大きなポイントとなっており、就労継続支援事業所や地域活動支援センターでは、生産活動や創作的活動を行いながら、障がいのある方の就労や社会参加への支援を行っています。

また、障がいのある方が、就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した後、就労に伴う環境の変化によって遅刻や欠勤が増加するなど、生活面での課題が生じるケースがあります。

就労の継続を図るため、関係機関は障がいのある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、問題解決に向けての指導・助言等による支援体制づくりが必要となります。

#### 【施策の方向】

- 障害者法定雇用率の達成に向け、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図ると

ともに、関係機関が実施する企業に対する障がい者雇用の理解促進の取り組みを支援します。

- 在宅の障がいのある方の生産活動や創作的活動の場や地域との交流の場の確保に努めるとともに、障がいのある方の雇用の場を確保するため、障害者法定雇用率対象企業等に対する法令遵守の周知啓発等の取組を行います。
- 就労継続支援事業所や地域活動支援センターの生産活動や創作的活動の支援を継続します。
- 就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が、障がいのある方の多様な働き方の拠点として機能するよう支援します。
- 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の就労相談機関が行う就労支援活動の支援に努めます。

### 【取組の目標】

- 市役所における障がいのある方の雇用にあたっては、各障がい種別に応じた配慮を強化しつつ、法定雇用率を超えるよう、計画的に雇用します。
- 広報あきたやインターネット等を活用し、市民全体に対し、障がいのある方の就労に関する情報を発信します。
- 障がいのある方の経済的自立に向けて、一般就労を進める取組を支援します。
- 障害者就労支援施設における安定的な作業を確保するなど、福祉的就労の工賃引き上げに向けた取組を支援します。
- 事業者や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向け必要とする取組を支援します。
- 障がいのある方が、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導および助言等による支援体制の強化に努めます。

### 【市の主な取組・事業】

- 1 1 6 企業に対する障がい者雇用の理解促進（企業立地雇用課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 2 2 障がいのある方が制作した作品、製品の周知促進（障がい福祉課）【再掲】
- 6 7 就労定着支援（障がい福祉課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者雇用優良事業所表彰等を通じた障害者雇用への理解と関心の促進（秋田県）
- ・障害者就業・生活支援センターによる職場定着に係る生活支援や職場実習のあっせん等による就労支援、雇用の受け皿となる新たな企業開拓の促進（秋田県）
- ・職場適応訓練制度の活用による雇用の促進（秋田県）

- ・雇用労働アドバイザーによる国の助成金などの各種支援制度の周知による雇用の促進（秋田県）
- ・民間教育訓練機関や事業主等を活用した多様な職業訓練機会の提供（秋田県）
- ・障害等のある生徒に対する職業教育の充実と就業の促進（秋田県）
- ・知的障がい者就労支援（秋田市総合振興公社）

## 2 就労の場の確保

### 【現状と課題】

障がいのある方の就労にあたっては、様々な障壁が存在しています。

障がいのある方の社会的・経済的な自立を促進するため、働く意欲のある障がいのある方に対して、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

また、在宅の障がいのある方の社会参加を進めていくためには、障がいのある方が生産活動や創作的活動を行うことのできる機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図る必要があります。

そのほか、障がいのある方が製作した製品を公共施設や市が主催する各種イベントの中で展示するなど、就労に向けた普及啓発活動を行う必要があります。

### 【施策の方向】

- 障がいのある方に対する生産活動や創作的活動の機会の提供や社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。
- 障害者就労支援施設の工賃水準向上や販路拡大を図るための体制を整備します。
- 障がいのある方が製作した製品を公共施設等に展示するなど、より多くの市民が見る機会を設けるとともに、市民の理解や関心を深めるため、広報あきたやインターネット等を活用した障がいのある方が製作した製品の普及啓発活動を行います。

### 【取組の目標】

- 障がい者雇用に積極的に取り組む事業所等を支援するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、市が行う物品等の調達において、障害者就労施設等からの積極的な調達に努めます。
- 障害者就労施設等で製作された製品の展示・紹介コーナーを市役所等に設置するほか、広報あきたやインターネット等に障害者就労施設に関する記事を掲載する等のPRを行い、製品の販路拡大を支援します。
- 工賃水準向上につながるための支援を行うため、障害者就労支援施設や地域活動支援センターで製作した製品を公共施設等で販売できるような体制を検討します。

### 【市の主な取組・事業】

- 117 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進（企業立地雇用課）

- 22 障がいのある方が製作した作品、製品の周知促進（障がい福祉課）【再掲】
- 64 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】
- 65 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】
- 68 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）【再掲】
- 116 企業に対する障がい者雇用の理解促進（企業立地雇用課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・就労移行支援事業の促進（秋田県）
- ・障害者就業・生活支援センターの設置（秋田県）
- ・就労継続支援事業の充実（秋田県）
- ・「秋田県工賃向上計画」に基づいた工賃向上等支援事業の推進（工賃向上アドバイザー派遣、包括協定を活用した販路開拓推進事業等）（秋田県）

### 3 多様な就労ニーズへの対応

**【現状と課題】**

障がいのある方にとっては、「働く場所が見つからない」「働くことが不安」といったケース、また、休職、退職をして段階的に仕事を再開する手助けが求められる場合もあり、それぞれ必要とする支援が異なります。

各相談機関と連携を図りながら、障がい種別やその状況に応じて、適切な支援機関を紹介するとともに、障がいのある方にとって、実りのある対応をする必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方に対して、就労に関する各相談機関を分かりやすく紹介するとともに、各相談機関の情報は、広報あきたや秋田市ホームページ、障がい者のためのくらしのしおり等を通じて分かりやすく発信します。

**【取組の目標】**

- 障がいのある方の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がいのある方のニーズを踏まえながら、雇用機会の拡大を図ります。

**【市の主な取組・事業】**

- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 24 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 64 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】

- 65 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】
- 67 就労定着支援（障がい福祉課）【再掲】
- 68 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・就労支援機関や福祉、教育等の関係機関との連携による職業訓練受講の促進（秋田県）
- ・障害者技能大会を通じた職業的自立の促進（秋田県）
- ・就職についての職業相談・職業紹介（ハローワーク秋田）
- ・技能、資格取得のための職業訓練（ハローワーク秋田）
- ・就職後の職場定着支援（ハローワーク秋田）
- ・職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業（秋田障害者職業センター）
- ・職業準備支援（秋田障害者職業センター）
- ・精神性疾患を有する休職者を対象とした職場復帰支援（秋田障害者職業センター）
- ・障がい者の就業およびそれに伴う生活に関する相談、助言（障害者就業・生活支援センター「ウェルビューいずみ」）
- ・職業準備訓練の紹介（障害者就業・生活支援センター「ウェルビューいずみ」）

## 4 職場実習等の受入れ体制の強化

### 【現状と課題】

「就労移行支援」「就労継続支援」等の障害福祉サービスを行っていますが、就労移行支援の実施にあたっては、実際に職場で体験することが重要であり、公共施設等における実習や民間企業の理解を進める必要があります。

### 【施策の方向】

- 障がいのある方の一般就労を図るため、市が特別支援学校や就労移行支援事業所等の要望に応じて、市所管施設での職場実習の受け入れを継続します。
- 職場実習の様子等を広報あきたやインターネット等で紹介し、民間企業等における職場実習を促進します。
- 障害者就業・生活支援センターが、職場実習を実施する際の受入事業所募集のPR活動を民間企業等と協力することで、職場実習の受入事業所の拡大を図ります。

### 【取組の目標】

- 障がいのある方の職場実習を、市所管施設で率先して受け入れます。
- 民間企業における職場実習の開催が拡大されるよう、広報あきたやインターネット等を活用して職場実習の受入れに向けた啓発活動を進めます。

■民間企業に対して、障がい者雇用の周知啓発に努めます。

**【市の主な取組・事業】**

- 118 障がい者の職場実習の受入れ（障がい福祉課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 117 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進（企業立地雇用課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・障害者就業・生活支援センターによる職場定着に係る生活支援や職場実習のあっせん等による就労支援、雇用の受け皿となる新たな企業開拓の促進（秋田県）【再掲】

**第3節 スポーツ・文化芸術活動への支援**

**1 障がい者のスポーツ活動への支援強化**

**【現状と課題】**

市民一人ひとりの年齢や体力に応じ、健康や生きがいを持って取り組めるよう、市民ニーズに応じた各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催し、市民の健康づくりと運動の機会の提供に努めていますが、障がいのある方にも積極的に参加をしてもらい、スポーツ活動を通して生活の豊かさが向上するような取組が求められています。

また、障がいのある方がスポーツ活動に参加するにあたり、より安全に活動できる施設整備を推進していく必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方がスポーツを通じて、体力増強や交流等を図ることができるよう、障がい者スポーツの普及に努めます。
- より多くの障がいのある方が、安心してスポーツに取り組めるよう環境整備や施設整備を検討します。

**【取組の目標】**

- 関係団体等と連携し、障がいのある方が参加しやすいスポーツ活動の充実を図るとともに、国や県など広域的な規模で開催される障がい者スポーツ大会への参加者の増加に向けた施策を研究します。

**【市の主な取組・事業】**

- 119 障がい者スポーツの組織づくりと選手育成（スポーツ振興課）
- 71 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・ 障害者スポーツ推進員設置事業（秋田県）
- ・ 障害者スポーツ指導員養成事業（秋田県）
- ・ 障害者スポーツ教室開催事業（秋田県）
- ・ 障害者スポーツ体験交流事業（秋田県）
- ・ 秋田県障害者スポーツ大会開催事業（秋田県）
- ・ 全国障害者スポーツ大会派遣事業（秋田県）
- ・ 知的障害者スポーツイベント及びレクリエーションイベントの開催（秋田県）
- ・ 障害者のための軽スポーツレクリエーション大会の開催（秋田県）【再掲】
- ・ 車いす使用者のためのレクリエーションの開催（秋田県）【再掲】
- ・ 障害者スポーツ普及・推進事業の実施（秋田県）
- ・ 障害者スポーツを楽しむ日（秋田県障害者スポーツ協会）
- ・ 体育施設利用料金の割引（秋田県立プール・秋田県立スケート場）

## 2 文化芸術活動への支援強化

**【現状と課題】**

障がいのある方の参加できる文化・芸術行事を拡充するとともに、障がいのある方が芸術鑑賞をしたり、その人に合った創作活動等を楽しむ機会と、作品を発表する場の提供など、文化芸術活動における支援を行う必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方の文化芸術活動へのニーズを把握し、主体的に取り組むことができるような機会を拡大するとともに、活動内容の充実を図ります。
- 障がい者アート活動支援事業については、年度ごとに活動内容を検証しながら必要な支援を適切に行います。

**【取組の目標】**

- 障がい者アート活動支援事業を含め、障がいのある方が制作した作品の展示会等の開催を支援します。

**【市の主な取組・事業】**

- 120 飛び出せ文化部助成事業（文化振興課）

121 学習機会の充実（生涯学習室）

105 障がい者アート活動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

・心いきいき芸術・文化祭の開催（秋田県）

## 第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援

### 1 自発的活動の推進

**【現状と課題】**

障がいのある方一人ひとりが、個性や能力、経験を生かして生きがいのある充実した生活を送るためには、自発的に活動していくことが大切であり、そうした活動を支援していく必要があります。

**【施策の方向】**

■障がいのある方同士が、互いに支え合うセルフヘルプグループや、同じ障がいのある方同士が集まり、お互いの苦しさや辛さを励まし合うピアカウンセリング等の取組を推進するなどし、自発的な活動に向けて、より一層の支援に努めます。

**【取組の目標】**

■障がいのある方が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民、関係団体等が自発的に行う活動を支援します。

**【市の主な取組・事業】**

17 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】

106 障がい者等自発的活動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

・ボランティア活動について（秋田市ボランティアセンター）

### 2 社会的活動への支援強化

**【現状と課題】**

障がいのある方の自立と社会参加を促進するには、障がいのある方やその家族が自立性や積極性を持ちながら、自ら地域に働きかけて社会的な活動に取り組んでいくことが重要となります。

### 【施策の方向】

- 障がいのある方の自立を目指し、社会との交流機会を提供するとともに、関係機関との連携のもと、障がいのある方やその家族の主体的な活動を支援するための相談体制やボランティア体制の強化に努めます。
- 障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体等が行う各種行事や奉仕活動を支援します。

### 【取組の目標】

- 障がい者団体の自主的な事業の運営に協力します。
- 市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援することで、障がいのある方の社会参加の機会と交流の場を確保します。

### 【市の主な取組・事業】

- 71 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）【再掲】
- 86 障がい者関係等団体への支援（障がい福祉課）【再掲】
- 106 障がい者等自発的活動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

障がい者本人やその家族、支援者でつくられている団体をご紹介します。  
なお、以下に記載した団体が全てではありません。

- 秋田市身体障害者協会
- 秋田市手をつなぐ育成会
- 特定非営利活動法人秋田けやき会
- 市内地域断酒会
- 秋田県網膜色素変性症協会（JRPS秋田）
- 特定非営利活動法人 秋田県難病団体連絡協議会
- 秋田県難聴者・中途失聴者協会
- 秋田市視覚障害者協会
- 秋田県聴覚障がい児を持つ親の会
- 秋田県盲導犬使用者の会
- 秋田市ろうあ協会
- 秋田県視覚障がい者協会
- 公益社団法人 日本オストミー協会秋田県支部
- 秋田県腎臓病患者連絡協議会
- 秋田県重症心身障害児（者）を守る会

## 第5章 生活環境の充実

### 第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進

#### 1 バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動

##### 【現状と課題】

障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、多様なニーズを想定して建物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある方だけでなく、誰もが自由に活動し、社会参加できるためのまちづくりを進める必要があります。

##### 【施策の方向】

■障がいのある方の多様なニーズに対応しつつ、誰もが活動しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。

##### 【取組の目標】

■バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方の普及促進を図るため、広報あきたやインターネット等を活用した啓発活動を展開します。

##### 【市の主な取組・事業】

- 1 2 2 エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業（長寿福祉課）
- 1 2 3 市営住宅の整備（住宅整備課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 2 5 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 8 3 音声コードの普及（障がい福祉課）【再掲】

##### 【他の主体による取組・事業例】

- ・秋田県バリアフリー推進賞による表彰（秋田県）
- ・あきたバリアフリーマップの提供（秋田県）【再掲】
- ・NPO法人等による啓発活動（NPO法人等）

#### 2 公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進

### 【現状と課題】

現代社会では、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

こうした社会では、市民一人ひとりが社会活動の担い手として、それぞれの役割を果たすことが求められており、そのような状況において、障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進し環境を整備する必要があります。

### 【施策の方向】

- 「秋田市バリアフリー基本構想」に基づき、施設における移動が、円滑に行えるよう、公共交通事業者や公共施設管理者および関係行政機関等が参加する「秋田市バリアフリー協議会」において、事業の進捗管理を適正に進めていきます。
- 障がいのある方の居住の安定を確保するため、公営住宅の供給を図るとともに、障がいのある方向けの賃貸住宅の供給の検討を進めていきます。
- 市の公共施設の整備にはバリアフリーとユニバーサルデザインを推進します。
- 障がいのある方の駐車スペースを確保するとともに、適正に利用されるよう努めてまいります。

### 【取組の目標】

- 市の公共施設等を新築・改築・建設するにあたっては、すべてバリアフリーとユニバーサルデザインに配慮します。
- 県が実施している「障害者等用駐車区画利用制度」の適正な利用について普及啓発を図ります。

### 【市の主な取組・事業】

- 1 2 4 選挙等における障がい者への配慮（選挙管理委員会事務局）
- 1 2 5 バリアフリー基本構想の推進（都市計画課）
- 1 2 3 市営住宅の整備（住宅整備課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・公営住宅のバリアフリー化（秋田県）
- ・「秋田花まるっ住宅ガイドライン」の普及（秋田県）

## 3 心のバリアフリーの推進

### 【現状と課題】

障がいに対する正しい知識を普及するための啓発・広報を行ってきていますが、依然として障がいおよび障がいのある方に対する周囲の理解不足や誤解、偏見といった心のバリアが存在しています。

こうしたことから、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し合える「心のバリアフリー」を進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

- 障がいおよび障がいのある方に対する市民の理解を深めるため、広報あきたやインターネット等においてバリアフリーの様々な取組を紹介することで、市民の知識や理解の啓発に努めます。
- 障がいのある方もない方も相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保等に努めます。

### 【取組の目標】

- 市民一人ひとりが、障がいのある方の立場に立った意識を醸成していくための取組を推進します。

### 【市の主な取組・事業】

- 126 高齢者生活支援情報提供事業（長寿福祉課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 21 障害者週間（障がい福祉課）【再掲】
- 122 エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業（長寿福祉課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・放課後児童クラブの設置の推進（秋田県）
- ・福祉教育副読本「みんな大好き～福祉のこころ～」の配布（秋田県）
- ・ボランティア活動協力校の指定（秋田県）
- ・障害者社会参加総合推進事業の実施（秋田県）
- ・心いきいき芸術・文化祭の開催（秋田県）【再掲】
- ・障害者に関する正しい知識の啓発普及事業、視覚障害者に関する啓発普及事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・各障がい者団体、NPO法人等による啓発活動（障がい者団体、NPO法人等）

## 第2節 冬期間の対応強化

### 1 雪寄せ支援の充実

### 【現状と課題】

冬期間における生活維持に欠かすことができない雪寄せ支援等、障がいのある方が地域で安心して暮らすことができる環境を整備する必要があります。

### 【施策の方向】

- 障がいのある方の安全・安心を守るため、冬期間の雪害による生活困難の緩和を図ります。
- 除雪ボランティアの活動を支援し、支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。

### 【取組の目標】

- 冬期間、障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、除雪ボランティア支援等の施策を引き続き推進するとともに、地域における助け合いの意識を醸成するための啓発活動を行います。

### 【市の主な取組・事業】

- 127 除雪ボランティア支援（福祉総務課）
- 128 障がい者等雪下ろし支援事業（障がい福祉課）
- 129 玄関間口の雪寄せ支援（道路維持課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・雪国の地域支え合い体制の強化（秋田県）
- ・除排雪の安全対策の普及、講習会の実施（秋田県）
- ・除雪支援ボランティア（秋田市社会福祉協議会）

## 2 冬期間の安全な移動手段の確保

### 【現状と課題】

冬期間の外出にあたっては、積雪や路面の凍結、視界不良等によって様々な困難が伴う場合が多くあります。

障がいのある方の外出には、さらに様々な困難を伴う場面が多いことから、冬期間においても、安全に安心して外出できる移動手段を確保する必要があります。

### 【施策の方向】

- 冬期間の障がいのある方の安全な移動を支援するとともに、移動支援サービスの充

実に努めます。

### 【取組の目標】

- 冬期間においても、障がいのある方が安全に外出ができるようにするため、移動支援に係る障害福祉サービス等の制度とその適切な利用方法について、周知を行います。

### 【市の主な取組・事業】

- 130 玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ支援（長寿福祉課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 58 同行援護（障がい福祉課）【再掲】
- 59 行動援護（障がい福祉課）【再掲】
- 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 89 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 95 精神障がい者交通費補助事業（健康管理課）【再掲】
- 112 障がい者バス無料化事業（障がい福祉課）【再掲】
- 113 障がい者交通費補助事業（通院時タクシー料金一部助成）（障がい福祉課）【再掲】
- 114 福祉有償運送（障がい福祉課）【再掲】
- 127 除雪ボランティア支援（福祉総務課）【再掲】
- 129 玄関間口の雪寄せ支援（道路維持課）【再掲】

## 第3節 災害対応の強化

### 1 災害対策の推進

#### 【現状と課題】

障がいのある方の多くは災害時に身を守る事への不安を抱いており、災害時の安否確認や避難誘導ができるよう、個別避難支援プランの作成や情報を共有する体制の整備を行っていく必要があります。

また、災害時に「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にして迅速な避難活動を行うことが必要不可欠となっています。

#### 【施策の方向】

- 障がいのある方が災害時に安全に避難できるよう、個別避難支援プラン作成や地域

が行う避難支援体制づくりのサポートに努めます。

- 災害時における、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確なものにしていきます。

#### 【取組の目標】

- 各障がいの手帳を交付する等の機会に避難支援対象者名簿登載の同意を得るよう努めます。
- 関係機関と協力して説明会を行うなどにより、地域における避難支援体制づくりをサポートします。
- 障がいのある方に、災害に対する障がい特性に応じた日頃の備えの重要性についての周知活動を行います。

#### 【市の主な取組・事業】

- 131 自主防災組織育成事業（防災安全対策課）
- 132 防災関連システム運用経費（防災安全対策課）
- 133 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 30 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 76 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・メール110番、FAX110番の利用促進（秋田県）
- ・秋田県地域安全ネットワーク活動の推進（秋田県）

## 2 災害時の避難支援体制の整備

#### 【現状と課題】

障がいのある方は、災害情報を得るのが困難であったり、自力では避難できなかったりします。

また、避難生活においても、指定避難所での集団生活が困難であったり、介護や医薬品等の配慮が必要であったりする場合が考えられるため、障がいのある方に対応した支援体制が必要になります。

#### 【施策の方向】

- 災害時における安否確認、災害情報の提供および障がい特性に応じた避難支援を行う体制の整備に努めます。
- 災害時要援護者への支援体制については、広報あきたやインターネット等を通じて、周知を図ります。

### 【取組の目標】

- 秋田市災害対策基本条例に基づき、地域で避難が円滑に行われる体制を整備するために必要な要援護者情報をそれぞれの地域に提供する体制づくりを進めます。
- 災害時における状況が、いち早く周知されるよう、登録制メール配信システム、市ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどのICT機器の活用等や、各町内会の自主防災組織や民生委員を通じ、災害情報がすみやかに伝達される体制整備を推進します。

### 【市の主な取組・事業】

- 30 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 73 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）【再掲】
- 76 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 133 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・交番を通じた地域安全情報等の提供（秋田県）
- ・「障害者防災マニュアル」を通じた普及・啓発（秋田県）
- ・救急医療情報キット（安心キット）の普及（秋田市社会福祉協議会）【再掲】

## 3 災害時の福祉・医療サービス提供体制の整備

### 【現状と課題】

災害発生時の避難場所として、小中学校のグラウンドや都市公園を指定（132か所）しているほか、避難施設として小中学校や地域センター、コミュニティセンター等を指定（148か所）していますが、障がいのある方が安心して避難生活を送れるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保と備蓄品が必要になります。

### 【施策の方向】

- 関係機関と避難後の支援相談体制を協議し、避難後の福祉・医療サービスの継続を確保するための体制づくりを整えます。
- 避難施設として指定されている公共施設等の新築・改修に併せてバリアフリー化を進めるとともに、障がいのある方に配慮した車いすや簡易トイレ・ベッドの配備について、関係機関と連携を図り整備を進めます。

### 【取組の目標】

- 障がいのある方が、避難後の指定避難所等で安心して避難生活を送ることができるよう、関係機関との協議により体制整備を進めます。

- 指定避難所での生活が困難な方が、身近な施設に避難できるよう、地域バランスを踏まえ、福祉避難所を開設できる体制を目指すとともに、継続的な医療・福祉サービスを必要とする方がスムーズに緊急入所・緊急入院できるような体制を整備します。

**【市の主な取組・事業】**

- 134 災害対策緊急救援物資備蓄事業（防災安全対策課）
- 133 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・DPAT（災害派遣精神医療チーム）設置に向けての体制整備の推進（秋田県）

## 第5部 プラン推進の仕組み

- 1 プラン推進に向けて（連携と協力の推進）
- 2 プランの点検・評価・見直し

## 1 プラン推進に向けて(連携と協力の推進)

プラン推進のために、国、県、市等、行政による対応だけではなく、障がい者団体や福祉関係事業者、企業、地域、市民等、地域社会全体で、あらゆる方面からの支援を行っていきます。

障がいのある方も社会活動の担い手として、あらゆる分野の活動に参加することが望めます。そのためには、行政をはじめとした各関係機関が、障がいのある方のニーズや社会の変化を的確にとらえ、今まで以上に「連携・協力」「役割分担」を強化し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的に支援するための取組を進めていきます。



## 2 プランの点検・評価・見直し

プランの点検・評価については、「PDCAサイクル」に基づいて行います。継続的に計画の進捗状況を点検・評価することで、効果的にプランを推進するとともに、必要な見直しを行います。

また、財政状況や社会情勢の変化、法律改正等によっても、必要な見直しを行い、施策・事業の重点化を図ります。

### 1 評価の方法

毎年度、施策の展開で設定した【取組の目標】の進捗状況等を踏まえ、評価します。

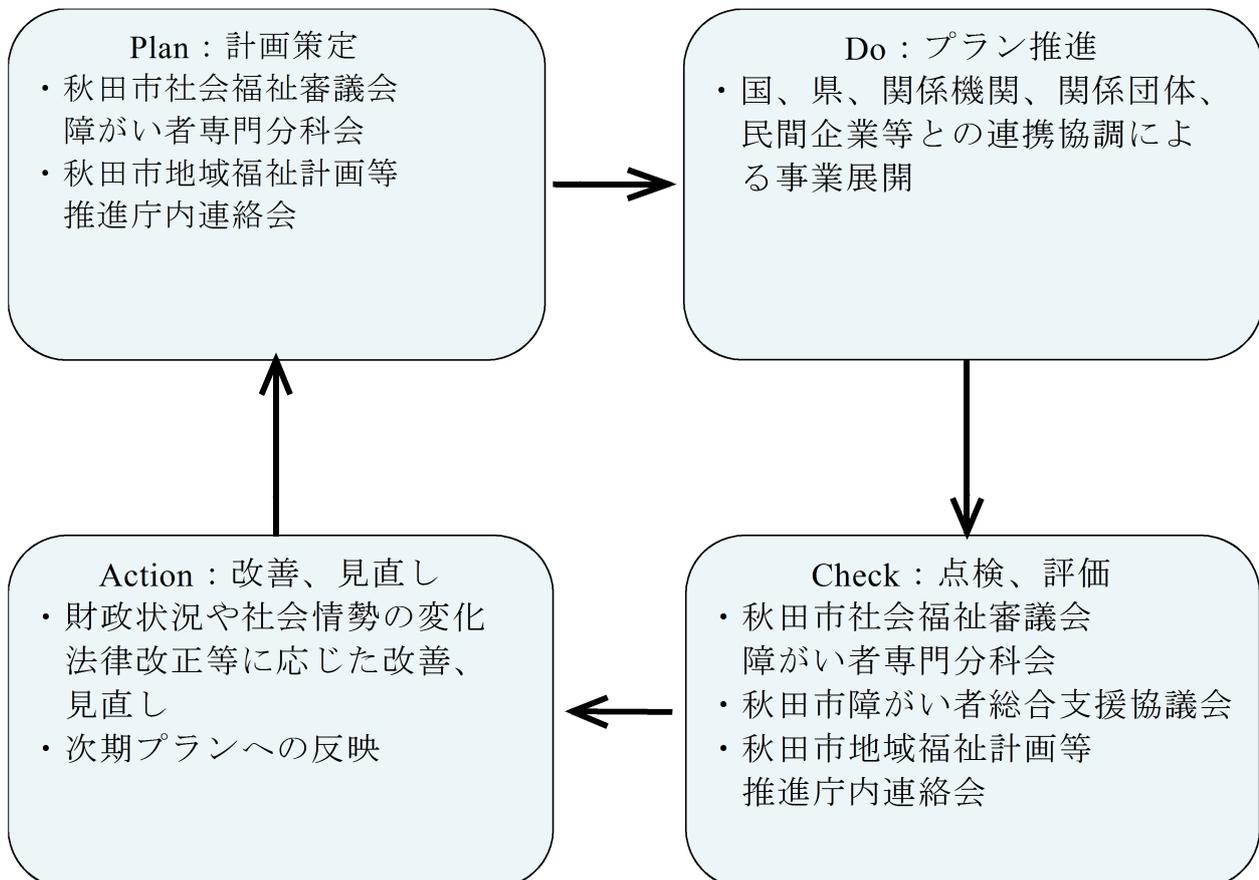
### 2 推進体制

「秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会」および「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」において、毎年度、計画の評価を行います。

財政状況や社会情勢の変化、法律改正等に応じて、適宜計画の見直しを行います。

### 3 調査、情報の収集・提供

プランの進行管理や見直しが効果的かつ効率的に行われるよう、地域の状況調査や関連情報の収集に努めながら、わかりやすく情報を提供していきます。



第6部  
参 考 資 料

身体障害者手帳所持者数	210
療育手帳所持者数	211
精神障害者保健福祉手帳所持者数	211
病類別精神障害者数	212
難病対策について	213
市内の福祉施設等一覧	214
特別支援学校の概況	240
市の主な取組・事業の概要	241
他の主体による取組・事業例の一覧	279
意思疎通支援事業の概要	284
第5次秋田市障がい者プラン策定経過	285
秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	286
秋田市社会福祉審議会条例	291
秋田市社会福祉審議会運営要綱	293
秋田市社会福祉審議会委員名簿	295
秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会委員名簿	298

## 身体障害者手帳所持者数

各年度末現在 単位:人

年度	総数	性別内訳		年齢内訳		
		男	女	0～17歳	18～64歳	65歳以上
24	14,258	6,573	7,685	227	3,627	10,404
25	14,196	6,528	7,668	225	3,640	10,331
26	14,250	6,429	7,821	216	3,782	10,252
27	13,946	6,300	7,646	221	3,300	10,425
28	13,782	6,222	7,560	220	3,203	10,359

平成29年3月31日現在 単位:人

級 種	総数	性別内訳		年齢内訳			
		男	女	0～17歳	18～64歳	65歳以上	
肢体不自由	1級	1,410	696	714	42	434	934
	2級	1,577	758	819	60	410	1,107
	3級	1,695	513	1,182	5	355	1,335
	4級	1,916	520	1,396	3	325	1,588
	5級	652	302	350	1	207	444
	6級	308	160	148	9	91	208
	小計	7,558	2,949	4,609	120	1,822	5,616
視覚	1級	266	127	139	3	75	188
	2級	210	102	108	2	61	147
	3級	71	24	47	1	16	54
	4級	60	27	33	0	13	47
	5級	139	70	69	2	32	105
	6級	57	23	34	0	9	48
	小計	803	373	430	8	206	589
聴覚・平衡機能	1級	97	46	51	1	38	58
	2級	242	114	128	8	81	153
	3級	142	50	92	5	26	111
	4級	209	72	137	4	35	170
	5級	6	2	4	0	2	4
	6級	373	155	218	8	41	324
	小計	1,069	439	630	26	223	820
そしやく 音声言語	1級	3	2	1	0	3	0
	2級	7	5	2	0	2	5
	3級	112	79	33	1	22	89
	4級	70	46	24	0	29	41
	小計	192	132	60	1	56	135
内部	1級	2,916	1,574	1,342	38	597	2,281
	2級	36	17	19	1	12	23
	3級	570	359	211	13	143	414
	4級	638	379	259	13	144	481
	小計	4,160	2,329	1,831	65	896	3,199

療育手帳所持者数

各年度末現在 単位：人

年度	総数	療育手帳A	療育手帳B
24	1,950	1,081	869
25	2,050	1,093	957
26	2,124	1,110	1,014
27	2,217	1,134	1,083
28	2,232	1,124	1,108

各年度末現在 単位：人

年度	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
24	1,950	400	1,382	168
25	2,050	438	1,431	181
26	2,124	444	1,490	190
27	2,217	466	1,534	217
28	2,232	448	1,559	225

各年度末現在 単位：人

年度	総数	軽度	中度	重度	最重度
24	1,950	444	424	598	484
25	2,050	514	449	593	494
26	2,124	549	465	606	504
27	2,217	615	469	617	516
28	2,232	648	460	612	512

精神障害者保健福祉手帳所持者数

各年度末現在 単位：人

年度	1級		2級		3級		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
24	196	196	463	444	134	144	793	784
	392		907		278		1,577	
25	224	221	485	471	151	145	860	837
	445		956		296		1,697	
26	248	248	528	503	165	158	941	909
	496		1,031		323		1,850	
27	254	273	565	531	182	180	1,001	984
	527		1,096		362		1,985	
28	261	298	610	560	198	197	1,069	1,055
	559		1,170		395		2,124	

## 病類別精神障害者数

( 秋田市 保健所)

## ①措置・医療保護入院

各年度末現在

病名区分	旧病名区分	措置・医療保護入院				
		H9	H13	H18	H23	H28
F2統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	精神分裂病	171	227	287	341	344
F3気分(感情)障害	躁うつ病	10	29	21	24	43
G40てんかん	てんかん	4	7	3	1	1
F0症状性を含む器質性精神障害	脳器質性精神障害	33	203	329	348	357
F00アルツハイマー病型認知症			36	203	248	279
F01血管性認知症			154	109	77	31
F02-09上記以外の症状性を含む器質性精神障害			13	17	23	47
F1精神作用物質による精神及び行動の障害	中毒性精神障害	3	18	17	10	16
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	アルコール中毒	3	17	17	8	14
覚せい剤による精神及び行動の障害	覚せい剤中毒	0	0	0	0	1
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	その他の中毒	0	1	0	2	1
F7精神遅滞	精神薄弱	10	17	13	21	12
F6成人の人格及び行動の障害	精神病質	1	3	3	2	5
F4神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	精神神経症	7	11	1	11	11
F5生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	その他の精神病		1	1	1	0
F8心理的発達の障害	その他の精神病		0	0	3	6
F9小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	その他の精神病		2	1	0	0
その他	その他	5	0	0	1	0
合 計		244	518	676	763	795

第5次秋田市障がい者プラン

(秋田市 保健所)  
各年度末現在

②措置入院および医療保護入院以外（任意入院含む）

病名区分	旧病名区分	H 9			H 1 3			H 1 8			H 2 3			H 2 8		
		計	内 訳		計	内 訳		計	内 訳		計	内 訳		計	内 訳	
			公費負担通院患者	その他（任意入院含む）		公費負担通院患者	その他（任意入院含む）		自立支援医療受給者	その他（任意入院含む）		自立支援医療受給者	その他（任意入院含む）		自立支援医療受給者	その他（任意入院含む）
F2統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	精神分裂病	921	560	361	1,167	868	299	1,683	1,148	535	2,007	1,318	689	2,329	1472	857
F3気分（感情）障害	躁うつ病	190	99	91	328	238	90	856	544	312	1,524	910	614	2,188	1269	919
G40てんかん	てんかん	287	206	81	342	298	44	468	300	168	539	305	234	655	392	263
F0症状性を含む器質性精神障害	脳器質性精神障害	111	35	76	261	53	208	887	78	809	1,437	103	1,334	1,306	187	1119
F00アルツハイマー病型認知症		0			30	11	19	435	28	407	464	24	440	606	88	518
F01血管性認知症		0			101	12	89	182	18	164	358	10	348	174	13	161
F02-09上記以外の症状性を含む器質性精神障害		0			130	30	100	270	32	238	615	69	546	526	86	440
F1精神作用物質による精神及び行動の障害	中毒性精神障害	97	27	70	106	45	61	178	38	140	208	34	174	233	54	179
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	アルコール中毒	85	24	61	93	43	50	166	35	131	153	26	127	187	48	139
F11覚せい剤による精神及び行動の障害	覚せい剤中毒	2	0	2	2	1	1	2	1	1	5		5	6	1	5
F12アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	その他の中毒	10	3	7	11	1	10	10	2	8	50	8	42	40	5	35
F7精神遅滞	精神薄弱	33	10	23	42	20	22	130	105	25	161	113	48	154	78	76
F6成人の人格及び行動の障害	精神病質	15	10	5	49	26	23	70	34	36	74	36	38	83	37	46
F4神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	精神神経症	59	17	42	87	33	54	256	167	89	436	244	192	670	370	300
F5生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候	その他の精神病	0			16	4	12	6	4	2	22	12	10	29	15	14
F8心理的発達障害	その他の精神病	0			0	0	0	18	14	4	76	43	33	235	124	111
F9小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	その他の精神病	0			23	15	8	1	0	1	13	7	6	68	43	25
その他	その他	71	24	47	19	0	19	81	36	45	13	6	7	0	0	0
合 計	計	1,784	988	796	2,440	1,600	840	4,634	2,468	2,166	6,510	3,131	3,379	7,950	4,041	3,909

難病対策について

地域支援対策推進事業（秋田市保健所）

① 相談状況

各年度末現在 単位:件

年度	来所・訪問相談		電話相談
	実数	延数	
24	276	279	920
25	251	251	855
26	302	302	1,732
27	344	344	1,249
28	359	359	1,672

② 難病医療相談会

年度	開催日	対 象 者	人数
24	9月25日	多発性硬化症の患者および家族	8人
	10月16日	混合性結合組織病の患者および家族	8人
	10月23日	モヤモヤ病の患者および家族	4人
25	10月1日	後縦靭帯骨化症の患者および家族	16人
	10月8日	突発性血小板減少性紫斑病の患者および家族	13人
	10月23日	パーキンソン病の患者および家族	53人
26	7月15日	脊髄小脳変性症、多系統萎縮症	17人
	7月25日	強皮症・皮膚筋炎および多発性筋炎	7人
	7月29日	潰瘍性大腸炎	16人
27	8月21日	原発性胆汁性肝硬変	16人
	8月26日	網膜色素変性症	10人
	9月1日	全身性エリテマトーデス、シェーグレン症候群	10人
28	10月4日	パーキンソン病（進行性核上性麻痺等を含む）	49人
	10月18日	サルコイドーシス	16人
	11月1日	クローン病	7人

## 市内の福祉施設等一覧

- ・「開設日」は、法令等に定められたサービスを提供開始した年月日です。
- ・「事業開始日」は、障害者自立支援法で定められたサービスの事業を開始した年月日です。

## ■認可保育所（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	寺内保育所	秋田市	S50. 5. 1	寺内油田二丁目5-1	863-6253	863-6309	120
2	岩見三内保育所	秋田市	S52. 4. 1	河辺三内字外川原115	883-2555	兼用	45
3	新波保育所	秋田市	S47. 4. 1	雄和神ケ村字陳笠262	887-2014	887-2043	45
4	川添保育所	秋田市	S55. 4. 1	雄和椿川字長者屋敷33	886-2139	886-2518	110
5	雄和中央保育所	秋田市	S62. 4. 1	雄和種沢字戸草沢105	886-2595	886-2668	70
6	河辺保育所	秋田市	H22. 4. 1	河辺北野田高屋上前田表68-1	882-3056	兼用	150
7	第一ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	S 5. 2. 22	旭南一丁目5-10	862-3857	862-1900	150
8	第二ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	S11. 10. 1	川元小川町1-53	862-3858	862-3859	150
9	城南園	(福)秋田婦人ホーム	S10. 2. 11	檜山古川新町41-2	832-3512	832-3610	60
10	日新保育園	(福)新屋厚生会	S 8. 7. 28	新屋町字関町後77-3	828-3211	828-4700	150
11	勝平保育園	(福)新屋厚生会	S11. 6. 1	新屋松美ガ丘南町16-13	823-4520	823-3668	150
12	秋田保育所ひまわり保育園	(財)鉄道弘済会	S30. 4. 1	手形休下町3-4	832-6812	884-7538	70
13	あきた保育園	(福)秋田県母子寡婦福祉会	S39. 4. 1	南通築地2-6	833-4614	889-3432	90
14	はねかわ保育所	(福)協和会	S45. 4. 1	下浜羽川字下山48-105	879-2139	879-2162	50
15	白百合保育園	(福)白百合保育園	S46. 10. 1	八橋鯨沼町5-6	823-5361	823-5364	210
16	檜山保育園	(福)檜山保育園	S48. 7. 1	南通宮田16-30	832-5008	832-5007	90
17	こばと保育園	(福)こばと保育園	S52. 4. 1	広面字釣瓶町71-4	834-3429	836-3424	110
18	みつば保育園	(福)こばと保育園	H27. 4. 1	保戸野八丁2-20	874-9881	兼用	40
19	大野保育園	(福)大野保育園	S52. 4. 1	仁井田字西潟敷11	834-9200	833-9211	140
20	かんば保育園	(福)湊標会	S53. 4. 1	牛島西一丁目7-42	832-9645	833-0168	130
21	北保育園	(福)新光会	S54. 4. 1	下新城中野字街道端西79	873-5248	873-6990	45
22	やまばと保育園	(福)友睦会	S54. 4. 1	新屋寿町8-69	865-0633	824-8310	70
23	ひがし保育園	(福)秋田東福祉会	S55. 4. 1	手形字扇田18-1	835-6730	835-6732	70
24	みどり保育園	(福)秋田南福祉会	S55. 4. 1	檜山南中町1-32	835-9298	835-8119	70
25	あおぞら乳児園	(福)雄仁会	S59. 4. 1	御野場六丁目12-8	839-7979	829-1574	45
26	さくら保育園	(福)太東会	H11. 1. 1	桜二丁目13-27	884-7377	884-7378	100
27	グリーンローズ保育園	(福)グリーンローズ	H11. 4. 1	新屋表町8-19	828-3049	828-3061	50
28	こひつじ保育園	(福)こひつじ会	H12. 4. 1	広面字近藤堰添47-1	835-1227	835-1270	60
29	ごしょの保育園	(福)山王平成会	H13. 1. 1	御所野地藏田二丁目9-6	892-7555	892-7226	180
30	ふじ保育園	(福)翼友会	H14. 4. 1	飯島飯田一丁目12-40	816-0550	816-0551	120
31	こどものくに保育園	(福)こどものくに	H14. 4. 1	東通二丁目10-22	834-9548	827-6777	60
32	あきたチャイルド園	(福)風の遊育舎	H15. 4. 1	土崎港西三丁目8-28	846-6731	846-6751	180
33	あさひ保育園	(福)太東会	H16. 4. 1	手形字山崎92-18	832-8833	836-1036	90
34	上北手保育園	(福)大空会	H18. 4. 1	上北手猿田字苗代沢87-6	839-3595	853-5010	100
35	わかこま第一保育園	(福)若駒会	H22. 4. 1	山王六丁目7-26	862-0266	兼用	100
36	あきた中央保育園	(福)秋田中央福祉会	H22. 9. 1	保戸野千代田町1-10	896-0121	896-0119	110

## 第5次秋田市障がい者プラン

37	秋田駅東保育園	(福)さわらび会	H22. 12. 1	東通三丁目6-8	837-4152	837-1154	69
38	南通りすこやか保育園	(福)はなづな	H23. 1. 1	中通五丁目10-14	874-8102	874-8103	60
39	こどものいえ保育園	(福)はなづな	H23. 1. 1	外旭川字三後田172	893-4340	893-4341	28
40	こぐま保育園	(福)はなづな	H23. 1. 1	泉菅野二丁目9-11	866-7767	兼用	30
41	ナーサリーふじ	(福)翼友会	H23. 4. 1	飯島西袋一丁目1-3	893-5880	893-5881	120
42	かわしり保育園	(福)山王平成会	H23. 4. 1	山王臨海町4-15	823-3254	874-9751	60
43	港北チャイルド園	(福)風の遊育舎	H25. 4. 1	土崎港北六丁目1-33	845-7166	845-7176	130
44	ほどの保育園	(福)太東会	H26. 4. 1	保戸野鉄砲町5-60	823-6928	874-9569	60
45	グリーンローズでかた保育園	(福)グリーンローズ	H26. 4. 1	手形休下町1-33	834-0766	834-0793	70
46	牛島ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	H26. 4. 1	牛島東四丁目7-48	832-3045	874-9729	70
47	かわぐち保育園	(福)秋田県母子寡婦福祉会	H28. 4. 1	橋山登町10-50	832-4582	874-9761	60
48	ナーサリー土崎	(福)翼友会	H28. 4. 1	土崎港中央六丁目10-6	845-1571	874-9626	120
49	白百合いずみ保育園	(福)白百合保育園	H28. 4. 1	泉中央五丁目6-1	823-1626	874-9644	120
50	キッズステーションしょうぐんの	(学)加賀谷学園	H28. 4. 1	将軍野青山町9-17	816-0760	816-0761	39
51	くれよんハウス	(有)くれよんハウス コーポレーション	H28. 4. 1	保戸野千代田町10-41	865-5029	865-9048	70
52	すくすく保育園	(株)千秋矢留会	H28. 4. 1	千秋矢留町2-8	884-7474	兼用	80
53	みそのベビー保育園	(学)聖園学園	H28. 4. 1	保戸野すわ町1-58	862-1004	862-1064	70
54	サン・ソティオおおまち保育園	(福)山栄会	H28. 4. 1	大町一丁目2-7	874-7415	874-7424	80
55	愛美保育園	(株)LBK	H29. 4. 1	東通七丁目4-11	834-8122	827-3307	54

### ■認定こども園 (平成29年4月1日現在)

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	のびのびこども園	(学)ノースアジア大学	H27. 4. 1	茨島四丁目1-20	823-4540	863-4918	135
2	幼保連携型いいだこども園	(学)仁井田幼稚園	H27. 4. 1	仁井田本町三丁目5-48	839-2048	839-2171	176
3	こまどり幼稚園・保育園	(学)見真学園	H27. 4. 1	横森五丁目1-29	834-0968	兼用	140
4	認定こども園四ツ小屋	(学)四ツ小屋幼稚園	H27. 4. 1	四ツ小屋字城下当場2-4	839-2734	兼用	80
5	外旭川わんわんこども園	(学)外旭川学園	H27. 4. 1	外旭川字梶ノ目534	868-3400	868-6110	105
6	聖園幼稚園	(学)聖園学園	H27. 4. 1	保戸野すわ町1-58	823-2695	862-1064	70
7	認定こども園 聖霊幼稚園・保育園	(学)聖霊学園	H27. 4. 1	南通みその町5-3	835-5692	兼用	46
8	認定こども園土崎幼稚園	(学)加藤学園	H27. 4. 1	土崎港中央四丁目5-42	845-1297	兼用	10
9	土崎カトリックこども園	(学)秋田カトリック学園	H27. 4. 1	土崎港南三丁目13-35	845-1786	845-2080	75
10	山王幼稚園・保育園	(学)山王学園	H27. 4. 1	山王中園町4-15	862-2223	兼用	146
11	秋田太陽幼稚園ベビー園	(学)峰本学園	H27. 4. 1	大住三丁目3-41	839-0311	839-0313	87
12	認定こども園 けやき平こども園	(学)伊東学園	H27. 4. 1	飯島字前田表248	845-7985	兼用	50
13	勝平幼稚園 ひよこ保育園	(学)和洋学園	H27. 4. 1	新屋松美ガ丘東町9-23	863-6227	863-6886	93
14	あさひかわこども園	(学)秋田市旭川幼稚園	H27. 4. 1	泉東町8-56	868-3700	868-3718	78
15	あおぞら幼保連携型 認定こども園	(福)雄仁会	H27. 4. 1	仁井田字仲谷地284	839-5375	839-5323	120
16	港北幼稚園	(学)港北学園	H28. 4. 1	土崎港北三丁目1-20	845-0342	845-0391	6
17	ひかり幼稚園	(学)バプテスト学園	H28. 4. 1	泉中央三丁目2-1	863-4228	862-5456	30

18	ルーテル愛児幼稚園	(学) 児童福音学園	H28. 4. 1	新屋表町8-19	828-3038	828-8185	60
19	ウェルビューいずみこども園	(福) いずみ会	H29. 4. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	90
20	御所野幼稚園	(学) 山王学園	H29. 4. 1	御所野元町五丁目1-2	826-1005	826-1023	52

※定員は2号、3号認定子どもの定員

### ■小規模保育事業（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	カナリヤベビー園	有限会社	H27. 4. 1	千秋北の丸5-64	825-0103	835-7376	19
2	大町子供の家	有限会社	H27. 4. 1	大町五丁目7-38	823-4859	823-7554	18
3	めばえ保育園	個人	H27. 4. 1	八橋本町六丁目11-13	863-2571	兼用	19
4	エンジェルハウスかつひら	個人	H27. 4. 1	新屋松美ガ丘北町16-28	867-0556	兼用	15
5	ナーサリースクール 小鳥の木	有限会社	H27. 4. 1	山王三丁目4-1	824-7377	824-7378	12
6	秋田みなと園	個人	H27. 4. 1	土崎港西三丁目8-14	846-0415	兼用	19
7	ぱんだ保育園	個人	H27. 4. 1	泉中央四丁目1-1	893-5858	893-5859	19
8	Kid's Patio! あきたルーム	株式会社	H27. 4. 1	御所野地藏田一丁目1-1	874-8789	兼用	16
9	さくらんぼ保育園	個人	H27. 11. 1	外旭川字前谷地53-1	827-3916	827-3934	19
10	豆の木保育園	個人	H28. 4. 1	外旭川字三後田111-2	868-5257	868-3525	19
11	きらきら保育園	株式会社	H28. 4. 1	中通四丁目17-15	827-5157	827-5154	19
12	わかばベビー保育園	学校法人	H29. 4. 1	山王三丁目1-24	863-8632	863-3949	14

### ■事業所内保育事業（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	オレンジリー	(株) レジ・インターナショナル	H27. 4. 1	新屋鳥木町1-172	888-9310	0570-051-999	7
2	ほっくんキッズハウス	秋田不動産サービス(株)	H27. 4. 1	中通五丁目1-39	874-8653	874-8654	5
3	すまいるほいくえん	(医) 正観会	H27. 4. 1	御野場四丁目3-4	892-7400	兼用	5
4	し〜な保育園	(株) TEAM CNA LIFE	H28. 4. 1	八橋南一丁目1-3	803-0170	803-0180	9
5	きらら保育園かんと通り	(株) きららホールディングス	H28. 4. 1	大町二丁目5-1	895-7267	895-7268	18

※定員は地域枠

### ■幼稚園（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	太平幼稚園	秋田市	S49. 4. 1	太平目長崎字上目長崎144	838-2040	兼用	40
2	金足西幼稚園	秋田市	S49. 4. 1	金足清水字大清水台1-4	873-2152	兼用	40
3	上新城幼稚園	秋田市	S49. 4. 1	上新城五十丁字大村屋敷22	870-2645	兼用	40

### ■認可外保育施設（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	愛護保育センター	個人	S54. 10. 1	広面字樋ノ沖44-2	832-7208	兼用	20
2	保育園すいとまむ	個人	H18. 6. 1	飯島道東二丁目1-10	846-6423	兼用	60
3	24時間保育施設えるむ	株式会社	H19. 6. 1	大町一丁目5-9	853-7676	兼用	25

## 第5次秋田市障がい者プラン

4	ちびっこランドにいだ園	個人	H20. 11. 28	仁井田二ツ屋一丁目3-47	835-7885	兼用	24
5	カナリヤ保育園	有限会社	S52. 4. 10	千秋北の丸5-64	835-8312	835-7376	45
6	大町子供の家	有限会社	S49. 10. 1	大町五丁目7-38	823-4859	823-7554	21
7	ちびっこランド秋田みなと園	個人	H17. 7. 7	土崎港西三丁目8-14	846-0415	兼用	30
8	どんぐりホーム	個人	H 5. 8. 20	山王二丁目11-15	863-3606	兼用	20
9	笑咲保育園	有限会社	H29. 1. 3	添川字地ノ内97-44	811-2207	兼用	19
10	ニチイキッズ秋田はす ぬま保育園	株式会社	H29. 4. 1	広面蓮沼104-1クリーン セラミックマンション 1階	825-8128	825-8127	18

### ■事業所内保育施設（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	千秋保育園	(財)丁酉会	S39. 5. 1	広面字蓮沼44-2	834-1111	834-5050	50
2	久幸会院内保育所	(医)久幸会	H 1. 5. 1	下新城中野字琵琶沼124-1	873-3011	873-3609	20
3	あおぞら保育園	(医)運忠会	H 8. 9. 1	土崎港中央一丁目21-30	845-4151	845-4140	20
4	明和会院内こども園	(医)明和会	H19. 10. 25	南通みその町3-15	836-7417	835-7467	24
5	市立秋田総合病院院内 保育園こどもの国	(地)市立秋田総合病院	H26. 4. 1	川元山下町7-10	883-0807	883-1521	20
6	秋田ヤクルト泉センター 託児所	秋田ヤクルト販売(株)	H13. 4. 1	泉中央一丁目4-7	862-8827	—	12
7	秋田ヤクルト東通センター 託児所	秋田ヤクルト販売(株)	H15. 4. 1	東通観音前13-39	831-2085	—	12
8	ちえの和	秋田赤十字病院	H29. 1. 10	上北手猿田字苗代沢222-1	829-5000	829-5255	30

### ■児童館・児童センター・児童室（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話
1	中通児童館	秋田市	H24. 4. 1	南通亀の町12-17	834-9834
2	将軍野児童館	秋田市	S49. 12. 7	将軍野東一丁目7-52	845-9893
3	保戸野児童館	秋田市	H23. 4. 1	保戸野すわ町9-76	865-6404
4	旭南児童館	秋田市	H21. 6. 1	旭南一丁目15-5	865-6403
5	八橋児童館	秋田市	S51. 11. 12	八橋大沼町7-2	865-6402
6	旭北児童館	秋田市	S52. 9. 17	山王三丁目1-35	865-6401
7	仁井田児童館	秋田市	S54. 10. 18	仁井田本町四丁目7-2	839-0648
8	広面児童館	秋田市	S55. 10. 13	広面字蟹沢29	832-9667
9	土崎児童館	秋田市	S55. 11. 4	土崎港中央三丁目7-11	845-9023
10	大住児童館	秋田市	S57. 11. 1	仁井田字西潟敷33	839-3090
11	日新児童館	秋田市	S60. 1. 12	新屋栗田町28-34	828-2767
12	旭川児童館	秋田市	S61. 2. 6	手形字才ノ浜63	832-9567
13	浜田児童館	秋田市	S46. 2. 16	浜田字自在山47-3	828-0320
14	金足西児童館	秋田市	H16. 4. 1	金足大清水字大清水台1	873-6583
15	上北手児童館	秋田市	H26. 4. 1	上北手猿田字猪苗代沢139-12	839-7681
16	築山児童センター	秋田市	H14. 4. 1	檜山南新町上丁3	835-1576
17	川尻児童センター	秋田市	H19. 4. 1	川尻みよし町8-16	862-9870

18	勝平児童センター	秋田市	H24. 10. 29	新屋松ガ丘東町10-10	865-6405
19	牛島児童センター	秋田市	H25. 4. 1	牛島東四丁目7-47	832-9612
20	泉児童センター	秋田市	S63. 1. 20	泉中央六丁目2-2	823-6430
21	土崎南児童センター	秋田市	H 1. 12. 1	土崎港東一丁目6-39	846-5233
22	港北児童センター	秋田市	H 3. 3. 20	土崎港北四丁目6-1	845-3205
23	四ツ小屋児童センター	秋田市	H 4. 2. 1	四ツ小屋字街道西15-1	839-8488
24	飯島南児童センター	秋田市	H 5. 1. 4	飯島西袋二丁目22-1	846-3299
25	明德児童センター	秋田市	H 6. 1. 4	千秋北の丸5-70	832-0568
26	寺内児童センター	秋田市	H 7. 1. 4	寺内堂ノ沢二丁目10-17	846-1205
27	東児童センター	秋田市	H 8. 4. 1	東通二丁目11-2	831-2725
28	飯島児童センター	秋田市	H 9. 1. 6	飯島鼠田二丁目2-2	857-0470
29	外旭川児童センター	秋田市	H10. 4. 1	外旭川字梶ノ目304	868-4151
30	高清水児童センター	秋田市	H11. 4. 1	將軍野南一丁目2-21	857-1035
31	下北手児童センター	秋田市	H12. 4. 1	下北手松崎字谷崎219	837-8200
32	桜児童センター	秋田市	H15. 4. 1	桜台一丁目1-3	834-5037
33	御所野児童センター	秋田市	H27. 5. 1	御所野地藏田三丁目1-3	839-9190
34	下新城児童室	秋田市	H14. 4. 24	下新城笠岡字佐戸反10(下新城小学校内)	873-6797
35	河辺児童室	秋田市	H17. 1. 11	河辺和田字岡村164-1(河辺小学校内)	882-3636
36	戸島児童室	秋田市	H20. 5. 20	河辺戸島字本町123(戸島小学校内)	882-4701
37	岩見三内児童室	秋田市	H23. 3. 17	河辺三内字外川原39(岩見三内小学校内)	883-2181
38	上新城児童室	秋田市	H23. 5. 16	上新城五十丁字大村屋敷22(上新城小学校内)	870-2320
39	太平児童室	秋田市	H24. 4. 25	太平目長崎字目長崎144(太平小学校内)	838-2270
40	豊岩児童室	秋田市	H24. 5. 11	豊岩豊巻字内縄尻90(豊岩小学校内)	828-0053
41	下浜児童室	秋田市	H26. 5. 1	下浜羽川字水垂92(下浜小学校内)	879-2002
42	雄和児童センター	秋田市	H28. 4. 1	雄和妙法字上大部48-1	886-4401

### ■放課後児童クラブ（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	所 在 地	電 話	定員
1	さくら学童保育クラブ	父母の会	桜台一丁目1-3	853-6201	44
2	こばと学童保育クラブ	父母の会	広面字樋ノ下13-4	832-1124	29
3	たんぽぽ学童保育クラブ	父母の会	新藤田字中山台54-29	832-9713	52
4	勝平学童保育所	父母の会	新屋松美ガ丘北町12-1	863-3360	60
5	つくしんぼ学童保育クラブ	父母の会	新屋栗田町15-19	828-2855	68
6	白百合学童保育クラブ	個人	八橋鯨沼町5-5	865-3316	80
7	かんば学童教室	社会福祉法人	牛島西三丁目1-10	832-9919	40
8	カナリヤ保育園学童保育	個人	千秋北の丸5-64	835-8312	70
9	ひばりクラブ	社会福祉法人	檜山南新町上丁3	080-1801-5759	40
10	あおぞら児童クラブ	社会福祉法人	仁井田字仲谷地285	829-1880	74
11	東児童クラブ	父母の会	東通二丁目11-2	090-2882-9834	28
12	飯島児童クラブ	父母の会	飯島鼠田二丁目2-2	080-1808-4971	33
13	外旭川児童クラブ	父母の会	外旭川字梶ノ目304	090-4558-3836	32

## 第5次秋田市障がい者プラン

14	下北手児童クラブ	父母の会	下北手松崎字谷崎219	090-7799-4261	45
15	こどものくに学童クラブ	父母の会	広面字鍋沼80-3	090-9635-7017	30
16	若駒学童クラブ	個人	山王六丁目8-2	862-0377	70
17	エンジェルハウスかつひら	個人	新屋松美ガ丘北町7-23	867-0556	30
18	大町学童クラブ	有限会社	大町六丁目6-12	823-4859	15
19	学童保育クラブさくらシャインキッズ	父母の会	桜台二丁目13-2	837-2100	50
20	すくすく学童クラブ	株式会社	保戸野原の町7-40	884-7474	82
21	くれよんハウス学童クラブ	有限会社	保戸野千代田町10-41	865-5029	45
22	つばさ学童クラブ	個人	八橋大畑一丁目8-22	862-9283	50
23	放課後児童クラブ・るーてる	学校法人	新屋表町8-19	828-3038	72
24	さくら冒険王学童保育クラブ	父母の会	桜二丁目15-26	836-5680	45
25	ならやま放課後児童クラブ	社会福祉法人	南通宮田16-30	832-5008	36
26	あおぞら児童クラブ牛島教室	社会福祉法人	牛島東五丁目9-6	831-0189	40
27	泉学童クラブ(わんぱくクラブ)	個人	泉中央六丁目9-5	893-5725	34
28	泉学童クラブ(ひまわりクラブ)	個人	泉中央四丁目3-15	893-4786	33
29	第二すくすく学童クラブ	株式会社	千秋矢留町2-8	884-7474	42
30	きらら学童クラブかんとう通り	株式会社	大町二丁目5-1	895-7233	90
31	広面子育ステーション	企業組合	広面字二階堤20-1	893-5422	26
32	あきたチャイルドクラブ	社会福祉法人	土崎港西三丁目7-18	893-5611	40
33	あらやチャレンジクラブ	学校法人	新屋扇町6-38	811-0780	45
34	さんさん倶楽部	学校法人	山王中園町4-15	862-2223	64
35	アフタースクールfuji	社会福祉法人	飯島飯田一丁目1-11	838-1305	29
36	あすか学童クラブあきた中央	社会福祉法人	保戸野千代田町1-10	853-9208	40
37	金足ふきのとう学童クラブ	企業組合	金足小泉字瀧向86-1	827-5619	16
38	大野学童クラブ	個人	仁井田字西瀧敷11	834-9200	55
39	あきた学童さくら教室	個人	桜三丁目1-41	853-8865	30
40	あさひかわ学童保育クラブ	学校法人	泉東町8-56	868-3700	20
41	にじっこ学童クラブ	個人	広面字樋口44-69	080-3327-8421	35

### ■母子生活支援施設(平成29年4月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	秋田婦人ホーム	(福)秋田婦人ホーム	S 8. 11. 25	檜山古川新町41-2	831-1467	831-1482	20
2	秋田わかばハイム	(福)秋田県母子寡婦福祉会	S16. 4. 1	南通築地2-6	832-3624	832-5777	20
3	秋田聖徳会若草ハイム	(福)秋田聖徳会	S11. 10. 1	川元小川町1-4	823-1208	823-1215	20

### ■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(平成29年4月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	高清水寿光園	(福)秋田県厚生協会	S45. 4. 1	寺内後城6-41	880-1050	846-7801	110
2	海松園	(福)えびす会	S49. 6. 20	下新城中野字街道端西233-47	873-3505	873-5079	54
3	河辺荘	(福)河辺ふくし会	S52. 4. 1	河辺大張野字水口沢216	882-3516	882-4544	50
4	大平荘	(福)晃和会	S53. 4. 1	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2338	838-2360	60

5	松涛園	(福)松寿会	S54. 2. 1	浜田字陳ケ原35-31	828-7856	828-7863	80
6	光峰苑	(福)ともしび会	S54. 4. 1	添川字鶴木台65-3	868-1188	868-1189	90
7	幸楽園	(福)幸楽会	S57. 4. 1	上新城中字片野4	870-2224	870-2225	60
8	金寿園	(福)秋田中央福祉会	H 1. 4. 1	下新城笠岡字川向28	857-3811	857-3810	50
9	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H 6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-0666	50
10	やすらぎホームけやき	(福)秋田けやき会	H 9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	100
11	新成園	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	50
12	花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢18	886-2626	886-3669	50
13	魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11. 10. 25	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	50
14	リンデンバウムいずみ	(福)いずみ会	H12. 11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	50
15	一つ森	(福)愛染会	H19. 9. 1	上北手荒巻字鳥越229-1	892-7776	839-8338	50
16	八橋	(福)桜丘会	H21. 9. 1	八橋イサノ一丁目2-4	896-0377	863-0229	50
17	ひなた	(福)新秋会	H23. 9. 1	土崎港西三丁目11-5	816-0377	816-0823	50
18	中通	(福)北杜	H26. 4. 1	中通四丁目3-23	874-8277	884-0505	70
19	ほどの	(福)ともしび会	H26. 4. 1	保戸野すわ町8-24	893-6341	893-6342	45
20	ぬくもり山王	(福)はまなす会	H26. 4. 15	川尻町字大川反233-59	824-7000	862-1713	50
21	飯島	(福)友遊会	H27. 4. 1	飯島道東一丁目5-1	853-8930	845-6778	70

■地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	うぐいす城東	(福)賛成福祉会	H26. 6. 1	広面字宮田32-1	831-1010	831-1011	29
2	中通アネックス	(福)北杜	H26. 6. 15	中通五丁目8-15	853-1090	853-1098	29

■介護老人保健施設（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	友愛の郷	(福)新成会	H 1. 4. 1	浜田字元中村280-29	828-1100	828-1103	90
2	ニコニコ苑	(医)久幸会	H 1. 5. 2	下新城中字野琵琶沼138-1	873-2525	873-5825	100
3	桜の園	(福)桜丘会	H 1. 8. 31	下北手梨平字登館8	839-5977	839-5971	100
4	悠久荘	(医)三愛会	H 2. 3. 1	御所野堤台三丁目3-1	892-7800	893-7801	100
5	三楽園	(医)久盛会	H 3. 6. 1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	150
6	千秋苑	(福)憲寿会	H 6. 3. 23	外旭川字神田592	868-1355	868-5333	100
7	あいぜん苑	(福)愛染会	H 7. 6. 17	上新城道川字愛染58	870-2001	870-2333	100
8	遊心苑	(福)遊心苑	H 8. 8. 1	添川字境内川原196-1	831-3666	831-3560	100
9	シルバーケアセンター清遊園	(医)祐愛会	H 8. 9. 1	河辺戸島字上野4-3	882-3730	882-3729	98
10	なぎさ	(医)運忠会	H 8. 9. 16	土崎港中央四丁目4-23	845-3526	845-3560	80
11	山盛苑	(福)賛成福祉会	H10. 7. 1	太平山谷字中山谷227-2	838-3700	838-3330	90
12	ふれ愛の里	(福)豊生会	H10. 9. 1	豊岩小山字中山216-27	888-8201	888-8205	100
13	かみの里	(福)成光会	H11. 7. 2	上北手百崎字二夕子沢1-6	889-6294	829-3767	100

## 第5次秋田市障がい者プラン

### ■短期入所生活介護（ショートステイ）（平成29年4月1日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）							
NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	河辺荘	(福)河辺ふくし会	S52. 4. 1	河辺大張野字水口沢216	882-3516	882-4544	10
2	松涛園	(福)松寿会	S60.10. 1	浜田字陳ケ原35-31	828-7856	828-7863	7
3	金寿園	(福)秋田中央福祉会	H 1. 4. 1	下新城笠岡字川向28	857-4342	兼用	22
4	高清水寿光園	(福)秋田県厚生協会	H 2. 4. 1	寺内後城6-41	880-1050	846-7801	10
5	大平荘	(福)晃和会	H 3. 4. 1	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2332	838-2400	40
6	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H 6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-0666	20
7	やすらぎホームけやき	(福)秋田けやき会	H 9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	20
8	新成園	(福)新成会	H10.11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	20
9	花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢18	886-2626	886-3669	15
10	魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11.10.25	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	20
11	光峰苑	(福)ともしび会	H12. 4. 1	添川字鶴木台65-3	868-3211	868-2168	36
12	リンデンバウムいずみ	(福)いずみ会	H12.11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	22
13	幸楽園	(福)幸楽会	H12. 4. 1	上新城中字片野 4	870-2227	870-2225	20
14	一つ森	(福)愛染会	H19. 9. 1	上北手荒巻字鳥越229-1	892-7776	839-8338	10
15	八橋	(福)桜丘会	H21. 9. 1	八橋イサノ一丁目2-4	896-0377	896-0229	10
16	ひなた	(福)新秋会	H23. 9. 1	土崎港西三丁目11-5	816-0377	816-0823	10
17	リフレッシュコア中通	(福)北杜	H21. 3. 1	中通四丁目3-23	874-8277	884-0505	30
18	ケアホテルほどの	(福)ともしび会	H23. 9. 1	保戸野すわ町8-24	893-6341	893-6342	5
19	ぬくもり山王	(福)はまなす会	H18.11. 1	川尻町字大川反233-59	824-7000	862-1713	8
20	飯島	(福)友遊会	H27. 7. 1	飯島道東一丁目5-1	853-8930	845-6778	10
介護老人保健施設							
NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	なぎさ	(医)運忠会	H15. 4. 1	土崎港中央四丁目4-23	845-3526	845-3560	18
単独施設							
NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	ショートステイひなた	(福)新秋会	H16. 8. 1	土崎港中央三丁目4-39	880-5670	880-5680	20
2	ケアセンターきらら	(株)きららホールディングス	H17. 2. 1	太平山谷字中山谷317-1	889-7272	889-7273	51
3	ショートステイこころ	(有)ケアマネジメント	H17. 5. 1	添川字地ノ内5-3	869-9081	869-9083	30
4	ショートステイ色えんぴつ	(有)夢紡	H17. 8. 1	茨島四丁目5-10	863-2766	896-0037	28
5	ショートステイ陽福苑	(有)有明商店	H17. 9. 7	下北手松崎字上崎47-1	833-4029	833-4033	29
6	やすらぎの郷	(株)虹の街	H18. 6. 1	泉中央五丁目1-16	838-4500	883-0370	28
7	シルバーステイ福寿	(有)福寿の会	H18. 8.16	飯島飯田二丁目9-28	880-5557	880-5558	34
8	ケアホテルのぞみ	(株)みちのくツガ	H18.10.15	上北手荒巻字堺切48	839-8503	839-9901	22
9	ショートステイあい	(有)アイ・サポート	H18.10.15	仁井田字中新田68	826-1611	826-1622	30
10	ショートステイ「美しき郷」	来楽(株)	H19. 1. 1	金足小泉字潟向39-1	873-7213	873-7278	30
11	医療法人正和会五十嵐記念病院 短期入所生活介護施設在宅総合センター	(医)正和会	H21.12. 1	土崎港中央一丁目17-23	845-8105	845-8103	60
12	ショートステイななかまどの街	(有)エリアサポート秋田	H19. 2. 1	御所野下堤二丁目1-7-1	892-7880	892-7881	40

13	ショートステイもみの樹	㈱アーシライフサポート	H19. 4. 1	茨島二丁目15-70	866-1061	866-1064	20
14	ショートステイゆうわの里	(有)ゆうわ	H19. 4. 1	雄和芝野新田字寺沢2-1	881-3711	881-3712	24
15	仁井田福祉センター	エーピー福祉(株)	H19. 4. 15	仁井田字切上240-1	829-5892	829-3117	20
16	ハートフルケア秋田ショートステイ	(有)クリーンマジック	H19. 5. 1	牛島東五丁目2-52	884-7857	884-0870	20
17	短期入所生活介護事業所あゆみの里	(有)ライフイン国見ノ里	H19. 8. 1	豊岩小山字前田表150	888-8858	888-8874	20
18	ショートステイあらや	(株)ももさだ	H20. 3. 15	新屋沖田町7-2	828-0008	828-0006	39
19	ショートステイであい	(有)生保内福祉会	H21. 5. 1	中通六丁目4-12	884-0272	884-0273	20
20	ショートステイあい・ひかり	(有)アイ・サポート	H21. 10. 15	仁井田新田二丁目4-6	829-6130	829-6133	30
21	ショートステイ和楽	(有)恵の里	H22. 1. 15	飯島川端一丁目3-6	874-8611	874-8612	20
22	ショートステイゆず	(株)プリング	H22. 6. 1	外旭川八柳三丁目6-41	874-8007	874-8008	20
23	ショートステイさるびあ(家族愛)	(株)ファミリーウェルフェア	H22. 11. 15	御所野元町一丁目1-16	892-7702	892-7715	32
24	きらら短期入所生活介護事業所竿燈通り	(株)きららホガインクス	H22. 12. 1	大町二丁目5-1 きららアパルトメント4～7F	895-7272	895-7273	78
25	ショートステイ花さくら	(有)うめの木園	H22. 12. 1	添川字添川170-7	893-4102	893-4103	30
26	短期入所生活介護御所野の森	(株)和敬園	H22. 12. 1	四ツ小屋末戸松本字地藏田266	892-6717	892-6716	32
27	ショートステイ自由が丘	(有)せきれい	H23. 1. 15	下新城中野字街道端西321	893-4401	872-4530	33
28	ショートステイおぐら	(株)和倉	H23. 1. 15	河辺和田字坂本北470-3	893-4546	893-4547	45
29	ショートステイ東通	(株)ケハウスShin	H23. 2. 15	東通観音前1-2	874-9080	884-3055	21
30	ショートステイいちご	(株)A・S・F	H23. 2. 15	牛島東七丁目8-37	893-3003	893-3004	21
31	ショートステイひろおもて	(有)すずめだて	H23. 6. 1	広面字樋ノ下1	874-7733	兼用	20
32	大学病院前ショートステイ(ユニット型)	(企)秋田福祉サービス	H23. 6. 1	広面字二階堤20-1	893-5422	893-5410	32
33	ショートステイあいの森	(有)アイ・サポート	H23. 6. 15	御所野元町一丁目1-8	829-1188	829-1190	48
34	ショートステイラ・ボア・ラクテ	(福)横手福寿会	H23. 6. 15	手形字西谷地1-2	893-3221	893-5778	63
35	ショートステイ牛島	(株)りんどうの里	H23. 8. 15	牛島東六丁目5-17	893-5360	893-5361	44
36	ショートステイだんだん	スターチス(株)	H23. 8. 15	土崎港西五丁目12-17	893-6377	893-6378	60
37	アースワン御所野ショートステイ	(株)アースワン	H23. 10. 15	御所野堤台二丁目2-19	829-0123	829-3700	40
38	本童街ショートステイセンター	(福)晃和会	H23. 11. 1	柳田字川崎138	884-7725	834-2670	30
39	ショートステイほほえみ館	(株)ほほえみ館	H23. 11. 1	土崎港相染町字大谷地35-1	893-6825	893-6826	30
40	ショートステイ杏	(医)杏仁会	H24. 3. 15	桜二丁目17-23	874-8880	874-8886	39
41	ショートステイ千乃恵	(有)コリウス	H24. 4. 15	四ツ小屋字城下当場253-4	853-1556	853-1558	30
42	ショートステイヴィレージュ	(株)ヴィレージュ	H24. 7. 15	牛島西一丁目6-28	884-7750	836-7717	3
43	ショートステイよこもりの丘	(株)りんどうの里	H26. 3. 15	横森三丁目11-59	838-0588	834-4666	36
44	ショートステイ笑	(株)プリング	H26. 5. 1	広面字鬼頭105	838-0657	838-0658	31
45	ショートステイ夢見草	(株)たいよう	H26. 8. 15	旭南三丁目10-10	827-3027	827-3028	21
46	ショートステイやまゆり	(福)幸泉会	H27. 3. 1	飯島川端一丁目2-5	893-3715	893-3145	40
47	ショートステイあきた中央	(福)秋田中央福祉会	H27. 4. 1	外旭川字三千刈114-1	803-9011	883-0078	60
48	ショートステイみさご	(福)翼友会	H28. 5. 1	飯島美砂町5-71	857-5335	857-5336	30
49	ショートステイとまと	(株)トリ・プール	H28. 10. 1	八橋イサノ一丁目13-17	866-4445	866-4446	20
50	ショートステイミニとまと	(株)トリ・プール	H28. 10. 1	寺内字イサノ121	893-6260	893-6261	27

第5次秋田市障がい者プラン

■通所介護（デイサービス）（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	デイサービス金寿園	(福)秋田中央福祉会	H 1. 10. 1	下新城笠岡字川向28	847-3271	857-3810	25
2	本道の街デイサービスセンター	(福)晃和会	H 1. 11. 1	柳田字川崎138	884-7726	834-2670	20
3	八橋デイサービスセンター	(福)秋田市社会福祉協議会	H 3. 4. 10	八橋南一丁目8-2	866-1343	866-1368	32
4	河辺荘通所介護事業所	(福)河辺ふくし会	H 3. 12. 18	河辺大張野字水口沢216	882-3584	881-1218	30
5	松寿会指定通所介護事業所	(福)松寿会	H 5. 2. 1	浜田字陳ケ原35-13	828-6678	828-7284	30
6	光峰苑デイサービスセンター	(福)ともしび会	H 6. 1. 20	添川字鶴木台65-3	868-7400	868-7401	30
7	南寿園デイサービスセンター	(福)秋田県厚生協会	H 6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-0666	33
8	秋田聖徳会旭南デイサービスセンター	(福)秋田聖徳会	H 7. 4. 1	旭南一丁目8-12	823-8119	823-8227	30
9	川口デイサービスセンター	(福)晃和会	H 7. 10. 1	橋山登町10-64	832-3966	836-7720	25
10	デイサービスセンター緑水苑	(福)雄和福祉会	H 8. 2. 1	雄和石田字苗代沢25-1	886-5110	886-5557	30
11	河辺デイサービスセンター	(福)秋田市社会福祉協議会	H 9. 1. 20	河辺三内字外川原34-2	883-2770	883-2771	30
12	秋田けやき会デイサービスセンター	(福)秋田けやき会	H 9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	40
13	通所介護施設新成園	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	35
14	みそのホームデイサービスセンター	(福)みその	H11. 4. 1	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	823-5757	20
15	旭川デイサービスセンター	(有)ケアマネジメント	H12. 6. 2	添川字地ノ内143-5	884-1897	884-1886	30
16	リハビリがいずみデイサービスセンター	(福)いずみ会	H12. 11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5887	896-5852	30
17	ファミリー園デイサービスセンター	(福)蹊仁会	H12. 11. 20	桜一丁目4-21	887-3066	887-3065	25
18	ニチイケアセンター秋田	(株)ニチイ学館	H13. 5. 1	御町五丁目1-33	895-7521	895-7524	30
19	外旭川デイサービスセンター幸	(福)幸楽会	H14. 4. 1	外旭川字鳥谷場136	868-5415	868-5416	37
20	ウェルビューいずみ老人デイサービスセンター	(福)いずみ会	H14. 11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	30
21	デイサービスひなたぼっこの家	(有)夢紡	H15. 12. 15	茨島四丁目5-10	896-0071	896-0037	45
22	まごころデイサービスセンター	(株)虹の街	H16. 2. 1	牛島西一丁目10-16	884-1151	836-1055	29
23	ひだまりデイサービスセンター	(福)晃和会	H16. 7. 1	東通仲町4-1秋田拠点センターアトリビル5F	884-1400	884-3456	35
24	飯島デイサービスセンター	(有)福寿の会	H16. 7. 15	飯島字長山下18	847-2910	847-2912	25
25	さとみ温泉らつくす倶楽部	(株)秋田温泉さとみ	H16. 10. 1	添川字境内川原142-1	893-5547	834-8225	50
26	ツクイ秋田川尻	(株)ツクイ	H16. 12. 1	川尻御休町5-12	896-5442	896-5443	30
27	ケアセンターきらら	(株)きららホスピタリティ	H17. 2. 1	太平山谷字中山谷317-1	889-7272	889-7273	35
28	JA新あきたデイサービスセンター悠楽館	新あきた農業協同組合	H17. 2. 1	外旭川字梶ノ目357-1	869-9700	869-9722	20
29	ツクイ秋田茨島	(株)ツクイ	H17. 3. 15	茨島二丁目11-65	867-8801	867-8802	34
30	秋田ひまわりの家デイサービス	(株)秋田介護支援センター	H17. 4. 1	下北手桜字新桜谷地85	887-5221	887-5225	35
31	ケアポートかたりべ・くらぶ	(有)ケアポート秋田	H17. 4. 15	山王沼田町2-41	883-1572	883-1573	20
32	デイサービスコリウス	(有)コリウス	H17. 7. 15	仁井田字大野174-3	839-4600	839-4639	20
33	スマイル輝	(有)スマイル薬局	H17. 9. 1	将軍野東一丁目4-38	846-6868	846-6869	35
34	ニチイケアセンター御所野	(株)ニチイ学館	H17. 9. 15	御所野元町三丁目3-3	889-8411	889-8415	35
35	デイサービスセンターあいらんど	(福)愛染会	H17. 10. 1	飯島新町一丁目3-15	880-6688	846-6122	30
36	ツクイ秋田土崎	(株)ツクイ	H17. 10. 1	土崎港相染町字中谷地182-1	816-0161	816-0162	41
37	御野場病院デイサービスセンター	(医)正観会	H17. 11. 1	御野場四丁目3-4	829-3410	829-3534	50
38	指定通所介護事業所まっと松崎	(企)まつぎデイサービス	H18. 1. 1	下北手松崎字家ノ前4-4	825-5011	825-5015	20

39	秋田市北富町 介護センターゆりかご	(有)ゆりかご	H18. 3. 1	飯島字寄進田94-1	816-0065	816-0075	19
40	やすらぎの郷	(株)虹の街	H18. 6. 1	泉中央五丁目1-16	838-4500	883-0370	25
41	仁井田 介護センターふきむすめ	(有)アンフィニ	H18. 10. 1	仁井田字仲谷地282	892-6333	892-6335	30
42	さとみ温泉ゆったり倶楽部	(株)秋田温泉さとみ	H19. 1. 4	添川字境内川原142-1	884-0602	884-0603	45
43	鹿嶋病院 介護センター悠々くらぶ	(医)土崎鹿嶋医院	H19. 5. 15	土崎港東四丁目2-43	816-0520	816-0521	27
44	みらいデｲサービスセンター	(株)みらい	H19. 10. 1	川尻上野町1-19	896-0707	896-6420	23
45	高尾温泉デイサービス赤とんぼ	(株)グリーンリーフ	H20. 3. 15	雄和女米木字高麓沢8	886-4126	886-5005	30
46	デイサービスおぐら	(株)和倉	H23. 1. 15	河辺和田字坂本北470-4	893-4546	893-4547	20
47	ジョイリハ秋田寺内	(株)ヤマサ興産	H24. 4. 1	寺内字イサノ60-2	896-4154	896-4155	30
48	レック倶楽部秋田八橋	(株)エーシーグループ	H24. 10. 1	八橋本町六丁目9-10	883-0507	883-0508	24
49	ジョイリハ秋田仁井田	(株)ヤマサ興産	H25. 4. 1	仁井田二ツ屋一丁目3-49	893-3011	893-3012	25
50	デイサービスきたえるーむ秋田泉	(株)ブライムハウス	H26. 6. 1	泉中央四丁目18-15	893-6313	893-6314	25
51	きらら通所介護事業所登壇	(株)きららホームインクス	H28. 3. 1	大町二丁目5-1 きららアバンパレス3F	895-7272	895-7273	30
52	森のテラス	(株)和敬園	H28. 4. 1	四ツ小屋末戸松本字地蔵田266	893-3161	893-3162	20

#### ■認知症対応型通所介護 (平成29年4月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	ケアセンター港北	(株)総合医療福祉サービス	H18. 4. 1	土崎港北七丁目1-17	816-0557	816-0558	12
2	ケアセンター亀はうす	(福)友遊会	H18. 4. 1	下北手松崎字岩瀬163-1	837-2335	887-7223	10
3	デイサービスセンターミナミ	(株)フォーエバー	H18. 4. 1	新屋松美ガ丘南町19-8	866-5977	874-7577	12
4	デイサービス本道の街ゆったり館	(福)晃和会	H23. 11. 1	柳田字川崎138	884-7727	834-2670	10
5	大学病院前認知症デイサービス	(企)秋田福祉サービス	H24. 12. 1	広面字二階堤20-1	893-5422	893-5410	10

#### ■地域密着型通所介護 (平成29年4月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	魁聖園 デｲサービスセンター	(福)旭川やすらぎ会	H11. 11. 1	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	10
2	安生庵	(福)みちのくアトリウムプラン	H13. 9. 1	手形田中4-34	833-8213	833-8235	10
3	デイサービスまくと	(福)北杜	H13. 9. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7803	873-7805	18
4	デイサービスだまこ亭	(有)夢介護	H14. 1. 8	土崎港南一丁目9-28	880-2236	880-2191	15
5	さくらデイサービス	(有)優介護	H15. 6. 1	横森一丁目20-20	884-6784	兼用	10
6	デイサービスゆうわの里	(有)ゆうわ	H15. 7. 1	雄和芝野新田字寺沢2-1	881-0880	881-0881	10
7	手形 デｲサービスセンターふるさと	(有)介護センターふるさと	H16. 4. 1	手形字オノ浜27-6	884-0350	884-0351	18
8	特定非営利活動法人希望の家	(特非)希望の家	H16. 6. 15	土崎港相染町字浜ナシ山2-282	816-0380	816-0387	8
9	ア・ラ・ヤでデイ	(有) to be	H16. 8. 15	新屋比内町13-1	828-8170	888-8166	18
10	さくらデイサービス下北手店	(有)優介護	H17. 2. 7	下北手通沢字前田144	838-3124	兼用	10
11	リフレッシュコア茨島	(福)北杜	H17. 4. 1	茨島四丁目12-43	867-7211	867-7233	18
12	グリーンケアガーデン デｲサービスセンター	(株)グリーンケアガーデン	H17. 8. 1	外旭川字堂ノ前174-1	869-7720	869-7730	15
13	(有)ケアホームさつき	(有)ケアホームさつき	H18. 6. 15	雄和新波字竹ノ花37-1	881-4010	881-4070	10
14	ほほえみ介護福祉センター	地域福祉推進(企)	H18. 9. 1	雄和田草川字太田40-1	881-3215	881-3216	10
15	みなみ風 デｲサービス	(株)末優	H18. 9. 15	仁井田字新中島826-310	838-6725	838-6726	10

第5次秋田市障がい者プラン

16	デイサービスセンターのぞみ	(株)みちのくかが	H18. 10. 15	上北手荒巻字堺切48	839-8503	839-9901	15
17	デイサービスさくら家	(企)さくら家	H19. 1. 15	仁井田福島一丁目18-29	839-3031	853-7928	14
18	デイサービスもみの樹	㈱アーマシライサポート	H19. 4. 2	茨島二丁目15-70	866-1061	866-1064	18
19	仁井田福祉センター	エーピー福祉(株)	H19. 4. 15	仁井田字切上240-1	829-5891	829-3117	18
20	ハートフル秋田デイサービスセンター	(有)クリーンマジック	H19. 5. 1	牛島東五丁目2-52	884-7857	884-0870	15
21	デイサービスセンターふきのとう	(企)秋田福祉サービス	H19. 11. 1	金足小泉字潟向86-1	827-5619	827-5618	9
22	バイタルケア秋田南	(株)バイタルケア	H20. 5. 1	新屋松美ガ丘東町2-20	853-4576	883-3500	18
23	あおぞらデイサービス新屋	㈱メンタルサポート	H21. 6. 15	新屋割山町5-44	874-8569	874-8379	10
24	あおぞらデイサービス御野場	㈱メンタルサポート	H21. 12. 15	御野場新町一丁目18-1	874-9049	874-9059	10
25	あおぞらデイサービス茨島	㈱メンタルサポート	H23. 3. 15	茨島七丁目10番6号	893-5753	893-5754	10
26	大学病院前デイサービス(地域密着型)	(企)秋田福祉サービス	H23. 6. 1	広面字二階堤20-1	893-5422	893-5410	10
27	きょうせいリハ	(株)きょうせい	H23. 12. 15	仁井田栄町8-26	893-5008	兼用	10
28	さくらデイサービス広面店	(有)優介護	H24. 4. 15	広面字川崎146-4	884-6784	884-6753	6
29	さくらデイサービス横森店	(有)優介護	H24. 5. 1	横森四丁目9-36	853-1270	853-1279	10
30	デイサービスセンターえびす	(株)秋田南部福祉会	H25. 1. 15	牛島西一丁目4-43	893-3661	893-3510	10
31	にこにこデイサービス茨島るるむ	(有)729	H25. 8. 1	茨島七丁目4-26	874-7113	兼用	10
32	デイサービスり・あくと	(株)りは・ぼっと	H25. 8. 15	手形字西谷地88-1西村ビル東棟	874-8297	874-8298	10
33	デイ・リハスポット西部ワズライフ	(株)One'sLife	H25. 9. 1	川元小川町4-18	827-3557	827-3558	12
34	デイサービスセンターなのはな	(有)実創	H26. 2. 1	土崎港北一丁目7-21	838-0787	兼用	14
35	デイサービスあじさい	(株)発見社	H26. 4. 1	保戸野すわ町10-42	893-4492	893-4493	9
36	デイサービス拓稜	(株)シンワ	H26. 5. 1	土崎港南二丁目4-40	838-0638	857-0330	10
37	あおぞらデイサービス南通り	(株)メンタルサポート	H26. 7. 1	南通亀の町4-7	893-3639	893-3649	10
38	楽土デイサービス広面	(株)ヤマクリエイト秋田	H27. 2. 1	広面字小沼古川端97-2	838-0221	838-0210	14
39	デイサービスさるびあ	(株)ファミリーウェルフェア	H27. 2. 15	御所野元町一丁目1-16	892-7702	892-7715	9
40	デイサロン リ・ライフ	カイトスタイル(株)	H27. 3. 1	将軍野南一丁目14-32	827-5014	827-5019	10
41	GENKINEXT秋田駅東口	(株)アジマックスネクスト	H27. 4. 1	手形字西谷地416-1	827-5622	827-5623	10
42	デイサービスきたえるーむ秋田広面	(株)ブライムハウス	H27. 6. 1	広面字家ノ下91-3	838-7460	838-7465	18
43	ひがし稲庭クリニック療養通所介護センター	(医)わらべ会	H27. 6. 1	下北手松崎字岩瀬124	887-3355	887-3173	9
44	リハプライド・卸町	(株)イヤタカ	H27. 8. 1	卸町二丁目1-13	874-8186	874-8187	15
45	東通デイサービス	(株)MDFC	H27. 10. 1	東通八丁目1-41	853-6218	853-6219	13
46	療養通所介護センター矢留の里	(医)久幸会	H28. 4. 1	千秋矢留町6-25	884-0613	884-0762	9
47	デイサービスきたえるーむ秋田山王	(株)ブライムハウス	H28. 8. 1	山王六丁目2-16	893-4677	893-4680	15
48	デイサービスセンターひなた	(福)新秋会	H28. 10. 1	土崎港中央三丁目4-39	880-5670	880-5680	18
49	デイサービスつなぎの湯	(株)ト・プール	H28. 10. 1	寺内字イサノ119-2	893-3305	893-4664	10
50	機関車特別型デイサービスゆり	(同)ケライフゆり	H29. 2. 15	牛島東五丁目1-13	827-5090	827-5091	10
51	デイサービスぬくもり山王	(福)はまなす会	H29. 4. 1	川尻町字大川反233-59	824-7000	862-1713	18

## ■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	もみの木の家	(医)久幸会	H10. 9. 1	下新城中野字琵琶沼158-6	873-6077	873-3609	6
2	みそのホームグループホーム	(福)みその	H11. 4. 1	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	823-5757	9
3	りんどうの家	(医)久幸会	H12. 8. 29	手形山崎町164-2	893-6312	884-0160	9
4	青竜	(福)友遊会	H13. 4. 1	下北手松崎字岩瀬122	887-7222	887-7223	9
5	グループホーム・サラ	(医)惇慧会	H13. 11. 19	新屋北浜町21-47	823-6711	兼用	18
6	認知症高齢者グループホーム「ひふみ」	(福)成光会	H14. 11. 6	上北手百崎字二夕子沢1-6	892-6363	892-6635	9
7	グループホームさくら	(福)桜丘会	H15. 3. 25	下北手梨平字登館8	892-7227	839-5331	18
8	グループホームひなた	(福)新秋会	H15. 4. 16	土崎港中央四丁目4-16	816-0577	816-0578	9
9	ライフイン国見ノ里	(有)ライフイン国見ノ里	H15. 6. 1	豊岩小山字前田表158-3	828-9811	828-9800	9
10	なでしこの家	(医)久幸会	H15. 8. 1	金足追分字海老穴223	872-1155	872-1152	9
11	グループホームかぞく	(有)フラット	H16. 4. 1	新屋比内町26-1	888-9321	888-9322	9
12	グループホーム・つばき苑	(有)グループホームつばき苑	H16. 4. 1	雄和椿川字小鹿野戸39-2	886-5505	886-5506	18
13	グループホームソフトハンド	(有)ルーク	H17. 2. 1	新屋勝平町10-30	863-7322	863-7329	9
14	秋田まわりの家グループホーム	(株)秋田介護支援センター	H17. 4. 1	下北手桜字新桜谷地85	887-5221	887-5225	9
15	グループホームうららか	(有)ケアランドあきた	H17. 4. 15	御所野元町四丁目2-3	889-8211	889-8212	9
16	グループホームソフトランド茨島	(有)ルーク	H21. 11. 1	茨島四丁目1-6	867-8871	867-1671	9
17	あじさいの家	(医)久幸会	H21. 11. 1	山王沼田町4-11	862-2588	兼用	9
18	正和会グループホームゆかり	(医)正和会	H21. 12. 1	將軍野東三丁目3-27	816-0832	816-0833	9
19	グループホーム幸樹	(有)クラウド	H22. 7. 1	泉南一丁目4-20	883-0303	862-0131	18
20	グループホーム音符	(有)ライフ・ワーク	H22. 7. 1	土崎港北一丁目13-43	893-3212	893-3213	9
21	グループホームかんとう	(有)ケアサービスあま	H24. 4. 1	檜山川口境11-17	874-8850	874-8450	18
22	グループホーム保戸野	(医)久幸会	H24. 11. 1	保戸野中町6-15	893-5443	893-5553	18
23	グループホーム遊宴秋田旭川	(株)ジャパンケアサービス	H25. 7. 1	旭川清澄町16-17	884-3286	836-5655	18
24	グループホームソフトド浜田	(有)ルーク	H25. 8. 1	浜田字自在山47-9	874-8282	828-8585	9
25	グループホーム野崎	(株)清流会	H26. 3. 29	河辺三内字野崎35-4	881-2131	881-2134	18
26	グループホームみやびせせせせ	(株)みちのくサンガ	H26. 12. 1	八橋本町三丁目14-18	883-1320	883-1321	18
27	グループホーム赤とんぼ	(株)グリーンリーフ	H26. 12. 1	雄和新波字竹ノ花12	887-2220	887-2288	9
28	グループホームゆず	(株)ブリング	H27. 4. 1	仁井田本町三丁目10-18	874-8905	874-8906	18
29	グループホームやまゆり	(福)幸泉会	H28. 9. 15	飯島川端一丁目2-5-2	874-9624	874-9625	9
30	グループホームふれ愛の里牛島	(福)豊生会	H29. 3. 1	牛島東五丁目4-23	874-8079	874-8089	18
31	グループホームつばき大住	(有)グループホームつばき苑	H29. 4. 1	仁井田潟中町2-35	853-0415	853-0416	9

## ■小規模多機能型居宅介護（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	グリーンケアガーデン	(株)グリーンケアガーデン	H18. 7. 1	外旭川字堂ノ前174-1	869-7720	869-7730	25
2	幸の家	(福)桜丘会	H18. 8. 1	南通亀の町12-22	832-3008	兼用	29
3	りんどう	(有)まつかさ園	H18. 11. 1	仁井田本町二丁目12-14	889-6323	889-6332	29
4	たんせえ	(有)ライフ・ワーク	H18. 11. 1	土崎港北一丁目13-37	880-6510	880-6511	25
5	ゆりかもめ	(株)ゆりかもめ	H18. 11. 1	新屋南浜町3-16	866-2660	866-2761	25

## 第5次秋田市障がい者プラン

6	ひかり苑	(株)ウェルフェア	H18. 11. 1	新屋大川町11-18	828-8006	888-9511	29
7	なごみ	(有)湯の里	H19. 3. 1	仁井田字西潟敷127-2	892-7275	892-7276	29
8	ときわ野	(有)一輝	H19. 3. 1	港北松野町11-28	838-0038	838-0037	25
9	さるびあ	(株)ファミリーウェルフェア	H19. 3. 1	仁井田字中新田88	892-6682	892-6683	29
10	まめでらハウス	(有)to be	H19. 3. 1	新屋扇町7-30	828-8189	874-8866	25
11	愛好苑	(株)愛好苑	H19. 7. 1	柳田字境田140	834-2288	834-5011	29
12	マリアの家	(福)みその	H19. 11. 1	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	823-5757	29
13	和ごや家	(有)在宅ケアセンター	H19. 11. 1	下北手松崎字前谷地141-1	853-9701	884-0112	29
14	ふきのとう	(企)秋田福祉サービス	H19. 11. 1	濁川字家ノ前113	853-9073	853-9074	29
15	よつば	(有)まつかさ園	H20. 3. 1	旭南二丁目3-17	896-6080	865-3161	29
16	花みずき	(有)うめの木園	H20. 3. 1	添川字添川170-21	869-7776	869-7779	29
17	ひかりの樹	(有)クラウド	H20. 3. 1	保戸野八丁1-14	896-6133	865-5222	29
18	太陽	株式会社プロジェクト・ソランス	H20. 3. 1	高陽青柳町9-20	867-0106	896-4471	29
19	日吉坂	(福)はまなす会	H22. 7. 1	新屋比内町7-4	893-3800	893-3810	29
20	ありがとう	(株)ウェルフェア	H22. 11. 1	浜田字後谷地9-2	888-8288	888-8289	25
21	ヴェル	ヴォルフアート(株)	H23. 4. 1	新屋松美町13-12	863-6560	863-6572	25
22	檜山	(株)ユタカ	H23. 7. 1	檜山佐竹町1-19	884-7880	884-7881	25
23	えがお	(株)スミール	H23. 11. 1	雄和田草川字山崎103-2	893-6704	881-3288	25
24	いいじま	株式会社マネジメント三郎	H24. 3. 1	飯島字飯島水尻436	880-6301	880-6302	29
25	はる風	(有)在宅ケアセンター	H26. 5. 1	河辺和田字和田251-9	874-8088	874-8033	25

### ■養護老人ホーム（平成29年4月1日現在）

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	秋田聖徳会	(福)秋田聖徳会	S 7. 11. 22	旭南一丁目5-6	862-3267	862-4998	100
2	松寿園	(福)松寿会	S40. 7. 1	浜田字陳ケ原15-5	828-3618	828-3616	50
3	松峰園	(福)松寿会	S49. 1. 1	浜田字陳ケ原15-8	828-6600	828-6640	55

### ■軽費老人ホーム（平成29年4月1日現在）

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
A型							
1	だいせん	(福)松寿会	S56. 2. 1	新屋大川町17-3	828-1851	兼用	50
ケアハウス							
1	ケアハウス弥生が丘	(福)秋田県厚生協会	H 6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-0666	15
2	ウエルハウス御所野	(福)秋田けやき会	H 9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-7	826-0681	826-0682	100
3	ケアハウス大地	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	15
4	ケアハウス花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢18	886-2626	886-3669	15
5	魁聖園ケアハウス	(福)旭川やすらぎ会	H11. 10. 20	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	15
6	ケアハウススプリングヒル	(福)いずみ会	H12. 11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	40
7	ケアハウスファミリー園	(福)蹊仁会	H12. 11. 21	桜一丁目4-21	887-3066	887-3065	40
8	ケアハウス土崎	(福)はまなす会	H16. 1. 5	土崎港中央三丁目4-40	845-4575	857-3371	50
9	ケアハウススマートライフ中通	(福)中央会	H25. 4. 1	中通一丁目4-4-401	835-1165	835-1160	80

## ■生活支援ハウス（平成29年4月1日現在）

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	ウェルビューいづみハウス	(福)いづみ会	H14. 11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	20

## ■地域包括支援センター（平成29年4月1日現在）

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	八橋地域包括支援センター 社協	(福)秋田市社会福祉協議会	H19. 4. 1	八橋南一丁目8-2	883-1465	827-5737	-
2	川元地域包括支援センター 社協	(福)秋田市社会福祉協議会	H25. 4. 1	川元開和町10-7 シェラトン開和町103	853-5968	853-5969	-
3	泉地域包括支援センター リンデンバウム	(福)いづみ会	H19. 4. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5960	864-3006	-
4	中通地域包括支援センター 幸サ・サロン	(福)桜丘会	H25. 4. 1	中通六丁目4-27	827-3323	827-3324	-
5	東通地域包括支援センター ひだまり	(福)晃和会	H19. 4. 1	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5階	884-1405	884-3456	-
6	旭川地域包括支援センター 友遊	(福)友遊会	H26. 4. 1	旭川南町8-28	838-1011	884-0128	-
7	広面地域包括支援センター 桜の園	(福)桜丘会	H19. 4. 1	広面字樋ノ沖72-1 アーバンティくらべ1-A	853-7240	884-7322	-
8	河辺地域包括支援センター 社協	(福)秋田市社会福祉協議会	H19. 4. 1	河辺北野田高屋字上前田表 66-1	882-5565	893-6855	-
9	勝平地域包括支援センター シンシア	(医)惇慧会	H26. 4. 1	新屋朝日町12-1	883-3055	883-3056	-
10	新屋地域包括支援センター エンデバー	(医)惇慧会	H19. 4. 1	新屋大川町18-7	888-8761	888-8762	-
11	牛島地域包括支援センター 南寿園	(福)秋田県厚生協会	H26. 4. 1	牛島東三丁目9-1	838-0304	838-0920	-
12	御所野地域包括支援センター けやき	(福)秋田けやき会	H19. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	-
13	雄和地域包括支援センター 緑水苑	(福)雄和福社会	H19. 4. 1	雄和石田字苗代沢25-1	881-3511	886-8810	-
14	寺内地域包括支援センター 寿光園	(福)秋田県厚生協会	H19. 4. 1	寺内後城6-41	853-6300	846-7666	-
15	外旭川地域包括支援センター コネクト	(医)惇慧会	H25. 4. 1	外旭川字梶ノ目814-5	869-7755	868-5570	-
16	土崎地域包括支援センター 永覚町	(医)正和会	H25. 4. 1	土崎港中央一丁目17-32	846-6471	846-6475	-
17	飯島地域包括支援センター 金寿園	(福)秋田中央福社会	H25. 4. 1	飯島緑丘町23-32	853-5820	853-5821	-
18	下新城地域包括支援センター ニコニコ	(医)久幸会	H19. 4. 1	下新城中野字琵琶沼421-2	872-1300	872-1305	-

## 第5次秋田市障がい者プラン

### ■在宅介護支援センター（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	光峰苑	(福)ともしび会	H 6. 1. 20	添川字鶴木台65-3	868-1444	868-2168	-
2	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H 6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0991	829-2223	-
3	千秋苑	(福)憲寿会	H 6. 4. 1	外旭川字神田592	869-7800	869-7801	-
4	松寿会	(福)松寿会	H 7. 4. 1	浜田字陳ケ原35-31	828-7863	828-7630	-
5	三楽園	(医)久盛会	H 7. 5. 1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	-
6	土崎	(医)運忠会	H 8. 4. 16	土崎港中央四丁目4-26	845-4123	857-0586	-
7	幸楽園	(福)幸楽会	H 9. 3. 4	上新城中字片野4	870-2226	870-2228	-
8	新成園	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村280-9	828-0021	828-0029	-
9	南通	(医)明和会	H10. 12. 2	中通六丁目14-18	837-2502	837-2526	-
10	秋田市医師会	(一社)秋田市医師会	H13. 2. 1	八橋南一丁目8-5	896-7707	896-7708	-
11	桜の園	(福)桜丘会	H14. 4. 1	下北手梨平字登館8	839-5977	839-5971	-
12	ふれ愛の里	(福)豊生会	H15. 4. 1	豊岩小山字中山216-27	888-8201	888-8205	-

### ■老人福祉センター（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田市老人福祉センター	秋田市	H 3. 4. 10	八橋南一丁目8-2	862-7445	865-2099	-

### ■老人いこいの家（平成29年4月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	八橋老人いこいの家	秋田市	S47. 9. 15	八橋本町一丁目4-3	862-6025	兼用	-
2	飯島老人いこいの家	秋田市	S50. 5. 6	飯島字堀川84-191	845-3692	兼用	-
3	大森山老人と子どもの家	秋田市	S55. 4. 1	浜田字出小屋333-1	828-1651	兼用	-

### ■放課後等デイサービス（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	インクル	(福)グリーンローズ	H22. 4. 1	新屋表町8-19	828-7750	828-8185	10
2	若竹	(福)秋田県厚生協会	H23. 4. 1	御所野地藏田二丁目15-1	838-0428	839-5211	10
3	あきた児童デイサービスセンター	(株)こうせい	H23. 11. 1	檜山川口境13-8	893-6795	893-6793	10
4	たけのこ	(福)秋田県厚生協会	H24. 9. 1	新屋比内町7-4	853-8848	853-8858	10
5	ばんぼう	(福)秋田県厚生協会	H25. 7. 1	土崎港南二丁目2-51	827-3351	827-3352	10
6	あきた児童デイサービス2号店	(株)こうせい	H25. 10. 1	外旭川字水口120-2	893-5679	893-5689	10
7	ルピナス	(株)ライブ	H26. 5. 1	御野場新町四丁目10-8	827-6742	826-6743	10
8	憩音 (いこいね)	(同)憩音	H26. 5. 1	将軍野桂町2-9	847-5740	827-4137	10
9	竹生寮放課後等デイサービス事業所	(福)秋田育明会	H27. 4. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	10
10	あきた児童デイサービス3号店	(株)こうせい	H27. 4. 1	手形字西谷地135-1	893-6809	893-6839	10
11	ばむぶっく	(福)秋田県厚生協会	H27. 4. 15	中通六丁目4-33	827-7108	827-7109	10
12	サポートスペースそう	(有)ホブシー	H27. 11. 1	外旭川字三千刈157-5	838-7484	-	10
13	あおぞらキッズ	(株)メタルポート	H27. 11. 1	広面字板橋添26-6	874-7251	893-6109	10
14	きっずサポート	(株)WELFARE	H27. 12. 1	広面字谷内佐渡151-3	853-0144	-	7

15	インクル2	(福)グリーンローズ	H28. 4. 1	新屋扇町7-34	827-7411	827-6544	10
16	ルピナス浜田	(株)ライブ	H28. 4. 1	浜田字元中村4-5	838-4905	-	10
17	ハビネス	(株)ないがい	H28. 4. 1	八橋イサノ2丁目8-25HM101	827-3897	-	10
18	発達支援BOXらじあぼ	(株)りは・ぼっと	H28. 7. 1	手形字西谷地188-1西村ビル	838-7403	838-7407	10
19	あおぞらキッズ南通り	(株)メンタルサポート	H28. 8. 1	南通亀ノ町4-7	893-6740	-	10
20	和く話く(わくわく)	(福)県社会福祉事業団	H28. 9. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	-	10
21	アイル	アイル(同)	H28.10. 1	保戸野桜町15-39	866-1121	-	10
22	七彩(なないろ)	(同)ハーモニー	H29. 3. 1	土崎港相染町字大谷地6-7	893-6877	893-6878	10
23	太陽	(株)プロジェクト・バランス	H29. 6. 1	高陽青柳町8-24	893-6900	896-4471	10

### ■児童発達支援(平成30年1月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	あきた児童支援センター	(株)こうせい	H24. 4. 1	檜山川口境13-8	893-6795	893-6793	10
2	秋田県立医療療育センター	(地)秋田県立療育機構	H24. 4. 1	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	40
3	オリブ園	(福)グリーンローズ	H24. 4. 1	新屋表町8-5	828-7750	828-8185	20
4	ルピナス	(株)ライブ	H26. 5. 1	御野場新町四丁目10-8	827-6742	826-6743	10
5	きつずサポート	(株)WELFARE	H27.12. 1	広面字谷内佐渡151-3	853-0144	-	3
6	発達支援BOXらじあぼ	(株)りは・ぼっと	H28. 7. 1	手形字西谷内188-1西村ビル	838-7403	838-7407	10
7	アイル	アイル(同)	H28.10. 1	保戸野桜町15-39	866-1121	-	10

### ■医療型児童発達支援(平成30年1月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	秋田県立医療療育センター	(地)秋田県立療育機構	H24. 4. 1	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	40

### ■保育所等訪問支援(平成30年1月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	オリブ園	(福)グリーンローズ	H24. 4. 1	新屋表町8-5	828-7750	828-8185	-
2	秋田県立医療療育センター	(地)秋田県立療育機構	H24. 4. 1	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	-

### ■居宅介護(平成30年1月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	虹の街ヘルパーステーション秋田	(株)虹の街	H18.10. 1	牛島西一丁目10-16	884-1152	836-1055	-
2	キングタクシー訪問介護事業所	キングタクシー(株)	H18.10. 1	八橋新川向16-23	864-7712	863-1131	-
3	松寿会指定訪問介護事業所	(福)松寿会	H18.10. 1	浜田字陣ヶ原35-31	828-7856	828-7863	-
4	割山ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18.10. 1	新屋勝平町3-21	883-1272	823-9531	-
5	南通ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18.10. 1	中通六丁目14-18	884-1350	兼用	-
6	港北ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18.10. 1	土崎港北六丁目1-5	816-0789	857-4999	-
7	仁井田ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18.10. 1	仁井田新田三丁目1-15	889-9025	829-1941	-
8	本道の街ホームヘルパーステーション	(福)晃和会	H18.10. 1	柳田字川崎138	884-7345	834-2670	-
9	(有)秋田在宅介護サービスセンター	(有)秋田在宅介護サービスセンター	H18.10. 1	横森一丁目20-30	833-7073	833-7075	-
10	秋田市社協ホームヘルパーステーション	(福)秋田市社会福祉協議会	H18.10. 1	八橋南一丁目8-2	862-7929	862-7939	-

第5次秋田市障がい者プラン

11	アースサポート秋田	アースサポート(株)	H18. 10. 1	広面字家ノ下98-3	836-6811	836-6800	-
12	(有)ホプラケアサービス	(有)ホプラケアサービス	H18. 10. 1	保戸野桜町15-10	896-5092	896-5093	-
13	いづみヘルパーステーション	(福)いづみ会	H18. 10. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	-
14	ニコニコヘルパーステーション	(医)久幸会	H18. 10. 1	下新城中野字琵琶沼124-1	873-7158	873-4786	-
15	三楽園ヘルパーステーション	(医)久盛会	H18. 10. 1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	-
16	ホームヘルパーステーションほくと	(福)北社	H18. 10. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	-
17	悠悠ケアサービス	(有)MUTSU企画	H19. 5. 15	寺内油田三丁目12-6	880-5503	880-5504	-
18	ニチイセンター 秋田	(株)ニチイ学館	H19. 8. 1	卸町五丁目1-33	895-7521	895-7524	-
19	ニチイセンター 御所野	(株)ニチイ学館	H19. 8. 1	御所野元町三丁目3-3	889-8411	889-8415	-
20	ニチイセンター こうや	(株)ニチイ学館	H19. 8. 1	寺内字三千刈70-1	883-1030	867-1366	-
21	千秋苑ホームヘルパーステーション	(福)憲寿会	H19. 11. 1	外旭川字神田592	869-7800	869-7801	-
22	在宅介護支援センター 初井	(株)レヴァレンス	H20. 1. 1	八橋本町四丁目10-15	883-3711	867-7378	-
23	JA新あきたホームヘルプ サービス	新あきた農業協同組合	H20. 5. 1	外旭川字梶ノ目357-1	869-9300	869-9722	-
24	ジャパンケア秋田旭川	(株)ジャパンケアサービス	H20. 7. 1	旭川清澄町16-17	884-3282	836-5645	-
25	ジャパンケア秋田仁井田	(株)ジャパンケアサービス	H20. 7. 1	仁井田新田一丁目5-14	892-7875	829-4510	-
26	土崎ヘルパーステーション	(医)運忠会	H20. 9. 1	土崎港中央四丁目4-26	845-4122	845-2831	-
27	ケアセンター 亀はうす	(福)友遊会	H21. 1. 1	下北手松崎字岩瀬163-1	837-2335	887-7223	-
28	在宅介護支援センター たんぽぽ	(株)レヴァレンス	H21. 7. 1	寺内字イサノ101	866-0888	865-7378	-
29	合同会社 グレイス	(同)グレイス	H21. 9. 1	河辺諸井字下諸井32-2	881-1355	881-1366	-
30	企業組合 さくら家	(企)さくら家	H22. 2. 1	牛島東二丁目1-9	835-3663	853-1332	-
31	在宅介護支援おおかた	(一社)HK	H18. 10. 1	飯島川端一丁目6-30	050-5897-1963	050-3412-1517	-
32	秋田在宅ケアセンター	(有)在宅ケアセンター	H20. 5. 1	下北手松崎字前谷地142-1	834-8766	887-3842	-
33	サポート彩り合同会社	サポート彩り(同)	H23. 8. 1	御野場新町二丁目2-11	829-4018	874-8636	-
34	ヘルパーステーションあかり	(株)あかり	H23. 12. 1	八橋本町三丁目21-24	893-5011	865-2522	-
35	ケアセンターひばり	(同)ひばり一歩	H24. 3. 1	茨島四丁目3-36 秋田アステック管内	893-3317	893-3318	-
36	バイタルケア秋田	(株)バイタルケア	H24. 3. 1	泉字登木221-1	824-3417	867-8477	-
37	御野場ホームヘルパーステーション	(医)正観会	H24. 3. 1	御野場四丁目3-4	893-3387	892-7086	-
38	福寿訪問介護事業所	(有)福寿の会	H24. 8. 1	飯島飯田二丁目9-28	880-5553	880-5554	-
39	きらら訪問介護事業所(併通)	(株)きららホールディングス	H24. 8. 13	大町二丁目きららアーバンバス	895-7272	895-7273	-
40	やすらぎの郷ヘルパーステーション	(株)虹の街	H25. 6. 1	泉中央四丁目2-8 T.ビル1F	883-0050	896-0085	-
41	ツクイ秋田川尻	(株)ツクイ	H25. 11. 1	川尻御休町5-12	896-5442	896-5443	-
42	あいご	(企)やまびこケアセンター	H26. 6. 1	広面字樋ノ下25-2-5	853-1878	兼用	-
43	やさしい手秋田	(有)やさしい手	H27. 5. 1	川尻総社町7-6	864-1113	864-1118	-
44	やさしい手秋田ポータルセンター	(有)やさしい手	H27. 5. 1	將軍野東一丁目7-30	853-4041	853-5820	-
45	やさしい手秋田ももだ	(有)やさしい手	H27. 5. 1	新屋表町4-3	828-8812	888-9008	-
46	ユーのケア訪問介護事業所	ユーのケアサービス(同)	H27. 5. 1	土崎港中央二丁目1-17	827-3001	827-3003	-
47	ケアサービス・サクラ	(株)サクラケアサービス	H27. 10. 1	川尻上野町1-56	827-6417	827-6424	-
48	はあとらんの風	(同)はあとらんの風	H27. 11. 15	外旭川八柳一丁目17-13	893-5810	893-5817	-
49	訪問介護いづみ	(福)秋田中央福祉会	H28. 1. 1	外旭川字三千刈114-1	866-3808	866-3701	-
50	訪問介護ステーション笑咲	(有)心理教育福祉センター	H28. 1. 15	添川字地ノ内175-14	807-0132	兼用	-

51	在宅介護サービスたんぽぽ福島	(株)レヴァレンス	H28. 4. 1	飯島緑丘町18-19	847-0855	兼用	-
52	訪問介護ステーションきょうえい	(株)共栄	H28. 7. 1	八橋イサノ一丁目10-8	874-9937	853-9209	-
53	ケアセンター人訪問介護事業所	(株)凜	H29. 3. 1	茨島二丁目15-35	853-5793	853-5794	-
54	幸楽園訪問介護ステーション	(福)幸楽会	H29. 4. 1	上新城中字片野4	870-2226	870-2228	-
55	シャントス	(株)オームライスフィールド	H29.10. 1	新屋日吉町45-3-1	827-7715	827-7710	-

### ■同行援護（平成30年1月1日現在）

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	秋田市社協ホームヘルプ事業所	(福)秋田市社会福祉協議会	H23.10. 1	八橋南一丁目8-2	862-7929	862-7939	-
2	三楽園ヘルプステーション	(医)久盛会	H23.11. 1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	-
3	ニチケアセンター 秋田	(株)ニチ学館	H23.11. 1	卸町五丁目1-33	895-7521	895-7524	-
4	ニチケアセンター 御所野	(株)ニチ学館	H23.11. 1	御所野元町三丁目3-3	889-8411	889-8415	-
5	ニチケアセンター こうや	(株)ニチ学館	H23.11. 1	寺内字三千刈70-1	883-1030	867-1366	-
6	福寿訪問介護事業所	(有)松寿の会	H25. 3.15	飯島飯田二丁目9-28	880-5553	880-5554	-
7	在宅介護サービスたんぽぽ福島	(株)レヴァレンス	H28. 4. 1	飯島緑丘町18-19	847-0855	兼用	-
8	ケアセンターひばり	(同)びりーぶ	H28. 5. 1	茨島四丁目3-37 秋田アステックパーク内	893-3317	893-3318	-
9	幸楽園訪問介護ステーション	(福)幸楽会	H29. 4. 1	上新城中字片野4	870-2226	870-2228	-
10	シャントス	(株)オームライスフィールド	H29.10. 1	新屋日吉町45-3-1	827-7715	827-7710	-

### ■短期入所（平成30年1月1日現在）

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	竹生寮	(福)秋田育明会	H18.10. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	8
2	柳田新生寮	(福)秋田育明会	H18.10. 1	柳田字竹生197	835-3371	835-3219	2
3	障がい者支援施設ほくと	(福)北社	H18.10. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	3
4	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	H18.10. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	2
5	雄高園	(福)秋田県厚生協会	H18.10. 1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	6
6	高清水園	(福)県社会福祉事業団	H18.10. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	8
7	小又の里	(福)秋田福祉協会	H18.10. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	4
8	杉の木園	(福)一羊会	H18.10. 1	山内字上台15-1	827-2310	827-2311	3
9	小規模多機能ホーム ふきのとう	(企)秋田福祉サービス	H20. 4. 1	濁川字家ノ前113	853-9073	853-9074	4
10	小規模多機能型居宅介護事業所 ゆりかもめ	(株)サウスビーチ	H20. 4. 1	新屋南浜町3-16	866-2660	866-2761	9
11	若竹学園短期入所事業所	(福)秋田県厚生協会	H20. 8. 1	御所野地藏田二丁目15-1	838-0607	839-1300	30
12	医療法人回生会短期入所事業所 紫陽花	(医)回生会	H18.10. 1	牛島西一丁目6-7	825-5252	825-5250	1
13	すずらん短期入所事業所	(医)久盛会	H18.10. 1	飯島字堀川84-29	846-6125	846-6842	17
14	げんきハウス金足	(医)久幸会	H20. 4. 1	金足追分字海老穴222	872-1116	872-1117	4
15	秋田県立医療療育センター	(地)秋田県立療育機構	H22. 4.19	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	7
16	まーる	(有)ゆいゆい	H25. 6. 1	仁井田福島一丁目16-22	839-1775	兼用	3
17	アイル	アイル(同)	H28.10. 1	保戸野桜町15-39	866-1121	807-7400	2
18	たかしみず園	(福)県社会福祉事業団	H29. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	4

## 第5次秋田市障がい者プラン

### ■生活介護（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	高清水園	(福)県社会福祉事業団	H 9. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	60
2	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H 3. 4. 10	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	48
3	ふきのとう	(福)秋田育明会	H 8. 4. 1	柳田字竹生168-1	837-1320	837-5730	30
4	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H14. 11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	20
5	らいふサポートほくと	(福)北杜	H19. 4. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	11
6	ひだまり	(福)晃和会	H16. 7. 1	東通仲町4-1	884-1400	884-3456	14
7	つどいの家	(福)ゆたか会	H13. 10. 1	浜田字境川52	828-4472	兼用	15
8	杉の木園	(福)一羊会	H 7. 11. 1	山内字上台15-2	827-2310	827-2311	20
9	ユートピアやまばと	(福)友睦会	H11. 4. 1	新屋下川原町2-10	883-0711	883-0712	10
10	とうふ屋丸木橋六兵衛	(福)一羊会	H23. 1. 1	山内字丸木橋174-1	827-2271	兼用	7
11	愛心苑	(福)愛心会	H16. 4. 1	金足浦山字岩崎174	873-7922	873-6533	40
12	竹生寮	(福)秋田育明会	S46. 4. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	80
13	柳田新生寮	(福)秋田育明会	S57. 4. 1	柳田字竹生197	835-3371	835-3219	50
14	小又の里	(福)秋田福祉協会	H11. 10. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	42
15	障がい福祉サポートセンター聖和	(福)秋田聖徳会	H23. 4. 1	川元小川町1-8	874-8415	874-8716	30
16	雄高園	(福)秋田県厚生協会	S52. 12. 1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	80
17	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	S36. 7. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	40
18	秋田県立医療療育センター	(地)秋田県立療育機構	H22. 4. 19	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	20
19	障がい者支援施設ほくと	(福)北杜	H23. 1. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	55
20	いなほ作業所	(福)秋田いなほ福祉社会	H26. 4. 1	山手台二丁目17	829-4422	兼用	20
21	たかしみず園	(福)県社会福祉事業団	H29. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	34
22	One memory	(福)一羊会	H29. 4. 1	新屋船場町3-10	827-5064	827-5069	10
23	長岡ハウス	(福)友遊会	H29. 11. 1	下新城長岡字毛無谷地255	827-7317	827-7318	30

### ■経過的生活介護（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	若竹学園	(福)秋田県厚生協会	H24. 4. 1	御所野地藏田二丁目15-1	838-0607	839-1300	20

### ■機能訓練（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	H19. 4. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	30
2	らいふサポートほくと	(福)北杜	H19. 4. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	4
3	ひだまり	(福)晃和会	H19. 4. 1	東通仲町4-1	884-1400	884-3456	6

## ■生活訓練（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	ニコニコ寮	(医)久幸会	H20. 10. 1	下新城中野字琵琶沼123	873-5759	873-6381	6 (13)
2	手形ハウス	(医)久幸会	H24. 8. 1	手形字山崎164-2	893-6311	884-0123	6 (6)
3	医療法人回生会生活 訓練事業所 紫陽花	(医)回生会	H24. 4. 1	牛島西一丁目6-7	825-5252	825-5250	20 (19)
4	夢・究塾 明日葉	(福)一羊会	H26. 4. 1	手形字大松沢79-1	836-1730	兼用	10
5	土崎ハウス	(医)久幸会	H27. 4. 1	土崎港中央七丁目2-15	853-6230	-	10 (16)
6	ごろりんはうすStory	(特非)あきた福祉共生会	H27. 6. 1	山王一丁目4-10	893-3191	-	6

※ ()内の数字は、宿泊型自立訓練（生活訓練）の定員

## ■就労移行支援（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	事業開始日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉会	H19. 4. 1	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	6
2	げんきハウス下新城	(医)久幸会	H19. 4. 1	金足追分字海老穴222	872-1116	872-1117	6
3	ごろりんはうす	(特非)あきた福祉共生会	H26. 11. 1	川元山下町2-3	893-6991	893-6992	20
4	白樺	(福)五輪坂秋峰会	H27. 5. 1	中通三丁目1-9	884-0051	884-0052	6
5	保戸野ハウス	(医)久幸会	H27. 6. 1	保戸野中町6-15	893-5500	893-5501	6
6	緑光苑	(福)緑光福祉会	H29. 7. 1	下北手宝川字種ヶ崎81-17	889-7001	889-7002	6

## ■就労継続支援A型（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	事業開始日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉会	H19. 4. 1	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	10
2	アクール	障がい者雇用促進センター	H23. 6. 1	川尻町字大川反170-26	896-0200	896-0010	20
3	家々	(株)サポートワーク	H23. 6. 1	雄和平沢字大面2-1	874-8931	874-8935	10
4	広面ハウス	(福)友遊会	H24. 4. 1	広面字樋ノ沖69-1	853-1661	834-7765	10
5	スクールファーム河辺	(株)りょうめい 秋田	H25. 8. 1	河辺赤平字小曾根80	882-5128	882-5127	10
6	ちゃれんじ工房	(株)ちゃれんじ工房	H25. 10. 1	新屋島木町1-73	828-5874	828-5903	20
7	こまどり	(有)つばさ	H27. 4. 1	八橋字イサノ10	866-1866	827-5166	40
8	(株)H S S秋田事業所	(株)H S S	H27. 11. 1	中通三丁目2-17 1F	853-6264	兼用	20
9	秋田のうさん	(特非)ホープ・フル	H29. 8. 1	川尻町字大川反170-69	862-2522	兼用	10

## ■就労継続支援B型（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	事業開始日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉会	H19. 4. 1	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	30
2	いなほ作業所	(福)秋田いなほ福祉会	H19. 4. 1	山手台二丁目17	829-4422	兼用	15
3	ドリームカバリーあみ	(福)ゆたか会	H19. 4. 1	仁井田本町五丁目12-45	829-2994	兼用	20
4	希望園	(福)秋田希望ふくし会	H20. 4. 1	泉中央二丁目6-26	862-6072	兼用	20
5	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H20. 10. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	40

## 第5次秋田市障がい者プラン

6	明成園	(福)秋田旭川福祉会	H21. 4. 1	添川字地ノ内10-1	868-4868	868-4856	50
7	緑光苑	(福)緑光福祉会	H20. 10. 1	下北手宝川字種ヶ崎81-17	889-7001	889-7002	50
8	スクラム	(福)友愛の園	H22. 4. 1	飯島字穀丁大谷地1-33	893-3760	893-3761	20
9	ユートピアやまばと	(福)友睦会	H22. 11. 1	新屋下川原町2-10	883-0711	883-0712	10
10	とうふ屋丸木橋六兵衛	(福)一羊会	H23. 1. 1	山内字丸木橋174-1	827-2271	兼用	13
11	夢・究塾 明日葉	(福)一羊会	H23. 1. 1	手形字大松沢79-1	836-1730	兼用	10
12	サンハウス	(福)サンふくし会	H23. 4. 1	上北手荒巻字荒巻312	892-6650	892-6651	30
13	小又の里	(福)秋田福祉協会	H23. 4. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	18
14	げんきハウス下新城	(医)久幸会	H19. 4. 1	金足追分字海老穴222	872-1116	872-1117	34
15	クローバー	(医)久盛会	H21. 1. 1	飯島道東二丁目13-20	846-9608	846-5358	30
16	ニコニコ寮	(医)久幸会	H21. 4. 1	下新城中野字琵琶沼156-4	873-5759	873-6381	14
17	家々	(株)サポートワーク	H23. 6. 1	雄和平沢字大面2-1	874-8931	874-8935	10
18	手形ハウス	(医)久幸会	H23. 8. 1	手形山崎町164-2	893-6311	884-0123	20
19	白樺	(福)五輪坂秋峰会	H23. 10. 1	中通三丁目3-1	884-0051	884-0052	14
20	ごろりんはうす	(特非)あきた福祉共生会	H23. 11. 1	川元山下町2-3	893-6991	893-6992	20
21	広面ハウス	(福)友遊会	H24. 4. 1	広面字樋ノ沖69-1	853-1661	834-7765	20
22	ほのぼの	(特非)ほのぼの	H24. 4. 1	大町二丁目5-1	866-8880	866-8887	40
23	秋田のうさん	(特非)ホブ・フル	H24. 8. 1	川尻町字大川反170-69	862-2522	兼用	20
24	スクールファーム河辺	(株)りょうめい 秋田	H25. 1. 1	河辺赤平字小曾根80	882-5128	882-5127	10
25	保戸野ハウス	(医)久幸会	H25. 3. 1	保戸野中町6-15	893-5500	893-5501	14
26	アキタネット	(株)アキタネット	H26. 4. 1	東通仲町2-12	893-5288	893-5287	20
27	ダイバーシティあきた	(同)ダイバーシティあきた	H26. 9. 1	山王六丁目16-11マツカビビル2 2F	838-0295	838-0296	20
28	協働ワークアップ	協働大町ビル(株)	H27. 4. 1	大町三丁目2-44	863-2111	863-2119	20
29	ごろりんはうすStory	(特非)あきた福祉共生会	H27. 6. 1	山王一丁目4-10	893-3191	-	14
30	スクラム八橋	(福)友愛の園	H28. 4. 1	八橋字イサノ6-1	893-3760	893-3761	20
31	自立支援センターふ〜ら	センターフィールド(株)	H28. 5. 1	山王五丁目7-22	853-6028	兼用	20
32	One memory	(福)一羊会	H29. 4. 1	新屋船場町3-10	827-5064	827-5069	10
33	サポートスペースそう	ホブシー(有)	H29. 7. 1	泉字登木209-1サッテージ 登木108	864-7074	864-7071	20
34	えこまーる	(特非)あきた結いネット	H29. 7. 1	八橋本町三丁目20-21	838-5450	838-5455	20
35	はっぴーわーきん	(株)はっぴーわーきん	H29. 9. 1	中通四丁目14-16アキタ・スクエア2-3	838-0348	-	20
36	やわらぎ	(医)仁政会	H29. 12. 1	土崎港中央一丁目21-36	853-5701	853-5703	20

### ■施設入所支援 (平成30年1月1日現在)

NO	名称	経営主体	事業開始日	所在地	電話	FAX	定員
1	高清水園	(福)県社会福祉事業団	H19. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	60
2	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉会	H19. 4. 1	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	54
3	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	H19. 4. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	60
4	障がい者支援施設ほくと	(福)北杜	H23. 4. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	55
5	竹生寮	(福)秋田育明会	H23. 4. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	75
6	柳田新生寮	(福)秋田育明会	H23. 4. 1	柳田字竹生197	835-3371	835-3219	50
7	小又の里	(福)秋田福祉協会	H23. 4. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	50

8	雄高園	(福)秋田県厚生協会	H23. 10. 1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	80
9	たかしみず園	(福)県社会福祉事業団	H29. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	34

### ■経過的施設入所支援（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	事業開始日	所在地	電 話	F A X	定員
1	若竹学園	(福)秋田県厚生協会	H24. 4. 1	御所野地藏田二丁目15-1	838-0607	839-1300	30

### ■経過的療養介護（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	事業開始日	所在地	電 話	F A X	定員
1	秋田県立医療療育センター	(地)秋田県立療育機構	H24. 4. 1	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	40

### ■グループホーム（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所在地	電 話	F A X	定員
1	結	(福)県社会福祉事業団	H14. 10. 1	広面字小沼古川端31-7	832-4211	-	4
2	みのり	(福)県社会福祉事業団	H16. 11. 1	広面字小沼古川端31-8	832-2125	-	4
3	さくら	(福)県社会福祉事業団	H18. 5. 1	広面字碓21-9	837-3012	-	5
4	ささこやま	(福)秋田育明会	H13. 10. 1	広面字大巻36-2	835-3371	835-3219	5
5	みんなのいえ	(福)秋田育明会	H16. 10. 1	広面字大巻32-1	834-7854	-	4
6	花つぼみ	(福)友愛の園	H22. 5. 1	土崎港相染町字大谷地33-10	847-0011	兼用	6
7	絆(きずな)	(福)友愛の園	H23. 4. 1	土崎港相染町字沖谷地151-2	846-7502	兼用	8
8	あおぞら	(福)県社会福祉事業団	H20. 4. 1	上北手字百崎字境田30	839-6652	-	6
9	こまち	(福)県社会福祉事業団	H25. 10. 1	仁井田二ツ屋二丁目12-42	839-3515	-	6
10	彩	(福)県社会福祉事業団	H21. 4. 1	広面字鍋沼57-8	835-8660	-	4
11	ずっと	(福)一羊会	H20. 10. 1	山内字上台15-1	827-2310	827-2311	16
12	竹飛歩	(福)一羊会	H12. 10. 1	桜二丁目24-17	837-4819	兼用	7
13	にぎやか倶楽部	(福)一羊会	H15. 10. 1	横森二丁目2-22	836-6019	兼用	6
14	風和里	(福)一羊会	H26. 9. 1	山内字田中311-2	827-2060	兼用	5
15	あいしんホーム	(福)愛心会	H17. 6. 1	土崎港中央五丁目9-30	846-7682	-	6
16	あいしんホームみなと	(福)愛心会	H19. 4. 1	土崎港中央四丁目3-7	846-7682	兼用	4
17	あいしんホームあおやま	(福)愛心会	H22. 4. 1	将軍野青山町12-5	857-0121	兼用	5
18	福寿草(男性のみ)	(医)久盛会	H 6. 4. 1	飯島字堀川84-21	845-4700	-	6
19	かすみ草(女性のみ)	(医)久盛会	H 8. 4. 1	飯島字堀川84-21	845-2079	-	6
20	鶴	(医)久盛会	H 4. 4. 1	土崎港中央四丁目4-24	846-5885	-	7
21	すずらん	(医)久盛会	H 8. 1. 1	飯島字堀川84-29	846-6125	-	17
22	トマト荘	(医)久幸会	H10. 4. 1	土崎港中央七丁目2-15	873-3011	-	20
23	にんじん(男性のみ)	(医)久幸会	H19. 6. 1	下新城中野字琵琶沼156-15	873-3011	-	7
24	じゃがいも(女性のみ)	(医)久幸会	H19. 6. 1	下新城中野字琵琶沼156-15	873-3011	-	7
25	なすび荘	(医)久幸会	H 7. 4. 1	下新城中野字琵琶沼232-1	873-3011	-	7
26	港北	(医)久幸会	H28. 11. 1	土崎港北七丁目1-17	857-5025	816-0558	9
26	杉翠荘	(医)仁政会	H15. 12. 1	土崎港中央六丁目3-3	847-7550	-	12
27	第二杉翠荘	(医)仁政会	H24. 9. 1	土崎港東二丁目7-32	847-0076	-	6

## 第5次秋田市障がい者プラン

28	あやめ荘	(医)回生会	H18. 10. 1	牛島西一丁目6-24	836-7551	-	6
29	さくら荘	(医)回生会	H18. 10. 1	茨島四丁目6-68	832-3203	-	6
30	げんきハウス金足	(医)久幸会	H15. 2. 1	金足追分字海老穴222	872-1116	-	18
31	雀(浮き雲)	(福)友遊会	H21. 7. 1	下新城中野字琵琶沼156-19	873-8158	-	7
32	雀(青空)	(福)友遊会	H21. 7. 1	下新城中野字琵琶沼156-19	873-8158	-	7
33	雪やなぎ	(福)秋田育明会	H23. 10. 1	柳田字佐渡端34-2	893-6711	-	5
34	白樺	(福)五輪坂秋峰会	H23. 5. 1	中通一丁目3-37	884-0051	-	7
35	Tune(ツネ)	(特非)秋田マック	H23. 11. 1	桜三丁目14-10	874-7021	-	6
36	あざみ	(医)久盛会	H24. 4. 1	飯島鼠田一丁目10-6	893-4735	-	18
37	まちなか	(福)グリーンローズ	H24. 9. 1	山王四丁目6-26山王9Kビル	828-7750	-	7
38	まちなか2	(福)グリーンローズ	H27. 3. 16	広面字堤敷5-31	828-7750	-	4
39	グループホームみやた	(医)わらべ会	H27. 4. 1	南通宮田15-44	853-6029	-	20
40	お結び	(特非)あきた結いネット	H27. 8. 1	桜ヶ丘一丁目3-13	825-0039	-	5
41	志を結び	(特非)あきた結いネット	H28. 2. 1	八橋新川向5-5	862-5160	-	5
42	ほっと	(福)秋田福祉協会	H25. 4. 1	上新城小又字睦市50	870-2361	870-2372	5
43	青い鳥	(有)夢紡	H29. 1. 1	茨島四丁目5-10	896-0071	896-0037	6

### ■地域活動支援センター(平成30年1月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	工房こすもす	工房こすもすの会	H 9. 4. 1	濁川字堀尾田1-126	868-9660	兼用	10
2	やすらぎの家	やすらぎの家	H 7. 4. 1	土崎港中央五丁目9-3	845-3158	兼用	10
3	クローバー	(医)久盛会	H12. 2. 1	飯島道東二丁目13-20	846-5328	846-5358	20
4	秋田市のぞみ地域活動支援センター	秋田市	H15. 4. 1	八橋南一丁目8-2	863-4481	兼用	20
5	秋田市南浜地域活動支援センター	秋田市	H15. 4. 1	新屋南浜町7-10	867-1650	兼用	20

### ■児童養護施設(平成30年1月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	感恩講児童保育院	(福)感恩講	M38. 12. 18	寺内神屋敷2-1	845-0483	兼用	60
2	聖園天使園	(福)みその	S23. 5. 1	保戸野すわ町1-58	823-2696	823-2699	63

### ■乳児院(平成30年1月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	秋田赤十字乳児院	日本赤十字社秋田県支部	S24. 8. 1	広面字釣瓶町100-3	884-1760	884-1762	30

### ■児童自立支援施設(平成30年1月1日現在)

NO	名称	経営主体	開設日	所在地	電話	FAX	定員
1	千秋学園	秋田県	M37. 4. 1	新屋下川原町1-2	862-2614	863-2416	75

## ■婦人保護施設（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田陽光園	県母子寡婦福祉連合会	S33. 6. 1	手形住吉町4-26	834-0906	833-4246	16

## ■救護施設（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	玉葉荘	(福)秋田県厚生協会	S37. 9. 1	雄和向野字吹欠下36-2	887-2235	887-2310	150

## ■その他施設（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	御所野交流センター	秋田市	H 9. 4. 1	御所野下堤5-1-6	826-0671	826-0672	-
2	河辺総合福祉交流センター	秋田市	H11. 8. 1	河辺北野田高屋字上前田表66-1	881-1201	882-3467	-
3	河辺高齢者健康づくりセンター	秋田市	H16. 3. 1	河辺三内字丸舞1-1	884-2111	-	-
4	雄和ふれあいプラザ	秋田市	H12. 1. 20	雄和妙法字上大部77-1	886-5071	886-5077	-

## ■福祉複合施設（再掲）（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H14. 11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	-

※一つの建物に、保育所、生活支援ハウス、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービスセンター、老人デイサービスセンターが入居する複合施設であり、1階には地域交流スペースも設置されている。

## ■特定・障害児・一般（地域）相談支援（平成30年1月1日現在）

NO	名 称	所 在 地	電 話	F A X	事 業 種 別			主たる 対象者
					特定	障が い児	一般	
1	秋田県身体障害者更生訓練センター	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	○	○	○	特定無し
2	高清水園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	○	○	○	特定無し
3	グリーンローズ	新屋表町8-5	828-7750	828-7750	○	○		特定無し
4	秋田聖徳会相談支援事業所	川元小川町1-8	874-9888	876-8416	○	○	○	特定無し
5	障害者生活支援センターほくと	下新城中野字街道端西11-1	873-7804	873-7804	○	○	○	特定無し
6	若竹	御所野地蔵田二丁目15-1	838-0428	839-5211	○	○	○	特定無し
7	竹生寮	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	○	○	○	特定無し
8	クローバー	飯島道東二丁目13-20	846-5328	846-5358	○		○	精神
9	いんく・ぽっと	山王四丁目6-26 山王9Kビル1号	893-3836	893-3837	○	○	○	特定無し
10	秋田県立医療療育センター	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	○	○		障がい児
11	ラポールほくと	中通四丁目3-23	874-8864	884-0505	○	○		特定無し
12	秋田ワークセンター	下北手柳館字前田面134	831-8010	864-2781	○			身体・知的
13	ごろりんはうす	川元山下町2-3	893-6991	893-6992	○	○		特定無し
14	自立支援センターほのぼの	大町二丁目5-1	866-8880	866-8887	○	○		身体・知的児
15	緑光苑	下北手宝川字種ヶ崎81-17	889-7001	889-7002	○			身体・知的・精神
16	ゆうこうえん	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	○	○	○	特定無し
17	ニコニコ	下新城中野字琵琶沼232-1	873-2729	873-7604	○	○		特定無し

## 第5次秋田市障がい者プラン

18	ねこの手	山王三丁目1-1 第二庁舎3階	874-7475	838-7474	○	○		特定無し
19	広面	広面字樋ノ沖69-1	853-8733	825-0303	○	○		特定無し
20	びりーぶ	茨島四丁目3-36 秋田アムテッククラブ内	893-3317	893-3318	○			特定無し
21	わたぼっち	泉南三丁目24-29キャトルパソン泉101	874-8897	874-8251	○	○		特定無し
22	カダル	新屋日吉町45-3-1	827-7716	827-7710	○	○		特定無し

### ■委託相談支援事業者（平成30年1月1日現在）

内 容	名 称	所 在 地	電 話	F A X
身体障がい関係	障害者生活支援センターほくと	下新城中野字街道端西11-1	873-7804	873-7804
知的障がい・療育支援関係	竹生寮	柳田字竹生168	834-2577	834-2219
精神障がい関係	指定相談支援事業所クローバー	飯島道東二丁目13-20	846-5328	846-5358

### ■その他の相談機関（平成30年1月1日現在）

内 容	名 称	所 在 地	電 話	F A X
発達障がい関係	秋田県発達障害者支援センター 「ふきのとう秋田」	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-8030	826-2414
就労とそれに伴う生活支援 関係	障害者就業・生活支援センター 「ウェルビューいずみ」	泉菅野二丁目17-27	896-7088	896-7078

## 特別支援学校の概況

各年5月1日現在

	種別	視覚支援学校 (旧 盲学校)					聴覚支援学校 (旧 ろう学校)					支援学校					
		年度	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
学校数	本校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	
	分校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学級数	幼稚部	1	1	1	2	2	1	2	2	3	4	—	—	—	—	—	
	小学部	2	3	2	1	1	6	5	3	4	3	39	38	38	42	40	
	中学部	2	4	3	3	1	3	3	4	2	3	33	31	31	32	35	
	高等部	5	5	5	5	4	5	5	7	7	6	41	43	46	43	39	
	専攻科	8	7	6	6	6	3	2	2	2	3	0	0	0	0	0	
	総数	18	20	17	17	14	18	17	18	18	19	113	112	115	117	114	
児童・生徒数(人)	幼・小学部	男	3	3	2	1	2	11	10	10	9	10	72	76	79	80	72
		女	1	2	2	2	3	7	7	5	6	7	36	34	36	41	42
	中学部	男	1	2	2	3	2	3	3	3	4	73	67	75	72	86	
		女	1	3	3	3	1	6	7	8	3	2	41	48	43	43	36
	高等部 本科	男	5	5	5	5	4	6	11	9	7	3	105	115	120	122	114
		女	3	1	2	2	2	6	4	4	5	6	68	59	63	62	67
	高等部 専攻科	男	6	11	9	10	10	3	2	1	1	3	0	0	0	0	0
		女	8	5	5	5	3	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	総計	男	15	21	18	19	18	23	26	23	20	20	250	258	274	274	272
		女	13	11	12	12	9	20	19	18	15	16	145	141	142	146	145
計		28	32	30	31	27	43	45	41	35	36	395	399	416	420	417	
教員数(人)		40	40	43	46	44	53	51	49	49	50	273	271	277	280	287	
職員数(人)		13	13	13	14	15	14	14	13	13	13	41	40	42	44	43	

※ 本資料は、「学校統計一覧」(秋田県教育委員会)を基に、本市に所在する特別支援学校のデータを集計したものである。

## 市の主な取組・事業の概要

### 1 市の主な取組・事業の一覧

事業名の掲載順については、「第4部 障がい福祉施策の展開（施策体系）」（151ページ～204ページ）の【市の主な取組・事業】の掲載順と同じです。

事業名の右横についているページ番号は、「2 市の主な取組・事業の概要等」（245ページ～278ページ）に掲載しているページ番号と一致します。

1	秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の 周知・啓発（障がい福祉課）	245
2	インターネット等による情報提供（障がい福祉課）	245
3	「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）	245
4	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領の 庁内周知（障がい福祉課）	246
5	障がい者差別解消支援地域協議会（障がい福祉課）	246
6	障がい者差別解消調整委員会（障がい福祉課）	246
7	地域福祉権利擁護事業（福祉総務課）	246
8	成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）	247
9	地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）	247
10	権利擁護体制の充実（長寿福祉課）	247
11	成年後見制度利用支援事業（長寿福祉課）	247
12	障がい者虐待防止事業（障がい福祉課）	248
13	児童虐待防止推進事業（子ども未来センター）	248
14	郵便等による不在者投票（選挙管理委員会事務局）	248
15	手話通訳者設置事業（障がい福祉課）	248
16	手話通訳者・要約筆記奉仕者派遣事業（障がい福祉課）	249
17	相談支援等事業（障がい福祉課）	249
18	重度障がい者等入院時意思疎通支援事業（障がい福祉課）	249
19	広報あきた等の発行（広報広聴課）	249
20	精神障がいについての正しい知識の普及（健康管理課）	249
21	障害者週間（障がい福祉課）	250
22	障がいのある方が製作した作品、製品の周知促進（障がい福祉課）	250
23	男女共生社会の推進（生活総務課）	250
24	「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）	250
25	点字広報の配布（障がい福祉課）	251
26	声の広報の配布（広報広聴課）	251
27	難聴児補聴器購入費助成事業（障がい福祉課）	251
28	人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）	251
29	消費生活相談事業（市民相談センター）	252
30	民生委員活動推進事業（福祉総務課）	252
31	ふれあい福祉相談センター事業（福祉総務課）	252
32	障がい者相談員の設置（障がい福祉課）	252
33	子ども未来センター相談事業（子ども未来センター）	253
34	障がい者総合支援協議会（障がい福祉課）	253

35	障がい児通所施設利用料無償化事業（障がい福祉課）	253
36	第2子以降障がい児通所施設利用料無償化事業（障がい福祉課）	253
37	育成医療給付事業（障がい福祉課）	254
38	身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）	254
39	視覚障害者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）	254
40	障害児通所支援（障がい福祉課）	254
41	日中一時支援事業（短期入所型）（障がい福祉課）	255
42	日中一時支援事業（放課後支援型）（障がい福祉課）	255
43	特別児童扶養手当申請の受付（障がい福祉課）	255
44	障害児福祉手当の支給（障がい福祉課）	255
45	児童扶養手当の支給（子ども総務課）	256
46	秋田市放課後児童健全育成事業（子ども育成課）	256
47	幼児発達支援事業（子ども健康課）	256
48	乳幼児健康診査事業（子ども健康課）	256
49	経過観察クリニック（子ども健康課）	257
50	未熟児養育医療給付事業（子ども健康課）	257
51	小児慢性特定疾病支援事業（子ども健康課）	257
52	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（子ども健康課）	257
53	特別支援教育就学奨励費（学事課）	258
54	就学児健康診断（学事課）	258
55	特別障害者手当の支給（障がい福祉課）	258
56	居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）	258
57	重度訪問介護（障がい福祉課）	259
58	同行援護（障がい福祉課）	259
59	行動援護（障がい福祉課）	259
60	重度障害者等包括支援（障がい福祉課）	259
61	生活介護（障がい福祉課）	260
62	療養介護（障がい福祉課）	260
63	自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）	260
64	就労移行支援（障がい福祉課）	260
65	就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）	261
66	短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）	261
67	就労定着支援（障がい福祉課）	261
68	地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）	261
69	移動支援事業（障がい福祉課）	262
70	更生医療給付事業（障がい福祉課）	262
71	障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）	262
72	民間の患者等搬送事業者の認定と乗務員に対する適任証の交付 （消防本部救急課）	262
73	救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）	263
74	介護保険の訪問看護（介護保険課）	263
75	介護保険のリハビリテーション（介護保険課）	263
76	地域福祉計画推進事業（福祉総務課）	263
77	緊急通報システム（長寿福祉課）	264
78	共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）	264
79	施設入所支援（障がい福祉課）	264

第5次秋田市障がい者プラン

80	身体障害者手帳の交付（障がい福祉課）	264
81	訪問入浴サービス（障がい福祉課）	265
82	日常生活用具の給付（障がい福祉課）	265
83	音声コードの普及（障がい福祉課）	265
84	手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業（障がい福祉課）	265
85	心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）	266
86	障がい者関係等団体への支援（障がい福祉課）	266
87	緊急通報システム事業（障がい福祉課）	266
88	食の自立支援事業（障がい福祉課）	266
89	自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）	267
90	視覚障がい者への図書館サービスの充実 （中央図書館明德館、土崎図書館）	267
91	自立生活援助（障がい福祉課）	267
92	療育手帳の交付申請の受付（障がい福祉課）	267
93	緊急通報体制の普及啓発（消防本部指令課）	268
94	心の健康相談（健康管理課）	268
95	精神障がい者交通費補助事業（健康管理課）	268
96	自立支援医療費（精神通院）支給認定申請の受付（健康管理課）	268
97	精神障害者保健福祉手帳交付申請の受付（健康管理課）	269
98	特定医療費（指定難病）支給認定申請（健康管理課）	269
99	特定疾患治療研究事業申請（健康管理課）	269
100	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請（健康管理課）	269
101	医療相談事業（健康管理課）	270
102	訪問相談・指導事業（健康管理課）	270
103	施設整備の推進（障がい福祉課）	270
104	福祉ホーム（障がい福祉課）	270
105	障がい者アート活動支援事業（障がい福祉課）	271
106	障がい者等自発的活動支援事業（障がい福祉課）	271
107	秋田市ボランティアセンター運営事業（福祉総務課）	271
108	一般健康相談（保健予防課）	271
109	福祉医療費給付事業（障がい福祉課）	272
110	インフルエンザの定期予防接種費用助成（健康管理課）	272
111	肺炎球菌感染症（高齢者）の定期予防接種費用助成（健康管理課）	272
112	障がい者バス無料化事業（障がい福祉課）	272
113	障がい者交通費補助事業（通院時タクシー料金一部助成） （障がい福祉課）	273
114	福祉有償運送（障がい福祉課）	273
115	食の自立支援事業（長寿福祉課）	273
116	企業に対する障がい者雇用の理解促進（企業立地雇用課）	273
117	障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進（企業立地雇用課）	274
118	障がい者の職場実習の受入れ（障がい福祉課）	274
119	障がい者スポーツの組織づくりと選手育成（スポーツ振興課）	274
120	飛び出せ文化部助成事業（文化振興課）	274
121	学習機会の充実（生涯学習室）	275
122	エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業（長寿福祉課）	275
123	市営住宅の整備（住宅整備課）	275

---

1 2 4	選挙等における障がい者への配慮（選挙管理委員会事務局）	2 7 5
1 2 5	バリアフリー基本構想の推進（都市計画課）	2 7 6
1 2 6	高齢者生活支援情報提供事業（長寿福祉課）	2 7 6
1 2 7	除雪ボランティア支援（福祉総務課）	2 7 6
1 2 8	障がい者等雪下ろし支援事業（障がい福祉課）	2 7 6
1 2 9	玄関間口の雪寄せ支援（道路維持課）	2 7 7
1 3 0	玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ支援（長寿福祉課）	2 7 7
1 3 1	自主防災組織育成事業（防災安全対策課）	2 7 7
1 3 2	防災関連システム運用経費（防災安全対策課）	2 7 7
1 3 3	「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）	2 7 8
1 3 4	災害対策緊急救援物資備蓄事業（防災安全対策課）	2 7 8

## 2 市の主な取組・事業の概要等

事業名および実施期間等については、平成29年度末時点のものであり、計画の実施過程において、社会・経済情勢等の変化により、記載内容が変更されることがあります。

事業名 (担当課)	1 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の周知・啓発（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)						
<p>平成30年4月1日から施行される「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の設定により目指す共生する社会の実現については、市民一人ひとりの意識の醸成を図ることが重要であります。</p> <p>また、条例の内容には、障害者基本法やいわゆる障害者差別解消法の理念としてもその内容が含まれていることから、障害者基本法等の重要な内容（地域社会における共生等、差別の禁止）について共有し、事業者および市民と協力しあいながら総合的な推進を図るため、周知啓発を行うもの。</p> <p>条例で定める共生する社会の実現に向けた基本となる施策</p> <p>(1) 理解の促進</p> <p>(2) 障がいのある人の情報の取得および意思疎通</p> <p>(3) 障がいのある人の自立および社会参加</p>						
事業名 (担当課)	2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)						
<p>障がい者がいつでも必要な情報を収集できるよう、随時障がい福祉課のホームページを最新の情報に更新しているほか、「障がい者のためのくらしのしおり」や各種申請書等をダウンロード可能としている。</p> <p>また、秋田市のホームページに関しては、アクセスしやすい、読みやすいページの作成に努めている。</p>						
事業名 (担当課)	3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)						
<p>障がい者が障害福祉サービス等に関する情報を適切に得られるよう、随時最新の情報を広報あきたへ掲載する。</p> <p>また、障がい者施策に関する広報テレビ番組の製作等を随時行う。</p>						

事業名 (担当課)	4 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領の庁内周知（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障がいのある方に対する不当な差別の禁止や合理的配慮の提供等、市職員が適切に対応するために必要な事項を定めた「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領」について、庁内周知を図り、障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るもの。						
事業名 (担当課)	5 障がい者差別解消支援地域協議会（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障がい者差別解消法第17条に基づき設置する協議会で、障がい者を理由とする差別の解消に向け、関係機関が必要な情報を交換するとともに、障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がい者を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。						
事業名 (担当課)	6 障がい者差別解消調整委員会（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障がい者を理由とする差別に対する相談事案について、市に対して助言又はあっせん の申立てがあった場合に、市が相談事案の関係者に対して、助言又はあっせんを行う ことの適否について審議を行う。						
事業名 (担当課)	7 地域福祉権利擁護事業（福祉総務課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 秋田市社会福祉協議会（中央地区福祉生活サポートセンター）において、専門員が 利用者の各種相談に応じて支援内容を決定し、契約に基づいて生活支援員が福祉サー ビスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等を行う。						

事業名 (担当課)	8 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 判断能力が不十分なため、財産の管理や契約の締結等の法律行為が困難な障がい者に代わり、法律行為を代行する成年後見制度の利用について支援する。判断能力が不十分な障がい者のうち、身寄りがいる場合においては、相談支援事業者等が制度利用について支援する。身寄りがいない場合等、当事者による申立が困難である障がい者については、審判の請求を行い、その費用を一時立て替える。また、審判請求による費用や後見人等の費用については、必要に応じ全部又は一部を助成する。						
事業名 (担当課)	9 地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 市内18箇所の日常生活圏域（概ね中学校区）ごとに地域包括支援センターを設置しており、保健師等や社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の職員が、その専門知識や技能を生かし、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどを行っています。また、地域で高齢者を支える多職種によるネットワーク構築を進めるため、地域ケア会議の充実を図っています。						
事業名 (担当課)	10 権利擁護体制の充実（長寿福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 高齢者数の増加に伴って、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者も増えることから、成年後見制度の利用促進や消費者被害の未然防止、虐待の未然防止などの取組を進めます。						
事業名 (担当課)	11 成年後見制度利用支援事業（長寿福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 身寄りがいない、認知症など的高齢者の権利擁護のため、家庭裁判所に後見等開始申立てを行います。また、市長申立又は市長申立以外の成年後見人等への報酬助成を行います。						

事業名 (担当課)	1 2 障がい者虐待防止事業（障がい者虐待防止センター） （障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障がい者虐待の防止のため、障がい者虐待に関する情報や、通報先となる障がい者虐待防止センターの周知を徹底する。 また、虐待事案が発生した場合の対応として、対応マニュアルに基づき関係機関との円滑な連携を図り、事案解決に努めます。						
事業名 (担当課)	1 3 児童虐待防止推進事業（子ども未来センター）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との連携強化や支援体制を整備するとともに、市民に対して、虐待防止の啓発活動を行う。						
事業名 (担当課)	1 4 郵便等による不在者投票（選挙管理委員会事務局）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 身体に重度の障がいがあり一定の要件に該当する選挙人からの申請により、郵便等投票証明書を発行し、自宅等で郵便による投票ができる制度を周知する。						
事業名 (担当課)	1 5 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 聴覚、言語機能、音声機能等に障がいのある方が意思疎通を円滑に図ることができるよう、手話通訳者を設置し、障がい福祉課を主とした市役所庁舎内窓口および派遣場所における手話通訳や派遣コーディネートを行う。						
事業名 (担当課)	1 6 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 聴覚、言語機能、音声機能等に障がいのある方が意思疎通を円滑に図ることができるよう、手話通訳者および要約筆記者の派遣登録を行い、派遣依頼に応じて、登録者を派遣する。						

事業名 (担当課)	17 相談支援等事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)						
<p>1 相談支援事業・・・障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>2 基幹相談支援等機能強化事業・・・社会福祉士等、専門的な知識や能力を有する職員を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等へ対応する。</p> <p>3 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)・・・保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対して、必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通して、障がい者の地域生活を支援する。</p> <p>4 障害児等療育支援事業・・・在宅療養等に関する相談や各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い、在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)の地域生活を支援する。</p>						
事業名 (担当課)	18 重度障がい者等入院時意思疎通支援事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)						
<p>在宅で生活している重度障がい者等のうち、意思疎通が困難な障がい者が医療機関に入院した際に、本人の意思を医療従事者に伝えることができる者を医療機関に派遣し、本人の意思疎通を支援する。</p>						
事業名 (担当課)	19 広報あきた等の発行 (広報広聴課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)						
<p>広報あきた、市民便利帳にて、障がい者へ様々な行政サービス等をお知らせするとともに、制度改正等については、わかりやすい紙面づくりに努めています。また、障がい者への理解を高めるため、障がい者の活動・取組なども紹介するようにしています。</p>						
事業名 (担当課)	20 精神障がいについての正しい知識の普及 (健康管理課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)						
<p>精神障がいについての正しい知識を普及し、市民の精神障がい者に対する誤解や偏見をなくし、社会参加と自立についての理解と関心を深めるとともに、市民自らがこころの健康づくりに関心を持ち、こころの健康問題に対処できる力を養う。</p>						

事業名 (担当課)	2 1 障害者週間（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>国が定めた障害者週間（12月3日～12月9日）にあわせ、広報活動や趣旨に基づいた事業を実施する。</p>					
事業名 (担当課)	2 2 障がいのある方が製作した作品、製品の周知促進（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>障がいのある方が製作した作品や障害者就労支援事業所で製作している製品について、市の公共施設での展示や、市が主催する各種イベントにおける展示について支援する。</p> <p>また、障害者優先調達法に基づき、市が発注する製品について、障がい者施設等への発注を促進する。</p>					
事業名 (担当課)	2 3 男女共生社会の推進（生活総務課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>①秋田市男女共生推進会議を開催し、各種施策・事業を推進します。</p> <p>②女性人材リストの充実を図り、本市審議会等への女性の参画を推進します。</p> <p>③男女共生に関する講座の開催や男女共生ネットワークニュースの発行を通じて、男女共生に関する市民への意識啓発を図ります。</p>					
事業名 (担当課)	2 4 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>障がい者にとって必要な情報を集約した冊子「障がい者のためのくらしのしおり」を、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付する際に配布している。</p>					

事業名 (担当課)	25 点字広報の配布 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	点字を読む視覚障がい者に対して、点字広報を年4回発行し、希望する視覚障がい者に送付している。その内容については、保存して繰り返し読むものとして活用されている。					
事業名 (担当課)	26 声の広報の配布 (広報広聴課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	広報あきたの内容を朗読してCDに録音し、希望する視覚障がい者に年24回発送し、市政情報等を定期的に提供する。					
事業名 (担当課)	27 難聴児補聴器購入費助成事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	身体障害者手帳の交付の対象とならない程度の18歳未満の難聴児に対し、補聴器の購入・修理費用の一部を助成する。					
事業名 (担当課)	28 人工内耳体外部装置購入費助成事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	人工内耳を装用する障がい者および障がい児に対し、人工内耳用の体外部装置の買換えに要する費用の一部を助成する。					

事業名 (担当課)	29 消費生活相談事業（市民相談センター）					
実施期間	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
	●	●	●	●	●	●
(事業概要)						
<p>老人会、婦人会、学生向け出前講座の他、地域包括支援センター職員等障がい者に接する機会の多い方を対象に、サポート情報を盛り込んだ出前講座を開催する。</p> <p>また、消費生活相談員のスキルアップを図り障がい者に対応した相談体制を充実させる。</p>						
事業名 (担当課)	30 民生委員活動推進事業（福祉総務課）					
実施期間	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
	●	●	●	●	●	●
(事業概要)						
<p>民生委員・児童委員は民生委員法に基づき、障がい者等に対する援護活動や相談・助言活動等、地域社会の福祉向上にむけた様々な取組を行っている。民生委員活動を支援するため、民生委員の指揮監督、推薦および指導訓練を行うとともに、指導訓練等に関する費用を負担している。</p>						
事業名 (担当課)	31 ふれあい福祉相談センター事業（福祉総務課）					
実施期間	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
	●	●	●	●	●	●
(事業概要)						
<p>市社会福祉協議会において、月～金曜日の9時～16時まで相談員が日常的な悩みや困りごとなどの総合相談を行う。また毎月第3月曜日には弁護士相談も実施している。</p>						
事業名 (担当課)	32 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
	●	●	●	●	●	●
(事業概要)						
<p>地域において障がい者や保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行う「身体障害者相談員」および「知的障害者相談員」を設置している。</p> <p>多様化する相談事案に対応するため、相談員研修会を実施し、資質向上に努めている。</p>						

第5次秋田市障がい者プラン

事業名 (担当課)	33 子ども未来センター相談事業（子ども未来センター）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 専門の相談員を配置し、関係機関と連携を図りながら、電話および面談等により、家族や児童等からの相談に応じている。						
事業名 (担当課)	34 障がい者総合支援協議会（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 秋田市障がい者総合支援協議会（秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会委員兼務：委員数13人）は、委託相談支援事業者の運営評価のほか、関係機関のネットワーク構築等およびそれに向けた課題の情報共有に関する事項等について協議を行う。 また、協議会の下部組織として、相談支援部会（相談支援事業者等）、就労部会（雇用関係機関、特別支援学校関係者等）、児童部会（児童支援関係機関、特別支援学校関係者等）を設置し、具体的な課題解決のための協議の場を設けている。						
事業名 (担当課)	35 障がい児通所施設利用料無償化事業（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障がいのある未就学児を対象とした児童発達支援および医療型児童発達支援を利用した際の利用者負担金を無償化し、子どもを安心して産み育てることができるように支援する事業。						
事業名 (担当課)	36 第2子以降障がい児通所施設利用料無償化事業（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 第2子以降の障がい児について、未就学児を対象とした児童発達支援および医療型児童発達支援を利用した際の利用者負担金を無償化し、第2子以降を安心して産み育てることができるように支援する事業。						

事業名 (担当課)	37 育成医療給付事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 18歳未満の児童で、身体上の障がいを有するか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる方が、生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受けることができる。						
事業名 (担当課)	38 身体障がい児(者)等補装具給付等事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具を交付(修理)し、身体障がい児(者)および難病に罹患している者の日常生活や社会生活の向上を図る。						
事業名 (担当課)	39 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 視覚障がい者および視覚障害がある障がい児が視覚障害者用電子白杖を購入する際に、その費用の一部を助成する。						
事業名 (担当課)	40 障害児通所支援 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童(発達障がい児含む。)に対して給付決定するもの。 障害児通所支援には、①未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行う「児童発達支援」、②上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練又は理学療法等の機能訓練を医学的管理下で支援を行う「医療型児童発達支援」、③就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う「放課後等デイサービス」、④障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う「保育所等訪問支援」がある。さらに30年度から新たに、いわゆる重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な場合に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」が新設された。						

事業名 (担当課)	4 1 日中一時支援事業（短期入所型）（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	障がい児者を介護を行う者が急病、冠婚葬祭、介護疲れ等一時的な理由でその他やむを得ない理由で当該障がい児者を介護することができない場合に、施設において一時的に介護する。					
事業名 (担当課)	4 2 日中一時支援事業（放課後支援型）（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	特別支援学校に通う小中学生が、放課後および夏休み等の長期休業中に、活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ保護者の就労を支援する事業。					
事業名 (担当課)	4 3 特別児童扶養手当申請の受付（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	身体、知的に中程度以上の障がいがある20歳未満の子どもを扶養している父や母又は父母に代わって養育している方に対し、特別児童扶養手当を支給するための申請受付窓口として事務手続きを行う。 認定の判定は秋田県が行う。					
事業名 (担当課)	4 4 障害児福祉手当の支給（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	20歳未満で、身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする方に対し、障害児福祉手当を支給する。					

事業名 (担当課)	45 児童扶養手当の支給 (子ども総務課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童、もしくは生計を同じくする父又は母に重度の障がいがある児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、当該児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。</p>					
事業名 (担当課)	46 秋田市放課後児童健全育成事業 (子ども育成課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>特別支援学級在籍児童等を受け入れている放課後児童クラブに対し、委託料の運営基本額に障がい児受入に要する経費の一部を加算し、障がい児受入を促進する。</p>					
事業名 (担当課)	47 幼児発達支援事業 (子ども健康課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>教育・保育施設等の集団生活の中で表面化する幼児の行動発達面の問題を早期に発見し、就学にむけた支援を行う。</p>					
事業名 (担当課)	48 乳幼児健康診査事業 (子ども健康課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>乳児(4か月児、7か月児、10か月児)、幼児(1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児)を対象に健康診査を行う。</p>					

事業名 (担当課)	49 経過観察クリニック (子ども健康課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	1歳6か月児健康診査等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う。					
事業名 (担当課)	50 未熟児養育医療給付事業 (子ども健康課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	入院医療を必要とする未熟児に対し、医療の給付を行う。					
事業名 (担当課)	51 小児慢性特定疾病支援事業 (子ども健康課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	慢性疾病により、長期にわたり療養を必要とする方(18歳未満。継続の場合は、20歳到達まで)に医療費を給付する。また、日常生活の便宜を図るため、受給者からの申請に基づき日常生活用具を給付する。					
事業名 (担当課)	52 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (子ども健康課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	慢性疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の自立支援のための情報提供や相談、助言を行う。					

事業名 (担当課)	53 特別支援教育就学奨励費 (学事課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況等に応じて就学に必要な経費（通学費、給食費、学用品費、修学旅行費等）を援助する。</p>					
事業名 (担当課)	54 就学児健康診断 (学事課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>学校保健安全法第11条の規定に基づく健康診断を実施し、疾病を有する就学予定者の保護者に対し、入学まで必要な治療を行うよう勧告している。また、学校生活に支障となる疾病（知的障がい、肢体不自由、病弱等）を有する、又は、疑いのあるときは、就学相談、就学指導を実施している。</p>					
事業名 (担当課)	55 特別障害者手当の支給 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>20歳以上で身体障害者手帳おおむね1～2級程度の障がい重複しており、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に対し、特別障害者手当を支給する。</p>					
事業名 (担当課)	56 居宅介護 (ホームヘルパー) (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および清掃等の家事援助等を行う。</p>					

事業名 (担当課)	57 重度訪問介護 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する方の自宅を訪問し、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的に行う。</p>					
事業名 (担当課)	58 同行援護 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等が、外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な援助を行う。</p>					
事業名 (担当課)	59 行動援護 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行う。</p>					
事業名 (担当課)	60 重度障害者等包括支援 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい障がいのある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護その他複数の幅広い障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行う。</p>					

事業名 (担当課)	6 1 生活介護 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>障害者支援施設等で、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。</p>					
事業名 (担当課)	6 2 療養介護 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>医療と常時の介護を要する方に病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話その他必要な医療を行う。</p>					
事業名 (担当課)	6 3 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>機能訓練：身体障がい者又は難病等対象者に対して、身体機能の回復等に必要なる理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや生活等に関する相談や助言等を行う。</p> <p>生活訓練：知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行う。</p>					
事業名 (担当課)	6 4 就労移行支援 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、訓練、求職活動に関する相談、就職後の職場定着のための相談支援等を行う。</p>					

事業名 (担当課)	65 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 就労継続支援A型：一般企業等での就労が困難な方に、原則、雇用契約に基づき就労する機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力等の向上のために必要な訓練等を行う。  就労継続支援B型：一般企業等での就労が困難な方に、就労する機会を提供（雇用契約は結びません。）するとともに、一般就労に必要な知識・能力等の向上のために必要な訓練等を行う。						
事業名 (担当課)	66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 自宅で介護する方が病気、冠婚葬祭、介護疲れ等の場合などに、短期間、夜間を含め、一時的に障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。						
事業名 (担当課)	67 就労定着支援（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者との相談を通じて、生活面での課題を把握するとともに企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行う。（平成30年4月から）						
事業名 (担当課)	68 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 創作活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図る。						

事業名 (担当課)	69 移動支援事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>屋外での移動が困難であると認められる障がい児(者)について、社会生活上必要不可欠な外出および余暇生活等の社会参加のための外出が安全かつ円滑にできるよう、移動についての支援を行う。</p>					
事業名 (担当課)	70 更生医療給付事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいの程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療(人工透析や人工関節の手術等)を指定医療機関で受けることができる。</p>					
事業名 (担当課)	71 障がい者スポーツ大会・教室開催事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>スポーツ大会・教室を通じて、障がい児者の体力増強、交流および余暇活動等に資するため、スポーツ大会およびスポーツ教室を開催し、障がい児者の社会参加を促進する。</p>					
事業名 (担当課)	72 民間の患者等搬送事業者の認定と乗務員に対する適任証の交付 (消防本部救急課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>緊急性の低い入退院や通院、転院、社会福祉施設への送迎時などの移動手段を提供する患者等搬送事業者の認定を行う。</p>					

事業名 (担当課)	73 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 市社会福祉協議会において、主に高齢者を対象として、かかりつけ医療機関や持病等などの救急情報を保管し緊急時に活用できるよう、救急医療情報キットの配布・普及を行っている。また救急情報の更新漏れを防ぐため、同協議会が実施している「見守りネットワーク事業」と連携し、年1回程度利用者宅への訪問活動を行っている。						
事業名 (担当課)	74 介護保険の訪問看護（介護保険課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 介護保険法で定める訪問看護とは、居宅要介護者（主治医の医師がその治療の必要の程度について厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る）について、その者の居宅において看護師その他省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職によって提供されるサービスである。						
事業名 (担当課)	75 介護保険のリハビリテーション（介護保険課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 1 訪問リハビリテーション 病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士が要介護者等の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法等の必要なりハビリテーションを行います。 2 通所リハビリテーション 介護老人保健施設や病院・診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なりハビリテーションを提供します。						
事業名 (担当課)	76 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 秋田市地域福祉計画に基づき、孤立予防や災害時要援護者の避難支援などの支え合いの地域づくりを推進する。						

事業名 (担当課)	77 緊急通報システム (長寿福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>障がい者を含むひとり暮らしの等の高齢者世帯に対し、民間事業者への委託による「緊急通報システム」(携帯用無線送受信機および専用通話機の貸与)により、定期的な安否確認と急病・災害時の迅速かつ適切な対応を行っています。</p>					
事業名 (担当課)	78 共同生活介護 (グループホーム) (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。</p>					
事業名 (担当課)	79 施設入所支援 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</p>					
事業名 (担当課)	80 身体障害者手帳の交付 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>身体障害者手帳の交付対象となる障がいの種類は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫、肝臓機能となっており、障がいの程度に応じて1級から6級までの等級がある。</p> <p>障害認定は、身体障害者福祉法第15条による指定医師が身体障害認定基準を基に作成した診断書により、本市が記載内容を確認・審査の上、可否を決定し、該当する場合に手帳を交付している。</p> <p>審査において、秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会審査部会の判断が必要な時は、3か月に1回の審査部会へ諮問するため、交付が保留となる場合もある。</p> <p>交付の際に「障がい者のためのくらしのしおり」を配布し、各種制度の説明を行っている。</p>					

事業名 (担当課)	8 1 訪問入浴サービス (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>18歳以上で、在宅の身体障がい者又は難病に罹患している方のうち、歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な方に訪問による入浴サービス(入浴車の派遣)を行う。</p>					
事業名 (担当課)	8 2 日常生活用具の給付 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>在宅の障がい者の方、難病に罹患している方が自宅での家庭生活の不便を解消し、円滑な日常生活が送られるように、必要な用具を給付する。</p>					
事業名 (担当課)	8 3 音声コードの普及 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>重度の視覚障がい者への情報保障の一助として、音声コードの普及を図るとともに、音声コード付き文書を読むことができるよう、「視覚障害者用活字文書読上装置」を日常生活用具の指定品目とする。</p>					
事業名 (担当課)	8 4 手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>1 手話奉仕員養成研修事業                      日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の意思疎通手段の確保および拡大を図る。養成講座修了生が、秋田県が実施する手話通訳者養成事業へ進むことができるよう、県事業との連携を図る。</p> <p>2 要約筆記者養成研修事業                      要約筆記に必要な知識を習得した要約筆記者を養成し意思疎通を図ることに支障がある障がい者の意思疎通手段の確保および拡大を図る。</p>					

事業名 (担当課)	85 心身障害者扶養共済掛金給付事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>「秋田県心身障害者扶養共済制度」に加入している低所得者に対し、納付する掛金の一部を給付する。</p>					
事業名 (担当課)	86 障がい者関係等団体への支援 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>「障がい者のためのくらしのしおり」や、障がい福祉課ホームページにおいて、各障がい者関係団体の活動内容を掲載し紹介する。</p> <p>秋田市身体障害者協会等が行う事業・活動に対し、予算額の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>○秋田市身体障害者協会…ふれあいの集い、「身障だより」発行等 ○秋田市手をつなぐ育成会…福祉大会の開催、会報「きずな」発行等</p>					
事業名 (担当課)	87 緊急通報システム事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>在宅の一人暮らしの重度身体障がい者（2級以上）の方に対し、急病・災害時に協力員や関係機関に救助を求めることのできる携帯用無線送受信機および専用通話機を貸与し、緊急時に迅速に対応し、安全確保を図るもの。</p>					
事業名 (担当課)	88 食の自立支援事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>在宅の1人暮らしで食事の調理が困難な重度身体障害者（2級以上）の方に対し、昼食もしくは夕食を配食するとともに、利用者の安否確認を行う。</p>					

事業名 (担当課)	89 自動車運転免許取得費、改造費助成事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 自動車運転免許取得費助成事業：障がいのある方が、普通自動車運転免許に限り、その取得に要した費用のうち10万円を助成する。 対象者は、身体障害者手帳（上肢、下肢、聴覚などの4級以上）又は療育手帳の交付を受けた方で、自動車運転免許を取得することで就労等の社会参加が見込まれ、公安委員会で行う障がいのある方に対する適正試験において、条件を付せられた方。 自動車改造費助成事業：障がいのある方が自動車を運転する場合、障がいにあわせて自動車の運転装置や駆動装置等の一部を改造する改造費のうち、10万円を上限に改造にかかった実費を助成します。 対象者は、身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹機能障害3級以上）の交付を受けている方で、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する方。						
事業名 (担当課)	90 視覚障がい者への図書館サービスの充実 (中央図書館明德館、土崎図書館)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 朗読サービス(対面、テレフォンサービス)、朗読ボランティアの育成、弱視者を対象とした大活字図書の収集						
事業名 (担当課)	91 自立生活援助 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、定期的に障害者の居宅を訪問し、生活において課題はないかを確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。 定期訪問以外でも利用者からの相談・要請があった際には、訪問、電話、メール等により随時の対応を行う。(平成30年4月から)						

事業名 (担当課)	9 2 療育手帳の交付申請の受付 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 療育手帳の申請受付、交付事務を行う。 障がいの程度の判定は、秋田県が行い、障がいの程度により、A (最重度・重度) 又はB (中度・軽度) の判定となる。 交付の際に、「障がい者のためのくらしのしおり」を配布し、各種制度の説明を行っている。						
事業名 (担当課)	9 3 緊急通報体制の普及啓発 (消防本部指令課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) FAX等による119番通報システムの周知						
事業名 (担当課)	9 4 心の健康相談 (健康管理課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 心の健康について、本人や家族等からの相談を受け、状況に応じて受診を勧める等の支援を行う。						
事業名 (担当課)	9 5 精神障がい者交通費補助事業 (健康管理課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 通院および訓練施設への通所のために路線バスを利用する精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、福祉特別乗車証を発行し、バス運賃を無料化する。						
事業名 (担当課)	9 6 自立支援医療費 (精神通院) 支給認定申請の受付 (健康管理課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給認定申請 (精神通院) を受け付ける。支給認定は秋田県が行う。						

事業名 (担当課)	97 精神障害者保健福祉手帳交付申請の受付（健康管理課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	精神障害者保健福祉手帳の申請を受け付ける。判定は秋田県が行う。					
事業名 (担当課)	98 特定医療費(指定難病)支給認定申請（健康管理課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	指定難病331疾病について、申請により、特定医療費(指定難病)受給者証が交付され、医療費の自己負担が軽減される。					
事業名 (担当課)	99 特定疾患治療研究事業申請（健康管理課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	4疾患について、申請により、特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の自己負担が軽減される。					
事業名 (担当課)	100 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請（健康管理課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	12疾患について、申請により、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証が交付され、医療費の自己負担が軽減される。					

事業名 (担当課)	101 医療相談事業 (健康管理課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 専門医による講話、個別相談の実施とともに、患者同士の交流、情報交換会を開催する。						
事業名 (担当課)	102 訪問相談・指導事業 (健康管理課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 在宅での難病患者、家族の精神的負担の軽減を図るため訪問等による相談を行う。						
事業名 (担当課)	103 施設整備の推進 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障がいのある方の地域における自立と社会参加を促進していくために必要な施設について、計画的に整備を図っていく。						
事業名 (担当課)	104 福祉ホーム (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 住宅を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、ホーム運営する社会福祉法人に対し、運営費の一部を補助する。 平成18年10月より「福祉ホーム事業」が市町村地域生活支援事業となったことから、実施主体が秋田県から市町村に移行された。福祉ホーム利用者の出身市町村が複数にわたるため、各市町村で入所人数の按分により補助を実施するもの。 (平成30年1月1日現在入居者なし)						

第5次秋田市障がい者プラン

事業名 (担当課)	105 障がい者アート活動支援事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>アート活動を支援を通じて、芸術性の高い「表現する力」のある方を発掘し、のちの芸術分野における就労等につながるよう、秋田県内在住の18歳以上の障がいのある方が制作した作品を集めた作品展の開催等を行う。</p>					
事業名 (担当課)	106 障がい者等自発的活動支援事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>障がい者等やその家族、地域住民および関係諸団体が自発的に行う活動（ピアサポート等）に対して、事業運営委員会での審査を経て、予算額の範囲内において1団体あたり年間300千円を上限（同一活動への支援は最長3年間）として補助金を交付する。</p>					
事業名 (担当課)	107 秋田市ボランティアセンター運営事業 (福祉総務課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>福祉ボランティアの活動希望者と派遣希望者を結ぶ機能として、秋田市ボランティアセンターにコーディネーターを設置し、福祉ボランティアの登録・紹介・調整相談業務を行うほか、ボランティア養成講座の開催、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行う。</p>					
事業名 (担当課)	108 一般健康相談 (保健予防課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要)	<p>地域等で、保健師、栄養士、歯科衛生士による個別の状況に応じた健康相談を実施する。</p>					

事業名 (担当課)	109 福祉医療費給付事業（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 重度心身障がい児(者)（身体障害者手帳1～3級又は療育手帳A所持者）、高齢身体障がい者（65歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者）の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成する。						
事業名 (担当課)	110 インフルエンザの定期予防接種費用助成（健康管理課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級を所持している者に対し、予防接種法に基づき、インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。						
事業名 (担当課)	111 肺炎球菌感染症（高齢者）の定期予防接種費用助成（健康管理課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級を所持している者に対し、予防接種法に基づき、高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成する。						
事業名 (担当課)	112 障がい者バス無料化事業（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 市内に居住する在宅の「身体障害者手帳」および「療育手帳」をお持ちの方を対象に、申請に応じて、「福祉特別乗車証」を交付している。 バス事業者が行う各手帳による割引と「福祉特別乗車証」との併用により、秋田市内の路線バスに限り、無料で乗車することが可能となる。						

第5次秋田市障がい者プラン

事業名 (担当課)	113 障がい者交通費補助事業（通院時タクシー料金一部助成） （障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
<p>(事業概要)</p> <p>市内に居住する在宅の身体障がい者手帳をお持ちの方に対し、タクシー利用券を交付し、通院時の移送費用の一部を助成している。</p> <p>対象者：内部機能障害1級、下肢および体幹機能障害1～3級、視覚障害1～3級                  交付枚数：1か月あたり4枚。</p> <p>ただし、じん臓機能障害1級で、人工透析のためタクシーで通院している方は、別途申請により、1か月あたり12枚追加交付が受けられる。</p> <p>※タクシー利用券は、秋田市内での通院に限り、1回の乗車につき1枚の使用で、身体障害者手帳による割引後（1割引）の運賃から580円が割引される。</p>						
事業名 (担当課)	114 福祉有償運送（障がい福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
<p>(事業概要)</p> <p>特定非営利法人等が、高齢者や障がい者等、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償による移動サービスを行う。</p>						
事業名 (担当課)	115 食の自立支援事業（長寿福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
<p>(事業概要)</p> <p>障がい者を含むひとり暮らし等の高齢者世帯に対し、民間事業者への委託により、定期的な居宅訪問と栄養のバランスの取れた食事の提供をとおして安否確認を行うとともに、健康の維持・増進という観点からアセスメントを行っています。</p>						
事業名 (担当課)	116 企業に対する障がい者雇用の理解促進（企業立地雇用課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
<p>(事業概要)</p> <p>ハローワーク秋田主催の障がい者と企業が面接する「きらめき就職面接会」のPRに協力する。また、9月の障害者雇用支援月間には、障がい者の雇用に関するパンフレットでの普及啓発に努める。さらに、障害者法定雇用率の達成を図るための秋田労働局・ハローワーク秋田・秋田障害者職業センターなどの関係機関が行う取組に協力する。</p>						

事業名 (担当課)	117 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進 (企業立地雇用課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障害者就業・生活支援センターが民間企業の協力のもと職場実習を実施する際に、受入事業所の募集のPRに協力する。						
事業名 (担当課)	118 障がい者の職場実習の受け入れ (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 特別支援学校や就労移行支援事業所等からの要望に応じて、市所管施設等での職場実習の受け入れを行う。						
事業名 (担当課)	119 障がい者スポーツの組織づくりと選手育成 (スポーツ振興課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障がい者スポーツ教室や講演会の開催、指導者の養成などにより、基盤整備を進め、パラリンピック等国際競技大会へ出場する選手の発掘・育成を目指す。						
事業名 (担当課)	120 飛び出せ文化部助成事業 (文化振興課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 市内の中・高等学校の文化部が有料の会場を利用して行う発表会等の会場費を助成する。また、特別支援学校の生徒が行う文化活動のうち、展示会等の会場費、美術展等への作品出展料、作品の製作に必要な画材等の材料費などの経費を助成する。						

第5次秋田市障がい者プラン

事業名 (担当課)	1 2 1 学習機会の充実（生涯学習室）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 障がいのある方の健康維持管理をはじめ、積極的な社会参加や教養を高める学習機会を提供する。						
事業名 (担当課)	1 2 2 エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業（長寿福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画の基本理念、基本目標に基づいて、高齢者や障がい者などにやさしい取組を継続的に行う事業者・団体等を、本市の「エイジフレンドリーパートナー」として登録します。 登録した事業者・団体等は、取組内容（※）と目標を定めた3年計画を作成し、実施状況について自己評価を行いながら、本市のパートナーとして主体性を持って活動を推進していきます。 ※取組内容：休憩するいすやスペースの設置・車いすやシルバーカーが通りやすい通路の確保・高齢者が使いやすい駐車スペースの設置 など						
事業名 (担当課)	1 2 3 市営住宅の整備（住宅整備課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 高齢者や障がい者等が安心して安全に暮らすことができるようバリアフリーなどに配慮した市営住宅の建替を行う。						
事業名 (担当課)	1 2 4 選挙等における障がい者への配慮（選挙管理委員会事務局）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 点字器および点字の氏名掲示を全投票所に配布し、車いす、車いす用記載台、スロープを必要な投票所へ設置する。						

事業名 (担当課)	125 バリアフリー基本構想の推進 (都市計画課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 高齢者や障がい者、市、公安委員会、特定事業等の実施主体が参加する「秋田市バリアフリー協議会」において、秋田市バリアフリー構想に位置づけた事業の進捗管理を行います。						
事業名 (担当課)	126 高齢者生活支援情報提供事業 (長寿福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 本市において提供を受けることができるインフォーマルサービスに関する情報を調査・集約し、冊子や市ホームページを介して高齢者世帯等に提供します。 また、社会のニーズを的確に捉えたうえで、最新の情報を提供していく必要があるため、毎年情報更新のための調査(委託)を実施します。						
事業名 (担当課)	127 除雪ボランティア支援 (福祉総務課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 市社会福祉協議会で行っている除雪ボランティア派遣に対して、ボランティア保険の費用を負担し、安心してボランティア活動が行えるように補助している。						
事業名 (担当課)	128 障がい者等雪下ろし支援事業 (障がい福祉課)					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 道路豪雪対策本部が設置された際に、自力で雪下ろしをすることが困難な高齢者や障がい者の世帯に対し、雪下ろしおよびそれに伴う排雪に要する費用の一部を助成する。 ※積雪で家屋倒壊の危険がある場合は、同本部が設置されていない場合でも、現地調査を行い助成の可否を決定します。						

第5次秋田市障がい者プラン

事業名 (担当課)	129 玄関間口の雪寄せ支援（道路維持課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 概ね65歳以上の高齢者だけの世帯又は身体の不自由な方だけの世帯を対象に、除雪の際に生じた雪の塊などについて玄関先や車庫前に限り、事前に道路除排雪対策本部に申し出のあった世帯を対象に雪寄せする。						
事業名 (担当課)	130 玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ支援（長寿福祉課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯を対象に、玄関先から道路に出るまでの通路の雪寄せを行います。						
事業名 (担当課)	131 自主防災組織育成事業（防災安全対策課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 自主防災組織の未組織町内会に対して自主防災リーダー研修会への参加を呼びかけるなど、組織の必要性を訴え結成を促進すると共に、防災資機材を助成するなど、既存組織の育成を図る。						
事業名 (担当課)	132 防災関連システム運用経費（防災安全対策課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 災害の種類や規模に応じた情報をより迅速かつ正確に地域住民等へ提供するための「防災ネットあきた」等の円滑な運用を行う。						

事業名 (担当課)	133 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 身体障がい者や精神障がい者等の災害時要援護者が災害時に地域の支援で無事に避難できるよう、平常時から福祉災害マップの作成、緊急連絡網の整備、避難・防災訓練の実施、個別避難支援プランの作成等の避難支援体制づくりを整備し、災害発生時には避難情報の伝達、安否確認等の一連の避難支援を行う。						
事業名 (担当課)	134 災害対策緊急救援物資備蓄事業（防災安全対策課）					
実施期間	H30(2018) ●	H31(2019) ●	H32(2020) ●	H33(2021) ●	H34(2022) ●	H35(2023) ●
(事業概要) 県と市町村の協定に基づく食糧や生活必需品等の共同備蓄指定品目等を備蓄する。						

## 他の主体による取組・事業例の一覧

主体を「秋田県」「秋田市社会福祉協議会」「その他の公共機関等」「企業・法人等」「市民活動団体等」の区分に分けて、それぞれの事業を掲載しています。

主体の区分ごとの事業名の掲載順は、「第4部 障がい福祉施策の展開（施策体系）」（151ページ～204ページ）の【他の主体による取組・事業例】の掲載順と同じで、事業名の前についている番号は、主体区分ごとの通し番号です。

※ 主体・・・さまざまな社会的な活動を行う個人や団体等のことです。

### 秋田県

1	障害者差別解消の普及啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・	152
2	障害の有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重し合う教育の充実・・・・・・・・	152
3	障害者差別解消に係る職員対応要領の策定及びその周知・・・・・・・・	153
4	相談・紛争解決の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・	154
5	日常生活自立支援事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	156
6	障害者虐待防止対策支援事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	156
7	相談支援事業の促進・・・・・・・・・・・・・・・・	157
8	意思疎通支援事業の促進・・・・・・・・・・・・・・・・	158
9	障害者に関する正しい知識の啓発普及事業、 視覚障害者に関する啓発普及事業の実施・・・・・・・・	159
10	障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との 計画的・組織的な交流及び共同学習の推進・・・・・・・・	160
11	声の広報、点字広報の発行・・・・・・・・・・・・・・・・	161
12	テレビ広報番組における手話通訳の導入・・・・・・・・	161
13	点字等による情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・	162
14	あきたバリアフリーマップの提供・・・・・・・・	162
15	日常生活用具給付等事業によるトーキングエイド、 人工咽頭及び点字器等の給付・・・・・・・・	162
16	点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施・・・・・・・・	164
17	手話通訳者及び要約筆記者の養成研修の実施・・・・・・・・	164
18	盲ろう者向け通訳・介助者の養成研修事業の実施・・・・・・・・	164
19	コミュニティソーシャルワーカーを活用した 相談体制等に関するモデル事業の実施・・・・・・・・	165
20	発達障害者支援センターの運営支援・・・・・・・・	166
21	難病相談支援センター事業の促進・・・・・・・・	166
22	県障がい者総合支援協議会の運営及び地域協議会の支援・・・・・・・・	167
23	障害児等療育支援事業の推進・・・・・・・・	169
24	県立医療療育センターの運営支援・・・・・・・・	169
25	地域療育医療拠点施設の運営支援・・・・・・・・	169
26	すこやか療育支援事業の実施・・・・・・・・	169
27	難聴児補聴器購入費助成事業の実施・・・・・・・・	169
28	「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画」に基づく 特別支援教育の推進・・・・・・・・	169
29	校内支援体制機能強化と関係機関等との連携による 特別支援教育の充実・・・・・・・・	169

30	障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との 計画的・組織的な交流及び共同学習の推進	169
31	生活介護事業・自立訓練事業等の促進	171
32	障害者短期入所事業（ショートステイ）の促進	171
33	居宅事業、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者 包括等支援の各訪問系サービス事業の促進	171
34	聴覚障害者（児）日常生活支援事業の推進	175
35	盲青年社会生活教室開催事業の推進	175
36	盲婦人家庭生活訓練事業の推進	175
37	途中失明者緊急生活訓練事業の推進	175
38	オストメイト社会適応訓練事業の推進	175
39	知的障害者スポーツイベント及び レクリエーションイベントの開催	176
40	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施	177
41	難病患者支援ネットワーク事業	178
42	障害者のための軽スポーツレクリエーション大会の開催	181
43	車いす使用者のためのレクリエーションの開催	181
44	障害児・者施設整備補助事業の実施	182
45	福祉施設経営指導事業の実施	182
46	秋田県相談支援アドバイザーの設置・派遣	183
47	福祉保健人材・研修センターの運営	183
48	障害者社会参加推進センター運営事業の実施	183
49	点訳、朗読、手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳等の 人材育成	183
50	ガイドヘルパー養成研修の実施	183
51	多世代協働による地域活動の促進	184
52	多様な社会貢献活動と協働モデルの普及	184
53	NPO等への情報発信の強化	184
54	先天性代謝異常検査事業の実施及び 新生児聴覚検査事業の普及啓発	185
55	妊娠中毒症等療養援護費の支給	185
56	母子保健従事者研修会の開催	185
57	特定医療費（指定難病）助成事業及び 小児慢性特定疾病医療費助成事業等の実施	185
58	福祉医療費等助成事業の実施	186
59	自立支援医療（精神病院医療・更生医療・育成医療）及び 補装具の給付	186
60	精神科救急医療体制整備事業の実施	186
61	心はればれ県民運動推進事業の実施	186
62	歩道の段差、急勾配の解消	188
63	視覚に障害のある人のための点字ブロックの敷設	188
64	歩行者案内標識の整備	188
65	低床小型バスの導入支援	188
66	障害者等用駐車場の適正な利用の促進	188
67	障害者雇用優良事業所表彰等を通じた 障害者雇用への理解と関心の促進	189

68	障害者就業・生活支援センターによる職場定着に係る生活支援や 職場実習のあっせん等による就労支援、雇用の受け皿と なる新たな企業開拓の促進	189
69	職場適応訓練制度の活用による雇用の促進	189
70	雇用労働アドバイザーによる国の助成金などの 各種支援制度の周知による雇用の促進	190
71	民間教育訓練機関や事業主等を活用した 多様な職業訓練機会の提供	190
72	障害等のある生徒に対する職業教育の充実と就業の促進	190
73	就労移行支援事業の促進	191
74	障害者就業・生活支援センターの設置	191
75	就労継続支援事業の充実	191
76	「秋田県工賃向上計画」に基づいた工賃向上等支援事業の推進	191
77	就労支援機関や福祉、教育等の関係機関との連携による 職業訓練受講の促進	192
78	障害者技能大会を通じた職業的自立の促進	192
79	障害者スポーツ推進員設置事業	194
80	障害者スポーツ指導員養成事業	194
81	障害者スポーツ教室開催事業	194
82	障害者スポーツ体験交流事業	194
83	秋田県障害者スポーツ大会開催事業	194
84	全国障害者スポーツ大会派遣事業	194
85	知的障害者スポーツイベント及び レクリエーションイベントの開催	194
86	障害者スポーツ普及・推進事業の実施	194
87	心いきいき芸術・文化祭の開催	195
88	秋田県バリアフリー推進賞による表彰	197
89	公営住宅のバリアフリー化	198
90	「秋田花まるっ住宅ガイドライン」の普及	198
91	放課後児童クラブの設置の推進	199
92	福祉教育副読本「みんな大好き～福祉のこころ～」の配布	199
93	ボランティア活動協力校の指定	199
94	障害者社会参加総合推進事業の実施	199
95	雪国の地域支え合い体制の強化	200
96	除排雪の安全対策の普及、講習会の実施	200
97	メール110番、FAX110番の利用促進	202
98	秋田県地域安全ネットワーク活動の推進	202
99	交番を通じた地域安全情報等の提供	203
100	「障害者防災マニュアル」を通じた普及・啓発	203
101	DPA T（災害派遣精神医療チーム）設置に向けての 体制整備の推進	204

**秋田市社会福祉協議会**

1	手話通訳者設置事業	163
2	ふれあいさんの派遣	171
3	移送車の貸出	171
4	安心探知機設置への補助	172
5	救急医療情報キット（安心キット）の普及	172
6	車いすの貸出	188
7	車いすのまま乗車できる軽自動車の貸出	188
8	除雪支援ボランティア	200

**その他の公共機関等**

1	成年後見制度に関する相談（日本司法支援センター「法テラス」） （秋田弁護士会）（秋田県司法書士会）（秋田県社会福祉士会） （秋田県行政書士会）	156
2	高齢者虐待防止対策（各地域包括支援センター）	157
3	特別支援教育就学奨励費（県立の特別支援学校）	169
4	訪問歯科診療（秋田市歯科医師会）	186
5	駐車禁止除外指定車標章の交付（警察署）	188
6	知的障がい者就労支援（秋田市総合振興公社）	190
7	就職についての職業相談・職業紹介（ハローワーク秋田）	192
8	技能・資格習得のための職業訓練（ハローワーク秋田）	192
9	就職後の職場定着支援（ハローワーク秋田）	192
10	職場適応援助者支援事業（秋田障害者職業センター）	192
11	職業準備支援（秋田障害者職業センター）	192
12	精神性疾患を有する休職者を対象とした 職場復帰支援（秋田障害者職業センター）	192
13	障がい者の就業およびそれに伴う生活に関する相談・助言 （障害者就業・生活支援センター「ウェルビューいずみ」）	192
14	職業準備訓練の紹介 （障害者就業・生活支援センター「ウェルビューいずみ」）	192
15	障害者スポーツを楽しむ日（秋田県障害者スポーツ協会）	194
16	体育施設利用料金の割引 （秋田県立総合プール・秋田県立スケート場）	194
17	ボランティア活動について（秋田市ボランティアセンター）	195

**企業・法人等**

1	無料番号案内（NTT東日本）	163
2	電話お願い手帳の発行（NTT東日本）	163
3	点字電話帳の発行（NTT東日本）	163
4	携帯電話利用料等の割引制度（各電話会社）	163
5	NHK放送受信料の免除（NHK）	171
6	点字郵便物の料金制度（日本郵便株式会社）	175
7	JR運賃の割引（JR東日本）	188
8	国内航空旅客運賃の割引（各航空会社）	188
9	有料道路通行料金の割引（東日本高速道路株式会社）	188

10 タクシー運賃の割引（各タクシー会社）・・・・・・・・・・188

**市民活動団体等**

---

1 NPO法人等による啓発活動（NPO法人等）・・・・・・・・・・197  
2 各障がい者団体、NPO法人等による啓発活動  
（障がい者団体、NPO法人等）・・・・・・・・・・199

## 意思疎通支援事業の概要

### 手話通訳者設置事業

- ◆設置場所 秋田市障がい福祉課 3名  
秋田市社会福祉協議会 1名

### 手話通訳者・要約筆記者(奉仕員)派遣事業

- ◆事業委託 手話通訳者 12名  
要約筆記者(奉仕員) 19名

※手話通訳者・要約筆記者(奉仕員)派遣事業は、平成18年10月1日より実施

※手話通訳者・要約筆記者(奉仕員)の人数は、平成29年3月末現在

各年度末現在 単位：件

年 度	件 数			
	手話通訳者			要約筆記者(奉仕員)
	設置者 対応件数	派遣登録者 対応件数	小計	派遣登録者 対応件数
24年度	1,933	168	2,101	79
25年度	1,952	263	2,215	95
26年度	2,099	211	2,310	110
27年度	2,179	190	2,369	98
28年度	2,249	179	2,428	96

- ・設置者対応件数は、市設置の専任手話通訳者（4名内市社会福祉協議会委託1名含む）が対応した件数です。
- ・派遣登録者対応件数は、市に登録している手話通訳者（12名）・要約筆記者(奉仕員)（19名）が対応した件数です。

### 【参考】手話通訳者および要約筆記者(奉仕員)の主な活動内容（平成28年度）

- ・生命及び健康の維持増進に関すること（1,397件）
- ・公的機関での手続きに関すること（478件）
- ・各種大会、会議、講演会に関すること（172件）
- ・教育および保育に関すること（25件）
- ・技術資格取得に関すること（6件）

※ それぞれの件数には、聴覚障がい者以外（学校、大会主催者、公的機関等）からの依頼に対応した件数も含まれています。

第5次秋田市障がい者プラン策定経過

年 月 日		スケジュール	内容
29年	5月18日	第5次秋田市障がい者プランの策定について (諮問)	諮問
	5月25日	平成29年度第1回秋田市社会福祉審議会全体会	概要説明
		平成29年度第1回秋田市社会福祉審議会障がい者 専門分科会	策定方針 決定
	11月30日	秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条 例案提出	条例案提出
	12月15日	平成29年11月市議会定例会 厚生委員会	骨子案報告
	12月22日	秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条 例案可決	条例案可決
		平成29年度第4回秋田市社会福祉審議会障がい者 専門分科会	施策体系 再編成協議
30年	1月15日 ~2月1日	パブリックコメントの実施	意見公募
	1月24日	閉会中厚生委員会	素案報告
	1月25日	平成29年度第5回秋田市社会福祉審議会障がい者 専門分科会	素案確認
	2月7日	平成29年度第6回秋田市社会福祉審議会障がい者 専門分科会	原案確認
		平成29年度第2回秋田市社会福祉審議会全体会	原案了承
	2月21日	第5次秋田市障がい者プランの策定について (答申)	答申
	3月12日	平成30年2月市議会定例会 厚生委員会	成案報告
	3月	第5次秋田市障がい者プラン策定	策定
	3月	第5次秋田市障がい者プラン公表	公表

## 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

平成29年12月22日  
条例第41号

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第7条）

## 第2章 障がいを理由とする差別の解消

## 第1節 障がいのある人に対する差別の禁止等（第8条・第9条）

## 第2節 障がいを理由とする差別に対する相談体制（第10条—第13条）

## 第3節 秋田市障がい者差別解消調整委員会（第14条—第17条）

## 第3章 共生する社会の実現に向けた基本となる施策

## 第1節 理解の促進（第18条・第19条）

## 第2節 障がいのある人の情報の取得および意思疎通（第20条—第23条）

## 第3節 障がいのある人の自立および社会参加（第24条・第25条）

## 第4章 雑則（第26条）

## 附則

本市では、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせるよう、これまでも様々な施策を推進してきました。

しかしながら、障がいのある人は、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏見により障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないことから、日常生活や社会生活の様々な場面において制限を受けたりすることがあります。

このような状況を踏まえ、障がいのある人が受ける制限を個人の問題としてではなく、市民一人ひとりの問題と捉え、市、事業者および市民が協力してこの問題に取り組んでいく必要があります。

市民一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、ともに支え合い、地域で安心して暮らしながら生きがいを持って参加することができる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会（以下「共生する社会」という。）の実現に向けて、基本理念を定め、市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者をいう。

- (3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいのある人に対し不利益な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない範囲内において、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢および障がいの状態に応じて行う必要かつ適当な変更および調整をいう。
- (6) 差別 不当な差別的取扱いおよび合理的配慮の不提供をいう。

(基本理念)

第3条 共生する社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 障がいがある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。
- (2) 不当な差別的取扱いによって、障がいのある人の権利利益が侵害されないこと。
- (3) 障がいのある人が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、合理的配慮の提供がなされること。
- (4) 障がいのある人への支援は、障がいのある人の選択を尊重するとともに、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めることにより行うこと。
- (5) 誰もが互いに意思を伝えあい、理解しあえるよう、言語（手話を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策の推進は、市、事業者、市民および関係機関が相互に連携して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいおよび障がいのある人に対する事業者および市民の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けて必要な施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策の推進に協力するとともに、障がいのある人に対し合理的配慮の提供をするよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がいを理由とする差別の解消

第1節 障がいのある人に対する差別の禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 市、事業者および市民は、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の不提供の禁止等)

第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮の提供をしなければ

ならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮の提供をするよう努めるものとする。

### 第2節 障がいを理由とする差別に対する相談体制

(相談)

第10条 障がいのある人、当該障がいのある人の家族その他の関係者（以下「障がいのある人等」という。）又は事業者は、市に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができるものとする。

- 2 市は、障がいのある人等又は事業者から前項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 障がいのある人等および当該相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の関係者への事実の確認
- (2) 障がいのある人等および相談事案の関係者への相談事案の解決に必要な支援
- (3) 関係行政機関との連絡調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応（助言又はあっせんの申立て）

第11条 前条第1項に規定する相談をした障がいのある人等又は事業者は、同条第2項の規定による対応が行われてもなお相談事案が解決されないときは、市長に対し、当該相談事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。ただし、当該障がいのある人の家族その他の関係者が助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申立ては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる行政庁の処分に対しては、することができない。

(助言又はあっせん)

第12条 市長は、前条第1項の申立てがあった場合は、調整委員会（第14条に規定する調整委員会をいう。以下この条において同じ。）に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を求めるものとする。

- 2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る相談事案の関係者に対し、調整委員会への出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 市長は、調整委員会からの答申を受け、助言又はあっせんを行うことが適当であると認めるときは、当該申立てに係る相談事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第13条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

### 第3節 秋田市障がい者差別解消調整委員会

(設置)

第14条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するた

め、秋田市障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

(組織)

第15条 調整委員会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障がいのある人、当該障がいのある人の家族および当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者
- (2) 事業者
- (3) 福祉、医療、雇用および教育に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者  
(委員の任期等)

第16条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規則への委任)

第17条 この節に定めるもののほか、調整委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 共生する社会の実現に向けた基本となる施策

#### 第1節 理解の促進

(啓発活動の推進)

第18条 市は、障がいおよび障がいのある人に対する事業者および市民の理解を深めるための広報その他の啓発活動を推進するものとする。

(交流の機会の確保等)

第19条 市は、障がいがある人もない人も相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保等に努めるものとする。

#### 第2節 障がいのある人の情報の取得および意思疎通

(情報の取得および意思疎通における支援)

第20条 市は、障がいのある人が容易に情報の取得および意思疎通をすることができるようにするため、必要な支援を行うものとする。

(障がいのある人に配慮した情報の提供)

第21条 市は、障がいのある人が情報を速やかに得ることができるよう、言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他の障がいの特性に配慮した手段等による情報の提供を行うよう努めるものとする。

(意思疎通の手段の普及)

第22条 市は、言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他の障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の普及に努めるものとする。

(意思疎通の支援者の養成等)

第23条 市は、手話通訳その他の方法により障がいのある人の意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のため、必要な支援に努めるものとする。

#### 第3節 障がいのある人の自立および社会参加

(移動の手段への支援)

第24条 市は、障がいのある人の自立および社会参加の促進のため、障がいのある人が移動の手段を確保し、安全で快適に利用することができるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解および協力を得るよう努めるものとする。

(就労および雇用への支援等)

第25条 市は、国、他の地方公共団体および関係機関と連携し、障がいのある人の就労が促進されるよう、障がいのある人が必要とする就労に係る相談を受け、および支援を行うものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体および関係機関と連携し、事業者が障がいのある人の障

がいの特性を理解し、障がいのある人の雇用の機会を広げるために必要な支援を行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会条例

平成12年3月27日  
条例第9号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平12条例48・一部改正）

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉および精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。

（平12条例48・平25条例50・平26条例56・平29条例10・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員52人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（平26条例35・一部改正）

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例（平成8年秋田市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第56号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第2号で平成27年4月1日から施行)

附 則（平成29年3月17日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体

障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第5条 審議会が必要と認めるときは、審査部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会（審査部会を含む。以下同じ。）に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議)

第6条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 審査部会

(任期)

第7条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月9日から施行する。

秋田市社会福祉審議会委員名簿

平成30年2月7日現在

	氏名	団体名	団体肩書	専門分科会	専門分科会 (兼務)
1	相場 哲也	秋田商工会議所	専務理事	児童	
2	大野 忠行	秋田市医師会	理事	児童	
3	奥田 貴子	秋田市私立幼稚園PTA連合会	会員	児童	
4	小野 誠	秋田県中央児童相談所	副主幹(兼)班長	児童	民生委員 審査
5	小山 清博	秋田市小学校長会	会員	児童	民生委員 審査
6	小林 崇之	一般社団法人秋田市歯科医師会	地域保健理事	児童	
7	佐々木 亮次	秋田県臨床心理士会	会長	児童	
8	佐藤 真知子	秋田市連合婦人会	会員	児童	民生委員 審査
9	澤口 勇人	秋田市保育協議会	会長	児童	
10	鈴木 雅征	秋田労働局	雇用環境・均等室長	児童	民生委員 審査
11	多田 基大	秋田市保育協議会	保育所児童保護者	児童	
12	中川 聖子	秋田市母子寡婦福祉連合会	会長	児童	
13	長谷川 元子	秋田市保育協議会	副会長	児童	地域福祉
14	廣嶋 禮治	秋田市民生児童委員協議会	副会長	児童	民生委員 審査
15	福田 廣美	連合秋田中央地域協議会	事務局長	児童	
16	藤原 はるみ	秋田市私立幼稚園・認定こども園協会	監事	児童	
17	古田 由美子	一般社団法人秋田県助産師会	理事	児童	
18	細部 あけみ	CAPあきた	代表	児童	
19	山崎 純	特定非営利活動法人子育て応援Seed	理事長	児童	
20	渡辺 丈夫	秋田市私立幼稚園・認定こども園協会	会長	児童	
21	鎌田 加奈子	医療法人 久幸会	手形ハウス施設長	障がい者	
22	川田 直政	秋田市身体障害者協会	会長	障がい者	
23	木村 盛郎	高清水園	園長	障がい者	
24	小林 顕	秋田市手をつなぐ育成会	副会長	障がい者	
25	齋藤 喜代美	高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部 秋田障害者職業センター	所長	障がい者	
26	坂本 仁	秋田県立医療療育センター	センター長	障がい者	

27	進 藤 香代子	秋田県知的障害者福祉協会	会員施設長	障がい者	地域福祉
28	塚 本 宏 明	秋田県高等学校長協会特別支援学校部会	会員	障がい者	
29	成 田 裕一郎	秋田市医師会	理事	障がい者	
30	松 橋 貞一郎	秋田公共職業安定所	所長	障がい者	
31	三 浦 雅 子	特定非営利活動法人秋田けやき会	理事	障がい者	
32	毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学	副学長	障がい者	
33	蓬 田 興 信	社会福祉法人グリーンローズ	代表理事	障がい者	地域福祉
34	石 村 照 子	公益社団法人認知症の人と家族の会秋田県支部	副代表	高齢者	
35	稲 庭 千弥子	秋田県介護老人保健施設連絡協議会	会長	高齢者	
36	今 泉 博 雄	秋田市老人福祉施設連絡協議会	会長	高齢者	地域福祉
37	熊 谷 肇	秋田市医師会	理事	高齢者	
38	熊 澤 由美子	国立大学法人秋田大学医学部保健学科	講師	高齢者	
39	佐 藤 一 実	一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部	幹事長	高齢者	
40	清 水 由美子	秋田県中央地区介護支援専門員協会	監事	高齢者	
41	高 杉 静 子	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会	委員	高齢者	
42	高 橋 良 慥	秋田市老人クラブ連合会	副会長	高齢者	
43	玉 木 克 弥	一般社団法人秋田市歯科医師会	在宅・障がい者 医療・介護理事	高齢者	
44	土 肥 良 三	秋田市民生児童委員協議会	会長	高齢者	地域福祉
45	船 木 孔	秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会	幹事	高齢者	地域福祉
46	山 崎 弘 子	一般社団法人秋田県社会福祉士会	会員	高齢者	
47	遠 藤 善 衛	秋田市ボランティア連絡協議会	会長	地域福祉	
48	尾 野 恭 一	国立大学法人秋田大学医学部	学部長	地域福祉	
49	野 口 良 孝	秋田市社会福祉協議会	会長	地域福祉	民生委員 審査
50	林 明 夫	北部地域住民自治協議会	会長	地域福祉	民生委員 審査
51	原 義 彦	国立大学法人秋田大学大学院教育学研究科	教授	地域福祉	
52	渡 邊 剛	秋田経済同友会	常任幹事	地域福祉	

第5次秋田市障がい者プラン

53	伊勢昌弘	秋田弁護士会 高齢者・障害者問題対策委員会	委員	障がい者 臨時委員
54	小野寺 浩	秋田県重症心身障害児(者)を守る会	会長	障がい者 臨時委員
55	加藤倫紀	秋田市医師会	会員	障がい者 臨時委員
56	加藤雅史	秋田県精神保健福祉士協会	会長	障がい者 臨時委員
57	工藤撰子	秋田県社会福祉士会	事務局次長	障がい者 臨時委員
58	佐々木 達夫	秋田市視覚障がい者協会	会長	障がい者 臨時委員
59	佐藤ちはや	秋田県立医療療育センター	総合相談・医療 療育連携室 主任	障がい者 臨時委員
60	下村辰雄	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	副センター長	障がい者 臨時委員
61	滝波洋子	秋田県難病団体連絡協議会	理事長	障がい者 臨時委員
62	武田亨一	秋田市ろうあ協会	会長	障がい者 臨時委員
63	中川真理子	秋田県難聴者・中途失聴者協会	事務局長	障がい者 臨時委員
64	加賀正子	秋田市介護保険運営協議会	委員	高齢者 臨時委員
65	武田龍生	秋田市介護保険運営協議会	委員	高齢者 臨時委員
66	門間弘子	秋田市介護保険運営協議会	委員	高齢者 臨時委員

## 秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会委員名簿

平成30年2月7日現在

	氏名	団体名	団体肩書	役職等
1	毛内 嘉威	秋田公立美術大学	副学長	会長
2	齋藤 喜代美	高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部 秋田障害者職業センター	所長	副会長
3	木村 盛郎	高清水園	園長	委員
4	松橋 貞一郎	秋田公共職業安定所	所長	委員
5	鎌田 加奈子	医療法人久幸会	手形ハウス 施設長	委員
6	川田 直政	秋田市身体障害者協会	会長	委員
7	坂本 仁	秋田県立医療療育センター	センター長	委員
8	進藤 香代子	秋田県知的障害者福祉協会	会員施設長	委員
9	小林 顕	秋田市手をつなぐ育成会	副会長	委員
10	塚本 宏明	秋田県高等学校長協会特別支援学校部会	会員	委員
11	成田 裕一郎	秋田市医師会	理事	委員
12	三浦 雅子	特定非営利活動法人秋田けやき会	理事	委員
13	蓬田 興信	社会福祉法人グリーンローズ	代表理事	委員
14	佐々木 達夫	秋田市視覚障がい者協会	会長	臨時委員
15	武田 亨一	秋田市ろうあ協会	会長	臨時委員
16	中川 真理子	秋田県難聴者・中途失聴者協会	事務局長	臨時委員
17	小野寺 浩	秋田県重症心身障害児（者）を守る会	会長	臨時委員
18	滝波 洋子	秋田県難病団体連絡協議会	理事長	臨時委員
19	工藤 撰子	秋田県社会福祉士会	事務局次長	臨時委員
20	加藤 雅史	秋田県精神保健福祉士協会	会長	臨時委員
21	加藤 倫紀	秋田市医師会	会員	臨時委員
22	下村 辰雄	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	副センター長	臨時委員
23	佐藤 ちはや	秋田県立医療療育センター	総合相談・医療療育 連携室 主任	臨時委員
24	伊勢 昌弘	秋田弁護士会 高齢者・障害者問題対策委員会	委員	臨時委員